

経済産業省受託事業

タイにおける模倣品流通実態調査

2020年3月

日本貿易振興機構（JETRO）
バンコク事務所 知的財産部

目次

第 1 章

模倣品を含む知的財産権を侵害する製品の定義（「模倣品」）

- 1.1 模倣品の定義
- 1.2 侵害行為の種類

第 2 章

管轄機関及びそれぞれの所掌範囲、権限

- 2.1 知的財産権局（Department of Intellectual Property: DIP）
- 2.2 法務省特別捜査局（Department of Special Investigation: DSI）
- 2.3 検察庁（The Public Prosecution Office）
- 2.4 タイ税関（The Royal Thai Customs）
- 2.5 経済犯罪抑制部（The Economic Crime Suppression Division: ECD）
- 2.6 中央知的財産国際貿易裁判所（The Central Intellectual Property and International Trade Court: CIPITC）
- 2.7 知的財産侵害抑制小委員会（Suppression of IP infringement Sub-Committee）
- 2.8 デジタル経済社会省（Ministry of Digital Economy and Society: MDES）
- 2.9 国家放送通信委員会（National Broadcasting and Telecommunications Commission: NBTC）
- 2.10 技術犯罪抑制部（Technology Crime Suppression Division: TCSD）
- 2.11 タイ情報技術犯罪抑制作業部会（Thailand's Action Taskforce for Information Technology Crime Suppression : TACTICS）
- 2.12 知的財産侵害及びインターネット犯罪抑制に対するタイ警察センター（Center of Operational Policing for Thailand against Intellectual Property Violations and Crimes on the Internet Suppression: COPTIC）

第 3 章

タイの知的財産権エンフォースメント

- 3.1 権利者自らによる対策
- 3.2 行政手続による救済
- 3.3 裁判手続による救済（民事・刑事）
- 3.4 税関に関する事項

第 4 章

タイ市場における模倣品の実態

- 4.1 過去十年間(2008 年以降)のタイ市場における模倣品の実態
- 4.2 模倣品の主要販売地域
 - 4.2.1 電気製品
 - 4.2.2 化粧品及び医薬品
 - 4.2.3 車両及びそのスペア部品

- 4.2.4 食品及び食料品
- 4.2.5 衣料品及び靴製品
- 4.3 模倣品の流通実態
 - 4.3.1 模倣品の製造及び組立て
 - 4.3.2 模倣品の流通
 - 4.3.3 模倣品の消費
- 4.4 タイにおける日本製品の模倣品の流通

第5章

模倣品の流通に影響を与える要因

- 5.1 タイの消費者の購買力および消費傾向
- 5.2 消費者の消費の決定に影響を与える要因
- 5.3 模倣品使用に伴う損失及びリスク

第6章

タイにおける模倣品対策

- 6.1 政府の政策、2008年以降の法改正、誓約、行動計画及び実績
- 6.2 模倣品に対する企業の対策事例
- 6.3 模倣品対策に影響を与える要因
 - 6.3.1 法律
 - 6.3.2 関連機関の実施能力
 - 6.3.3 関連機関間での協力
 - 6.3.4 関連機関と権利者との間の協力
- 6.4 並行輸入の可否

第7章

模倣品が流通している企業に対するアドバイス

- 7.1 企業は何をすればよいか？
- 7.2 関連機関による協力及び支援
- 7.3 弁護士の役割、弁護士が信頼できるか否かの基準
- 7.4 警告書、行政処分、民事措置に関する留意点

1. 模倣品を含む知的財産権を侵害する製品の定義(「模倣品」)

1.1 模倣品の定義

タイ法では「模倣」の定義はないものの、登録商標の模造及び模倣等一般的に模倣と同一視される行動は法令により禁止されている。一般的に「模倣品」とは、広く知的財産権を侵害する製品をいう。タイにおける法令による、知的財産権の種類を以下に記す。

| 権利の種類 | 特許権 |
|--------|---|
| 保護の範囲 | 以下の発明(新規な製品、方法、または、製品若しくは方法の改良からもたらされる発見または発明): (a) 新規性を有し (b) 進歩性を有し (c) 産業上利用可能である ¹ 及び、禁止されていない発明 |
| 保護取得方法 | 特許出願は、知的財産権局に行わなければならない。スムーズに登録された場合、通常特許権が付与されるのに約5年間かかる。優先権を主張する場合、第一国出願日から12ヶ月以内にタイ内に出願しなければならない。 |
| 取得権利 | 特許製品又は特許された方法の使用によって製造された物品を、製造、使用、販売、販売のための所持、販売の申出、及びタイへ輸入する独占権 ² |
| 保護期間 | 出願日から20年。保護期間は延長することができない。 |

¹ B.E. 2535年特許法(第2号)およびB.E. 2542年特許法(第3号)により改正されたB.E. 2522年特許法第5条, “第9条に従うことを条件として、特許は、次の条件が満たされた発明に対して付与されるものとする。

- (1) その発明が新規であること
- (2) 進歩性を有すること、及び
- (3) 産業上利用できること”

² B.E. 2535年特許法(第2号)およびB.E. 2542年特許法(第3号)により改正されたB.E. 2522年特許法第36条, “特許権者以外の何人も次の権利を有さない。

- (1) 特許の主題が製品である場合において、特許製品を製造し、使用し、販売し、販売のため所持し、販売のため供給し、かつ輸入する権利
- (2) 特許の主題が製法である場合において、特許方法を使用し、また、特許方法で製造した製品を生産し、販売し、販売のため所持し、販売のため供給し、かつ輸入する権利”

| 権利の種類 | 小特許 |
|--------|--|
| 保護の範囲 | (a) 新規性を有し (b) 産業上利用可能である ³ 発明 |
| 保護取得方法 | 小特許の登録出願は、知的財産権局に行わなければならない。小特許が付与されるのに1年～2年間かかる。国際特許出願は、優先権を主張する場合、第一国出願日から12ヶ月以内にタイ国内に出願しなければならない。 |
| 取得権利 | 小特許にかかる製品又は小特許された方法の使用によって製造された物品を、製造、使用、販売、販売のための所持、販売の申出、及びタイへ輸入する独占権 ⁴ |
| 保護期間 | 出願日から6年間。保護期間は、さらに一回につき2年の更新が2回更新できる。従って、最大保護期間は10年間である。 |

| 権利の種類 | 意匠権 |
|--------|--|
| 保護の範囲 | 物品の装飾的または審美的な要素。つまり、保護されるのは物品の外観のみである。意匠は新規でなければならない。 ⁵ |
| 保護取得方法 | 意匠登録出願は知的財産権局に行わなければならない。意匠特許権の取得には通常約2年から3年程度かかる。優先権を主張する場合、第一国出願日から6ヶ月以内にタイ国内に出願しなければならない。 |
| 取得権利 | 製品に特許意匠を使用する、または、権利取得を具現化した物品を、販売、販売のための所持、販売の申出、及びタイへ輸入する独占権 ⁶ |
| 保護期間 | 出願日から10年間。保護期間は更新できない。 |

³ B.E. 2535 年特許法(第2号)および B.E. 2542 年特許法(第3号)により改正された B.E. 2522 年特許法第 65 条の 2, “小特許は、次の条件が満たされた発明に対して付与されるものとする。

- (1) その発明が新規であること
- (2) 産業上利用できること”

⁴ B.E. 2535 年特許法(第2号)および B.E. 2542 年特許法(第3号)により改正された B.E. 2522 年特許法第 36 条, “特許権者以外の何人も次の権利を有さない。

- (1) 特許の主題が製品である場合において、特許製品を製造し、使用し、販売し、販売のため所持し、販売のため供給し、かつ輸入する権利
- (2) 特許の主題が製法である場合において、特許方法を使用し、また、特許方法で製造した製品を生産し、販売し、販売のため所持し、販売のため供給し、かつ輸入する権利”

⁵ B.E. 2535 年特許法(第2号)および B.E. 2542 年特許法(第3号)により改正された B.E. 2522 年特許法第 56 条, “手工芸意匠を含む新しい工業意匠に対して、本法に基づき特許が付与されるものとする。”

⁶ B.E. 2535 年特許法(第2号)および B.E. 2542 年特許法(第3号)により改正された B.E. 2522 年特許法第 63 条, “特許権者以外の何人も、調査研究を目的とする意匠の使用を除き、製品の製造において特許意匠を使用する権利、又は特許意匠を具現した製品を販売し、販売のため所持し、販売のため供給し若しくは輸入する権利を有さない。”

| 権利の種類 | 著作権 |
|--------|--|
| 保護の範囲 | コンピュータ・プログラム、実演、文学、映画、放送を含む、文芸、美術、音楽分野における独創的な表現 ⁷ |
| 保護取得方法 | 保護は、創作した時点において自動的に発生する。タイにおいて著作権の保護を受けるために、著作物を登録することは要求されない。しかしながら、著作権者が知的財産権局に所有権を登録することができる。 |
| 取得権利 | <ul style="list-style-type: none"> • 著作物を複製または利用でき • 公衆に著作物を頒布でき • 著作物またはその複製物を貸与でき • 著作権から生じる利益を他人に与え • 他人に著作物を利用するライセンスを与えられる⁸ 排他権 |
| 保護期間 | 著作権の保護期間は、著作者の生存期間と、さらに著作者の死後 50 年間である。著作者が法人である場合、著作権は著作物が最初に公表された後 50 年間、または、その創作後 50 年間公表されない場合はその創作後 50 年間、存続する。保護期間は更新できない。 |

| 権利の種類 | 商標権 |
|--------|--|
| 保護の範囲 | <p>(a) 自他識別力を有する</p> <p>(b) 商標法により禁止されていない</p> <p>(c) 他人の先登録商標と同一または類似ではない</p> <p>商標（他人の商標に係る商品／サービスと区別するために、商品またはサービスに関して、使用または使用されるために所持される標章）</p> |
| 保護取得方法 | 商標登録出願は、知的財産権局に申請しなければならない。商標権の取得には通常約 2 年程度かかる。優先権を主張する場合、第一国出願日から 6 ヶ月以内にタイに出願しなければならない。 |
| 取得権利 | 登録された商品またはサービスについての登録商標の使用の排他権 ⁹ |
| 保護期間 | 出願日から 10 年間。保護期間はさらに 10 年間更新できる。 |

⁷ B.E. 2558 年著作権法(第 2 号)、B.E. 2558 年著作権法(第 3 号)および B.E. 2561 年著作権法(第 4 号)により改正された B.E. 2537 年著作権法第 6 条, “本法において著作権のある著作物とは、その表現の態様又は形式を問わず、文芸、学術・美術分野に属する文芸、演劇、美術、音楽、視聴覚、映画、録音、音及び映像の放送の著作物その他の著作物をいう。著作権の保護は、着想又は手順、工程、体系、使用の手法、操作、概念、原則、発見、科学的又は数学的理論には及ばない。”

⁸ B.E. 2558 年著作権法(第 2 号)、B.E. 2558 年著作権法(第 3 号)および B.E. 2561 年著作権法(第 4 号)により改正された B.E. 2537 年著作権法第 15 条, “著作権者は、次の排他的権利を専有する。

(1) 複製又は翻案

(2) 公衆への伝達

(3) コンピュータ・プログラム、視聴覚著作物、映画の著作物及び録音物の原作品又はその複製物の貸与

(4) 著作権から生じる利益の他人への供与

(5) 条件を付し又は付さないでする、上記(1)、(2)または(3)に述べた権利の許諾。但し、その条件は、不当に競争を制限するものであってはならない。”

⁹ B.E. 2543 年商標法(第 2 号) および B.E. 2559 年商標法(第 3 号)により改正された B.E. 2534 年商標法 第 44 条, “商標の所有者として登録される者は、登録が付与された商品に関してその商標を使用する排他権を有するものとする。”

権利の種類

営業秘密

| | |
|--------|--|
| 保護の範囲 | 公知ではなく、所有者に経済的利益または利点を与える情報であり、そして、当該情報の管理者が秘密状態を維持するために相応の努力をした情報 ¹⁰ |
| 保護取得方法 | 営業秘密法は、自動的に保護を与え、登録を要件としない。 |
| 取得権利 | 営業秘密を開示、使用、他人に使用を許可する権利 ¹¹ |
| 保護期間 | 営業秘密が秘密状態である限り、保護期間は存続する。すなわち、営業秘密の保護期間は、公衆に開示されない限り、無期限に存続する。 |

模倣とは、製品の複製品を製造し、真正品・正規品のように公衆に利用可能にする行為である。海賊行為（著作権侵害）とは、同様の概念であるが、一般的に権原なく著作物の複製品の違法な商業的複製をいう。

商標に関して、商標の模倣行為と関連付ける法令は、B.E. 2543 年法律（第 2 号）及び B.E. 2559 年法律（第 3 号）により改正された B.E. 2534 年商標法であり、特に、登録商標の模倣・模造及び模倣・模造された商標を使用する商品・サービスの販売の申出に対する防御を規定する当該商標法第 108 条から第 110 条である。

商標法とは別に、刑法第 272(1)条はまた、商品、包装または広告に、商標権者の商品・サービスであると公衆に信じさせる、名称、図形または創作的な標章を使用する慣習上模倣である行為を禁止する。また、タイでは、未登録商標の権利は、商標法第 46 条で認められている。¹² 従って、商標権者の商品として偽る商品も模倣品であるとみなされる。

著作権に関して、B.E. 2558 年著作権法(第 2 号)、B.E. 2558 年著作権法(第 3 号)及び B.E. 2561 年著作権法(第 4 号)によって改正された B.E. 2537 年著作権法は、明確に、著作権侵害を構成する行為の定義を規定している。著作権侵害は、故意に、直接的または間接的に、他人の著作物を複製、改変、再生、翻案、頒布または出版することによって、承諾なく他人の著作権を犯す場合に成立し、これらの行為は模倣、またはより一般的には著作権に対する海賊行為としてみなされる。

¹⁰ B.E. 2558 年営業秘密法(第 2 号)により改正された B.E. 2545 年営業秘密法 第 3 条, “「営業秘密」とは、まだ一般に広く認識されていない、又はその情報に通常触れられる特定の人にまだ届いていない営業情報であって、かつ機密であることにより商業価値をもたらす情報、及び営業秘密 管理者が機密を保持するために適当な手段を採用している情報であることを意味する。”

¹¹ B.E. 2558 年営業秘密法(第 2 号)により改正された B.E. 2545 年営業秘密法 第 5 条, “営業秘密保有者は営業秘密を開示、持ち出し若しくは使用する権利を有し、又は今後もその営業秘密の機密性を保持するという条件のもと、他人が営業秘密を開示、持ち出し若しくは使用するのを許可する権利も有する。営業秘密保有者はまた、秘密を維持する期間及び条件を規定することができる。”

¹² B.E. 2543 年商標法(第 2 号) および B.E. 2559 年商標法(第 3 号)により改正された B.E. 2534 年商標法 第 46 条, “何人も、登録されていない商標の侵害に対して使用の差止又は損害賠償の訴訟を裁判所に提起することはできない。本条の規定は、登録されていない商標の所有者が、商標所有者の商品として商品を詐称した者に対して訴訟を提起する権利に影響するものではない。”

著作権とは異なるが、B.E. 2535 年特許法(第 2 号)及び B.E. 2542 年特許法(第 3 号)によって改正された B.E. 2522 年特許法は、どのような行為が特許権侵害を構成するのかという定義を規定していないが、特許法第 36 条は、特許権者の独占権の一覧を規定している。¹³ 結果として、特許製品を製造、使用、販売、販売のために所持、販売の申出若しくは輸入する、または、特許を受けた方法を使用する、または、特許を受けた方法によって製造された製品を使用、販売、販売のために所持、販売の申出若しくは輸入する、特許権者以外のいかなる者も特許を模倣する者としてみなされると言える。

1.2 侵害行為の種類

商標の模倣及び著作物の海賊行為は、タイにおいて最も深刻な知的財産権侵害である。中央知的財産国際貿易裁判所(IP&IT Court)による 2014 年-2018 年統計によると、同裁判所で取り扱った侵害訴訟は、商標権侵害と著作権侵害が大半を占めた。¹⁴ 結果として、タイにおいて模倣に言及する場合、商標権及び著作権により保護された製品の違法な複製品に関する行為を意味することが多い。特許製品の模倣はタイでは商標権及び著作権の模倣に比べて少ない。知的財産権侵害行為の種類は以下の通りである。

特許権侵害

- ▶ 権原なく、特許製品を製造し、使用し、販売し、販売のために所持し、販売の申出をし、または輸入することは、特許法第 36 条により侵害とみなされる。¹⁵
- ▶ 製法特許については、権原なく、特許を受けた方法を使用し、若しくは、特許を受けた方法によって製造された製品を使用し、販売し、販売のために所持し、販売の申出をし、または輸入することは、特許法第 36 条により侵害とみなされる。

小特許の侵害

- ▶ 小特許の侵害は、小特許に関して、特許法第 36 条を準用する形で特許法に規定されている。

¹³ B.E. 2535 年特許法(第 2 号)および B.E. 2542 年特許法(第 3 号)により改正された B.E. 2522 年特許法第 36 条, “特許権者以外の何人も次の権利を有さない。

(1) 特許の主題が製品である場合において、特許製品を製造し、使用し、販売し、販売のため所持し、販売のため供給し、かつ輸入する権利

(2) 特許の主題が製法である場合において、特許方法を使用し、また、特許方法で製造した製品を生産し、販売し、販売のため所持し、販売のため供給し、かつ輸入する権利”

¹⁴ 中央知的財産国際貿易裁判所の職員とのインタビュー, 2019 年 7 月

¹⁵ B.E. 2535 年特許法(第 2 号)および B.E. 2542 年特許法(第 3 号)により改正された B.E. 2522 年特許法第 36 条, “特許権者以外の何人も次の権利を有さない

(1) 特許の主題が製品である場合において、特許製品を製造し、使用し、販売し、販売のため所持し、販売のため供給し、かつ輸入する権利

(2) 特許の主題が製法である場合において、特許方法を使用し、また、特許方法で製造した製品を生産し、販売し、販売のため所持し、販売のため供給し、かつ輸入する権利

| 年 | 商標権 | | 著作権 | | 特許権 | |
|------|-------|------|-------|------|------|------|
| | 刑事訴訟 | 民事訴訟 | 刑事訴訟 | 民事訴訟 | 刑事訴訟 | 民事訴訟 |
| 2018 | 2,518 | 200 | 803 | 124 | 22 | 61 |
| 2017 | 2,966 | 231 | 840 | 135 | 34 | 83 |
| 2016 | 2,829 | 205 | 983 | 121 | 28 | 72 |
| 2015 | 3,690 | 151 | 989 | 110 | 33 | 37 |
| 2014 | 4,421 | 120 | 709 | 96 | 20 | 40 |
| 2013 | 4,167 | 30 | 1,130 | 74 | 23 | 7 |
| 2012 | 4,121 | 32 | 1,299 | 52 | 25 | 9 |
| 2011 | 3,497 | 34 | 1,377 | 45 | 21 | 16 |
| 2010 | 3,426 | 37 | 1,995 | 38 | 16 | 19 |
| 2009 | 4,347 | 42 | 2,732 | 54 | 21 | 20 |
| 2008 | 3,952 | 44 | 2,626 | 60 | 21 | 15 |

表中の特許権の刑事訴訟および民事訴訟の件数はそれぞれ、特許権侵害、小特許権侵害および意匠権侵害の刑事訴訟および民事訴訟の件数を示す。

意匠権侵害

- ▶ 意匠権侵害は、特許法第 63 条に規定されている。¹⁶ 特許権者(意匠権者)以外の何人も、調査研究を目的とする登録意匠の使用を除き、登録意匠が具現化された物品の使用、当該物品を製造、使用、販売、販売のために所持、販売の申出、または輸入する権利を有しない。

著作権侵害

- ▶ タイ著作権法では、著作権者の承諾のない、著作物の複製若しくは翻案、および公衆への頒布は、著作権法第 27 条により禁止されている行為である。文学の著作物、脚本の著作物、美術の著作物、音楽の著作物が該当する。
- ▶ 承諾なく、音または映像を記録した視聴覚の著作物、映画の著作物等の原著作物または複製品の、承諾のない、複製、翻案、公衆への頒布、貸与は、著作権法第 28 条の著作権侵害とみなされる。
- ▶ 音および映像の放送の著作物の侵害は、著作権法第 29 条に規定されている。承諾なく、当該著作物を作成、再放送、上映することは、著作権の侵害とみなされる。
- ▶ コンピュータ・プログラムの侵害は、著作権法第 30 条に規定されている。承諾なく、コンピュータ・プログラムの原著作物または複製品を複製、改変、公衆へ頒布、貸与することは著作権侵害とみなされる。

¹⁶ B.E. 2535 年特許法(第 2 号)および B.E. 2542 年特許法(第 3 号)により改正された B.E. 2522 年特許法第 63 条, “特許権者以外の何人も、調査研究を目的とする意匠の使用を除き、製品の製造において特許意匠を使用する権利、又は特許意匠を具現した製品を販売し、販売のため所持し、販売のため供給し若しくは輸入する権利を有さない。”

商標権侵害

- ▶ 商標法第 108 条および第 110 条(1)により、登録商標を模倣すること、模倣商標を付した商品を輸入、販売、販売の申出、販売のための所持を行うこと、および、模倣商標を使用するサービスを提供または提供する申出を行うことは、商標権侵害とみなされる。
- ▶ 登録商標を模倣すること、商標権者の商品であると公衆に混同させるために、模倣商標を付した商品を輸入、販売、販売の申出、販売のために所持すること、および、模倣商標を使用してサービスを提供または提供する申出を行うことは、商標法第 109 条および第 110 条(1)により商標権侵害とみなされる。
- ▶ 商標権者の商品であると公衆に混同させるために、他人の登録商標を付した包装または容器を再使用することは、商標権侵害とみなす商標法第 109/1 条に規定する新規な犯罪である。¹⁷

刑法に規定された侵害

- ▶ 商標権侵害は、刑法に規定された知的財産権侵害の唯一の類型である。刑法第 272 条(1)¹⁸ は、公衆に商標権者の商品またはサービスであると混同させる商品、包装、広告に名称、図形、創作的標章を使用することが犯罪である旨を規定する。
- ▶ 刑法第 273 条から第 275 条によれば¹⁹、タイの国内外で登録された登録商標を模倣又は模造すること、並びに、模倣または模造された商標を付した商品を輸入、販売、販売の申出を行うことは、商標権侵害とみなされる。

¹⁷ B.E. 2543 年商標法(第 2 号) および B.E. 2559 年商標法(第 3 号)により改正された B.E. 2534 年商標法 第 109/1 条, “何人も、タイにおいて登録されている他人の商標、証明標章又は団体標章を付した包装又は器具を当該人又はそれ以外の者の商品に関して使用し、その結果、公衆を、その商品がその商標又は団体標章の所有者に属している又はその証明標章が上記商品に関して使用することが許されていると誤認させることになるときは、当該人に 2 年以下の拘禁若しくは 40 万バーツ以下の罰金又はその両方を科する。”

¹⁸ 刑法 第 272(1)条, “一般の人々に対して他人の商品もしくはビジネスであると信じさせることを目的として、他人のビジネスに使用されている名前、写真、絵、あるいはその他の内容を使用したり、もしくは商品、包装、包装に使用する物に表示したり、内容を記載したり、価格を表示したり、もしくはビジネスに関する手紙もしくはその他の物に表示した者は、1 年を超えない禁錮刑もしくは 2 千タイバーツの罰金、あるいはその両方を科せられる。”

¹⁹ 刑法 第 273 条, “他人の登録商標を模倣した者は、タイ内外で登録された時期を問わず、3 年以下の禁錮刑もしくは 6 千タイバーツ以下の罰金、もしくはその両方を科せられる。”

刑法第 274 条 “他人の登録商標を模倣した者は、たとえそれがタイ国内外で登録された商標であっても、その者の登録商標であると一般の人々に信じさせることを目的とした場合、その者は 1 年以下の禁錮刑もしくは 2 千タイバーツ以下の罰金、もしくはその両方を科せられる。”

刑法第 275 条 “第 272(1)条で規定された名前、図、人為的な標章、または文字を付した商品を、あるいは、第 273 条または第 274 条で他人に属する模倣又は偽造商標を付した商品を、タイに持ち込み、用いて、用いるために輸出しする者は本条により罰せられる。”

2. 管轄機関及びそれぞれの所掌範囲、権限

2.1 知的財産局 (Department of Intellectual Property: DIP)

知的財産権局の任務は、知的財産権の保護を含む、知的財産権の創造及び商業的利用の促進を行うことである。この任務は、国家経済の発展及び競争力の強化に大きな意義を持つものと考えられている。全関係機関の間で、知的財産局は、エンフォースメントを開始・進行する際、リーダー、コーディネーターとして役割を果たす。

知的財産局の所掌範囲

知的財産局の権限及び責務を以下に列挙する。²⁰

1. 集積回路トポグラフィーの保護に関する法律、地理的表示の保護に関する法律、営業秘密に関する法律、商標権に関する法律、著作権に関する法律、特許権に関する法律、光ディスク製造の保護に関する法律、その他関連法規等の知的財産権の保護に関わる政策の実施
2. 知的財産権保護に関わる政策の実施
3. 国際協定またはタイが加盟した協力体制に基づく知的財産権保護のための登録に関わる政策の実施
4. 国内外における知的財産権保護の促進
5. 知的財産権保護に関わる法律の改正・改定による効率化の実現、タイ及び外国の変化する状況への対応
6. 知的財産権侵害の抑制、権利の公正な使用の促進、取引規律の規定に関する政策の実施
7. 知的財産権の創造、管理、商業的利用につなげるための促進
8. 仲介及び仲裁を通じた知的財産権紛争の解決
9. その他法規により知的財産権局の責務と規定される、または閣僚もしくは閣僚評議会により委託された活動の実施

関連法令²¹

▶ 知的財産法

- B.E. 2543 年商標法(第 2 号)及び B.E. 2559 年商標法(第 3 号)により改正された B.E. 2534 年商標法
- B.E. 2558 年著作権法(第 2 号)、B.E. 2558 年著作権法(第 3 号)及び B.E. 2561 年著作権法(第 4 号)によって改正された B.E. 2537 年著作権法
- B.E. 2535 年特許法(第 2 号)及び B.E. 2542 年特許法(第 3 号)によって改正された B.E. 2522 年特許法
- B.E. 2558 年営業秘密法によって改正された B.E. 2545 年営業秘密法
- B.E. 2543 年集積回路の回路図保護法
- B.E. 2546 地理的表示法

²⁰ 知的財産局. "Duties" [<https://www.ipthailand.go.th/th/duty2.html>], 2019 年

²¹ 知的財産局. "Laws" [<https://www.ipthailand.go.th/th/dip-law-2.html>], 2019 年

- B.E. 2548 年光ディスク製造法

▶ **他の法律**

- 刑法
- 民商法典

2.2 法務省特別捜査局 (Department of Special Investigation: DSI)

法務省特別捜査局の任務は、国家経済、保安、安全、社会に影響するような特別なケースの積極的対策及び捜査による防止、抑制、管理である。また、国家利益の保護及び保全対策の実施、汚職及び国際犯罪グループの防止や抑制も実施する。

タイにおいて侵害にあった場合、知的財産権者は、事件の特殊性により、タイ国家警察庁または法務省特別捜査局に訴状を提出することによって刑事訴訟に進むことを選択することができる。法務省特別捜査局管轄下のこれらの事件の特質は、法律によって規定されている（“法務省特別捜査局の権限の範囲”参照）。

刑事訴訟は通常、模倣品の捜査が行われた場所で開始され、製造業者または小売店に対する摘発が行われる。

刑事訴訟は通常、模倣品の捜査が行われた場所で開始され、製造業者または小売店に対する摘発が行われる。²² 摘発を行うために、はじめに知的財産権者が刑事告訴状を提出する国家警察庁または法務省特別捜査局は、証拠と一緒に刑事告訴状を検討する。証拠は、捜査結果または模倣品のサンプルを含んでもよい。²³ 証拠が十分であるとみなされた場合、摘発が行われる。その後、国家警察庁または法務省特別捜査局は、捜査し、侵害者を起訴するか否かの見解を得て事件を終了する。そして、事件は、さらなる検討のために検察庁に送られる。

法務省特別捜査局の所掌範囲

法務省特別捜査局は、次の権限及び責務を有する。²⁴

1. 特別捜査関連法及び関連法に基づいて設立された委員会の管理業務の実施
2. 委員会または特別捜査関連法に基づく委員会決議で定められた法令による特別事件の防止、抑制、捜査
3. 特別捜査関連法に基づく委員会の責務履行に必要な情報の研究、収集、分析
4. 訓練の実施、捜査システムの改善、法務省特別捜査局の捜査官・スタッフ・公務員の知識の開発、および、法務省特別捜査局の捜査官・スタッフ・公務員の効率の評価
5. 刑事訴訟法及び特別なケースとみなされる刑事犯罪関連法に関する責務の履行
6. 法務省特別捜査局を監督する法令及びその他の関連法規に基づく責務の履行

²² Wiramudee (Pink) Mookhavesa, Ninpim Nawavatcharin and Domeyada Makesawat, Attorneys-at-Law. “WTR Anti-counterfeiting: A Global Guide 2019—Thailand Chapter,” World Trademark Review, 2019 年 5 月 16 日

²³ 同上

²⁴ 特別捜査局(DSI). “Missions and Duties” [<https://www.dsi.go.th/en/Detail/Mission-and-Duty>], 2019 年

7. その他法規または法務省、内閣、特別捜査関連法またはその他の関連法に基づく委員会によって指定された責務の履行

B.E. 2551 年特別事件捜査法(第 2 号)によって改正された B.E. 2547 年特別事件捜査法は、特別事件に対する法務省特別捜査局管轄を規定している。特別事件は次の通りである。

1. 特別捜査および証拠収集を必要とする複雑な刑事事件
2. 公共の秩序と善良な風俗、国家安全、国際関係、または、国の経済若しくは財政関連事項について重大な影響を与える刑事事件
3. 重大な国境を超える犯罪として分類、または、組織化された犯罪集団に関連する刑事事件
4. 主犯、扇動者、または、支持者等の重要人物を含む刑事事件
5. 犯罪を犯した、または告発された対象の十分な証拠を有する審理官または法務省特別捜査局の捜査官である行政官または巡査長に対する特定の刑事事件
6. 3 分の 2 の多数によって、特別事件局(Board of Special Cases)が捜査すべきであると判断した刑事事件

上記の類型に加えて、特別事件として検討される知的財産権の犯罪も以下の規定により起訴されなければならない。

- ▶ B.E. 2534 年商標法第 108 条、第 109 条、第 109/1 条または第 110 条
- ▶ B.E. 2537 年著作権法第 69 条、第 70 条または第 74 条
- ▶ B.E. 2522 年特許法第 85 条、第 86 条または第 88 条

さらに、新しい B.E. 2562 年特別事件局の通達(第 7 号)は、次のように、法務省特別捜査局に法的措置を起す知的財産権者のさらなる条件を規定している。

- ▶ 申し立てられた犯罪者は、製造、購入又は物流設備;倉庫;または重要な拠点を、操業、または、操業しているされることが必要である。
- ▶ 犯罪者が使用のために所持し、犯罪者から所得し、または、所持している者が犯罪者である模倣品の市場価値が 1 千万タイバーツを超えている、あるいは、犯罪者から受けた評価損が 1 千万タイバーツを超えていなければならない。

この点に関して、事件が閾値である 1 千万タイバーツに到達するということを示す証拠を提供できない知的財産権者は、タイ国家警察庁を介して刑事訴訟を提起しなければならない。一方、事件が特別事件として認められる場合、特別事件部は、価値を検討し、法務省特別捜査局の監督下、特別事件として事件を受ける前に、法務省特別捜査局の局長から承認を求めなければならない。

関連法令²⁵

- ▶ 知的財産法
 - B.E. 2543 年商標法(第 2 号)及び B.E. 2559 年商標法(第 3 号)により改正された B.E. 2534 年商標法
 - B.E. 2558 年著作権法(第 2 号)、B.E. 2558 年著作権法(第 3 号)及び B.E. 2561 年著作権法(第 4 号)によって改正された B.E. 2537 年著作権法

²⁵ 特別捜査局(DSI). "Laws in Related to the DSI" [<https://www.dsi.go.th/en/Type/DSI-Law>], 2019 年

- B.E. 2535 年特許法(第 2 号)及び B.E. 2542 年特許法(第 3 号)によって改正された B.E. 2522 年特許法
- B.E. 2558 年営業秘密法によって改正された B.E. 2545 年営業秘密法

▶ **他の法律**

- B.E. 2551 年特別事件捜査法(第 2 号)によって改正された B.E. 2547 年特別事件捜査法
- B.E. 2522 年金融業務、証券業務、および住宅金融業務措置法
- B.E. 2535 年証券取引法
- B.E. 2560 年取引競争法
- B.E. 2560 年コンピュータ犯罪法(第 2 号)によって改正された B.E. 2550 年コンピュータ犯罪法
- B.E. 2520 年投資促進法
- B.E. 2560 年関税法
- B.E. 2560 年消費税法
- B.E. 2493 年アルコール飲料法
- B.E. 2501 年貨幣法
- 刑法
- 民商法典

2.3 検察庁(The Public Prosecution Office)

知的財産権事件を扱う検察庁の部局は、知的財産権・国際貿易訴訟局である。知的財産権・国際貿易訴訟局は、司法長官の管轄下の一局であり、知的財産権・国際貿易訴訟局の局官によって指揮されている。

知的財産権・国際貿易訴訟局は、疑われる侵害者が告訴されるべきか否か判断するために、国家警察庁または法務省特別捜査局により移管された事件を担当する。証拠が十分であり、かつ、検察官が侵害者を告訴することを承諾した場合、刑事告訴状が知的財産国際貿易裁判所(IP&IT Court)に提出される。

知的財産権・国際貿易訴訟局の創設

第 1 審裁判所としてバンコクに創設される知的財産国際貿易裁判所に必要な、B.E. 2539 年知的財産国際貿易裁判所の創設および知的財産・国際貿易の手續に関する法律により、知的財産権・国際貿易訴訟局は、1997 年 11 月 17 日付司法長官室命令第 442/2540 号(表題：政府サービスの管理及び組織(第 3 号))により創設された。知的財産国際貿易裁判所は 1997 年 12 月 1 日に開廷される予定だった。

B.E. 2498 年検察官法第 6 条は、全ての第 1 審裁判所に検察官がいることが求められる旨が規定されている。従って、知的財産権・国際貿易訴訟局が、中央知的財産国際貿易裁判所の管轄下で、事件を担当するために、創設される必要があった。知的財産権・国際貿易訴訟局は、すべての知的財産権事件を担当できるように 4 部門に分かれている。

知的財産権・国際貿易訴訟局の所掌範囲

知的財産権・国際貿易訴訟局の責任地域別の権限範囲は以下の通りである。²⁶

1. 知的財産権・国際貿易訴訟オフィス 第1管区

| 知的財産権・国際貿易訴訟事務局長オフィス 第1管区 | | | |
|---------------------------|-------------------------------|-----|--|
| No. | 管轄署 | No. | 管轄署 |
| 1 | Phayathai Police Station | 13 | Thung Song Hong Police Station |
| 2 | Bang Sue Police Station | 14 | Chokchai Police Station |
| 3 | Phraratchawang Police Station | 15 | Samsen Police Station |
| 4 | Huaykwang Police Station | 16 | Wang Thong Lang Police Station |
| 5 | Donmuang Police Station | 17 | Kokram Police Station |
| 6 | Latphrao Police Station | 18 | Makkasan Police Station |
| 7 | Sutthisan Police Station | 19 | Taopoon Police Station |
| 8 | Bangkhen Police Station | 20 | Sai Mai Police Station |
| 9 | Phaholyothin Police Station | 21 | Prachachuen Police Station |
| 10 | Chanasongkram Police Station | 22 | Dusit Police Station |
| 11 | Bungkum Police Station | 23 | All police stations in Samut Sakhon Province and Samut Prakan Province |
| 12 | Din Daeng Police Station | | |

2. 知的財産権・国際貿易訴訟オフィス 第2管区

| 知的財産権・国際貿易訴訟事務局長オフィス 第2管区 | | | |
|---------------------------|----------------------------------|-----|---|
| No. | 管轄署 | No. | 管轄署 |
| 1 | Pathumwan Police Station | 11 | Prawet Police Station |
| 2 | Lumpini Police Station | 12 | Wat Phraya Krai Police Station |
| 3 | Chakkrawat Police Station | 13 | Bangna Police Station |
| 4 | Huamark Police Station | 14 | Thonglor Police Station |
| 5 | Phlap Phla Chai 1 Police Station | 15 | Phra Khanong Police Station |
| 6 | Phlap Phla Chai 2 Police Station | 16 | Udomsuk Police Station |
| 7 | Khlongtan Police Station | 17 | Yannawa Police Station |
| 8 | Nangleong Police Station | 18 | Samsanrat Police Station |
| 9 | Mahamek Police Station | 19 | All police stations in Nakhon Pathom Province |
| 10 | Bangpongpang Police Station | | |

²⁶ 知的財産権・国際貿易訴訟局。"Duties," [<http://www.ppty.ago.go.th/index.php/2013-09-25-09-31-51>], 2019年

3. 知的財産権・国際貿易訴訟オフィス 第3管区

知的財産権・国際貿易訴訟事務局長オフィス 第3管区

| No. | 管轄署 | No. | 管轄署 |
|-----|-----------------------------------|-----|--|
| 1 | Bangrak Police Station | 27 | Thung Khru Police Station |
| 2 | Bangyikun Police Station | 28 | Pak Khlongsan Police Station |
| 3 | Lak Song Police Station | 29 | Bangkhonlaem Police Station |
| 4 | Bangkhuntien Police Station | 30 | Sameadum Police Station |
| 5 | Phasicharoen Police Station | 31 | Bangpoe Police Station |
| 6 | Thakham Police Station | 32 | Bowon Mongkol Police Station |
| 7 | Bangmod Police Station | 33 | Buppha Ram Police Station |
| 8 | Ratchaburana Police Station | 34 | Bangkok Yai Police Station |
| 9 | Nong Khaem Police Station | 35 | Minburi Police Station |
| 10 | Somdet Chao Phraya Police Station | 36 | Bangchan Police Station |
| 11 | Bang Sao Thong Police Station | 37 | Kannayao Police Station |
| 12 | Tha Phra Police Station | 38 | Lumpakchee Police Station |
| 13 | Phetchakasem Police Station | 39 | Chorakaenoi Police Station |
| 14 | Bangkok Noi Police Station | 40 | Romklao Police Station |
| 15 | Nongkhangplu Police Station | 41 | Chalongkrung Police Station |
| 16 | Thammasala Police Station | 42 | Latkrabang Police Station |
| 17 | Bangkhunnon Police Station | 43 | Nongjok Police Station |
| 18 | Talad Phlu Police Station | 44 | Lamhin Police Station |
| 19 | Bangplad Police Station | 45 | Phachasumran Police Station |
| 20 | Bang Yee Rue Police Station | 46 | Thiantale Police Station |
| 21 | Samrae Police Station | 47 | Nimit Mai Police Station |
| 22 | Taling Chan Police Station | 48 | Suwintawong Police Station |
| 23 | Bukkalo Police Station | 49 | Tharuea Police Station |
| 24 | Bangbon Police Station | 50 | All police stations in Nonthaburi Province and Pathum Thani Province |
| 25 | Saladaeng Police Station | | |
| 26 | Thienthalay Police Station | | |

4. 知的財産権・国際貿易訴訟オフィス 第4管区

知的財産権・国際貿易訴訟事務局長オフィス 第4管区

- 1 知的財産権に関わる民事訴訟の進行
- 2 国際貿易に関わる民事訴訟の進行
- 3 タイ国家警察庁の犯罪抑制課及び法務省特別捜査局の捜査官によって行われた事件と、知的財産権・国際貿易訴訟局長によって指定されたその他刑事事件とを含む、犯罪組織によって行われた複雑な犯罪を含む知的財産権及び国際貿易に関する刑事訴訟事件の進行
- 4 検察官及びその他人員の知識の向上、並びに、潜在能力及び専門性の開発強化
- 5 国内外の外部組織との協力
- 6 関連組織との協力またはサポート、及び、知的財産権・国際貿易訴訟局長官の任命による関連組織との協力またはサポート

知的財産権・国際貿易訴訟オフィス第4管区が多くの民事事件を扱うのに対して、知的財産権・国際貿易訴訟オフィス第1～3管区における業務範囲から、各々が特定の警察署が設置された地域における刑事事件を担当することが分かる。

関連法令

▶ 知的財産法

- B.E. 2543 年商標法(第2号)及び B.E. 2559 年商標法(第3号)により改正された B.E. 2534 年商標法
- B.E. 2558 年著作権法(第2号)、B.E. 2558 年著作権法(第3号)及び B.E. 2561 年著作権法(第4号)によって改正された B.E. 2537 年著作権法
- B.E. 2535 年特許法(第2号)及び B.E. 2542 年特許法(第3号)によって改正された B.E. 2522 年特許法
- B.E. 2558 年営業秘密法によって改正された B.E. 2545 年営業秘密法

▶ 他の法律

- B.E. 2553 年検察機関・検察官法
- 刑法

2.4 タイ税関

税関局の主な任務は、関税法、関税率関連法及び関連法規に基づく、輸入及び輸出の際の関税の徴収、関税犯則の防止及び抑制、財務省への関税徴収方針の提案、製造及び輸出産業の促進及びサポート、並びに、国家及び国民の恩恵の保護である。²⁷

²⁷ B.E. 2562 年税関局に関する財務省省令第2条, “税関局の主な任務は、輸出入税を回収し、関税法・関税率関連法・関連法規の関税犯則の防止および抑制、財務省への関税徴収方針の提案、製造および輸出の促進および支援、そして、国家および国民の利益を保護することである。税関局の権限および職務は次の通り。

税関局は、タイ国境越境する疑義模倣品を一時的に差止めるために、職権で検査する権限を有する。知的財産権者は差止を要求するために告訴状を提出することは要求されない。

輸出入法

輸出入法²⁸及び関税法²⁹によると、模造商標・模倣商標が付された商品、または、著作権侵害品の輸入または輸出はタイでは禁止されており、税関は通常、法律を犯す輸入業者または輸出業者に対して措置を取る際、上記法律に基づく。税関は、犯罪が両方の法律を犯すと考えられる場合、罰金がより高い法律を適用する。

特許権及び意匠権を侵害する製品の差止及び留置に関して、特許法³⁰によると、特許権者の許可なく特許製品及び登録意匠に係る物品の輸入が禁止される。上述の通り、税関は関税法に基づいて特許権または意匠権を侵害する製品（物品）を検査または留置する権限を有するけれども、税関が商標権者または著作権者と同じように特許侵害品を検査または留置する手続について述べる法令は存在しない。さらに、税関が、説明を受けることなく、特許製品を検査することは現実的ではない。従って、税関は未だ、特許製品および登録意匠に係る物品に関するこれらの問題を解消していない。

さらに、商標権者は、税関職員が自己の商標を付した疑義模倣品をモニターすることを要求するために、知的財産局に商標権の情報を登録する税関登録を申請することができる。この情報は、すべての税関局及び税関で税関職員がアクセスできる税関局のデータベースにアップロードされる。

税関職員が疑義模倣品を差止める場合、税関職員は知的財産権者またはその代理人に連絡し、差止めた商品が真正品または模倣品であるかの確認を求める。知的財産権者は、税関職員によって指定された期間内に税関職員に確認の連絡を行う必要がある。商品を確認するために期間延長が必要な場合、知的財産権者の申請によりその期間内で商品に損害が生じるときは、知的財産権者が責任を負う旨を確認する通知を提出する。

-
- (1) 関税法、関税率関連法及び関連法規の実行
 - (2) 財務省への関税徴収方針の提案
 - (3) 税制政策を介した製造および輸出の促進
 - (4) 関税犯則の防止および抑制
 - (5) 法律により権限付与された、または、省または内閣により負わされた義務の遂行”

²⁸ B.E. 2558 年 (A.D. 2015 年) 輸出入法 (第 2 号) により改正された B.E. 2522 年 輸出入法 第 20 条, “第 5 条 (1) または第 7 条 第一段落に基づく禁制品を輸出あるいは輸入する者は、だれでも 10 年を超えない懲役あるいはその輸出入品の価格の 5 倍に相当する額の罰金を支払うか、その両方を科せられ、さらに貨物やその貨物の輸送や運搬に使用されたコンテナや乗り物も押収される。”

²⁹ B.E. 2560 年 関税法 第 244 条, “通関手続が行われ又は行われているかに関わらず、タイに貨物を輸入し、タイから外国に貨物を輸出し、あるいは、国境を越え又は詰め替えのためにタイに貨物を持ち込み、そして、当該貨物に関する制限事項又は禁止事項に従わない者は、10 年未満の懲役あるいは 500,000 バーツ未満の罰金が科せられ、または併科される。この場合、裁判所はまた、当該行為を行った者に刑罰を科す判決が言い渡されたかに関わらず、当該貨物を没収することを命じる。

³⁰ B.E. 2535 年 特許法 (第 2 号) および B.E. 2542 年 特許法 (第 3 号) により改正された B.E. 2522 年 特許法 第 36 条, “特許権者以外の何人も次の権利を有さない

- (1) 特許の主題が製品である場合において、特許製品を製造し、使用し、販売し、販売のため所持し、販売のため供給し、かつ輸入する権利”

差止めた商品が模倣品である場合、税関局は、関税法、輸出入法、商標法および／または著作権法に違反する禁制品を移送する輸入業者、輸出業者または中継業者に対して申立を行う。差止られた商品が真正品であるとみなされた場合、または、知的財産権者が所定期間内に税関職員に連絡しない場合、当該商品は解放される。

タイ税関の所掌範囲

税関局の権限および責務は次の通りである。³¹

1. 関税法、関税率関連法及び関連法規の実施
2. 財務省への関税徴収方針の提案
3. 課税政策を通じた製造業および輸出産業の促進
4. 関税犯則の防止および抑制
5. 法令により定められた、または、財務省若しくは内閣により命じられた他の任務の実施

タイの主要港湾に次の6つの税関がある。³²

1. Bangkok 税関 (11 民営税関オフィスを管轄)
2. Bangkok 港税関
3. Lad Krabang Cargo Control 税関
4. Laem Chabang 港税関
5. Suvarnabhumi Airport Cargo Clearance 税関
6. Suvarnabhumi Airport Passenger Control 税関

上記のほかに、タイの4地域を監督する48税関署がある。

- ▶ 地域 1
 - タイ中央部を管理
 - 11 税関署
- ▶ 地域 2
 - タイ北東部を管理

³¹ B.E. 2562 年税関局に関する財務省省令第 2 条, “税関局の主な任務は、輸出入税を回収し、関税法・関税率関連法・関連法規の関税犯則の防止および抑制、財務省への関税徴収方針の提案、製造および輸出の促進および支援、そして、国家および国民の利益を保護することである。税関局の権限および職務は次の通り。

- (1) 関税法、関税率関連法及び関連法規の実行
- (2) 財務省への関税徴収方針の提案
- (3) 税制政策を介した製造および輸出の促進
- (4) 関税犯則の防止および抑制
- (5) 法律により権限付与された、または、省または内閣により負わされた義務の遂行”

³² 税関局. “Locations”

[http://www.customs.go.th/list_multi_tab.php?lang=th&link=cont_xsimple.php&ini_menu=menu_about_160421_01&left_menu=menu_about_160421_01_161003_02&ini_tab=menu_about_160421_01_161003_02&ini_content=about_161003_02_161003_02&tab=menu_about_160421_01_161003_02_161003_02&&tab=menu_about_160421_01_161003_02_161003_02], 2019.

- 10 税関署
- ▶ 地域 3
 - タイ北部を管理
 - 9 税関署
- ▶ 地域 4
 - タイ南部を管理
 - 18 税関署

下図に、税関及び税関署の各々の位置を示す。



海路で商品を輸入する 2 つの主要税関のある港湾、すなわち、首都に非常に近い税関のある Bangkok 港と Chonburi 県の Leamchabang 港がある。2 つの港はタイで最大かつ最も活気がある。

商品が陸路で輸入される場合、商品は通常、タイの Chiang Rai 県、Nongkai 県、Nakhonphanom 県及び Mukdahan 県のタイーラオス国境、タイの Srakaew 県のタイーカンボジア国境、並びに、タイの Chiang Rai 県及び Tak 県のタイーミャンマー国境からもたらされる。

関連法令

▶ 知的財産法

- B.E. 2543 年商標法(第 2 号)及び B.E. 2559 年商標法(第 3 号)により改正された B.E. 2534 年商標法
- B.E. 2558 年著作権法(第 2 号)、B.E. 2558 年著作権法(第 3 号)及び B.E. 2561 年著作権法(第 4 号)によって改正された B.E. 2537 年著作権法
- B.E. 2535 年特許法(第 2 号)及び B.E. 2542 年特許法(第 3 号)によって改正された B.E. 2522 年特許法
- B.E. 2558 年営業秘密法によって改正された B.E. 2545 年営業秘密法

▶ 他の法律

- B.E. 2560 年関税法
- B.E. 2493 年アルコール飲料法
- B.E. 2558 年化粧品法
- 刑法

2.5 経済犯罪制圧部 (The Economic Crime Suppression Division: ECD)

経済犯罪制圧部は、タイ警察庁管轄下の機関の一つである。そして、経済犯罪制圧部の役割は、他の警察組織の役割と類似する。経済犯罪制圧部は、知的財産権事件を含む、銀行、税金及び他の経済関連事件を扱う。従って、経済犯罪制圧部は、知的財産権事件を扱う経験を有し、これらの事件に精通している。経済犯罪制圧部は、タイのいかなる場所であっても知的財産権事件で刑事摘発を行うことができるが、知的財産権者ははじめに告訴しなければならない。

経済犯罪制圧部の所掌範囲

経済犯罪制圧部の権限および責務は次の通り。³³

1. 国王、王女、王位継承者、王室全王族の安全維持
2. 国家安全の維持及び犯罪防止
3. 経済犯罪またはその他関連犯罪に関わる刑事罰を含む刑事訴訟法及び法律に基づく任務の実施
4. 関連組織との調整及びサポート

³³ 経済犯罪制圧部(ECD). "Duties," [<http://www.ecdpolice.com/index.php?modules=role>], 2019 年

関連法令³⁴

▶ 知的財産法

- B.E. 2543 年商標法(第 2 号)及び B.E. 2559 年商標法(第 3 号)により改正された B.E. 2534 年商標法
- B.E. 2558 年著作権法(第 2 号)、B.E. 2558 年著作権法(第 3 号)及び B.E. 2561 年著作権法(第 4 号)によって改正された B.E. 2537 年著作権法
- B.E. 2535 年特許法(第 2 号)及び B.E. 2542 年特許法(第 3 号)によって改正された B.E. 2522 年特許法
- B.E. 2558 年営業秘密法によって改正された B.E. 2545 年営業秘密法

▶ 他の法律

- B.E. 2551 年金融機関事業法
- B.E. 2535 年証券取引法
- B.E. 2560 年取引競争法
- B.E. 2499 年登録組合、有限組合、株式会社、連携、及び整備に関する犯罪決定法
- B.E. 2535 年公開株式会社法
- B.E. 2544 年電子商取引法
- B.E. 2485 年外国為替管理法
- B.E. 2522 年入国管理法
- B.E. 2522 年食品法
- B.E. 2510 年薬事法
- B.E. 2541 年消費者保護法(第 2 号)によって改正された B.E. 2522 年消費者保護法
- B.E. 2545 年直接販売法
- B.E. 2531 年医療機器法
- B.E. 2558 年化粧品法
- B.E. 2535 年有害物質法
- B.E. 2535 年国家環境保全推進法
- B.E. 2456 年タイ水域航行法
- B.E. 2542 年度量衡法
- B.E. 2521 年燃料法

³⁴ 同上

2.6 中央知的財産国際貿易裁判所 (The Central Intellectual Property and International Trade Court: IP&IT Court)

検察庁から送られる事件を審理および判決の言い渡しのほかに、知的財産国際貿易裁判所は当該裁判所に直接提起された事件を取り扱う。

知的財産権者は、私的刑事訴訟(private criminal action)と呼ばれる、知的財産国際貿易裁判所に直接訴状を提出することによって侵害者に対して刑事罰を求めることができる。私的刑事訴訟の訴状を提出した後、知的財産国際貿易裁判所は知的財産権者が一応の証拠(prima facie case)を有するか否かを検討する。知的財産国際貿易裁判所は侵害行為が犯罪を犯していると判断した場合、さらに審理を行うために事件を受理する。

さらに、知的財産権者は、知的財産国際貿易裁判所で民事訴訟に進むこともできる。知的財産国際貿易裁判所の判決に対して、特別控訴裁判所(Court of Appeal for Specialized Cases)に上訴することができる。刑事事件の場合、特別控訴裁判所の判決に不服がある者は、上訴に法律問題があれば、さらに最高裁判所に上訴することができる。特定の事実の問題に対しては、上訴する権利は下級審判決の処罰の厳しさに依存する。³⁵

知的財産国際貿易裁判所の所掌範囲

知的財産国際貿易裁判所創設、並びに、知的財産権事件及び国際貿易事件の手續に関する法律(B.E. 2539年)によると、中央知的財産国際貿易裁判所が管轄するのは6地域 (Bangkok、Nakhon Pathom、Nonthaburi、Pathum Thani、Samut Prakan、Samut Sakhon) である。しかしながら、地方知的財産国際貿易裁判所は設立されていないため、中央知的財産国際貿易裁判所の管轄は、現在タイ全国を網羅している。³⁶

しかしながら、民事事件の原告は被告の戸籍所在地を管轄する裁判所または当該民事事件が発生した地方裁判所に不服を申し立てることができる。同様に、刑事事件の原告は当該刑事事件が発生した(または申し立てられた、または発生したと見なされる)地域、または被告の戸籍所在地を管轄する、または被告が逮捕された、または被告を尋問した公務員の勤務地を管轄する地方裁判所に不服を申し立てることができる。

中央知的財産国際貿易裁判所は、以下の知的財産権および国際貿易に関連して民事事件・刑事事件で判決を下す権限を有する。³⁷

1. 商標権、著作権および特許権に関する刑事事件
2. 刑法第 271 条-第 275 条の犯罪に関する刑事事件
3. 商標権、著作権および特許権に関する民事事件、並びに、技術移転契約またはライセンス契約から生じる民事事件
4. 民法第 271 条-第 275 条に関する民事事件
5. 国際販売、商品または金融商品、国際サービス、国際車両、保険、並びに他の関連法律行為に関する民事事件

³⁵ Wiramrudee (Pink) Mookhavesa, Ninpim Nawavatcharin and Domeyada Makesawat, Attorneys-at-Law. "WTR Anti-counterfeiting: A Global Guide 2019—Thailand Chapter," World Trademark Review, 2019年5月16日

³⁶ 中央知的財産国際貿易裁判所. "Jurisdiction" [<https://ipitc.coj.go.th/th/content/page/index/id/120059>], 2019年

³⁷ 中央知的財産国際貿易裁判所. The Central Intellectual Property and International Trade Court Pamphlet, p. 4-5.

6. 上記 5 の取引に関して発行された信用状、資金の被仕向送金または仕向送金、担保荷物保管証、並びに、これらに関する保証書に関する民事事件
7. 船舶抑留に関する民事事件
8. 外国からの商品またはサービスの廃棄および支給に関する民事事件
9. 集積回路の回路配置、科学的発見、商号、地理的表示、営業秘密、および、植物品種の紛争に関する民事事件または刑事事件
10. 知的財産国際貿易裁判所の管轄下で規定された民事事件または刑事事件
11. 上記 3～5 の紛争解決のための仲裁に関する民事事件

関連法令

▶ 知的財産法

- B.E. 2543 年商標法(第 2 号)及び B.E. 2559 年商標法(第 3 号)により改正された B.E. 2534 年商標法
- B.E. 2558 年著作権法(第 2 号)、B.E. 2558 年著作権法(第 3 号)及び B.E. 2561 年著作権法(第 4 号)によって改正された B.E. 2537 年著作権法
- B.E. 2535 年特許法(第 2 号)及び B.E. 2542 年特許法(第 3 号)によって改正された B.E. 2522 年特許法
- B.E. 2558 年営業秘密法によって改正された B.E. 2545 年営業秘密法

▶ 他の法律

- 刑法
- 民商法典

2.7 知的財産侵害抑制小委員会 (The Suppression of IP Infringement Subcommittee)

知的財産権侵害に取り組むタイの能力を向上し、知的財産保護のレベルを上げ、そして、知的財産権侵害の問題を解決するタイの意図を世界に示すために、知的財産侵害抑制小委員会が 2016 年に創設された。小委員会が創設されたことにより、国立知的財産権行使センター(National Intellectual Property Center for Enforcement (NICE))は解散した。

小委員会の構成員は以下の通りである。³⁸

1. 副首相
2. 商務大臣または担当副商務大臣
3. 商務省事務次官
4. 情報技術通信省長官
5. タイ陸軍司令官

³⁸ Wiramudee (Pink) Mookhavesa and Waralee Sripawadkul, Attorneys-and-Law. "Suppression of Intellectual Property Infringement Subcommittee," Informed Counsel, 2016 年 8 月 25 日 (Tilleke & Gibbins International Co., Ltd.).

6. 国内治安維持部長官
7. 食品医薬品委員会長官
8. 検察庁知的財産権・国際貿易訴訟局の局長
9. 税関局長
10. 特別調査局長
11. マネーロンダリング予防抑制委員会長官
12. 国家放送テレビ通信委員会長官
13. タイ国家警察庁長官
14. タイ国家警察庁担当副長官
15. 知的財産局局長
16. 警察戦略課副長官

知的財産侵害抑制小委員会の所掌範囲

知的財産侵害抑制小委員会 は次の権限及び責務を有する。

1. 国家の知的財産権抑制行動計画の枠組およびスケジュールの組立て、並びに、当該計画の遵守を確保すること
2. 知的財産権侵害抑制に含まれる他の組織とともに、政府行動計画の監督、管理、促進、調査、点検および評価
3. ワーキンググループを指定し、または、指示されたように行動する政府部門、職員、従業員、役人を任命すること
4. 専門家、政府職員、従業員、あるいは、情報、事実・見解、および、書類または証拠を開示・提示する関係者の招聘
5. 情報の配信、知的財産権侵害抑制行動の促進
6. 定期的な、小委員会の委員長および内閣への行動結果の報告、そして、国家知的財産権政策委員会により定められた課題への取り組み

関連法令

▶ 知的財産法

- B.E. 2543 年商標法(第 2 号)及び B.E. 2559 年商標法(第 3 号)により改正された B.E. 2534 年商標法
- B.E. 2558 年著作権法(第 2 号)、B.E. 2558 年著作権法(第 3 号)及び B.E. 2561 年著作権法(第 4 号)によって改正された B.E. 2537 年著作権法
- B.E. 2535 年特許法(第 2 号)及び B.E. 2542 年特許法(第 3 号)によって改正された B.E. 2522 年特許法
- B.E. 2558 年営業秘密法によって改正された B.E. 2545 年営業秘密法

▶ 他の法律

- 刑法

2.8 デジタル経済社会省 (Ministry of Digital Economy and Society: MDES)

デジタル経済社会省の主要な任務は、経済及び社会に対するデジタル開発に関する国家戦略、計画、統計および法令を提案、監視、規制、評価することである。国家の可能性及び能力を向上するためのデジタル技術に関する知識を備え、開発することは、デジタル経済社会省の重要な任務の一部である。さらに、デジタル経済社会省は、国家の電気通信ネットワーク、デジタル技術、統計システム、デジタル情報、デジタル法およびサイバー・セキュリティを開発、管理、規制そして促進することを目的とする。

デジタル経済社会省は、次の 5 つの組織を有する。³⁹

1. タイ電話公社 (TOT: Telephone Organization of Thailand)
2. タイ通信公社 (CAT: Communications Authority of Thailand)
3. タイ郵便株式会社 (Thailand Post Company Limited)
4. デジタル経済振興庁 (DEPA: Digital Economy Promotion Agency)
5. 電子取引開発機構 (ETDA: Electronic Transactions Development Agency)

デジタル経済社会省は、B.E. 2560 年コンピュータ犯罪法(第 2 号)は、知的財産法により刑事犯罪を構成するコンピュータ・データの拡散中止の申請、または、をコンピュータ・システムからの削除の申請の要求を裁判所に申請するための承諾を大臣が与える旨を規定したので、オンラインにおける権利侵害(online infringement)に取り組む際、重要な役割を果たす。⁴⁰ 裁判所が命令を交付すると、デジタル経済社会省は、国家放送通信委員会(NBTC: National Broadcasting Telecommunications Commission)に当該命令を送付する。国家放送通信委員会はコンピュータ・データをブロックする裁判所命令を守るためにインターネット・サービス・プロバイダー(ISPs: internet service providers)に通知する。

デジタル経済社会省の所掌範囲

デジタル経済社会省およびその外部組織の管轄下の法律によって規定された、経済・社会、気象、統計および他の事業のデジタル事象に関連する業務の計画、促進、開発及び実施である。

関連法令⁴¹

▶ 知的財産法

- B.E. 2543 年商標法(第 2 号)及び B.E. 2559 年商標法(第 3 号)により改正された B.E. 2534 年商標法
- B.E. 2558 年著作権法(第 2 号)、B.E. 2558 年著作権法(第 3 号)及び B.E. 2561 年著作権法(第 4 号)によって改正された B.E. 2537 年著作権法
- B.E. 2535 年特許法(第 2 号)及び B.E. 2542 年特許法(第 3 号)によって改正された B.E. 2522 年特許法

³⁹ デジタル経済社会省. "Overview" [<https://www.mdes.go.th/about>], 2019 年

⁴⁰ B.E. 2560 年コンピュータ犯罪法(第 2 号), 第 20 条(3), "知的財産権に対する刑事犯罪にあたるコンピュータデータが流出された場合、職員はデジタル経済社会大臣の承認を得て、コンピュータ・システムからデータ配信の差止やデータの削除を裁判所に申立てることができる。"

⁴¹ デジタル経済社会省. "Laws" [<https://www.mdes.go.th/law>], 2019 年

- B.E. 2558 年営業秘密法によって改正された B.E. 2545 年営業秘密法

▶ **他の法律**

- B.E. 2562 年サイバーセキュリティ法
- B.E. 2562 年経済・社会に対する国家デジタル委員会法
- B.E. 2562 年個人データ保護法
- B.E. 2551 年電子商取引法(第 2 号) 及び B.E. 2562 年電子商取引法(第 3 号)によって改正された B.E. 2544 年電子商取引法
- B.E. 2560 年コンピュータ犯罪法(第 2 号)によって改正された B.E. 2550 年コンピュータ犯罪法
- B.E. 2562 年電子取引開発機構法

2.9 国家放送通信委員会 (National Broadcasting and Telecommunications Commission: NBTC)

国家放送通信委員会は、2010 年 12 月 20 日施行の B.E. 2553 年無線周波数割当・放送通信サービス規制組織に関する法律によって創設された。国家放送通信委員会は、教育、文化、安全なセキュリティおよび他の公益の分野の国家レベルおよび地域レベルで、無線周波数を割当て、公益放送通信サービスを規制し、並びに、公正かつ自由な競争のために監視する権限および責務を有する。⁴² 本法により、国家放送通信委員会は、2011 年 10 月 7 日から業務を行った。

また、国家放送通信委員会は、内閣、国家知的財産戦略委員会等の多くの政府機関とともに、模倣品の拡散およびオンラインにおける権利侵害を抑制・防止する共同作戦を担った。最近では、2018 年、国家放送通信委員会は、共同作戦の詳細を示す記者会見を開き、従前は 6 月以上かかった知的財産権侵害の抑制活動を、手続が 1 日または 2 日に短縮できるように、簡素化・短縮化するための権限を政府によって与えられた。⁴³

国家放送通信委員会の所掌範囲

国家放送通信委員会の権限および責務は次の通りである。⁴⁴

通信⁴⁵

1. 電気通信または無線通信サービスでの周波数および無線通信機器の使用を認可および規制すること、並びに、認可基準および手順、条件、または認可手数料を規定すること

⁴² 国家放送通信委員会. "NBTC's History" [<https://www.nbtc.go.th/About/history3.aspx>], 2019 年

⁴³ 国家放送通信委員会. "The Royal Thai Government stresses that the Royal Thai Police and the NBTC must streamline the operation for suppression of online infringements of copyright and other IP rights; and reduce the process to 1 – 2 days." [<https://www.nbtc.go.th/News/Information/34691.aspx>], 2018 年

⁴⁴ 国家放送通信委員会. "NBTC's Policy" [<https://www.nbtc.go.th/About/Commissioners/policyNBTC.aspx>], 2019 年

⁴⁵ 国家放送通信委員会. "Power and Duties of the TC" [<https://bit.ly/38hTUC9>], 2019 年

2. 電気通信事業の認可および規制を行い、ユーザーにサービスの品質、効率、適時性、信頼性および公平性確実に提供し、ライセンス基準および手順、条件、またはライセンス手数料を規定すること
3. 電気通信番号の使用を認可および規制し、認可基準及び手順、条件、または認可手数料を設定すること
4. 同じ種類の事業と他の種類の事業について、ユーザー、サービスプロバイダー、投資家に対して、または、公共の利益に関する電気通信サービスプロバイダー間で公平になるように、ネットワークアクセスと相互接続の基準および手順と、通信サービスのアクセス料金または相互接続料金を設定するための基準および手順とを規定すること
5. 公共の利益に関してユーザーとサービスプロバイダーにとって公平になるように、電気通信サービスの関税構造と価格構造を設定すること
6. 電気通信サービスおよび無線通信サービスの基準および技術仕様を設定すること
7. 電気通信サービスにおける反競争的行為または不公正な競争を防止するための措置を規定すること
8. 普遍的かつ平等な電気通信サービスの規定の拡大のための措置を規定すること
9. 公衆の権利および自由を事業者の搾取から保護し；個人のプライバシー権と通信手段による通信の自由を保護し；幅広い電気通信サービスへのアクセス・利用を促進することにより、人々の権利、自由、平等を促進すること
10. 電気通信サービスに関する監視およびアドバイスの提供

放送

1. 放送事業における周波数および無線通信機器の使用を認可および規制すること、並びに、認可基準および手順、条件、または認可手数料を規定すること
2. 放送事業の認可および規制を行い、ユーザーにサービスの品質、効率、適時性、信頼性および公平性を確実に提供し、ライセンス基準および手順、条件、またはライセンス手数料を規定すること
3. 同じ種類の事業と他の種類の事業について、ユーザー、サービスプロバイダー、投資家に対して、または、公共の利益に関する放送事業者間で公平になるように、ネットワークアクセスと相互接続の基準と手順と、ラジオ・テレビ放送サービスのアクセス料金または相互接続料金を設定するための基準および手順を規定すること
4. 公共の利益に関してユーザーとサービスプロバイダーにとって公平になるように、放送サービスの関税構造と価格構造を設定すること
5. 放送サービスの基準および技術仕様を設定すること
6. 放送サービスにおける反競争的行為または不正競争を防止するための措置を規定すること
7. 公衆の権利および自由を事業者の搾取から保護し；個人のプライバシー権と通信の自由を保護し；幅広い放送サービスへのアクセス・利用を促進することにより、人々の権利、自由、平等を促進すること
8. 放送サービスに関する監視およびアドバイスの提供
9. 放送事業における認可を受けた者、放送局、マスメディアの専門家を、倫理基準および倫理基準に基づく職業に関する自主規制を定める権限を有する組織を形成・促進すること

関連法令

- ▶ 知的財産法

- B.E. 2543 年商標法(第 2 号)及び B.E. 2559 年商標法(第 3 号)により改正された B.E. 2534 年商標法
- B.E. 2558 年著作権法(第 2 号)、B.E. 2558 年著作権法(第 3 号)及び B.E. 2561 年著作権法(第 4 号)によって改正された B.E. 2537 年著作権法
- B.E. 2535 年特許法(第 2 号)及び B.E. 2542 年特許法(第 3 号)によって改正された B.E. 2522 年特許法
- B.E. 2558 年営業秘密法によって改正された B.E. 2545 年営業秘密法

▶ **他の法律**

- B.E. 2553 年無線周波数割当・放送通信サービス規制組織に関する法律
- 国家放送通信委員会の命令

2.10 技術犯罪制圧部 (Technology Crime Suppression Division: TCSD)

技術犯罪制圧部は、オンライン上での知的財産権侵害、電子取引、オンラインポルノなどの技術犯罪の防止と抑制に焦点を当てた法執行機関である。技術犯罪制圧部は、タイ警察庁の分離部門に関する省令により、2009 年 7 月 7 日に設立された。⁴⁶ 技術犯罪制圧部は、制圧部門である部門と、高い倫理基準を有した専門的で近代的で国際的な調査員とを開発育成することを目的とする。⁴⁷

技術犯罪制圧部の所掌範囲

技術犯罪制圧部は、タイの刑法、刑事訴訟法、およびコンピューターシステムに関連するその他の法律に関して、技術犯罪を防止および抑制し、疑わしい犯罪を調査する権限および義務を有している。技術やコンピューターシステムに関連する犯罪が見つかった場合、公衆は技術犯罪制圧部に通知・情報提供でき、アドバイスを要求することもできる。

技術犯罪制圧課は、次の特定の犯罪を特に取り扱うために、3 つの課と、1 つのサポートグループとにより構成されている。⁴⁸

部門 1: 主にコンピューター・システムに関する犯罪に焦点を当てている部門

部門 2: 犯罪を犯すためのツールとしてのコンピューターの使用に関する犯罪に焦点を当てる部門

部門 3: コンピューター・データのインポートと分散に関する犯罪に焦点を当てる部門

技術事件サポートグループ: インターネットに関する迅速な対応に焦点を当て、技術犯罪に関する訴訟へのサポートを提供する部門

関連法令

▶ **知的財産法**

⁴⁶ 技術犯罪制圧部(TCSD). "About TCSD" [<https://tcsd.go.th/เกี่ยวกับหน่วยงาน>], 2019 年

⁴⁷ 技術犯罪制圧部(TCSD). "About TCSD" [<https://tcsd.go.th/about-tcsd/?lang=en>], 2019 年

⁴⁸ 同上

- B.E. 2543 年商標法(第 2 号)及び B.E. 2559 年商標法(第 3 号)により改正された B.E. 2534 年商標法
- B.E. 2558 年著作権法(第 2 号)、B.E. 2558 年著作権法(第 3 号)及び B.E. 2561 年著作権法(第 4 号)によって改正された B.E. 2537 年著作権法
- B.E. 2535 年特許法(第 2 号)及び B.E. 2542 年特許法(第 3 号)によって改正された B.E. 2522 年特許法
- B.E. 2558 年営業秘密法によって改正された B.E. 2545 年営業秘密法

▶ **他の法律**

- B.E. 2544 年電子商取引法
- B.E. 2560 年コンピュータ犯罪法(第 2 号)によって改正された B.E. 2550 年コンピュータ犯罪法
- B.E. 2560 年デジタル経済社会開発法
- 刑法

2.11 タイ情報技術犯罪抑制作業部会 (Thailand's Action Taskforce for Information Technology Crime Suppression: TACTICS)

今日、技術と通信は、犯罪を犯す際に使用される最も有効なツールになった。このような種類の犯罪に対処するには、情報技術の専門知識を持つ警察官が必要である。そのため、情報技術に関連する犯罪に取り組む能力及び迅速性を高めるために、タイ情報技術犯罪抑制作業部会(TACTICS)が設立された。経済犯罪制圧部(ECD)と同様に、TACTICS もタイ警察庁の監督下にある。したがって、TACTICS の権限と義務は、他の警察組織のものと同様である。事件を取り扱うには、まず知的財産権者が訴状を提出することが要求される。

タイ情報技術犯罪抑制作業部会の所掌範囲⁴⁹

タイ情報技術犯罪抑制作業部会は、次の権限及び責務を有する。

1. タイ警察庁の政策に基づいて、情報技術犯罪およびその他の犯罪を調査、防止および抑制すること
2. 職務を遂行し、関連機関の職務の遂行を支援すること
3. 情報技術犯罪およびその他の犯罪に関連する訴状を受理すること

関連法

▶ **知的財産法**

- B.E. 2543 年商標法(第 2 号)及び B.E. 2559 年商標法(第 3 号)により改正された B.E. 2534 年商標法

⁴⁹ タイ国情報技術犯罪抑制作業部会(TACTICS). "Overview" [<https://www.tactics.center/เกี่ยวกับหน่วย/>], [2019 年 10 月確認].

- B.E. 2558 年著作権法(第 2 号)、B.E. 2558 年著作権法(第 3 号)及び B.E. 2561 年著作権法(第 4 号)によって改正された B.E. 2537 年著作権法
- B.E. 2535 年特許法(第 2 号)及び B.E. 2542 年特許法(第 3 号)によって改正された B.E. 2522 年特許法
- B.E. 2558 年営業秘密法によって改正された B.E. 2545 年営業秘密法

▶ **他の法令**

- B.E. 2560 年コンピュータ犯罪法(第 2 号)によって改正された B.E. 2550 年コンピュータ犯罪法
- B.E. 2551 年人身取引対策法
- B.E. 2478 年賭博法
- 刑法

2.12 知的財産侵害及びインターネット犯罪抑制に対するタイ警察センター (Center of Operational Policing for Thailand against Intellectual Property Violations and Crimes on the Internet Suppression: COPTICS)

2017 年、2017 年コンピュータ犯罪法は、知的財産権者がインターネット上の知的財産権を侵害するデータの拡散をブロックすることにより、オンライン上の知的財産権侵害に対抗する執行措置を提供した。この措置は、警察官または知的財産局を通じて開始できる。しかしながら、裁判所がブロック命令(blocking order)を出すのに約 6~8 ヶ月要する。⁵⁰ この期間は、特に急速に変化しているオンラインの世界では非常に長いと考えられる。侵害されているウェブサイトがブロックされるまでに、その知的財産権者にすでに大きな損害を与えている可能性がある。

そのため、タイ政府機関、すなわち、国家放送通信委員会(NBTC)、タイ情報技術犯罪抑制作業部会(TACTICS)およびタイ警察庁は、知的財産権侵害ウェブサイトブロックする手続を加速化するために、知的財産侵害及びインターネット犯罪抑制に対するタイ警察センター(COPTICS: Center of Operational Policing for Thailand against Intellectual Property Violations and Crimes on the Internet Suppression)を協力して設立した。2018 年、新設された COPTICS が業務開始した。

COPTICS の所掌範囲

COPTICS は、知的財産権者からのオンライン知的財産権侵害に関して提出された証拠に基づいて訴状を検討し、求めに応じて侵害されているウェブサイトブロックすることを進める権限がある。

侵害の疑いのあるウェブサイトのブロックをリクエストするためには、知的財産権者はまず警察官に告訴状を提出しなければならない。知的財産権者は、COPTICS で警察に告訴状を提出できる。警察は、知的財産権者の知的財産権と提出された証拠を確認する。その後、知的財産権者は、COPTICS で警察調査官の前で、侵害の疑いのあるウェブサイトのブロックを要求する陳述書を提出する必要がある。その後、警察調査官は、どの URL を一時的にブロックするかを決定し、コンピュータ犯罪法の下で手

⁵⁰ Matichon Online, "Police Officers and NBTC are collaborating to establish COPTICS," [https://www.matichon.co.th/local/crime/news_1277957], 2019 年

続進行するためにこれらの URL を MDES（デジタル経済社会省）に送り、大臣の承認を求める。大臣が承認すると、MDES はウェブサイトのブロックまたは削除を求める申立てを裁判所に提出する。裁判所が命令を発した後、COPTICS は裁判所命令を NBTC(国家放送通信委員会)に送る。そして、NBTC はインターネット・サービス・プロバイダーに通知して、選択した URL をすぐにブロックさせる。⁵¹

関連法令

▶ 知的財産法

- B.E. 2543 年商標法(第 2 号)及び B.E. 2559 年商標法(第 3 号)により改正された B.E. 2534 年商標法
- B.E. 2558 年著作権法(第 2 号)、B.E. 2558 年著作権法(第 3 号)及び B.E. 2561 年著作権法(第 4 号)によって改正された B.E. 2537 年著作権法
- B.E. 2535 年特許法(第 2 号)及び B.E. 2542 年特許法(第 3 号)によって改正された B.E. 2522 年特許法
- B.E. 2558 年営業秘密法によって改正された B.E. 2545 年営業秘密法

▶ 他の法律

- B.E. 2560 年コンピュータ犯罪法(第 2 号)によって改正された B.E. 2550 年コンピュータ犯罪法

3. タイの知的財産権エンフォースメント

3.1 権利者自らによる対策

知的財産権所有者が侵害疑義者に対し知的財産権を行使するには、権利所有者が民事的または刑事的救済のどちらを望むかにより、一般的に二つの方法がある。刑事訴訟を通じて権利を行使したい場合、権利所有者は警察の特別履行チームによる捜査及び侵害の証拠押収により、刑事訴訟を起こすことができる。一方、権利所有者が民事的救済により損害賠償を望む場合、権利所有者はまず侵害者に対し侵害警告を発行し、民事侵害訴訟を起こすことができる。

どちらの救済を望むかに関わらず、特にタイでは正式な証拠開示手続がないため、訴訟開始前に侵害の証拠を集めることが重要である。民事訴訟法では、訴訟の前に相手方の書類の公開を求める手続が非常に限定されており、その結果、強制措置を開始する前に捜査に関わることが重要なステップとなる。

刑事訴訟

日本のシステムと同様に、侵害者に対する刑事訴訟が存在する。権利所有者は裁判所に直接提訴するかまたは一般的に行われるように警察/DSI 組織に提訴することにより、侵害者に対し刑事告発を行うことができる。詳しく言うと、権利所有者は違法行為について管轄裁判所に自身で刑事訴訟を起こすかまたは警察に告訴状を提出し、その後警察が捜査を実施し検察庁に事件を送り、裁判所の判決を求める。

⁵¹ Interview with Center of Operational Policing for Thailand against Intellectual Property Violations and Crimes on the Internet Suppression officer, 2019 年 9 月 9 日。

商標権侵害を含む事件に対して、商標法に規定される保護範囲の全てを享受するためには、商標がタイで登録されていることが必須だということが重要である。外国登録商標の侵害も刑事罰の対象となるが、罰金は非常に小額で抑制効果もほとんどない。商標権侵害に対して刑事訴訟を起こすためには、警察／DSI 自身が事件を提起できる場合でも、実際には商標権者が警察／DSI に告訴状を提出することによって事件を開始することが要求される。これは、当該機関が真正品または模倣品を検査する方法を知らないからである。

著作権について、著作権者は事件を起こすために、警察／DSI に告訴状を提出する必要がある。著作物はタイにおける保護の対象となるために登録を必要としないけれども、侵害の申立てをするためには著作権者は直接または間接的な証拠により、複製の証拠を提示しなくてはならず、また著作権所有の証拠も提示しなければならない。このような証拠は、創作者の宣誓供述書、タイまたはベルヌ条約の加盟国である外国で著作権登録記録であることが多い。

警察署への提訴は法規の下に利用できるが、特に侵害された知的財産権が特許権の場合、実質的な解決に結びつかないこともある。これは特許権侵害の分析は技術を要するため、警察は悪事の根拠が明確でないとき、手続を開始することを躊躇することが多い。これは刑事訴訟の立証基準が民事訴訟よりも高いからである。刑事訴訟においては、合理的な疑いを超える事件であること証明する必要があり、民事訴訟においては、原告の主張が真実であるという 51%の心証があれば基準を満たす。従って、警察／DSI は、特許権侵害に対して刑事手続を行うことを検討する際には慎重になる傾向がある。

民事訴訟

民事訴訟では、侵害容疑者に対する知的財産権の行使は原告が知的財産国際貿易裁判所に訴状を提出することから始まり、被告に対する訴状及び裁判所からの召喚状の発行と続く。訴状には侵害された知的財産権の種類等詳細を記さなければならない。被告は訴状への答弁を知的財産国際貿易裁判所に提出し、答弁書を原告に提出することにより非侵害の抗弁を実施することができる。特許権の無効または商標の取消しを主張する反訴を原告に対し実施することもできる。反訴が行われた場合、原告は当該反訴に対する答弁を知的財産国際貿易裁判所に提出し、被告に対し答弁を送付する。

民事訴訟で勝訴した場合、知的財産権者は、今後侵害者が(侵害品を製造および／または販売する)侵害行為を行うことを防止する差止命令を得ることができる。知的財産権者はまた、販売損失、弁護士費用等を含む、侵害の結果として受けた損失の損害額を要求することができる。

侵害停止要求状(Cease-and-Desist Letter)の送付

民事または刑事訴訟を開始する前に、知的財産権者は侵害者に侵害停止要求状(警告状とも言う)を送付することができる。これは侵害者に対し知的財産権者がタイ市場における模倣品に対し確固たる処置を講じる意思を示すものである。侵害者は模倣行為を完全には止めない可能性もあるものの、侵害停止要求状により侵害者が模倣行為をその他のより攻撃性の小さいブランドに変更することもありえる。

侵害停止要求状の送付は知的財産国際貿易裁判所または警察に対する訴えに比べ、費用対効果が高くそれほど時間もかからない方法である。侵害容疑者は有効な知的財産権保護政策がタイで実施されていることを知らない可能性もあり、費用も時間もかかる訴訟を避けるために協力することに同意する場合もありえる。

一般的に、上記の侵害停止要求状は権利所有者の代理として弁護士または法律事務所が送付するか権利者自身が送付する。侵害者が応答しない場合または侵害行為を止めない場合、侵害証拠の押収命令、

仮差止命令、最終的には知的財産国際貿易裁判所への提訴等により正式な権利行使を行うことができる。

どのような方法であれ、その後のフォローアップが成功の鍵となる。侵害停止要求状が送付された後、権利者またはその法的代理人は侵害停止要求状を受け取った侵害者の活動を監視しなければならない。頻繁に電話することで侵害者に対し抑止効果をもたらすこともできるし、侵害停止要求状はが確実に送付されたことを裁判所に証拠として、**a)**権利者は侵害者に警告すべく妥当な手続きを取った事実、**b)**侵害者は権利者が存在することを知っていることを立証することができる。

日本とタイとの制度比較

日本とタイにおける模倣品対策を支配する法令の比較表

| 日本 ⁵² | タイ |
|---------------------------------------|------|
| 特許法 | 特許法 |
| 実用新案法 | 特許法 |
| 意匠法 | 特許法 |
| 商標法 | 商標法 |
| 著作権法 | 著作権法 |
| 種苗法 | - |
| 不正競争法 | - |
| 関税法 | 関税法 |
| 刑法 | 刑法 |
| 民法 | 民法 |
| 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 | - |

日本とタイにおける利用可能な措置を示す比較表

| 手続 | 日本 ⁵³ | タイ |
|--------------------------------|--|---------------|
| 刑事訴訟 | Yes | Yes |
| 民事訴訟 | Yes | Yes |
| 非侵害に関する確認訴訟 | Yes, しかしながら、この種の訴訟を行うためには原告が実際の利害がある場合、提起できる | No |
| 水際措置 | Yes | Yes |
| 侵害停止要求状(Cease & Desist Letter) | 強制はされない | 強制はされない |
| 知的財産権事件に関する裁判権を有する裁判所 | 特許権、回路配置、プログラムの著作権等、技術的な知的財産権に関する裁判管轄は、東京地裁及び大阪地裁の専属管轄。全国の地裁に管轄があるのは、意匠、商標、通常の著作権、不正競争等。 | 中央知的財産国際貿易裁判所 |

⁵² Global Guide of Anti-Counterfeiting report 2013. World trademark Review. Japan Jurisdiction, page 131

⁵³ Copyright Litigation Jurisdiction Comparisons 2015. European Lawyer Reference. Japan Jurisdiction, page 223-240.

3.2 行政手続による救済

知的財産局は 1992 年に設立され、知的財産権の管理責任を担う。知的財産局は、知的財産権紛争を裁判所に持ち込む前段階において、当該紛争の調停及び和解業務を提供する。

知的財産局は効果的でユーザーフレンドリーな調停手続を提供している。手続全体は通常、以下のよう
に 2、3 ヶ月で完了できる。

第一段階: 知的財産局の局官に対し、知的財産権者が直面している状況および侵害者に対する主張を説明する書面を提出する。局長は 2、3 日後に法務部の部長に送付する。

第二段階: 法務部が当該書面を受領した後、調停手続の責任者が権利者または代理人に連絡し問題の詳細を確認する。これには 1、2 週間を要する。知的財産局が権利者の主張の正当性を認める場合、第三段階に移る。

第三段階: 調停手続担当者及びその他関連担当官(商標侵害登録官等)が主張の正当性及び権利者の分析に合意した場合、法務官は相手方に書面を送付し、打合せを行うように調整する。

第四段階: 侵害者または侵害企業が調停手続への参加に合意した場合、局長はミーティングを行うように調整し、両当事者は調停者役の法務チームと共に交渉する。これは、両当事者の日程都合により 1、2 ヶ月を要する。

知的財産局は政府機関であるため、知的財産局の調停、侵害者に交渉させることを容易に強制でき、権利者の条件を遵守させることができる。両当事者が同じ条件に至る場合、両者は紛争解決の和解契約書に署名することができる。

3.3 裁判手続による救済（民事）

タイには、知的財産権関連の管轄権を持つ特別法廷が存在する。中央知的財産国際貿易裁判所(通称、IP&IT 裁判所)は 1997 年に設立され、タイにおいて知的財産権法に関わるすべての紛争について判断を下す独占的裁判権を有する。知的財産国際貿易裁判所は、海外で研修を受けた高度な法律専門家である知的財産権法の専門知識を有する判事が配置されている。さらに紛争関連分野(化学、生物、ソフトウェア、IT 技術等)の専門家である陪席裁判官も配置され、裁判に参加する。

民事訴訟は、原告が知的財産権裁判所へ提訴すると開始される。被告は 15 日以内(または代替サービスの場合 30 日以内)に、裁判所に答弁書を提出しなければならない。提訴、答弁、あれば反訴、が提出された後、裁判所は両当事者に争点整理の期日を通知する。両当事者は出廷する義務を負う。裁判所は紛争の争点を整理し、証拠の検証及び証人の審問を行う。タイでは公判前の証拠開示手続はない。

証人リスト及び使用される証拠の詳細は、少なくとも証拠検証日の 7 日前までに提出しなければならない。両当事者のいずれも正当な理由を示すことができ、新規証拠が重要なものであれば証人リスト提出期限後でも新規証拠を提出することができる。知的財産権訴訟では書類、宣誓供述書、証人が裁判所に提出される多様な証拠を構成する。専門家の活用については、一般的に当事者は民間専門家の宣誓供述書を依頼することが多いが、必要と認めた場合、裁判所が専門家を任命することもある。民事訴訟法により、知的財産権訴訟でも証人を反対尋問することができる。

タイでは陪審員制度が存在しないことにも注意が必要である。全ての主張及び証拠を裁判官のみが審理する。技術的に複雑な問題については、必要な技術的及び主題の専門家が出廷し、公正・平等な審

理を実施する。裁判官は、知的財産権または国際貿易の特別な研修を受けているので、裁判所の判決は、非常に高度で知的財産権保護の国際的な標準となっている。

両当事者が証拠提出を終えた後、裁判所は両当事者に尋問最終日から 30 日以内に最終陳述書の提出を命じる。これは任意の手続である。証人尋問が完了後、法廷は、通常 1、2 ヶ月後、判決言渡日を決定する。

裁判所での民事訴訟において、知的財産権者の多くはまず、侵害行為に対して差止を請求する。さらに、知的財産権者は、知的財産権の侵害に起因する修復不可能な損害について損害賠償を求めることが多い。賠償額については、権利所有者を侵害が発生しなかった場合と同一の経済的位置に戻すため、失われた利益及び販売を十分に埋め合わせる額が請求される。

しかしながら、勝訴した当事者の立場からは、知的財産権裁判所が下す賠償金額は、権利所有者が侵害によって実際に被った損害または損失額を大きく下回ることが多った。判例は、タイの裁判所が勝訴した当事者への賠償金額が控えめであることを示していた。しかしながら、最近 2、3 年では、損害賠償額の金額に関して変化の兆候がみられた。

2019 年、自動車部品、オートバイ部品およびそのアクセサリーの日本製造業者は、タイにおける意匠権侵害事件において、2 千万タイバーツ(約 670,000 米ドル)を超える最高額である損害賠償を獲得した。2019 年の他の事件では、食品産業の日系現地企業は著作権・トレードドレス(trade dress)保護事件において、2 千万タイバーツ(約 670,000 米ドル)を超える賠償金を獲得した。

さらに、最近の事件は、革新的な養殖品及びシーフード製造用飼料の製造方法に注目した養殖業の世界的パイオニア企業のものである。当該企業は、侵害者に対して、差止を認めさせ、10.6 千万タイバーツ(約 3.5 百万米ドル)を超える知的財産権事件における過去最高額の賠償額、そして、訴状を提出した日からの利子を獲得した。⁵⁴

特許に関わる民事訴訟は、一般的に提訴から第一審終決まで 18 ヶ月から 36 ヶ月を要する。商標及び著作権の民事訴訟はやや短く 12 ヶ月から 18 ヶ月である。

損害の査定

権利所有者は、故意に侵害行為を行う侵害者に対して提訴する基本的権利を有する。侵害者に対する民事訴訟を提訴する権利は、民商法典第 5 条の不法行為において規定されている(他国では不法行為法に該当する)。

特に民商法典第 438 項には、裁判所による訴訟で請求される損害額の査定ガイドラインにより、被害当事者が被った損害の実際の金額に基づき決定するよう規定されている。つまり裁定される損害額は侵害を直接的に反映するもので、明確な証拠を提示することにより証明されなければならないことを意味する。

しかしながら、法令では損害額の査定・計算方法に関する確実な基準が規定されていないことに注意しなければならない。従って、損害額の査定は典型的には裁判所の裁量に任されている。民商法典第 438 項によると、裁判所は「不法行為の状況及び重要性」を評価し、損害額を決定することが認められている。

⁵⁴ Nandana Indananda and Suebsiri Taweepon, Partners. "IP&IT Court Awards Historic Patent Damages as Thailand Strengthens IP Protection," Informed Counsel Vol. 10, No.3, Sep. 3, 2019 (Tilleke & Gibbins International Co., Ltd.).

2015年改正著作権法第64条第2段落は、明確な証拠が故意または意図的に著作物または実演家の権利を公衆に広く利用可能にされた著作権または実演家の権利の侵害を示す場合、裁判所が犯罪者に（本条第1段落で特定された）罰金の2倍までの罰金を認めた。

請求棄却の根拠

損害賠償の請求を棄却する場合、裁判所は以下を含む理論的根拠を示す。

1. 請求された損害賠償額は、原告による将来的な見積に基づくものである。
2. 請求された損害を立証する証拠が不十分である。
3. 請求された法的費用は、原告の権利行使に必要な金額を超えている。

上記の根拠は示されているものの、知的財産国際貿易裁判は、これまで実際の損害額または知的財産権所有者が当該事件において被った費用額を証明するために必要な証拠範囲を特定したことはない。

立証責任及び困難性

知的財産権者は、原告として、侵害者の行為によるもの以外にも、販売損失の原因となりうる全てを立証することを強られる。これにより、原告は、正確な損害額を立証するために、明確な証拠を提出することが要求される。

タイの裁判所では一般的に侵害者の利益を損害賠償の基準とすることができないため、上記要求は権利所有者にさらなる負担を強いることになる。弁護士費用については、タイ民事訴訟法では請求金額の5%という上限が設定されている。

控訴

知的財産国際貿易裁判所の判決は、控訴裁判所への控訴の対象になる。すなわち、知的財産国際貿易裁判所の判決に不服があるいずれかの当事者は控訴状を提出することができる。タイでは、控訴は文書で実施しなければならない。証人尋問はない。裁判は、第一審で提出された証拠に基づいて進行する。判決の解釈に対してのみ尋問が認められる。

控訴状は第一審判決日から1ヶ月以内に提出しなければならない。しかしながら、この期限は裁判所に申請することにより延長することも可能である。

2015年改正民事訴訟法では、控訴審での決定に当事者が不服がある場合、最高裁判所への2回目の上訴を行う権利が制限される。特定事件に対する控訴裁判所の判決または命令は最終的なものとみなされる。しかしながら、当該判決や命令に不服がある当事者は、最高裁判所にさらに決定に対して上訴する許可を求めることができる。最高裁判所は、控訴裁判所において明確化するに値する重要な問題があると判断した場合、許可を与える。

最高裁判所に上訴する許可を要求するには、当事者は、控訴状とともに許可申請を提出し、専門控訴裁判所の判決または決定の日から1ヶ月以内に、関連する訴訟費用を第一審裁判所に支払う必要がある。当該期限は延長可能である。方式が満たされていることを確認した後、第一審裁判所は、事件の被申立人に書類の副本を送付する。同時に、第一審裁判所は、異議申立を待つことなく、申請書および控訴状とを最高裁判所に送付し、最高裁判所は申請を適時に検討しなければならない。

上訴を許可するか否かに関する最高裁判所の決定は、事件の両当事者が読むことができるように第一審裁判所に送付される。申請が許可された場合、相手方は 15 日以内に答弁書を第一審裁判所に提出する権利を有する。当該期限も延長可能である。答弁書を受領した後、第一審裁判所は、検討用に最高裁判所に答弁書を送付する。⁵⁵裁判所が申請を検討するには約 6 ヶ月を要する。

アントンピラー命令 (Anton Piller Order)

タイ法により知的財産国際貿易裁判所は、「アントンピラー命令」と同様の命令を発する権限が与えられている。当該命令を発する要件は 1996 年知的財産国際貿易裁判所の設立と手続に関する法律と、1997 年知的財産および国際貿易事件に関する規則とに基づいて規定されている。

同法では、知的財産権者である被害者は当該命令を請求し、それにより民事訴訟提訴の前後で証拠を押収または没収することができる。

証拠を押収または没収する裁判所の命令を得るために、原告は以下を証明しなければならない。(1)訴訟が開始されていない場合、原告が侵害被疑者に対して訴訟を起す理由が存在すること；(2)原告が将来使用することを望む証拠を押収しなければ、損失されるかまたは提示が困難となること；(3)侵害被疑者または関連当事者に事前通告をする場合、証拠が損壊、損失、破壊またはその他理由により後に提示が困難となる可能性があり緊急な状態にあること。

アントンピラー命令が、タイで認められることはまれである。数少ない事例のひとつに、「GSI Group Inc. 対 Almin Enterprise Co., Ltd. 他」事件がある。当該事件では、原告は、証拠の押収または没収を知的財産国際貿易裁判所に請求した。原告は、予備的差止命令(preliminary injunction)を得るために、特許権侵害被疑者に対して訴訟を起す理由が存在することが既に裁判所に認められていたことから、証拠の損失の可能性があることと、緊急事態であることとを裁判所に証明する必要がある。そのため、原告は証人を召喚し、農業貿易器具展示会が終了した後では、侵害を立証するすべての証拠が他国に持ち帰られるか売却または破壊されるという事実を証言させた。当該証言に基づき、裁判所は「本日(法廷が命令を発した日)は展示会の最終日で、侵害を立証する証拠が損失されるか後日では提示不可能となる可能性があり、緊急事態と言える。従って、本裁判所は原告の請求通り、展示会において証拠の押収を命令する。」と決定を言い渡した。

アントンピラー命令が一旦発せられると、裁判所が押収した証拠品は、反対当事者の侵害の証拠となるため、知的財産権者に恩恵を与えるものである。アントンピラー命令の申請をサポートするため、知的財産権者は当該命令の発行が正当であり、事態の緊急性を立証しなければならない。すなわち、知的財産権者は、相手方または第三者に知的財産権者による訴訟が事前に通知されると、侵害の証拠は損壊、損失、破壊またはその他後日には提示が困難となるという緊急事態が存在することを立証しなければならない。実際には多くの知的財産権者はアントンピラー命令を請求する場合、その知的財産権のさらなる侵害を防止するため、同時に予備的差止命令も請求することが多い。

予備的差止命令 (Preliminary Injunction)

予備的差止命令の付与条件を定めるため、知的財産国際貿易裁判所の首席裁判官発行の 1997 年知的財産権及び国際貿易事件に関する規則に、予備的差止命令の申請審査に関する運用が規定されている。

⁵⁵ Piyawat Kayasit, Attorney-at-Law. "Thailand Introduces Changes to the Appeal Proceedings for IP-Related Cases," Informed Counsel, 2017 年 5 月 29 日 (Tilleke & Gibbins International Co., Ltd.)

他の知的財産権の法律における予備的差止命令に関する法令は、著作権法第 65 条、特許法第 77 条の 2、商標法第 116 条、営業秘密法第 8 条である。

侵害が起きた、または、起きる可能性があるという明確な証拠の裁判所への提示に加え、原告は裁判所に以下を立証しなければならない。(1)申請するために妥当な理由及び裁判が当該申請を認める十分な理由が存在すること；(2)原告が被った損害が、金銭的対策またはその他補償により救済できるものではなく、原告に対して損害補償する立場を認めない被疑者からも回収できず、また侵害被疑者に対する判決の執行も困難であること。

3.4 裁判手続による救済 (刑事)

タイで知的財産権侵害にあった場合、権利者は、知的財産国際貿易裁判所に直接、侵害者の犯罪を訴えることができる。この手続は、私的刑事訴訟(*Private criminal action*)と呼ばれる。当該刑事訴訟は通常、模倣品の場所の捜査を行い、その後、知的財産国際貿易裁判所への訴状の提出が行われる。

私的刑事訴訟(*Private criminal action*)の訴状が提出された後、知的財産国際貿易裁判所は知的財産権者の一応の証拠(*prima facie case*)がある事件であるか否かを検討する。知的財産権者は、予備尋問に出席し、侵害者に対して、一応の証拠(*prima facie case*)がある事件であることを裁判所に示す証拠を提示しなければならない。裁判所が侵害行為が行われた可能性があると判断した場合、更なる裁判のためにその事件を受理する。

さらに、被害者は警察または特別調査局(DSI)に告訴状を提出することもできる。このような手続は公的刑事訴訟(*Public criminal action*)として知られている。当該刑事訴訟は通常、模倣品の場所の調査を行い、その後、警察または特別調査局(DSI)に訴状の提出が行われる。

商標法に基づく模倣と特許法に基づく侵害とは国家犯罪であるので、権利者が警察または特別調査局(DSI)に告訴状を提出することは必須ではない。商標法および特許法に基づく当該犯罪は、刑法および著作権法に基づく知的財産権関連犯罪と区別しなければならない。これらの犯罪は示談可能であり、刑法および著作権法に基づく知的財産権侵害の場合、警察または特別調査局(DSI)に告訴状を提出しなければならない。

特別警察チームまたは特別調査局(DSI)チームから知的財産権侵害事件への参加合意が得られた後、関連警察官は知的財産国際貿易裁判所の捜査・差止命令を請求し、その後の手続のために模倣品および証拠を押収する摘発を実施する。

当該命令に従い、侵害者が認定された場合、侵害被疑者は告発され、答弁書を提出することが求められる。侵害被疑者が無罪を主張する場合、担当捜査官は両当事者の証拠を調べ、起訴するか否かを決定するために検察官に意見を提出する。検察官が捜査官の捜査結果に合意し、一応の証拠がある事件として立件することに合意すると、刑事事件も知的財産国際貿易裁判所に送られ、裁判所は裁判日程を決定する。

罰金または罰則等一般的刑事上の執行を除き、特に著作権侵害事件において、被告が違法行為を行い著作権法違反により罰則を受け、その後釈放されてから 5 年以内に同法違反を再犯した場合、原告は裁判所に不法行為に規定された罰則の増徴を請求することができる。裁判所はさらに、タイにおいて製造・輸入されたすべての製品並びに当該製品の製造及び輸入が著作権の侵害を構成すると判断し、当該著作物が犯罪者により保有されている場合、違法行為の実施に使用された物品を没収するよう命令することができる。最終的に、判決が原告勝訴の場合、被告が裁判で支払った罰金の半分を原告に支払うよう請求することができる。

3.5 税関に関する事項

B.E. 2497 年関税法(第 12 号)により改正された B.E.2560 年関税法によると、税関職員は、関税管轄地域内では令状なしで職権で捜索できる権限が認められている。この権限は、合理的な理由に基づき実施されなければならない、財産・物品だけでなく人物も捜索することができる。関税法によると、税関職員に、税関を通過する梱包を開き検査する権限、そしてタイ国外そして国内に出入りする乗り物に乗り込み捜索する権限が認められている。

日本の税関では、国境において知的財産権の様々な侵害に関して措置を講じる権限を与えられているが⁵⁶、タイの税関では、商標権侵害および著作権侵害の侵害疑義品を押収できるだけである

B.E.2560 年関税法は、「国境通過(border crossing)」と「積み替え(transshipment)」の定義を法律に追加し、通関手続を詳述することで、税関がタイを通過する商品とタイで積み替えられた商品の取り扱い方法をより明確にすることを目指している。タイ税関局の規則および運用の下、商標権および著作権を侵害していると申し立てられた模倣品・海賊版の輸入、輸出、通過および積み替えは、B.E. 2558 年輸出入法(第 2 号)により改正された B.E. 2522 年輸出入法第 5 条の税関規制の範囲内に属する。これらの規則により、知的財産権者は、税関当局による疑義品の解放を防止するために税関当局に申請書を提出することができる。著作権侵害および商標権侵害の疑いがある旨の申立ては、若干異なる方法で処理される。

知的財産権者が、製品を模倣品であると疑う場合、知的財産権者は様々な方法で、いくつかの救済措置を求めることができる。該当する規定は以下の通り。

- ▶ 製品の輸出入を統制する商務省通達(第 94 号) B.E.2536 年(1993 年)(通達 第 94 号)
- ▶ 製品の輸出入を統制する商務省通達(第 95 号) B.E.2536 年(1993 年)(通達 第 95 号)
- ▶ 他者所有の著作権侵害品に関する法的手続規定の税関局通達(第 28 号) B.E.2536 年(1993 年)

税関職員は、通達第 94 号及び第 95 号に基づき模倣品を差止め、他者の著作物の複製・改造または登録商標の模倣と疑われる商品の出荷を停止する権限を有する。

税関登録 (Custom Recordation)

知的財産権者が税関登録を行いたい場合、商標登録官である知的財産局(DIP)の職員に申請書を提出しなければならない。

税関登録は、知的財産権者が海賊版や模倣品を阻止するためにタイにおける重要な国境保護措置として機能する。知的財産権の登録により、税関検査官が模倣品であると疑われる商品を見つけた場合、ブランド所有者またはその代理人の連絡先を税関検査官が知ることができる。しかしながら、商品と商標の有効性に関する情報は含まれない。また、税関登録することで、ブランド所有者は、B.E. 2522 年輸出入法および B.E. 2530 年商品の輸出入を管理する商務省通知をよりどころに、タイまたは外国の登録商標を付して侵害する商品を停止および差止を行うことができる。これらの法律によれば、商標

⁵⁶ 知的財産権侵害物品の水際取締り「日本の税関による知的財産権侵害物品の水際取締り」

[https://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/a_003_e.htm], 2015 年

権者はタイ知的財産局(DIP)に税関登録を申請し、税関職員に疑義品の継続的な監視を要請することができる。

商標所有者は、申請書とともに次の証拠書類を提出しなければならない。

1. 商標登録証の証明付き写しまたは商標登録簿の証明付き写し
2. 商標権者に代わって行動する権限を付与する場合、委任状の原本／証明付き真正な写し
3. 商標権者が法人である場合、証明書の発行日から 6 ヶ月以内に発行された、法人登記簿謄本の原本／証明付き真正な写し
4. 保護の申請により発生する可能性のある損害についての責任を負う旨の商標権者からの書状（負担義務の同意書）
5. 商標権者の商品で使用される実際の商標ラベルのサンプル

商標権者がタイに居住しておらず、上記 3.および 4.に挙げた証拠書類が外国で作成された場合、これらの書類は公証人によって認証されなければならない。タイに居住していないが、保護の申請を希望する商標権者は、登録官が連絡できる事務所をタイに有さなければならない。

商標権者が上記通知で規定されたすべての証拠書類を提出することにより知的財産局(DIP)に通知した後、登録官は税関登録のために正式に申請書とすべての証拠書類とを税関局に送付する。

差止手続 (Seizure procedure)

知的財産局(DIP)から税関登録関係書類を受け取った後、税関は情報を国内各所で利用できるデータベースにアップロードする。このプロセスにより、税関職員が模倣品および海賊版のある商品を監視することに常に気を配り、警戒することができる。また、タイ国境を越えた密輸品から知的財産権を保護するために、商標権者は、公共部門と民間部門と間の重要な合意—関係政府機関と民間部門の協力に関する覚書 (MOU) —に委ねることができる。2003 年 9 月 12 日に署名されたこの覚書は、模倣品のタイへの入国、通過、出国を防止するための合理化された手順を提供している。

税関職員が国境監視中に模倣品の疑いのある商品を発見した場合、当該商品は一時的に差止められる。差止められると、知的財産権者またはその代理人に、差止めた商品の検査を求めるレターが送られる。

覚書 (MOU) によると、一時的な差止の知らせを受け取った後、知的財産権者またはその代理人は、10 営業日以内に侵害疑義品を留置するために陳述書(statement)を提出する権利を有する。この 10 日間の留置期間内に、知的財産権者またはその代理人は、侵害疑義品が真正品または模倣品であるかについて担当税関職員に提供しなければならない。提供しない場合、留置された商品は解放される。

侵害疑義品が模倣品であるとみなされる場合、税関は、輸入業者、輸出業者または通関業者に対して、禁制品の輸送に対する請求を行う。これは、関税法、輸出入法および／または 商標法に違反するとみなされる。次いで、知的財産権者またはその代理人は、自分が商標の正当な所有者であることを証明する書類を提出しなければならない。関税法に基づいて課される罰則には、最高 500,000 バーツ (約 17,300 米ドル) の罰金、最高 10 年の懲役、またはその両方が含まれる。差止された商品は、廃棄されるまで保管される。

知的財産権者またはその代理人が、侵害疑義品が真正品であることを確認し、または、所定の期間内に税関職員に連絡しなかった場合、当該商品は輸入者、輸出者または通関業者に解放される。

4. タイ市場における模倣品の実態

4.1 過去十年間(2008年以降)のタイ市場における模倣品の実態

タイと模倣品

長年にわたり、タイは東南アジアの中心部で国際的なハブであった。現在、旅行やレジャーで世界で最も人気のある目的地の1つである。タイには、長年の遺産、独特の文化、自然の美しさから、毎年何百万人も観光客が訪れる。また、観光客は、人々のもてなし、そして、国中で提供される料理やショッピングのために来泰する。

タイを訪れる多くの観光客や訪問者は、バンコクや他の主要都市の露店商、市場、ショッピングモールで購入した模倣品または海賊版を持ってタイを出国することはよく知られており、一般に受け入れられている。これらの商品には、映画 DVD、音楽 CD、腕時計、衣類、サングラス、ソフトウェア、ビデオゲームなどが含まれる。これらの商品はオリジナル商品と似ているか、ほとんど同じに見えるかもしれないが、実際にはそれらは外観のみである。商品の品質の低さは通常、購入者が商品を数回使用した後、明らかになる。

オンラインプラットフォームの台頭により、模倣品が急速に増加している。技術の発展により、オンラインでの商品の売買が容易になり、驚くことではないが、模倣品の半分以上がオンラインで購入されるようになった。インターネットの使いやすさとスピードにより、技術の発展は、法執行機関が追跡すべき新たな課題を生み出した。すべての関連当局からの継続的な努力にもかかわらず、この魅力的な事業をやめさせることはこれまで以上に難しいようである。

タイの努力に対するアメリカ合衆国の態度

米国通商法 301 条報告書は、世界中の米国の貿易相手国における知的財産保護および執行の状況を強調するために、米国通商代表部によって毎年発表される。2008年から2017年まで、タイは米国通商法 301 条報告書の優先監視国に挙げられていた。⁵⁷ しかしながら、2018 年度版米国通商法 301 条報告書において、2017年に米国が実施したサイクル外審査(Out-Of-Cycle review)の後、タイが監視国に変更された。⁵⁸ この一部は、法執行およびその他の知的財産に関する重要な米国の知的財産に関する問題を解決する米国とタイの貿易投資枠組協定によるものであった。⁵⁹ さらに、2014 年関税法は、タイの税関職員に、職権で、通過中の違法な物品を差止および留置・押収する権限を認めた。⁶⁰ 知的財産政策に関する国家委員会(National Committee on Intellectual Property Policy)の設立により、知的財産権侵害の執行に関するタイ政府機関間の調整が改善された。⁶¹ これにより、タイ全土の模倣品および海賊版に対する執行体制が改善された。⁶² タイの法執行は、米国通商代表部の“*Notorious Markets List*”に以前挙

⁵⁷ 米国通商法 301 条報告書 (2008 – 2017).

⁵⁸ 米国通商法 301 条報告書 (2018).

⁵⁹ 同上

⁶⁰ 同上

⁶¹ 同上

⁶² 同上

げられていた物理的な市場を取り除くのに役立った。⁶³ 報告書はまた、タイがオンライン著作権侵害に関する懸念に対処していることを認めている。⁶⁴

過去2回の報告書で、タイの模倣品および海賊版に対して米国が強調した主な問題点は、効果的な抑止的執行措置の改善であった。⁶⁵ また、多くの利害関係者は、不正行為に対する強制手続上の障害について懸念を抱いている。⁶⁶ 米国通商法 301 条報告書で言及されているように、製薬業および農業は、不正な商業的使用および販売承認を得るために生成された試験またはその他のデータの不正開示に対する保護についても懸念を示している。⁶⁷

毎年、国際知的財産権同盟(IIPA: International Intellectual Property Alliance)は、著作権の保護と執行に関する米国通商法 301 条勧告を提出している。2008 年から 2018 年までの報告書において、国際知的財産権同盟はタイの模倣品および海賊版の問題の多くの分野に対して懸念を示した。強調された問題には、映画館での米国とタイの映画の撮影、モバイル機器の著作権侵害、ソフトウェアの著作権侵害、書籍の著作権侵害、インターネットの著作権侵害などが含まれる。⁶⁸ 仮想店舗の増加に伴い、過去 10 年間で直接仕入品の海賊版は徐々に減少したが、依然としてタイ国中で流通している。⁶⁹ 2015 年、タイ政府は、違法撮影対策(anti-camcording provision)条項を含む著作権法の改正を行った。⁷⁰ さらに、2016 年、改正コンピューター犯罪法が可決され、侵害コンテンツへのアクセスを無効にするための管理上の救済策が盛り込まれた。⁷¹ 立法におけるこれらの 2 つの成果にもかかわらず、国際知的財産権同盟は実行が期待を満たしていないと報告した。2008 年を対象とする報告書で強調された問題は、ビデオカメラでの海賊行為、インターネットおよびモバイルの海賊行為をより重視しており、2019 年でも依然として記載されている。⁷² 2018 年度版報告書では、オンライン著作権侵害は、記録された音楽、テレビコンテンツ、ビデオゲーム、公開された資料、および放送に影響を与えた旨が記載された。⁷³

国際知的財産権同盟と同様に、米国研究製薬工業協会(PhRMA: Pharmaceutical Research and Manufacturers of America)は、定期的に米国通商法 301 条報告書を米国通商代表に提出している。タイは引き続き報告書の優先監視国に残っていたが、2018 年と 2019 年の最近の 2 つのレポートでは、偽造医薬品に関する提携企業の問題を一切言及していない。2009 年、米国研究製薬工業協会は、偽造医薬品に対する実際的な抑止力の欠如と、管理措置を講じるための長いプロセスとを問題として示した。2013 年から 2017 年までのレポートで、米国研究製薬工業協会の報告書は同様の問題を提起した。タイ税関は知的財産権の強制措置を進めたが、強制措置のほとんどは、医薬品ではなく衣服やメディアに対して行われた。医薬品に対して行われた強制措置は、オンラインで販売されている違法な偽造品に対するものであった。また、米国研究製薬工業協会は、偽造または安全ではない医薬品の製造、供給、販売を行った犯罪者に対する罰則を強化したいという要望を表明した。

⁶³ 同上

⁶⁴ 同上

⁶⁵ 米国通商法 301 条報告書 (2019).

⁶⁶ 同上

⁶⁷ 同上

⁶⁸ IIPA 著作権による保護と行使に関する米国通商法 301 条報告書 (2009 - 2019).

⁶⁹ 同上

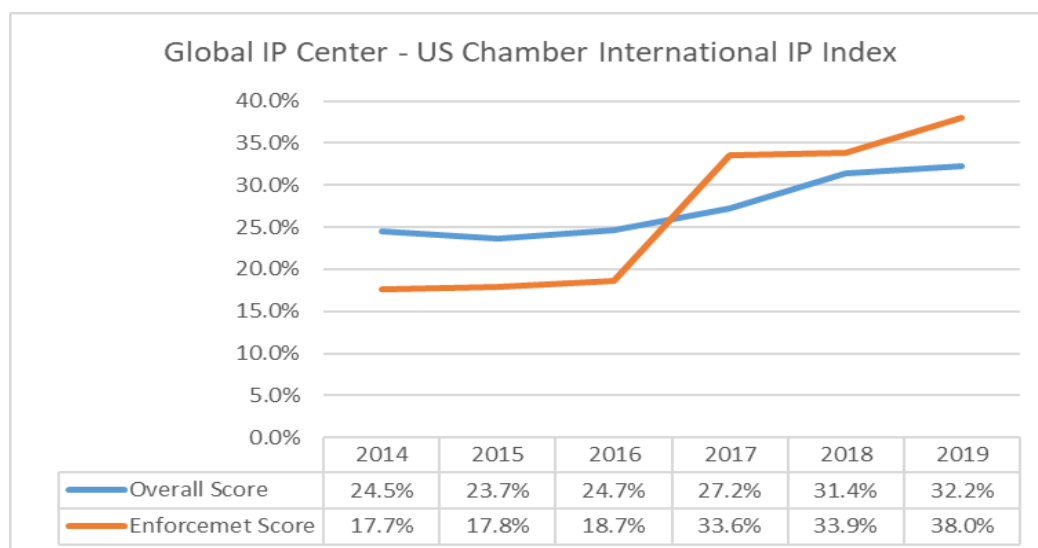
⁷⁰ IIPA 著作権による保護と行使に関する米国通商法 301 条報告書 (2016).

⁷¹ IIPA 著作権による保護と行使に関する米国通商法 301 条報告書 (2017).

⁷² IIPA 著作権による保護と行使に関する米国通商法 301 条報告書 (2019).

⁷³ IIPA 著作権による保護と行使に関する米国通商法 301 条報告書 (2018).

米国商工会議所の国際知的財産指数(International IP Index)は、2014 年以降、タイを含めた調査を行っている。国際知的財産指数によると、タイの知的財産指数の値は 2014 年以降ほぼ 8%まで着実に向上している。この一部には、タイの知的財産権強制措置の改善によるものである。以下のチャートは、国際知的財産指数の値と強制措置におけるタイの改善をまとめたものである。



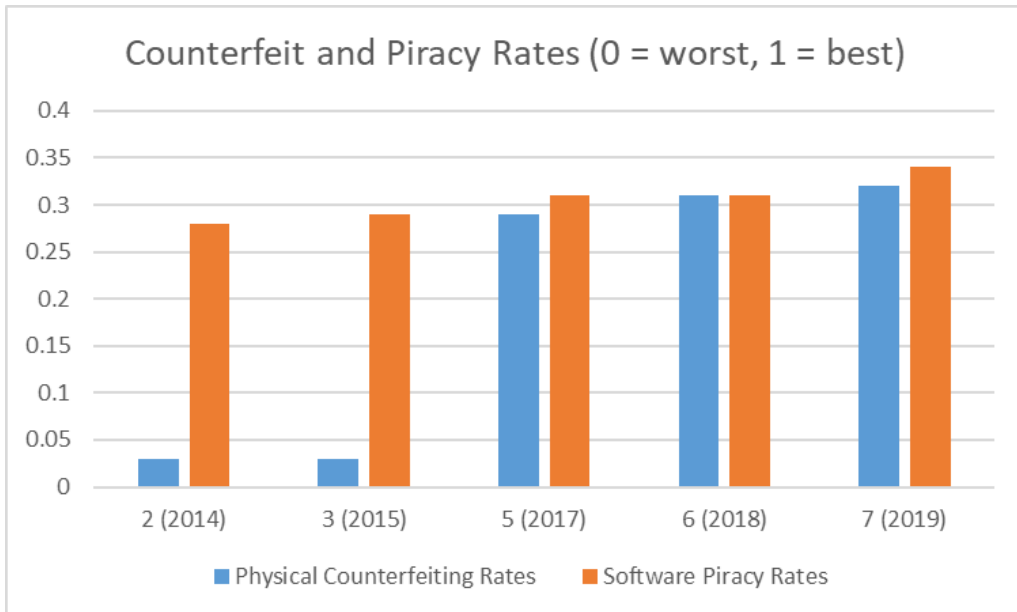
米国商工会議所の国際知的財産指数のレポートには、知的財産に関する長所と短所の 2 つのリストが含まれている。タイの模倣品に関連するリスト項目は、2014 年以降、変更された。2014 年と 2019 年のレポートにおけるタイの模倣品の長所と短所の比較は、タイの模倣品市場の改善の一部を示している⁷⁴

| | 長所 | 短所 |
|-------------|---|---|
| 2014 | <ul style="list-style-type: none"> 最近導入された模倣品の販売に対する行政通知および削除(takedown)手続 知的財産権のエンフォースメントの基本的な法的枠組み | <ul style="list-style-type: none"> 非常に高い模倣品率 遅延、司法・行政の経験不足、及び透明性に関して欠落した知的財産権のエンフォースメント |
| 2019 | <ul style="list-style-type: none"> 新関税法は通関中の模倣品に対してより具体的な模倣対策効果をもたらした。 タイは、アメリカ合衆国年通商代表部の米国通商法 301 条の優先監視国から監視国に移った。 <ul style="list-style-type: none"> タイ政府内でより強力なエンフォースメントおよび協調により発動された | <ul style="list-style-type: none"> 高い模倣品及びデジタル海賊行為率—ソフトウェアの海賊行為は 64%と見積もられている |

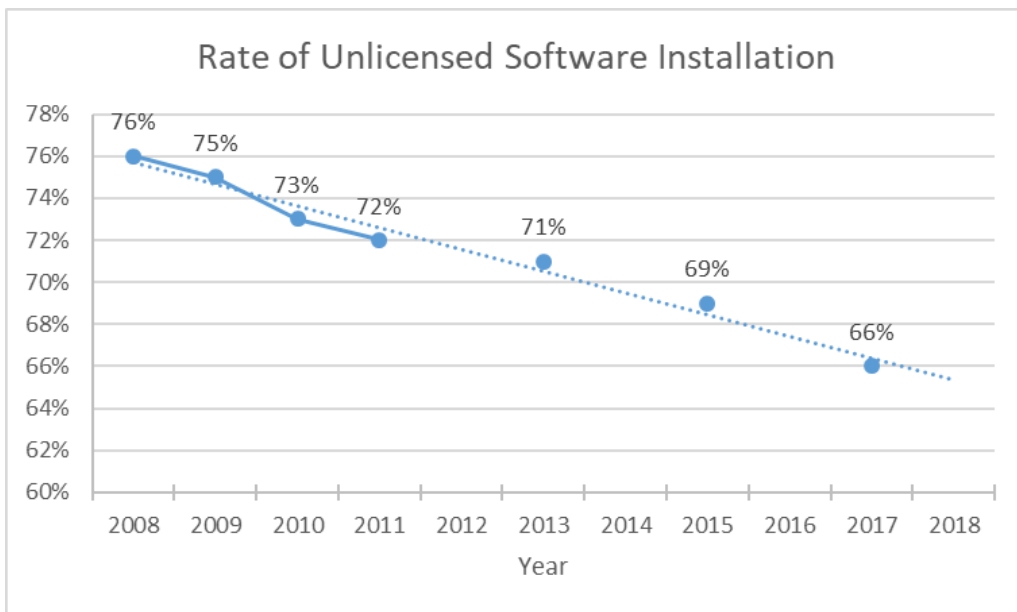
物理的な偽造比率も 2014 年以降、大幅に改善されており、0 から 1 の幅の評価で 0.03 から 0.34 になった。ソフトウェアの違法コピー率は、2014 年から 2019 年までわずかに改善しており、評価指数は 0.06 増加している。⁷⁵

⁷⁴ 米国商工会議所の国際知的財産指数, 2nd Edition (2014); 米国商工会議所の国際知的財産指数, 7th Edition (2019).

⁷⁵ 米国商工会議所の国際知的財産指数, 2nd – 7th Editions (2014 – 2019).



しかしながら、上図表のソフトウェアの違法コピー率をさらに明確にするため、ソフトウェア権利保護団体(BSA: Business Software Alliance)の調査では、タイでのライセンスのないソフトウェアのインストール率が 2008 年から 2017 年の間に 10%減少したことが示された。⁷⁶



⁷⁶ BSA Eighth Annual Global Software Piracy Study (2011); Shadow Market: 2011 BSA Global Software Piracy Study (2012); BSA Global Software Survey: The Compliance Gap (2014); 2016 BSA Global Software Survey; 2018 BSA Global Software Survey.

タイ市場における模倣品の例（過去および現在）

以下は、タイ市場で一般的に見られる模倣品の例である。⁷⁷

ヘッドフォン及びスピーカーの模倣品

ヘッドフォンとスピーカーは日常生活に欠かせないものとなった。この分野の技術は継続的に開発されており、新製品が毎年リリースされている。ある場所から別の場所に移動するとき、または勤務時間中に、ヘッドフォンやスピーカーで音楽を聴いたり、ビデオを見たりすることが一般的になった。しかしながら、一部の消費者にとっては、JBL、APPLE、SONYなどのブランドの高品質なヘッドフォンおよびスピーカーは非常に高価である。消費者は主にリスニング目的でこれらのデバイスを購入するが、ファッションも重要な要素である。したがって、驚くべきことではないが、一部の購入者は、品質が低いにもかかわらず、安価な偽造 JBL 商品を好む。その結果、我々は現在、より多くの偽造スピーカーとヘッドフォンが観光客に魅力的なモールやストリートマーケットで売られているのを見かける。

次の写真は、タイで販売されている偽造スピーカーとヘッドフォンの写真である。



⁷⁷ Tilleke & Gibbins 調査チーム作成の市場調査報告書. Bangkok, Thailand. July 2019.



スマートフォン・アクセサリの模倣品

スマートフォン・アクセサリは、特にスマートフォンや小物の小売業者が集まるショッピングモールやショッピングセンター等のいくつかの場所で簡単に見つけることができる模倣品である。しかしながら、これらのスマートフォン・アクセサリは特定の市場で販売されている。我々の調査に基づくところ、これらの製品の最大市場はMBK、Pantip および Sueapa である。スマートフォン・アクセサリには、携帯電話ケース、電源などがある。これらの模倣アクセサリは、さまざまな形で見つけることができる。たとえば、小売業者は、Apple、Samsung、Huawei、Eloop 等の有名なブランドラベルが付いた模倣アクセサリを使用する場合がある。有名な漫画キャラクターが飾られているものもある。商標権侵害は別として、ユーザまたは消費者は、一部のスマートフォン・アクセサリの装飾およびスタイリングにより、著作権法の規定に違反する可能性がある。

以下の写真は、タイで販売されている模倣スマートフォン・アクセサリである。



自動車およびオートバイのアクセサリの模倣品

自動車およびオートバイのアクセサリは、一般的に求められている模倣品ではない。したがって、化粧品、衣服、靴、バッグ等、他の日常生活の必需品のように、これらの製品を見つけるのは簡単ではない。しかしながら、自動車やオートバイのアクセサリは特定の市場で販売されている。これらの製品の最大の市場は、Klongthom Market、Worachak Mall、Poonsup Market である。自動車およびオートバイのアクセサリには、ホイールリム、スポイラ、スカート、バンパー、スピーカー、車載カメラ、ラベルなどが含まれる。これらの模倣アクセサリはさまざまな形で見つけることができる。たとえば、小売業者は模倣アクセサリを使用し、TOYOTA, HONDA, YAMAHA などの有名なブランドラベルを添付する。多くのネックピロー、カーシート、シートベルトカバーには有名な漫画のキャラクターが飾られている。これらのアクセサリは魅力的でファッションナブルに見えるが、これらの製品の品質には問題がある。

以下の写真は、タイで販売されている模倣スペアパーツである。



有名ブランドが付されたステッカー及びキーケース



ドラえもん、マーベル等の有名な漫画キャラクタが付された模倣ヘルメットとシートベルトカバー



海賊版映画DVD

購入者は最新の映画を数百タイバツで入手できるため、海賊版映画 DVD は購入者にとって魅力的である。海賊版映画 DVD は、映画がインターネットでダウンロードできるようになるまで、観光客やタイの消費者に非常に人気があった。現在でも、海賊版映画 DVD はタイで購入することができるが、海賊版映画 DVD の販売は減少し、ほとんど見かけない。1 つの理由として、インターネットで視聴できる人気の映画、テレビ番組およびドキュメンタリー番組を提供するオンラインストリーミングサービスにユーザーの関心が向いているためである。さらに、偽造 DVD は多くの場合、ハンディビデオカメラで記録された低品質のために、ほとんど見るできない。

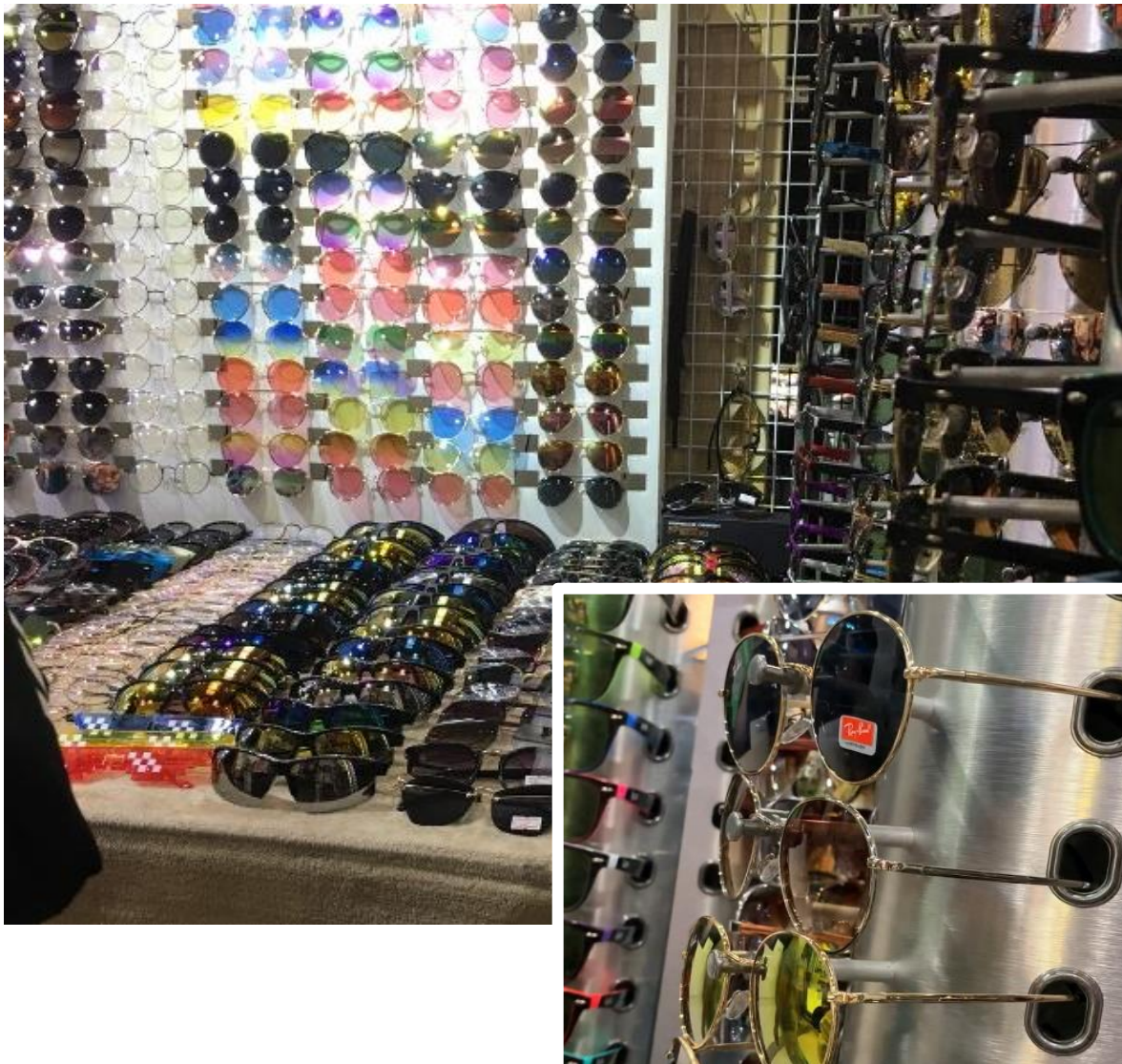
次の写真は、タイで販売されている海賊版映画 DVD である。



メガネの模倣品

従来、メガネは通常、着用者の知性等の特徴と関連付けられていた。今日、サングラス(eyewear)は着用者の特定の外観や雰囲気を反映することが一般的である。最近では、サングラスのトレンドがファッション業界を牽引している。購入者はファッションメガネやサングラスを安価で入手できるため、メガネの模倣品は購入者にとって魅力的である。しかしながら、高品質のサングラスには、通常製品説明に記載されているように、紫外線を遮断する高品質レンズを有する。安価なサングラスの模倣品は、有害な光線からユーザーの目を保護せず、模倣品を着用することで目に害を与える場合さえある。

以下の写真は、タイで販売されているメガネの模倣品である。

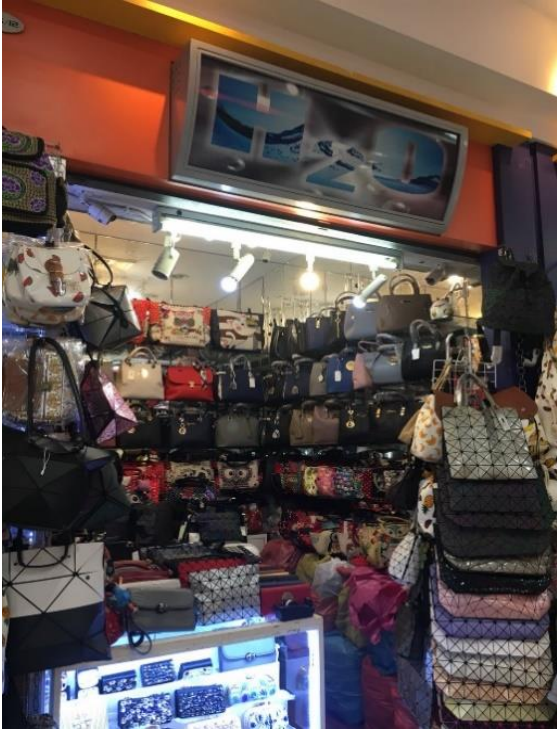


ファッションブランド・グッズ及びラグジュアリーブランド・グッズの模倣品

ファッションは、個人の文化、性格、好みを反映する。多くの場合、人は着るものに基づいて第一印象を形成する。しかしながら、デザイナーブランドの衣服、靴、ハンドバッグの模倣品は、低品質の製造技術によって製造されており、正規品の基準以下の品質であることがある。多くの消費者は真正品の購入を望んでいるが、模倣品は消費者の間でそれらが真正品であると混乱していることがある。商品の素材及び製造技術の低品質のため、これらの模倣品がショップに並ぶとすぐに、色が薄くなり、ラベルが剥がれ、縫い目がゆるくなる。このカテゴリの模倣品は、タイで最も目にする。

以下の写真は、タイで販売されているファッション／ラグジュアリーブランド品である。

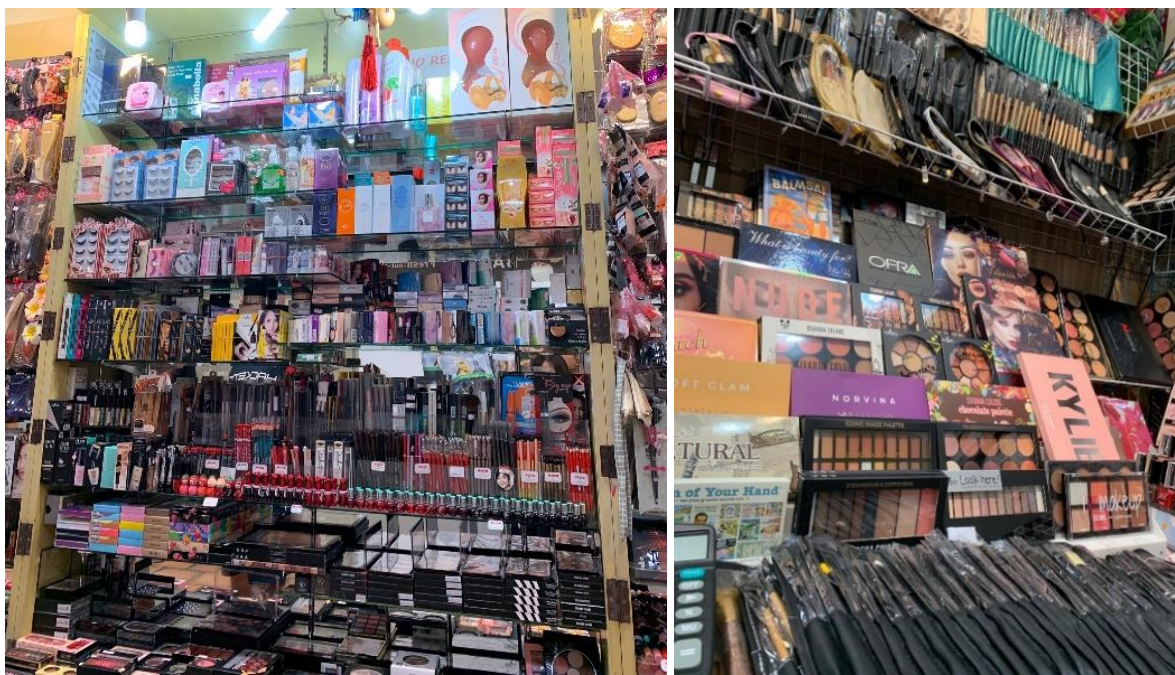




化粧品の模倣品

人々は化粧や美容の目的で毎日化粧品を使用しているため、美容関係の商品の模倣品が急増している。現在、人々は、美容関係品の危険性について記載された報告書および記事により、美容関係品には「深刻な健康リスクをもたらす」可能性があるとして警告している。化粧品の模倣品は、簡単に不純物が混入し、異なる成分が使用され、有効成分がまったく含まれないこともあるため、非常に危険である。また、化粧品の模倣品に正しい成分が含まれている場合もあるが、含有量が不十分であることがある。化粧品の模倣品は、タイ食品医薬品局(FDA: Thai Food and Drug Administration)が求めるようには、試験または登録は行われていない。したがって、化粧品の模倣品は違法であり、消費者の健康に有害である可能性がある。

以下の写真は、MBK で販売されている化粧品の模倣品である。



タイにおける模倣品の需要と供給

タイは、最上級かつ十分な量の模倣品がある国の1つとして有名である。毎日、タイでは世界中の観光客が魅了され、そのユニークで豊かな文化を体験している。その1つとして、模倣品の買い物も含まれている。タイはアクセサリーや衣服を提供し、流通しているものはすべてより安い価格で見つけることができる。数千の観光客やタイの買い物客が、お気に入りの高級ブランドやライフスタイルブランドの小売店を探してショッピングモールを訪れる。しかしながら、さらに多くの買い物客は、同じ高級ブランド品を模倣した格安価格の模倣品を探して、街の露店市場を訪ねている。これらの模倣品には、衣服、時計、荷物、宝石、サングラスだけでなく、DVD、CD、コンピューターソフトウェアの模倣品も含まれる。

タイにおける模倣品の文化は非常に広範であり、真正品のポロシャツを買う余裕のある裕福な個人でさえ、Lacoste または Polo Ralph Lauren の衣料品を通常の価格のほんの一部で、単に「楽しい」ために購入することがある。バンコクに辿り着くバックパッカーは、多くの場合、追加で flip-flop を探すか、旅行予算をすぐに使い果たしたくないため、代わりに Chatuchak Weekend Market で Birkenstocks または Havanias の偽のペアを購入することがある。夕方には、これらのアイテムを探している人のために、

ハンドバッグ、時計、サングラス、宝石の模倣品を販売するシーロム通沿いとスクンビット通沿いに土産屋が並ぶ。危険性と法的処罰にもかかわらず、模倣品の高い需要と魅力的な価格のために、模倣品はタイ市場で未だに入手可能である。

知的財産局によるタイの模倣品に関する統計

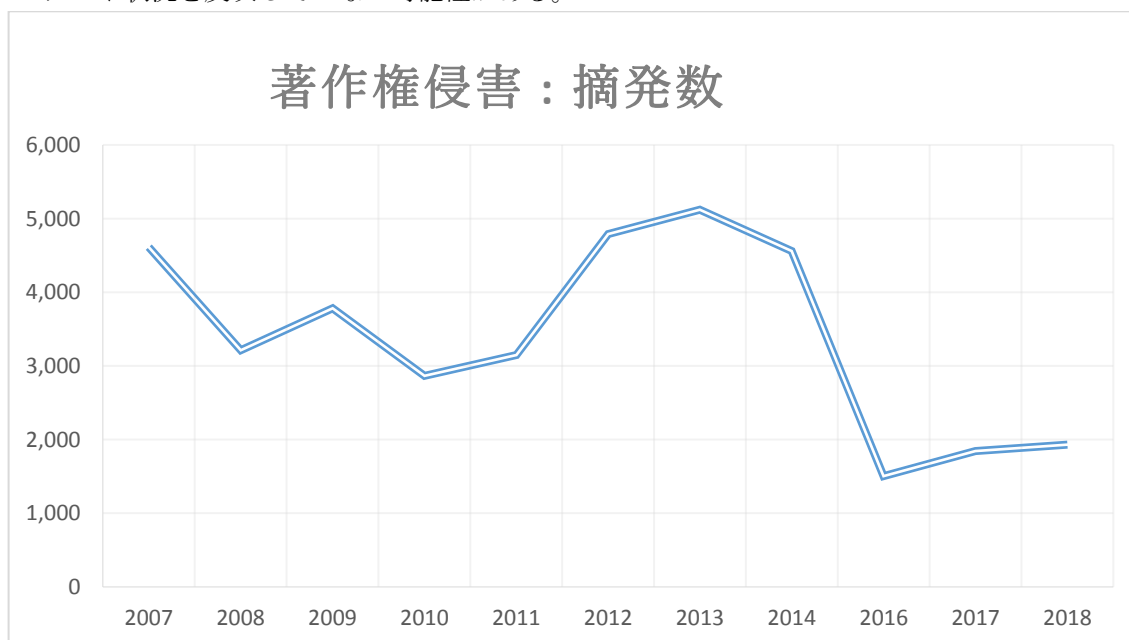
著作権侵害事件

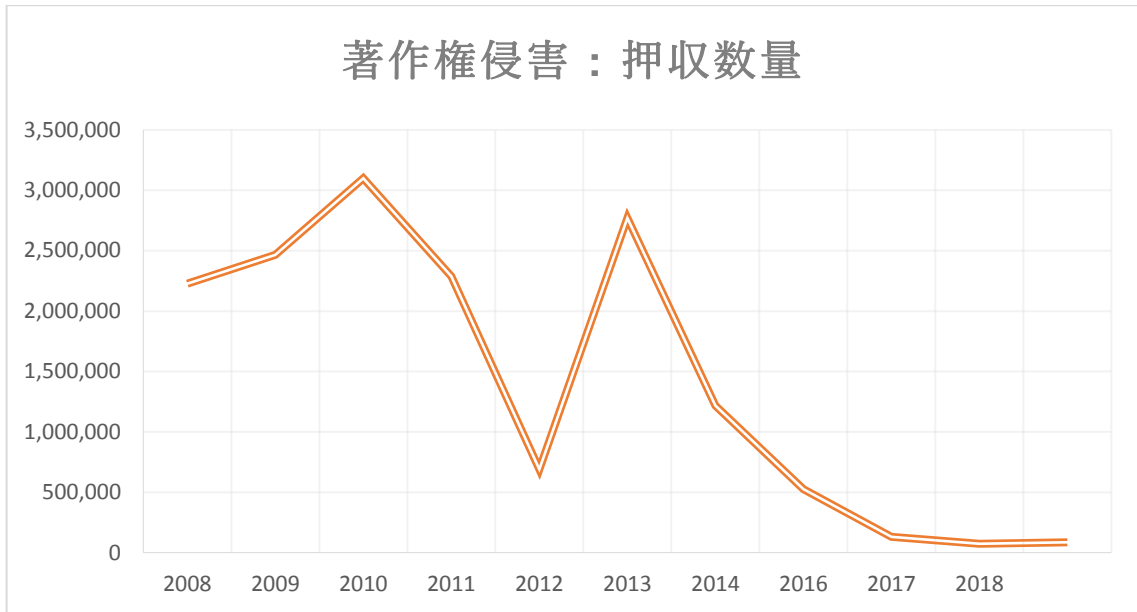
タイ警察庁と特別捜査局(DSI)が 2008 年から 2018 年にかけて実施した知的財産に関するエンフォースメントに関する統計によると、タイ警察庁と特別捜査局(DSI)が著作権法によりそれぞれの年で多くの摘発が行われた。これらの著作権侵害事件は、主に、タイおよび国際的な著作権者の映画、音楽、ソフトウェア、コンピュータゲーム等の著作物に関するものであった。

著作権侵害事件の件数は 2008 年から 2011 年の間にわずかに変動し、2010 年の 2,867 件が最少であった。その後、2011 年には件数が増加し、それ以降ほぼ同じ件数となっている。しかしながら、2016 年は 2011 年以来初めて 3,000 件未満であり、それ以来着実に低迷している。

押収された著作権侵害品の数量に関して、押収された侵害品の数量は過去 10 年間で変動している。押収された侵害品の数量が最小であった年は 2017 年と 2018 年であった。この 2 年間はそれぞれの年で押収された侵害品は 100,000 個未満であった。押収された侵害品の数量が最大の年は 2012 年で、約 300 万個であった。

これらの変化は、過去数年間の技術開発を反映しているが、CD や DVD の需要は減少している一方で、海賊版の映画や歌はオンラインプラットフォームを通じて提供されるようになった。最近のオンライン侵害事件のほとんどは、ウェブサイトのブロックを申請、または、削除申請を提出することで対処可能である。したがって、当局による逮捕または押収品の数は、著作権侵害に対する実際のエンフォースメント状況を反映していない可能性がある。

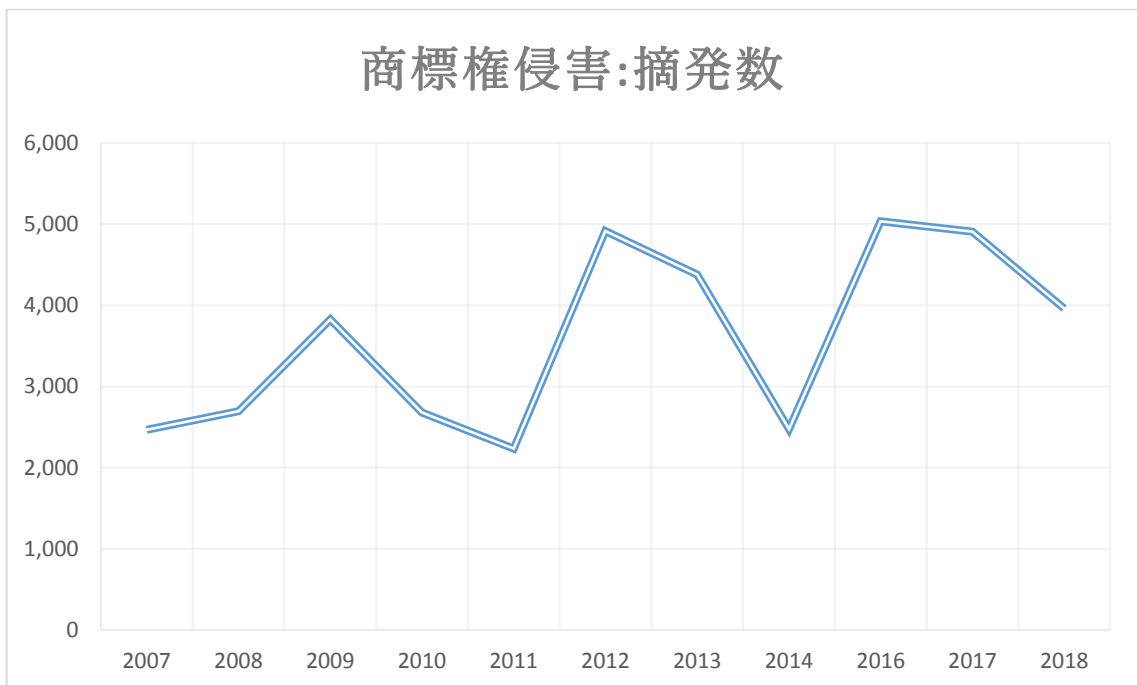


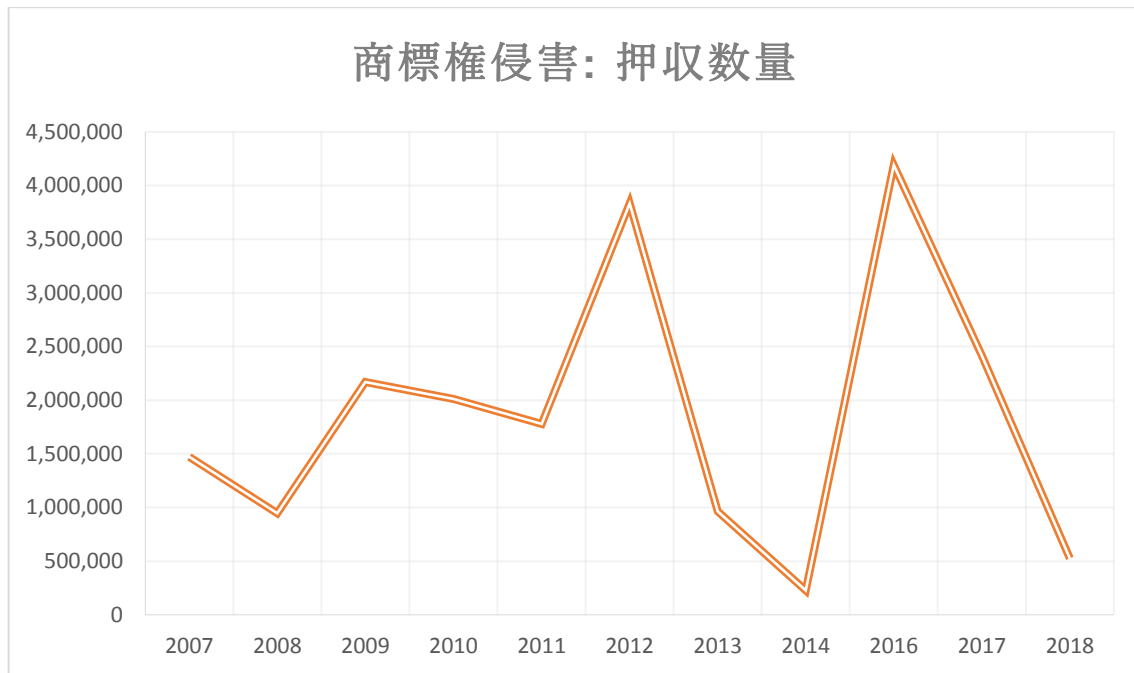


商標権侵害事件

タイ警察庁と特別捜査局(DSI)が実施した知的財産に関するエンフォースメントに関する統計は、2008年から2018年まで、当局がこの管轄区域で有名なブランドの商標を付したあらゆる種類の模倣品と戦っていたことを示している。

過去10年間の摘発件数は比較的安定しており、最も多かった年は2016年であった。2016年は、摘発の結果として押収された模倣品の数が最も多い年でもあり、過去10年間の年間平均を上回った。





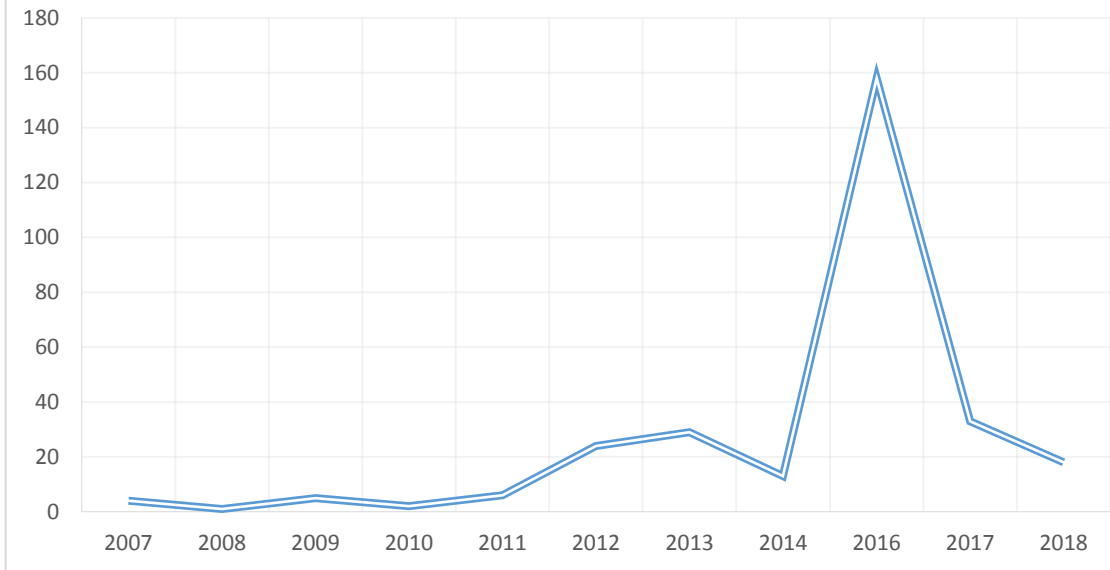
特許権侵害事件

タイ警察庁と特別捜査局(DSI)が特許権侵害事件を取り扱うことを躊躇し、特許権侵害関連事件でのエンフォースメント目的での捜査令状の申請のほとんどは、複雑で技術的な性質のため、知的財産国際貿易裁判所により棄却されるということが、実務家の間では周知である。しかしながら、一部の事件は受理されている。特に、意匠特許に関する事件は、他の特許権侵害事件よりも単純であると考えられるため、しばしば受理される。

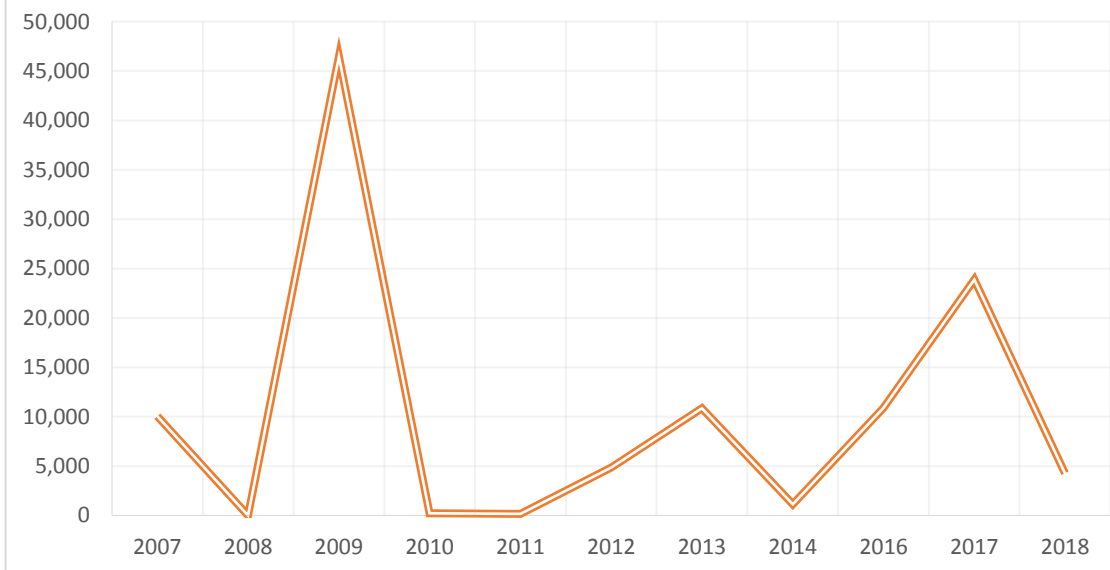
特許を侵害する製品は、医薬品、化学品、自動車、エンジン、布地パターンなど、タイで特許として登録および保護されている発明または意匠に関連して違反したものである。特許法に基づく摘発の件数は、他の法律に基づく摘発の件数よりも少ない。2008年から2011年の間に、タイ警察庁と特別捜査局(DSI)は、毎年10件未満の特許権侵害事件を処理した。件数は毎年変動するが、2017年から減少し始めている。しかしながら、2016年には、摘発件数が158件に急増し、押収された製品数は過去10年間で2番目に多くなった。

タイでの特許権侵害事件の件数が少ないにもかかわらず、押収された模倣品の数量は依然として非常に多い。過去最も少ない3年は、2008年、2010年および2011年で、それぞれ1個、213個および151個の製品が押収された。しかしながら、他の年では、少なくとも1,000件の製品が押収され、2009年には46,461件の商品が押収された。

特許権侵害: 摘発数



特許権侵害: 押収数量(製品数)



ラップトップからスマートフォンやタブレットまで、モバイルテクノロジーの台頭により、消費者は実店舗での買い物からオンラインでの商品購入へと移行している。それに応じて、ブランド所有者はオンライン販売戦略に向けて膨大なリソースを移動した。したがって、インターネット上の商品の成長市場を利用するために模倣業者が集まったことは驚くべきことではない。ウェブ上でますます多くの商取引が発生するにつれて、オンラインで販売される模倣品・偽物の数も劇的に増加している。

各ブランドとカテゴリーの傾向は、最近の傾向と技術に応じて毎年変化する。侵害者は、消費者の需要に応じて模倣品を供給・提供する傾向がある。しかしながら、路上での模倣品の販売、模倣品の製造、および模倣品の輸入／輸出は、タイでは依然問題として残っている。

以下は、2008年から2018年までの押収件数が多い模倣品のトップ10である。

押収模倣品数の上位10(ブランド別) 2008年-2018年⁷⁸

| 2008年度 | | | |
|--------|-------------|-----------|------------|
| No. | ブランド | 押収数量(製品数) | 価額(パーツ) |
| 1 | NOKIA | 339,354 | 23,727,343 |
| 2 | HELLO KITTY | 504,150 | 12,333,241 |
| 3 | NATIONAL | 38,000 | 5,994,400 |
| 4 | ROLEX | 3,150 | 5,956,328 |
| 5 | ADIDAS | 17,366 | 5,660,428 |
| 6 | NKG-CRSE | 36,250 | 5,089,500 |
| 7 | DIESEL | 13,581 | 3,970,850 |
| 8 | PRADA | 1,494 | 3,462,935 |
| 9 | D&G | 9,695 | 3,354,261 |
| 10 | CHANEL | 16,147 | 3,027,747 |

| 2009年度 | | | |
|--------|----------------|-----------|-----------|
| No. | ブランド | 押収数量(製品数) | 価額(パーツ) |
| 1 | LEVI'S | 8,181 | 9,958,919 |
| 2 | ADIDAS | 7,632 | 7,037,554 |
| 3 | LOUIS VUITTON | 13,042 | 6,873,189 |
| 4 | NOKIA | 246,822 | 6,452,484 |
| 5 | LACOSTE | 7,167 | 2,918,397 |
| 6 | NIKE | 6,967 | 2,637,049 |
| 7 | THE NORTH FACE | 573 | 2,609,000 |
| 8 | BREITLING | 2,255 | 2,440,314 |
| 9 | ARSENAL | 8,175 | 1,996,976 |
| 10 | MAC | 36,041 | 1,965,788 |

⁷⁸タイ税関部との面談, 2019年7月

2010 年度

| No. | ブランド | 押収数量 (製品数) | 価額 (パーツ) |
|-----|---------------|------------|------------|
| 1 | NOKIA | 91,157 | 11,425,973 |
| 2 | LOUIS VUITTON | 30,532 | 10,056,094 |
| 3 | RAYBAN | 16,272 | 3,958,261 |
| 4 | ADIDAS | 9,007 | 3,797,545 |
| 5 | GUCCI | 7,459 | 2,822,305 |
| 6 | LEVI'S | 7,919 | 2,252,885 |
| 7 | CHANEL | 3,027 | 2,001,750 |
| 8 | D&G | 11,707 | 1,738,797 |
| 9 | NIKE | 8,772 | 1,688,736 |
| 10 | LACOSTE | 3,673 | 1,489,127 |

2011 年度

| No. | ブランド | 押収数量 (製品数) | 価額 (パーツ) |
|-----|-----------|------------|------------|
| 1 | ULTRAMAN | 31,421 | 12,337,900 |
| 2 | LEVI'S | 6,166 | 8,147,976 |
| 3 | GUCCI | 5,470 | 6,554,708 |
| 4 | LACOSTE | 6,446 | 4,317,228 |
| 5 | CHANEL | 4,090 | 4,046,963 |
| 6 | PRADA | 1,850 | 2,484,616 |
| 7 | ADIDAS | 10,746 | 2,180,368 |
| 8 | CASIO | 3,843 | 2,127,251 |
| 9 | NOKIA | 8,516 | 1,763,051 |
| 10 | BILLABONG | 2,364 | 1,691,465 |

2012 年度

| No. | ブランド | 押収数量 (製品数) | 価額 (パーツ) |
|-----|---------------|------------|------------|
| 1 | RAYBAN | 14,426 | 19,481,590 |
| 2 | BAKUGAN | 19,200 | 7,872,000 |
| 3 | OAKLEY | 6,259 | 7,305,260 |
| 4 | LOUIS VUITTON | 6,262 | 7,223,987 |
| 5 | ADIDAS | 13,636 | 6,951,063 |
| 6 | CHANEL | 2,001 | 6,000,729 |
| 7 | LACOSTE | 5,010 | 4,665,768 |
| 8 | GUCCI | 2,284 | 3,684,819 |
| 9 | RAYS | 1,156 | 3,514,833 |
| 10 | NIKE | 11,212 | 3,343,835 |

2013 年度

| No. | ブランド | 押収数量(製品数) | 価額(パーツ) |
|-----|--------------|-----------|------------|
| 1 | ANGRY BIRDS | 124,816 | 15,610,989 |
| 2 | RAYBAN | 20,791 | 13,553,886 |
| 3 | ADIDAS | 19,629 | 8,017,167 |
| 4 | OKLEY | 10,839 | 6,340,750 |
| 5 | NIKE | 8,257 | 4,037,465 |
| 6 | LOUIS VUITON | 4,055 | 3,700,732 |
| 7 | FITFLOP | 1,435 | 2,828,602 |
| 8 | PRADA | 4,808 | 2,597,225 |
| 9 | HELLO KITTY | 33,817 | 2,505,840 |
| 10 | MICKY MOUSE | 14,214 | 2,415,689 |

2014 年度

| No. | ブランド | 押収数量(製品数) | 価額(パーツ) |
|-----|--------------------------|-----------|-----------|
| 1 | ADIDAS | 17,156 | 6,104,042 |
| 2 | RAYBAN | 8,045 | 5,368,668 |
| 3 | OKLEY | 4,055 | 2,866,310 |
| 4 | NIKE | 12,976 | 2,785,405 |
| 5 | CHANEL | 4,327 | 2,728,950 |
| 6 | ROLEX | 33 | 2,637,931 |
| 7 | JOHNNIE WALKER RED LABEL | 5,246 | 2,549,220 |
| 8 | LOUIS VUITON | 2,563 | 2,076,589 |
| 9 | SAMSUNG | 1,546 | 1,588,008 |
| 10 | TAYWIN | 8,052 | 1,467,195 |

2015 年度

| No. | ブランド | 押収数量(製品数) | 価額(パーツ) |
|-----|-------------------------|-----------|------------|
| 1 | RAYBAN | 176,261 | 18,423,136 |
| 2 | HELLO KITTY | 107,993 | 2,148,094 |
| 3 | NIKE | 36,898 | 6,055,444 |
| 4 | ADIDAS | 26,689 | 3,459,016 |
| 5 | VANS | 17,706 | 2,369,140 |
| 6 | PUMA | 14,974 | 2,165,734 |
| 7 | FITFLOP | 7,717 | 2,188,118 |
| 8 | APPLE | 2,744 | 9,282,245 |
| 9 | STRANG S 5.5 | 850 | 2,125,000 |
| 10 | KIPLING, THE NORTH FACE | 23 | 42,021,190 |

2016 年度

| No. | ブランド | 押収数量 (製品数) | 価額 (パーツ) |
|-----|---------------|------------|-----------|
| 1 | HELLO KITTY | 369,275 | 2,978,463 |
| 2 | ADIDAS | 21,654 | 4,062,888 |
| 3 | LYN | 20,785 | 2,225,925 |
| 4 | RAY BAN | 16,728 | 4,052,777 |
| 5 | NIKE | 14,917 | 3,854,025 |
| 6 | SAMSUNG | 13,614 | 7,781,916 |
| 7 | SONY | 5,744 | 1,666,104 |
| 8 | ROLEX | 2,091 | 1,806,488 |
| 9 | LOUIS VUITTON | 1,948 | 1,840,873 |
| 10 | G-SHOCK | 1,890 | 1,900,763 |

2017 年度

| No. | ブランド | 押収数量 (製品数) | 価額 (パーツ) |
|-----|---------------|------------|-----------|
| 1 | ADIDAS | 47,546 | 6,789,743 |
| 2 | HELLO KITTY | 35,094 | 2,053,696 |
| 3 | NIKE | 26,751 | 4,028,696 |
| 4 | CHANEL | 10,257 | 3,525,823 |
| 5 | SAMSUNG | 10,039 | 1,714,352 |
| 6 | LOUIS VUITTON | 7,011 | 2,120,981 |
| 7 | PLAYBOY | 4,946 | 2,441,597 |
| 8 | RAY BAN | 3,400 | 2,932,905 |
| 9 | FERRARI | 1,237 | 2,419,840 |
| 10 | HERMES | 872 | 8,987,263 |

2018 年度

| No. | ブランド | 押収数量 (製品数) | 価額 (パーツ) |
|-----|--------------|------------|------------|
| 1 | MARLBORO | 9,000,000 | 18,847,070 |
| 2 | BOSCH | 72,700 | 8,724,000 |
| 3 | HELLO KITTY | 66,503 | 14,501,303 |
| 4 | ADIDAS | 39,066 | 10,563,685 |
| 5 | MICKEY MOUSE | 23,570 | 5,281,928 |
| 6 | DORAEMON | 22,747 | 5,534,752 |
| 7 | NIKE | 15,640 | 5,478,234 |
| 8 | RADO | 13,820 | 10,122,009 |
| 9 | BREMBO | 5,560 | 5,069,888 |
| 10 | HERMES | 326 | 5,343,915 |

押収模倣品数の上位 10 (分類別) 2008 年-2018 年

| 2008 年度 | | | |
|---------|-------------------|------------|-------------|
| No. | 製品 | 押収数量 (製品数) | 価額 (パーツ) |
| 1 | DVD、VCD、CD | 298,110 | 246,471,794 |
| 2 | 電話、アクセサリ及びコンポーネント | 392,829 | 25,628,244 |
| 3 | 腕時計 | 136,835 | 24,053,621 |
| 4 | 衣料品 | 69,864 | 21,357,641 |
| 5 | バッグ | 51,870 | 15,052,323 |
| 6 | 化粧品 | 49,741 | 6,659,167 |
| 7 | 電子機器及びコンポーネント | 38,122 | 5,995,740 |
| 8 | 自動車部品及び二輪車部品 | 40,949 | 5,663,519 |
| 9 | ベルト | 22,754 | 4,808,796 |
| 10 | 音楽プレーヤー及び機器 | 4,494 | 2,801,763 |

| 2009 年度 | | | |
|---------|-------------------|------------|-------------|
| No. | 製品 | 押収数量 (製品数) | 価額 (パーツ) |
| 1 | DVD、VCD、CD | 244,119 | 199,875,960 |
| 2 | バッグ | 46,568 | 27,274,439 |
| 3 | 衣料品 | 95,246 | 23,242,138 |
| 4 | 腕時計 | 22,385 | 8,462,559 |
| 5 | 電話、アクセサリ及びコンポーネント | 307,089 | 7,228,940 |
| 6 | 靴 | 7,794 | 5,021,405 |
| 7 | ベルト | 8,156 | 3,034,477 |
| 8 | 眼鏡 | 6,446 | 2,604,237 |
| 9 | 化粧品 | 50,491 | 2,836,726 |
| 10 | 防止 | 14,928 | 879,980 |

| 2010 年度 | | | |
|---------|-------------------|------------|------------|
| No. | 製品 | 押収数量 (製品数) | 価額 (パーツ) |
| 1 | DVD、VCD、CD | 99,715 | 38,917,749 |
| 2 | バッグ | 17,485 | 15,873,205 |
| 3 | 衣料品 | 56,501 | 13,953,581 |
| 4 | 電話、アクセサリ及びコンポーネント | 103,206 | 13,397,986 |
| 5 | 化粧品 | 74,815 | 12,925,177 |
| 6 | 眼鏡 | 41,887 | 9,206,045 |
| 7 | 腕時計 | 7,048 | 3,887,839 |
| 8 | 手袋及び靴下 | 12,834 | 1,743,935 |
| 9 | 酒類 | 888 | 989,600 |
| 10 | 自動車部品及び二輪車部品 | 1,280 | 745,242 |

2011年度

| No. | 製品 | 押収数量 (製品数) | 価額 (パーツ) |
|-----|-------------------|------------|------------|
| 1 | DVD、VCD、CD | 172,698 | 67,792,919 |
| 2 | 衣料品 | 54,463 | 19,387,255 |
| 3 | 眼鏡 | 18,901 | 16,118,463 |
| 4 | スカーフ及びハンカチーフ | 30,718 | 12,309,136 |
| 5 | バッグ | 16,217 | 4,211,660 |
| 6 | 腕時計 | 16,271 | 2,955,655 |
| 7 | 靴 | 13,378 | 2,752,528 |
| 8 | 電話、アクセサリ及びコンポーネント | 19,227 | 2,524,172 |
| 9 | 酒類 | 2,052 | 1,511,014 |
| 10 | 香水 | 481 | 381,626 |

2012年度

| No. | 製品 | 押収数量 (製品数) | 価額 (パーツ) |
|-----|-------------------|------------|------------|
| 1 | 眼鏡 | 34,287 | 42,875,587 |
| 2 | DVD、VCD、CD | 62,699 | 21,611,589 |
| 3 | バッグ | 17,020 | 20,778,087 |
| 4 | 衣料品 | 37,546 | 14,860,745 |
| 5 | 電話、アクセサリ及びコンポーネント | 75,037 | 11,248,936 |
| 6 | 靴 | 7,692 | 6,666,328 |
| 7 | 酒類 | 4,240 | 2,709,549 |
| 8 | 化粧品及びクリーム | 10,501 | 2,592,751 |
| 9 | IPAD 及び電子機器 | 2,051 | 1,235,617 |
| 10 | クレジットカード | 6,687 | 946,445 |

2013年度

| No. | 製品 | 押収数量 (製品数) | 価額 (パーツ) |
|-----|-------------------|------------|------------|
| 1 | 眼鏡 | 58,611 | 33,806,851 |
| 2 | 電話、アクセサリ及びコンポーネント | 109,216 | 17,737,493 |
| 3 | バッグ | 29,765 | 12,362,719 |
| 4 | DVD、VCD、CD | 49,919 | 12,238,863 |
| 5 | 衣料品 | 26,936 | 10,683,687 |
| 6 | 靴 | 12,965 | 10,310,817 |
| 7 | 文房具 | 72,271 | 3,346,597 |
| 8 | ブランケット及びタオル | 1,329 | 2,715,078 |
| 9 | 腕時計 | 4,232 | 2,649,730 |
| 10 | クレジットカード | 9,122 | 1,729,186 |

2014 年度

| No. | 製品 | 押収数量 (製品数) | 価額 (パーツ) |
|-----|--------------------|------------|------------|
| 1 | DVD、VCD、CD | 22,852 | 20,295,399 |
| 2 | 衣料品 | 73,527 | 14,019,231 |
| 3 | 眼鏡 | 20,950 | 12,877,170 |
| 4 | バッグ | 20,854 | 8,018,777 |
| 5 | 靴 | 12,656 | 4,489,742 |
| 6 | 腕時計 | 1,426 | 3,427,672 |
| 7 | 酒類 | 3,604 | 3,298,747 |
| 8 | ブランケット、タオル及びベッドシート | 3,775 | 1,831,477 |
| 9 | クレジットカード | 7,636 | 1,628,572 |
| 10 | コンピュータ及びタブレット | 651 | 1,359,000 |

2015 年度

| No. | 製品 | 押収数量 (製品数) | 価額 (パーツ) |
|-----|--------------------|------------|------------|
| 1 | ブランケット、タオル及びベッドシート | 386,825 | 23,738,381 |
| 2 | 眼鏡 | 319,750 | 31,933,955 |
| 3 | 家庭用品 | 254,371 | 3,706,381 |
| 4 | 電話、アクセサリ及びコンポーネント | 220,537 | 8,814,678 |
| 5 | 靴 | 153,051 | 18,209,434 |
| 6 | バッグ | 110,161 | 57,368,600 |
| 7 | 化粧品及びクリーム | 106,356 | 2,473,790 |
| 8 | 衣料品 | 56,072 | 2,482,281 |
| 9 | DVD、VCD、CD | 14,654 | 2,415,916 |
| 10 | 携帯電話 | 2,230 | 6,921,957 |

2016 年度

| No. | 製品 | 押収数量 (製品数) | 価額 (パーツ) |
|-----|--------------------|------------|------------|
| 1 | ゲーム及びおもちゃ | 366,179 | 2,690,897 |
| 2 | 家庭用品 | 253,567 | 4,182,489 |
| 3 | バッグ | 136,041 | 15,618,677 |
| 4 | 衣料品 | 105,687 | 11,951,692 |
| 5 | 化粧品及びクリーム | 97,893 | 7,540,016 |
| 6 | 眼鏡 | 46,784 | 6,682,229 |
| 7 | 靴 | 42,239 | 6,852,900 |
| 8 | 腕時計 | 41,551 | 4,638,291 |
| 9 | ブランケット、タオル及びベッドシート | 39,749 | 2,800,092 |
| 10 | タブレット | 1,522 | 5,575,420 |

2017 年度

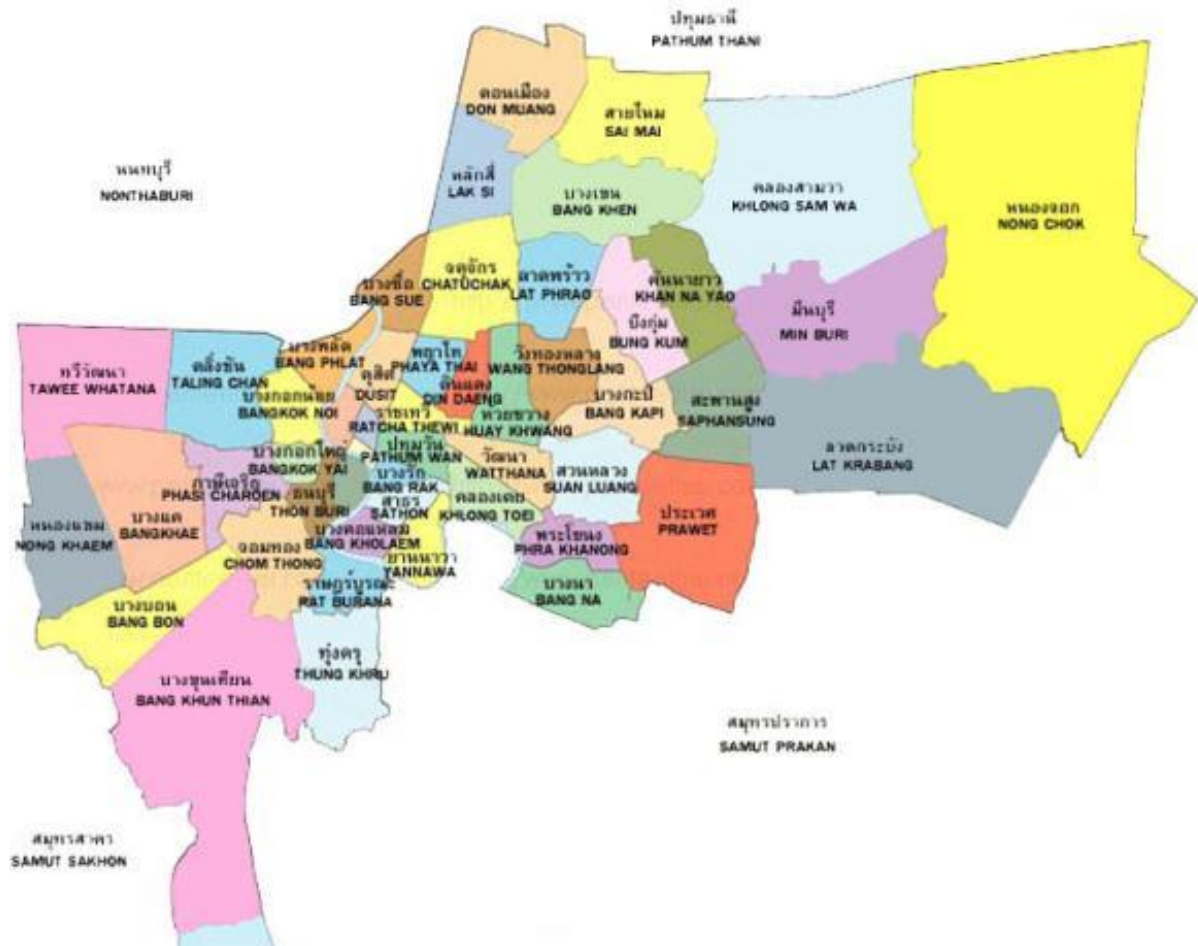
| No. | 製品 | 押収数量 (製品数) | 価額 (パーツ) |
|-----|-------------------|------------|------------|
| 1 | ゲーム及びおもちゃ | 272,214 | 2,002,185 |
| 2 | 衣料品 | 176,372 | 16,115,902 |
| 3 | 文房具 | 42,526 | 1,529,605 |
| 4 | 靴 | 41,622 | 10,034,168 |
| 5 | バッグ | 40,625 | 20,954,965 |
| 6 | 自動車部品及び二輪車部品 | 33,071 | 3,289,636 |
| 7 | 電話、アクセサリ及びコンポーネント | 19,986 | 2,196,263 |
| 8 | ブランケット及びタオル | 7,605 | 2,398,829 |
| 9 | 眼鏡 | 6,359 | 4,522,163 |
| 10 | 酒類 | 5,566 | 2,092,368 |

2018 年度

| No. | 製品 | 押収数量 (製品数) | 価額 (パーツ) |
|-----|--------------|------------|------------|
| 1 | タバコ及び電子タバコ | 9,157,660 | 19,500,693 |
| 2 | 化粧品及びクリーム | 226,896 | 4,713,325 |
| 3 | ブランケット及びタオル | 135,712 | 36,431,154 |
| 4 | 衣料品 | 124,840 | 20,398,197 |
| 5 | 自動車部品及び二輪車部品 | 112,264 | 26,449,753 |
| 6 | 靴 | 51,208 | 10,691,180 |
| 7 | 家庭用品 | 47,848 | 2,430,048 |
| 8 | 腕時計 | 38,547 | 13,392,663 |
| 9 | バッグ | 28,705 | 17,832,270 |
| 10 | 電池 | 20,644 | 4,518,783 |

4.2 模倣品の主要販売地域

バンコク



出典: <http://cpd.bangkok.go.th/default.asp?ID=006>

4.2.1 電気製品

パンティッププラザ(Pantip Plaza)

住所: 604/3New Petchaburi Road, Ratchathewi Sub-District, Patumwan District, Bangkok

Website: <http://www.pantiplaza.com/>

Facebook: <https://www.facebook.com/PantipPratunam/>

Pantip Plaza は、タイで最初の電子情報技術モールで、今日でも最も有名である。設立は約 20 年前で、コンピュータやアクセサリの新製品・中古品を低価格で購入できる場所として著名な地位を獲得している。この 5 階建てモールは、コンピュータ及び技術製品に特化しており、その内部では数多くのショップや露店が模倣品を本物の製品と共に大っぴらに販売している。コピー品や模倣品も多いが、ほとんどのショップでは販売員がコピー品と真正品を提示し、顧客は選択することができる。



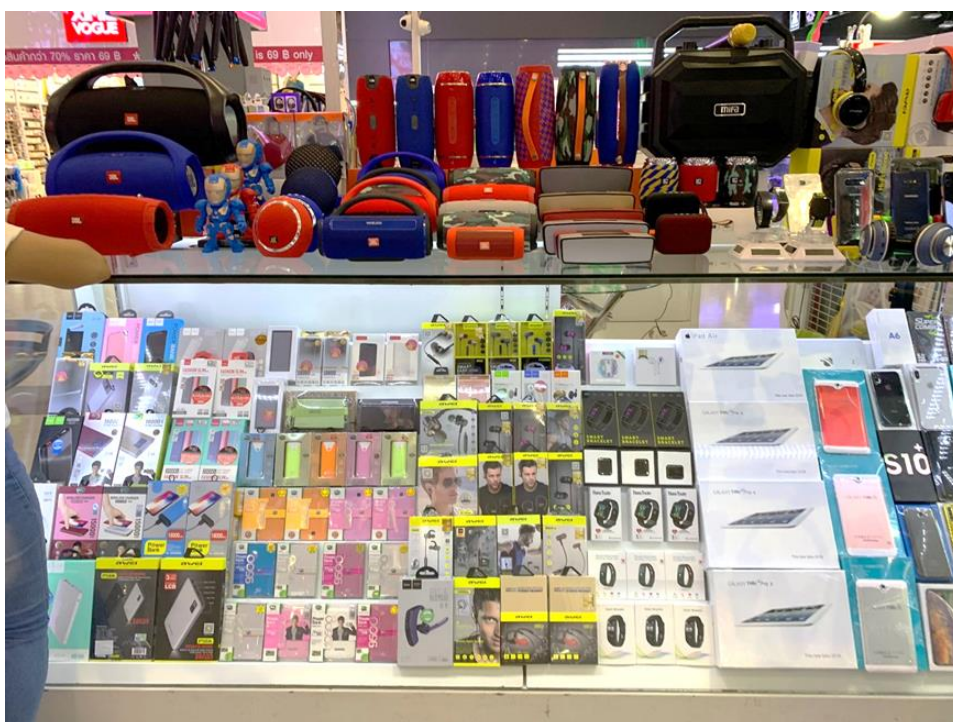
出典:

http://www.google.co.th/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&frm=1&source=web&cd=14&ved=0CF0QFJAN&url=http%3A%2F%2Fwww.skyscrapercity.com%2Fshowthread.php%3Ft%3D515759%26page%3D6&ei=_fa9VJv7BM_18QXWu4DACw&usg=A-FQjCNE9fefx_QVzBgts_0KTJ5FvDD-sSw

New Petchaburi 通りにあるパンティッププラザビル(Pantip Plaza building)⁷⁹

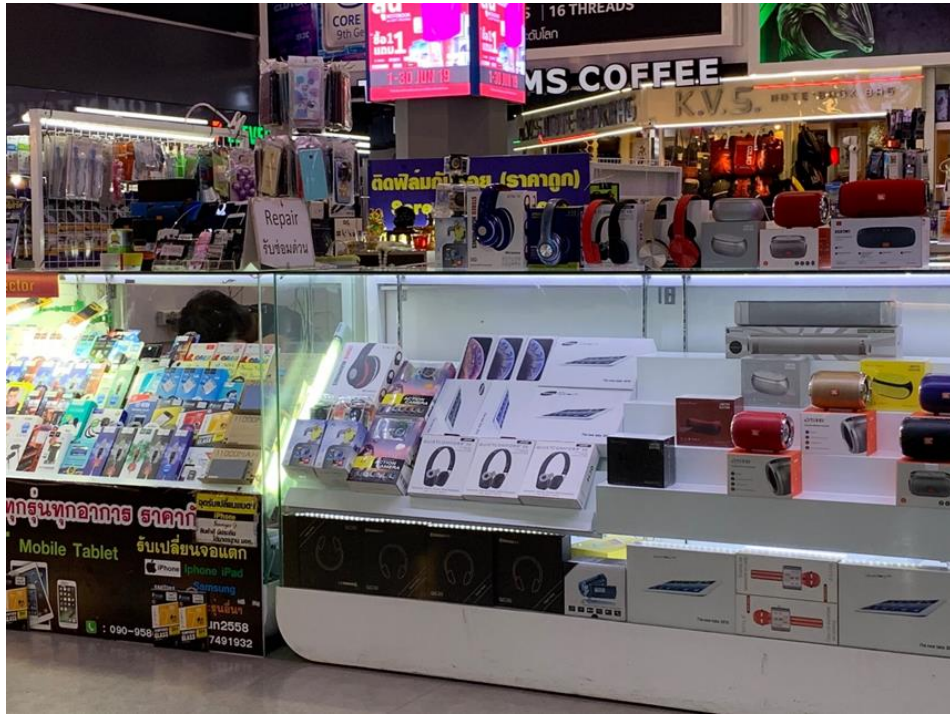


パンティッププラザ(Pantip Plaza)で電気製品を販売しているショップ⁸⁰



⁷⁹ Tilleke & Gibbins 調査チーム作成の市場調査報告書 Bangkok, Thailand. 2019 年 7 月

⁸⁰ 同上



パンティッププラザ(Pantip Plaza)でコンピュータ及び IT 製品を販売しているショップ⁸¹



⁸¹ 同上

パンティッププラザ(Pantip Plaza)1階にある有名ブランドの商標を付したスピーカの模倣品⁸²



パンティッププラザ(Pantip Plaza)2階で販売された携帯電話の模倣品⁸³



⁸² 同上

⁸³ 同上

パンティッププラザ(Pantip Plaza)2階で見つけた電気製品の模倣品⁸⁴



⁸⁴ 同上

パンティッププラザ ガムウォンワン(Pantip Plaza Ngamwongwan)

住所: 69/21 Ngamwongwan Road, Bangkhen Sub-District, Muang Nonthaburi District, Nonthaburi

Website: <http://www.pantiplaza.com/>

Facebook: https://www.facebook.com/pantiplaza.ngamwongwan/?ref=page_internal

パンティッププラザ ガムウォンワン(Pantip Plaza Ngamwongwan)はパンティッププラザ(Pantip Plaza)の支店のひとつで、バンコク郊外にある。郊外に住むコンピューターや電子機器を求める消費者に人気である。



出典:

<https://www.facebook.com/pantiplaza.ngamwongwan/photos/a.857948610946594/1986422844765826/?type=3&theater>

ガムウォンワン通り (Ngamwongwan Road)にあるパンティッププラザ ガムウォンワンビル(Pantip Plaza Ngamwongwan Building)⁸⁵



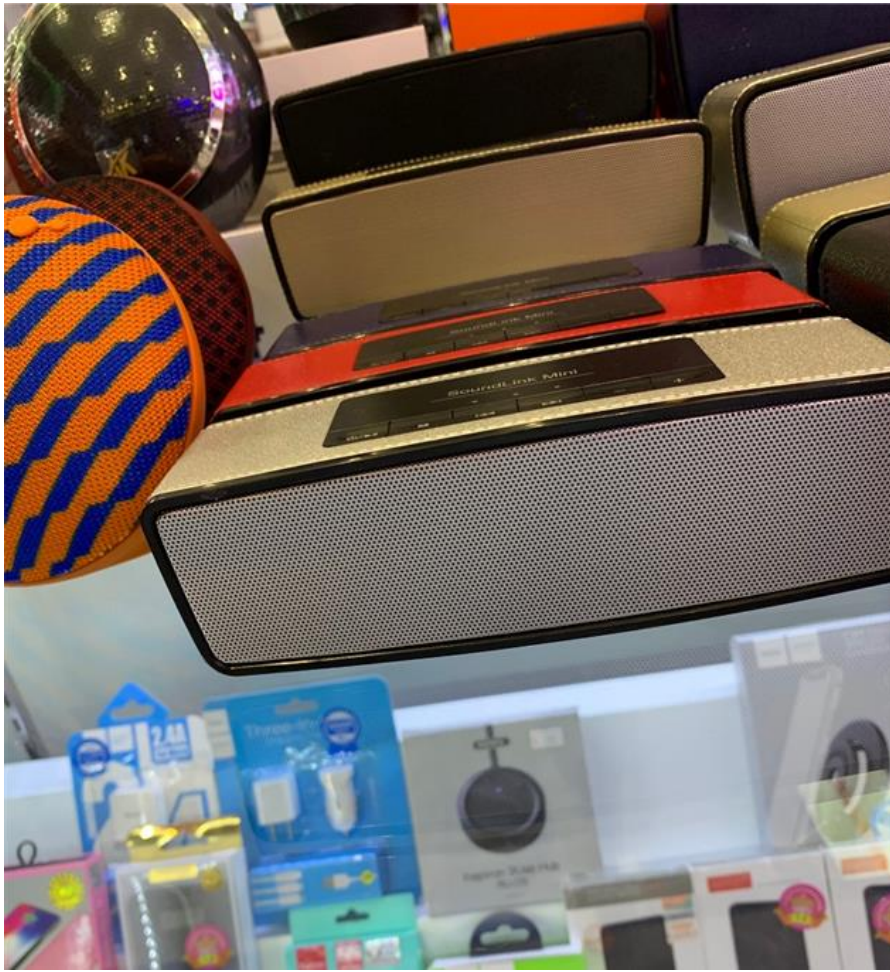
出典: <https://bit.ly/2PLkZay>

パンティッププラザ ガムウォンワン(Pantip Plaza Ngamwongwan)で販売された電気製品の模倣品⁸⁶



⁸⁵ 同上

⁸⁶ 同上



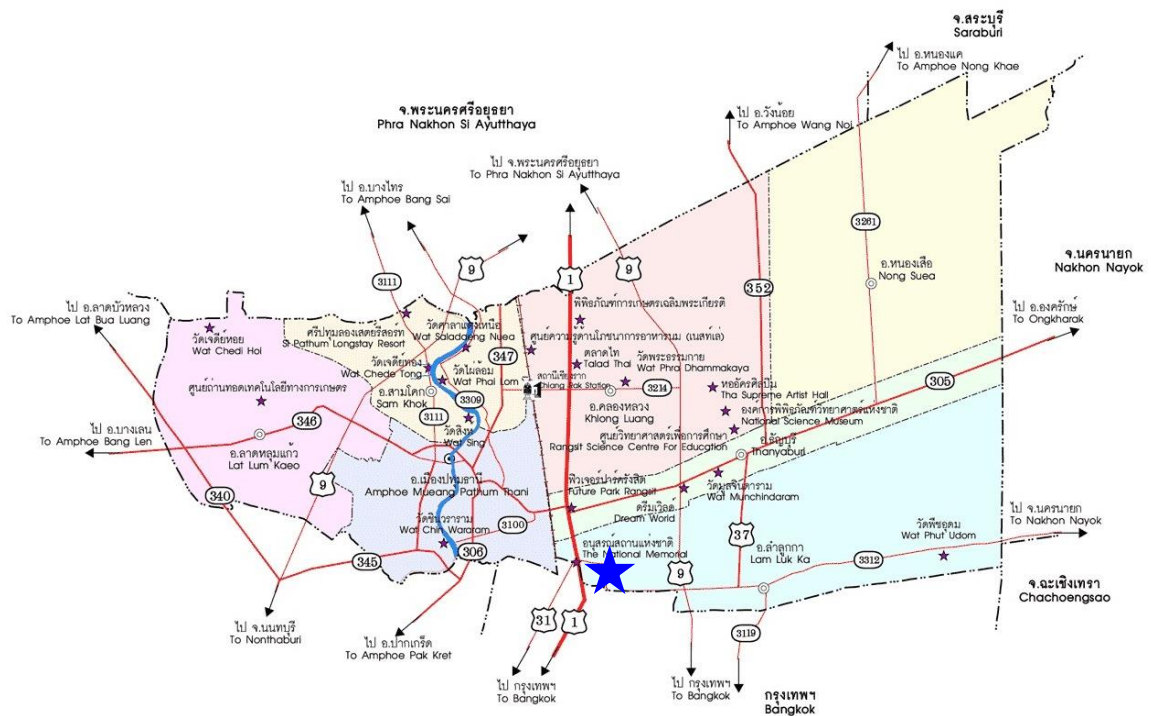
ZEER ランシット ショッピングモール(ZEER Rangsit Shopping Mall)

住所: 99 Moo 8, Phaholyothin Road, Kukod Sub-District, Lumlukka District, Patumthani

Website: <https://www.zeer.co.th/>

Facebook: <https://www.facebook.com/zeerrangsitofficial/>

ZEER ランシット ショッピングモール(ZEER Rangsit Shopping Mall)は、コンピューター、ソフトウェア、カメラ、携帯電話、ステレオシステム、及びその他電子製品を販売する多数のショップ、露店からなり、バンコク郊外のドンムアン国際空港近くにある。



出典: <https://bit.ly/3cu1fD>

Phaholyothin 通りにある ZEER ランシットビル(ZEER Rangsit Building)⁸⁷



ZEER ランシット ショッピングモール(ZEER Rangsit Shopping Mall)で見つけたアダプタの模倣品⁸⁸



⁸⁷ 同上

⁸⁸ 同上

ショップで販売されている多数の携帯電話アクセサリの模倣品⁸⁹



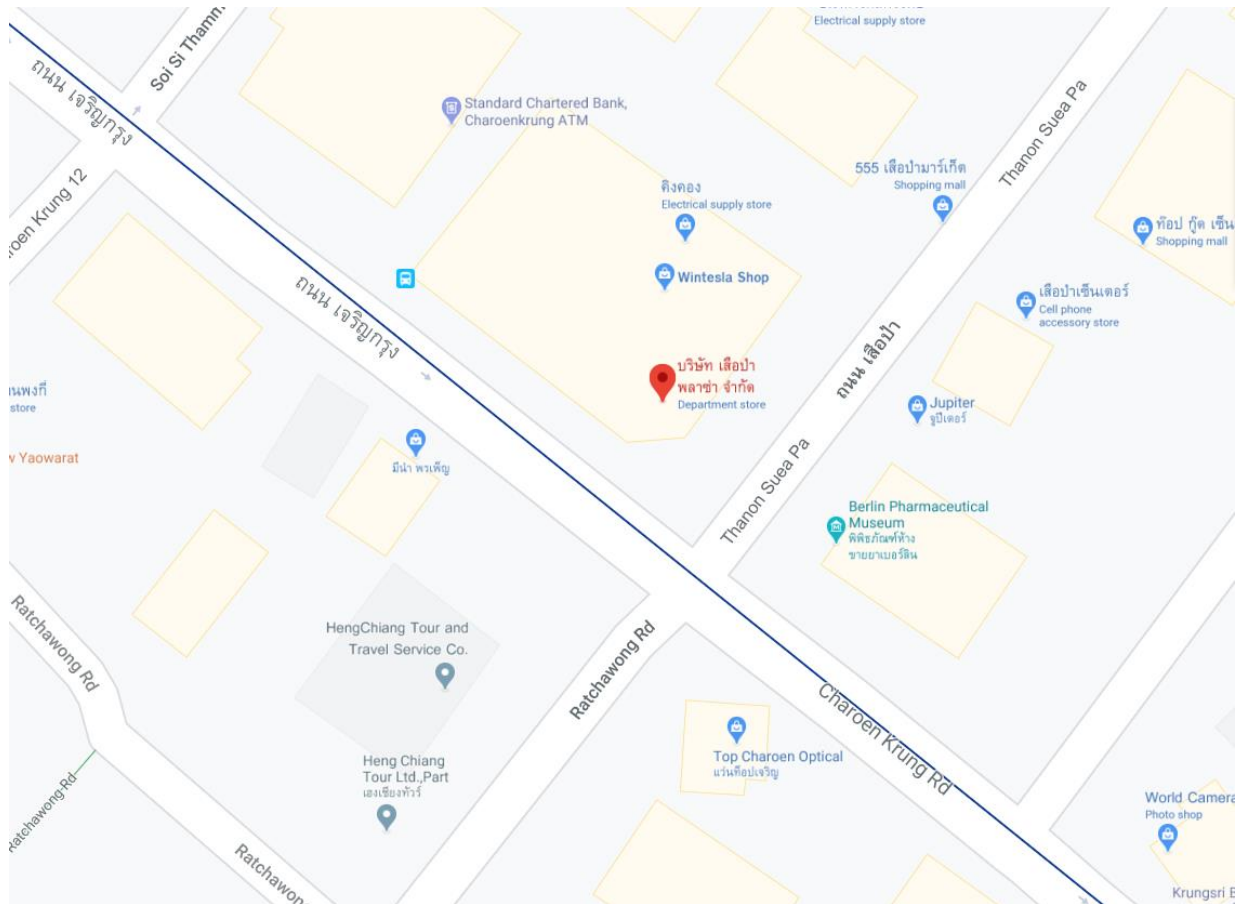
⁸⁹ 同上

スエーパープラザ(Sueapa Plaza)

住所: 339 Charoen Krung Road, Pomprab Sub-District, Pomprabsatrupai District, Bangkok

スエーパープラザ(Sueapa Plaza)は、国内最大のスマートフォンアクセサリおよび小物小売市場の1つである。多くの人がスエーパープラザ(Sueapa Plaza)を訪れて、大量の電話ケースを購入する。スマートフォンのアクセサリや小物を探している小売業者にも最適な市場である。スエーパープラザ(Sueapa Plaza)では、模倣品が真正品と並んで展示されている。模倣品は1ダース単位で販売され、割引される。

スエーパープラザ(Sueapa Plaza)の地図



出典: <https://goo.gl/maps/TM73LNSBG97QnN9N8>



携帯電話ケースの著作権侵害品⁹⁰



⁹⁰ 同上



イヤフォン、ヘッドフォン、Airpod ケースなどのスマートフォンアクセサリ

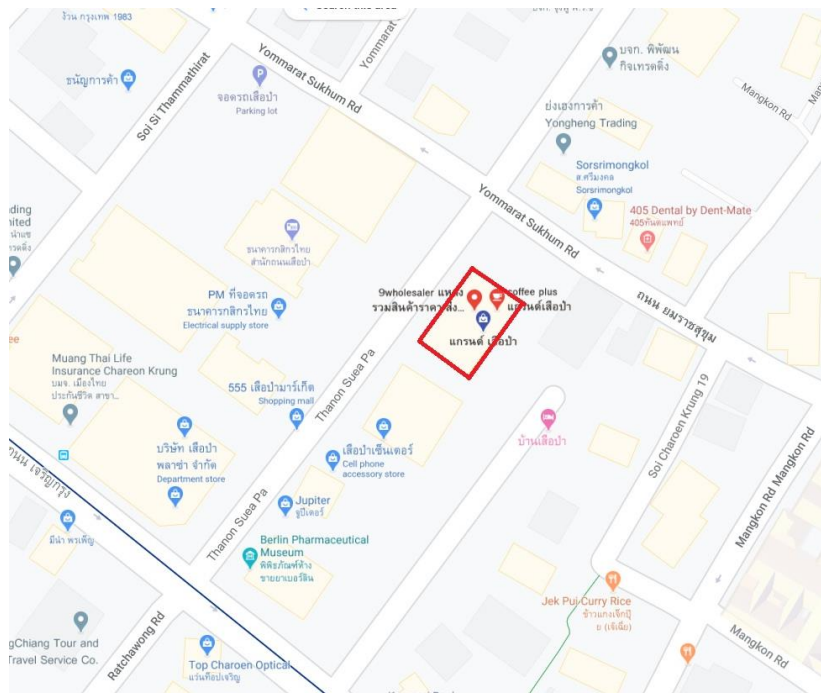


グランドスエーパ(Grand Sueapa)

住所: 149 Grand Sueapa Tower, Sueapa Road, Pomprab Sub-District, Pomprabsatrupai District, Bangkok

グランドスエーパ(Grand Sueapa)は、国内最大のスマートフォンアクセサリおよび小物小売市場の1つである。多くの人々がグランドスエーパ(Grand Sueapa)を訪れ、大量の電話アクセサリを購入する。グランドスエーパ(Grand Sueapa)では、模倣品が真正品と並んで展示されている。模倣品は割引価格で販売されている。携帯電話部品の修理サービスも利用できる。

グランドスエーパ(Grand Sueapa)の地図



出典: <https://goo.gl/maps/92W3WMm6AEphmgEE7>

ヘッドフォン、イヤフォン、スピーカ等の小物及びアクセサリ⁹¹



4.2.2 化粧品及び医薬品

MBK ショッピングセンター(MBK Shopping Center)

住所: 444 Phayathai Road, Patumwan District, Bangkok

Website: <http://www.mbk-center.co.th/th/home/>

Facebook: <https://www.facebook.com/mbkcenterth/>

MBK ショッピングセンター(MBK Shopping Center (Maboonklong とも呼ばれる))は、タイ最大のショッピングモールのひとつである。8階建てでショップ数は2,000件を超えている。MBKは衣料品、靴、ハンドバッグ、化粧品の真正品と模倣品の両方を求める観光客及びタイ市民の主な外出先である。MBK内でのショップ間の競争は激しく、バーゲン品を求める買い物客には最高のモールである。

MBKでは、模倣品が真正品と一緒に販売されている。コピー品や模倣品も多いが、ほとんどのショップでは販売員が模倣品と真正品の両方を提示し、顧客は選択することができる。

⁹¹ 同上



出典: https://en.wikipedia.org/wiki/Pathum_Wan_District

Phayathai 通りにある MBK ショッピングセンター(MBK Shopping Center)⁹²



出典: <https://lostinasia2012.files.wordpress.com/2012/08/20120808-235855.jpg>

並行輸入された化粧品が、化粧品の模倣品と混在して販売されることがよくある。⁹³

⁹² 同上

⁹³ 同上



模倣品の疑いのあるメーキャップ用品や香水を販売するショップ⁹⁴



⁹⁴ 同上

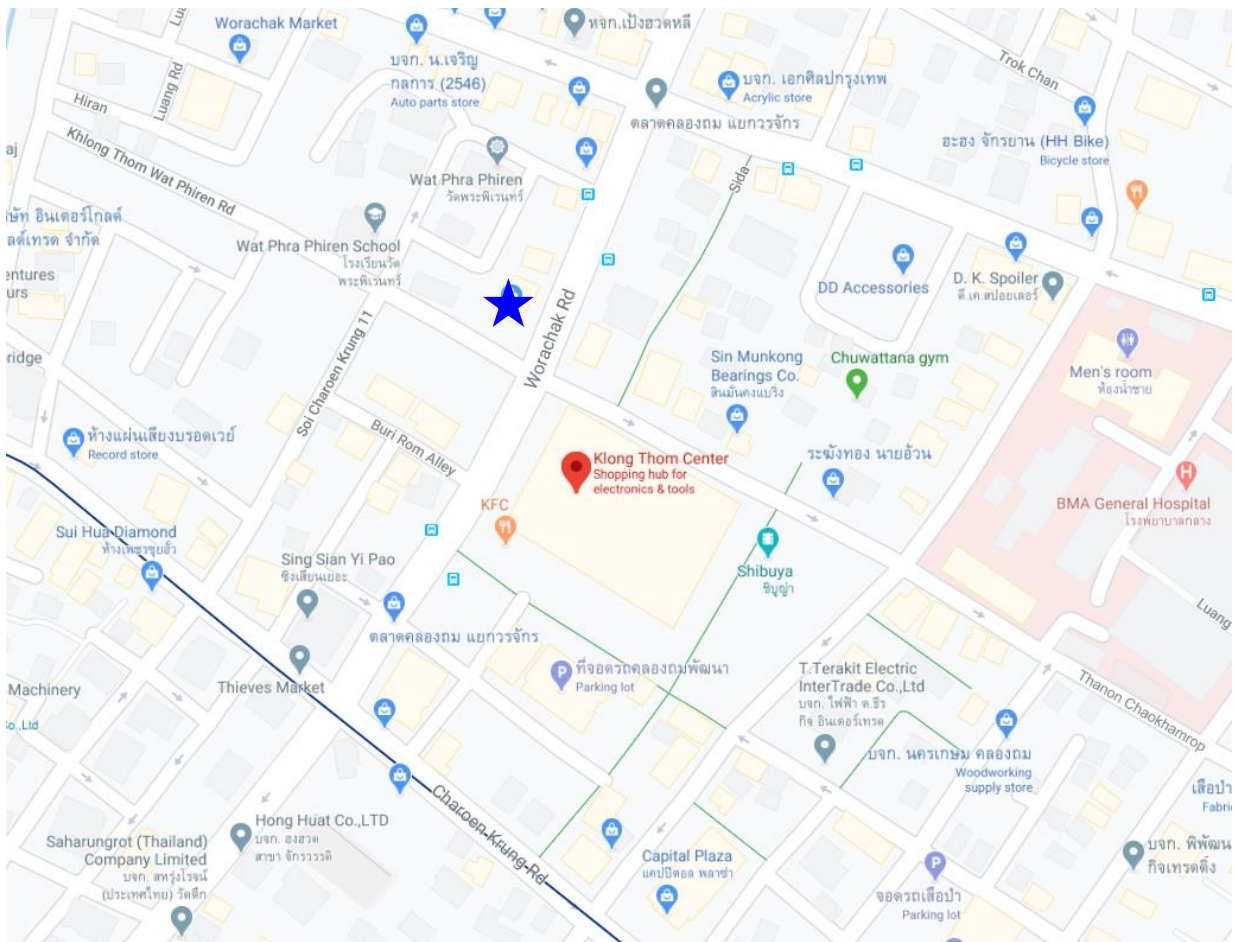
4.2.3 車両及びそのスペア部品

Khlong Thom 市場(Khlong Thom Market)

住所: 499 Worachak Road, Pomprab Sub-District, Pomprabsatrupai District, Bangkok

Khlong Thom 市場は、露店と、Yaowarat (チャイナタウン) と Charoen Krung 通の間にある Worachak 通にある Khlong Thom Center と呼ばれる 3 階建てのモールで構成されている。Khlong Thom 市場では、電子機器、コンピューター、ステレオ、ゲームプレーヤー、映画ビデオ、CD、DVD、カーアクセサリ、流行の服装、メガネ、時計、電卓など、多くの商品が販売されている。観光市場ではなく、地元の人々が日用品を買いに来る場所である。ほとんどの商品は安価で品質が低く、ブランド名が付されているものはほとんど偽物である。

Khlong Thom 市場の地図



出典: <https://goo.gl/maps/Vj3FTR6ih1j4jxek9>



Poonsup 市場(Poonsup Market)

住所: 136/10 Moo 2 Ban Klang Sub-district, Meaung District, Pathum Thani Province

Poonsup 市場は、タイにおける最大規模の自動車およびオートバイ部品とアクセサリ市場の 1 つである。Poonsup 市場は、真正品と模倣品の両方のアクセサリとパーツを購入するバイクに乗る人と車を運転する人にとって目的地であることが多い。市内中心部にあるこれらの製品の最大市場である Klong Thom 市場や Worachak Mall に行くつもりのない郊外の人々に非常に人気がある。自動車部品やアクセサリの販売とは別に、車の修理や、部品やアクセサリの模倣品を使用したスタイリング等のガレージサービスも提供される。

Poonsup 市場の地図



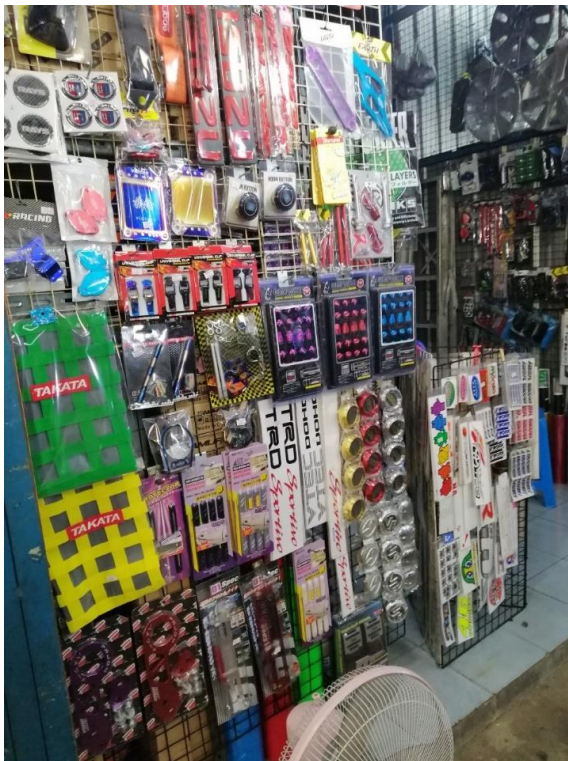
出典: <https://pantip.com/topic/36138722>

ナット、ボルトなどの自動車部品⁹⁶



⁹⁶ 同上

有名ブランドを偽造したステッカー、キーケース等のなどのアクセサリ⁹⁷



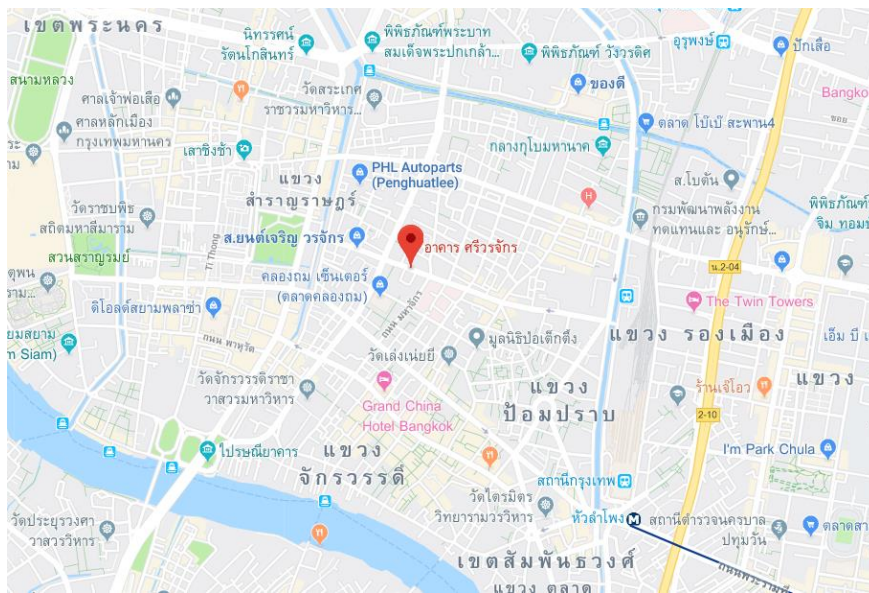
⁹⁷ 同上

Sri Worachak Building (Worachak)

住所: 222 Luang Road, Pom Prab Sub-District, Pom Prab Sattru Phai District, Bangkok

Worachak エリアは、タイにおける最大規模の自動車部品およびアクセサリ市場の 1 つである。“Sri Worachak Building” と呼ばれる、自動車のアクセサリと部品を取り扱う建物がある。11 階建ての建物は、Luang 通の Worachak エリアの中心にあり、地下から 2 階までの多数のショップや露店があり、自動車のアクセサリ、スペアパーツ、オーディオ機器、車載カメラ、モータースポーツ機器、カーケア用品 等を販売している。

Sri Worachak Building の地図

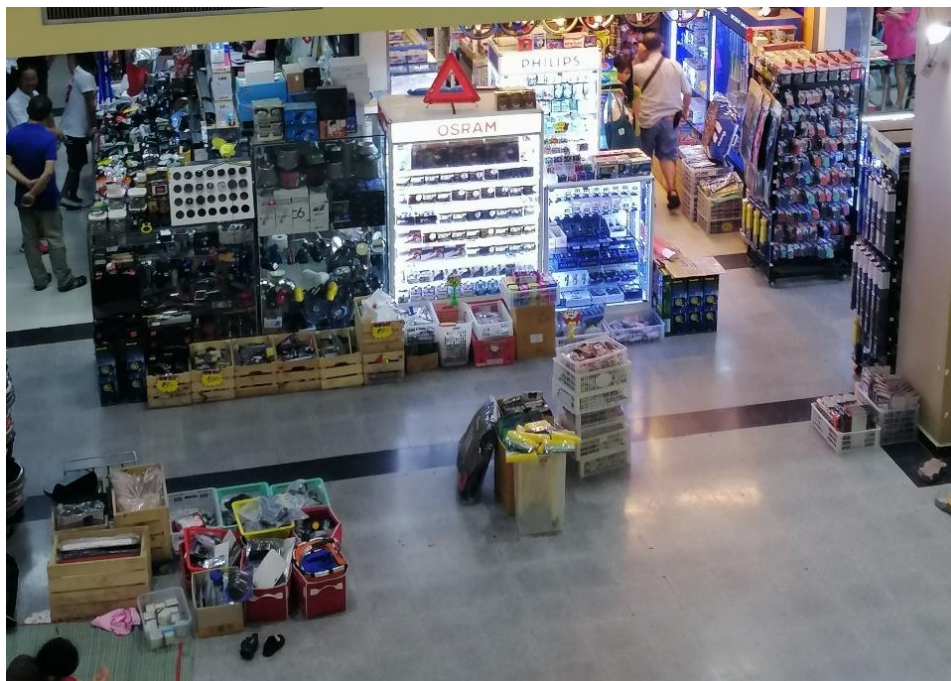


出典: <https://goo.gl/maps/BC9D9XFBXK5GMSgq9>

Luang 通りにある Sri Worachak Building⁹⁸



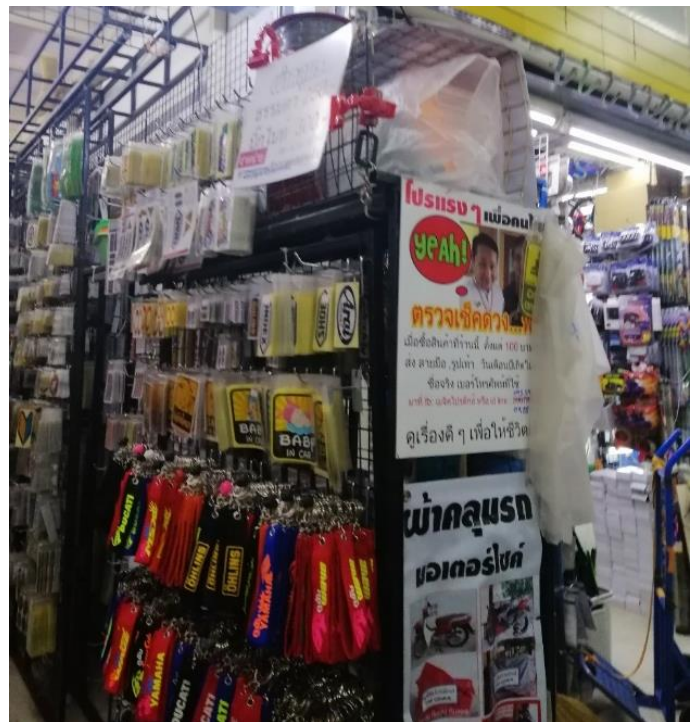
多くの様々な自動車部品を販売するショップ⁹⁹



⁹⁸ 同上

⁹⁹ 同上

Sri Worachak Building で見つけた自動車のアクセサリ製品を販売するショップ¹⁰⁰



¹⁰⁰ 同上

輸入加工食品および食品の模倣品を販売する Penang 市場のショップ¹⁰¹



Penang 市場のショップで陳列された食料品¹⁰²



¹⁰¹ 同上

¹⁰² 同上

4.2.5 衣料品及び靴製品

Pratumum 市場(Pratumum Market)

住所: Ratchaprarop Road, Ratchathewi District, Bangkok

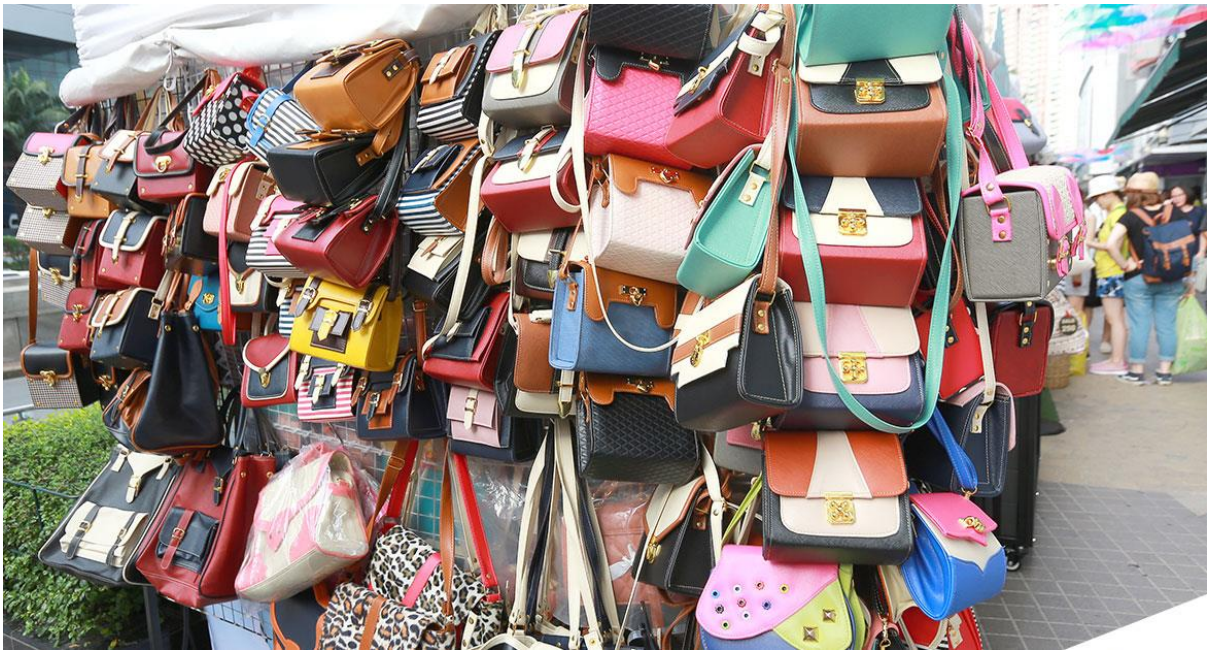
Pratumum 市場は Petchaburi 通と Ratchprarop 通の交差点に位置する大規模市場であり、大量に購入するアイテムや最低3つのアイテムを購入するために安価な価格で卸売衣料品を販売する数千のファッションショップがある。Pratumum 市場は一般に、バンコク中心部で衣類、布地、織物を購入する最安値な市場と考えられている。多くの海運会社がこのエリアにあり、貿易業者に輸出入サービスを提供している。



出典:

http://www.google.co.th/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&frm=1&source=web&cd=14&ved=0CF0QFjAN&url=http%3A%2F%2Fwww.skyscrapercity.com%2Fshowthread.php%3Ft%3D515759%26page%3D6&ei=_fa9VJv7BM_18QXWu4DACw&usg=AFQjCNE9fefx_QVzBgts_0KTJ5FvDD-sSw

市場周辺の露店行商人



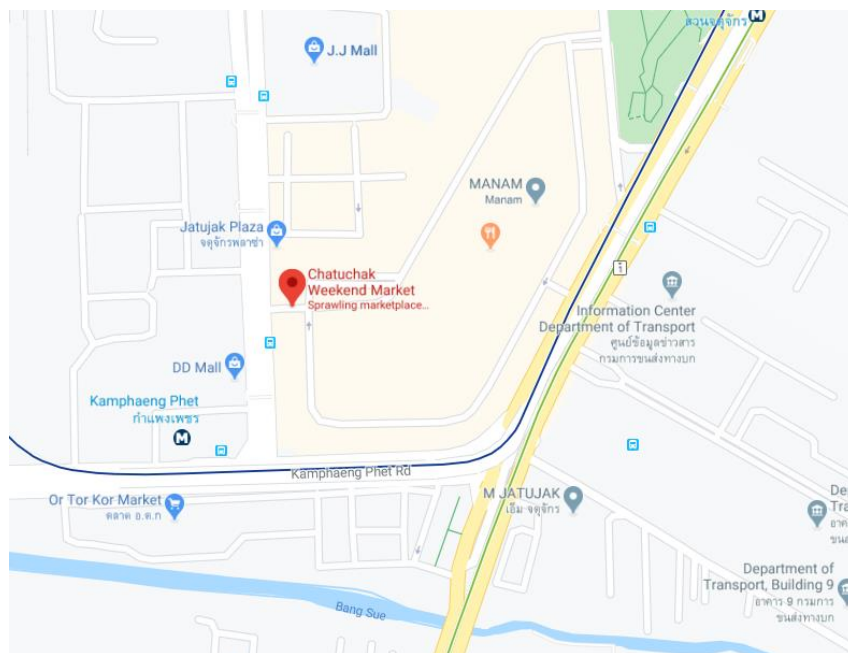
出典: <https://bit.ly/38pZa6S>

Chatuchak Weekend 市場(Chatuchak Weekend Market)

住所: Kamphaengphet 2 Road, Jatujak District, Bangkok

Website: <http://www.chatuchak.org/>

Chatuchak Weekend 市場 (JJ 市場とも呼ばれる)は、タイにおける最大規模の市場で 15,000 ショップ、敷地面積 112,000 平方メートルである。Chatuchak Weekend 市場は、製品分類により 27 セクションに分かれており、土日の午前 9 時から 18 時までのみ開かれる。買い物客はペット、植物、家具、お土産、布地、食器等ほとんど購入できないものはないほどである。外国人から地元民までバンコクでは最も人気の高い市場である。



出典: <https://goo.gl/maps/qCHXroSdaEmvoXj99>

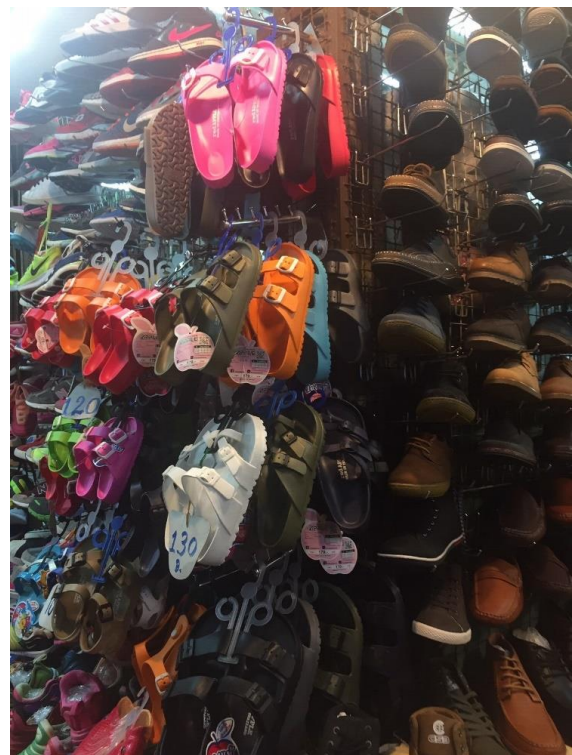
Kamphaengphet 2 通りの Chatuchak Weekend 市場入口



出典:

<http://thinkofliving.com/2012/09/23/%E0%B8%AB%E0%B8%A1%E0%B8%AD%E0%B8%8A%E0%B8%B4%E0%B8%95/>

Chatuchak Weekend 市場には、サングラスやサンダル等の服やアクセサリーを非常に低価格で販売しているショップが何千もある。¹⁰³

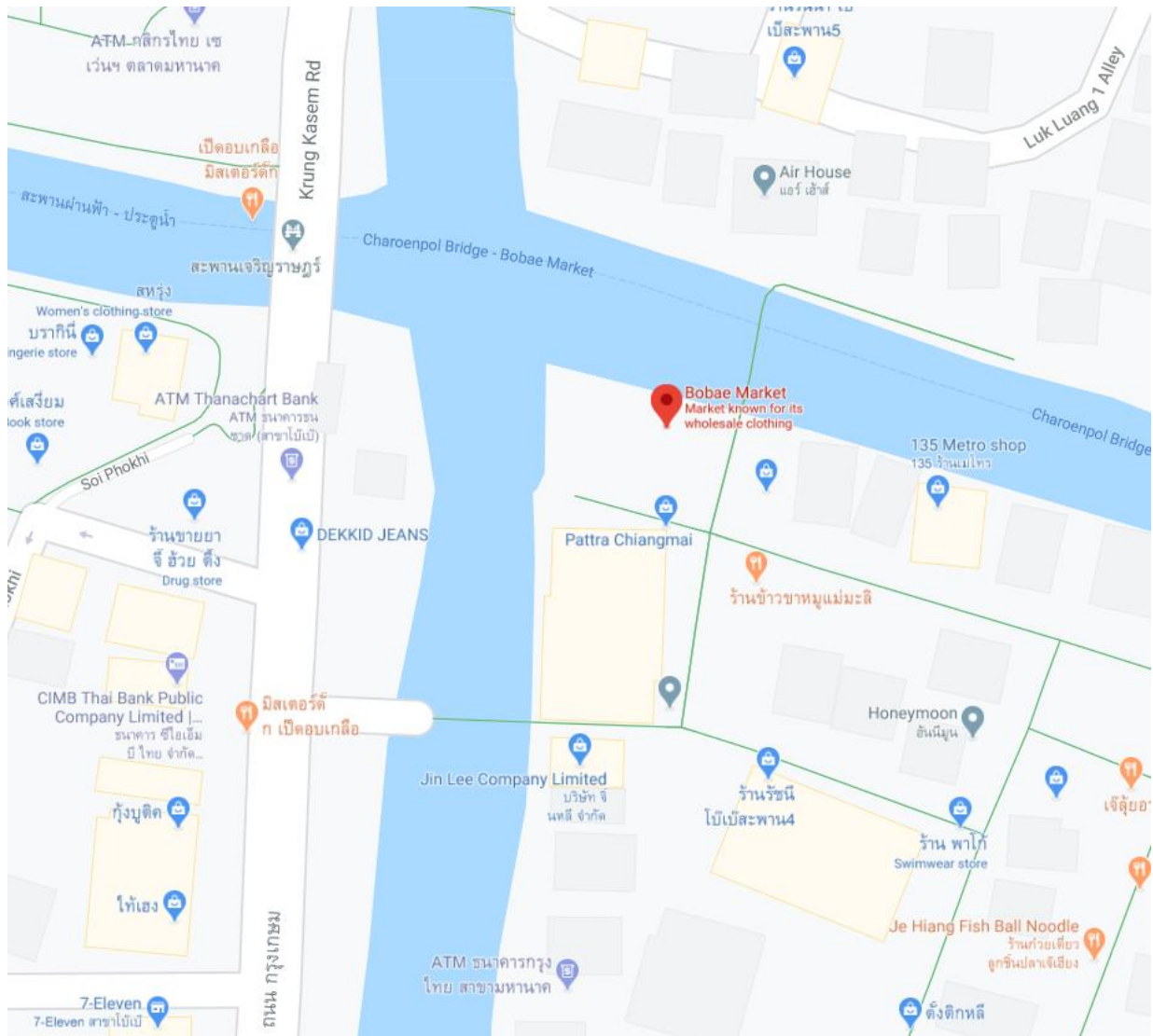


¹⁰³ 同上

Bo Bae 市場(Bo Bae Market)

住所: Damrongrak Road, Patumwan District, Bangkok

Bo Bae 市場は 30 年以上、衣料品卸売センターとして知られている。設立以来、Bo Bae タワーは 1,300 ショップ以上を備え、タイ最大規模の衣料品卸売センターとして衣料品卸売事業を牽引してきた。Bo Bae 市場で製品を購入した顧客に対し、Bo Bae タワーの外で営業する多くの企業が輸送業務を提供している。製品は世界中の目的地に貨物船で輸送される。



出典: <https://goo.gl/maps/UJuKGyp8TgGfxwD39>

Damrongrak 通にある Bo Bae Tower¹⁰⁴



Bo Bae 市場近辺の衣料品を販売するショップと露店¹⁰⁵



¹⁰⁴ 同上

¹⁰⁵ 同上

Bo Bae 市場で人気ブランドの商標を付したジーンズの模倣品を公然と販売しているショップ



出典: <https://www.sinkaonline.com/imageuser/2010-07-22/StorageImage-20100722115323-4710.jpg>

Sampeng 市場(Sampeng Market)

住所: Soi Wanit 1, Yaowarat Road, Chakkrawat Sub-District, Samphanthawong District, Bangkok

Sampeng 市場または Sampeng Lane は、バンコクのチャイナタウン地区にある狭い路地で、文房具、衣類、財布、ハンドバッグ、アクセサリーを卸売業者から購入できる。中国製の低品質の製品を販売することで有名である。

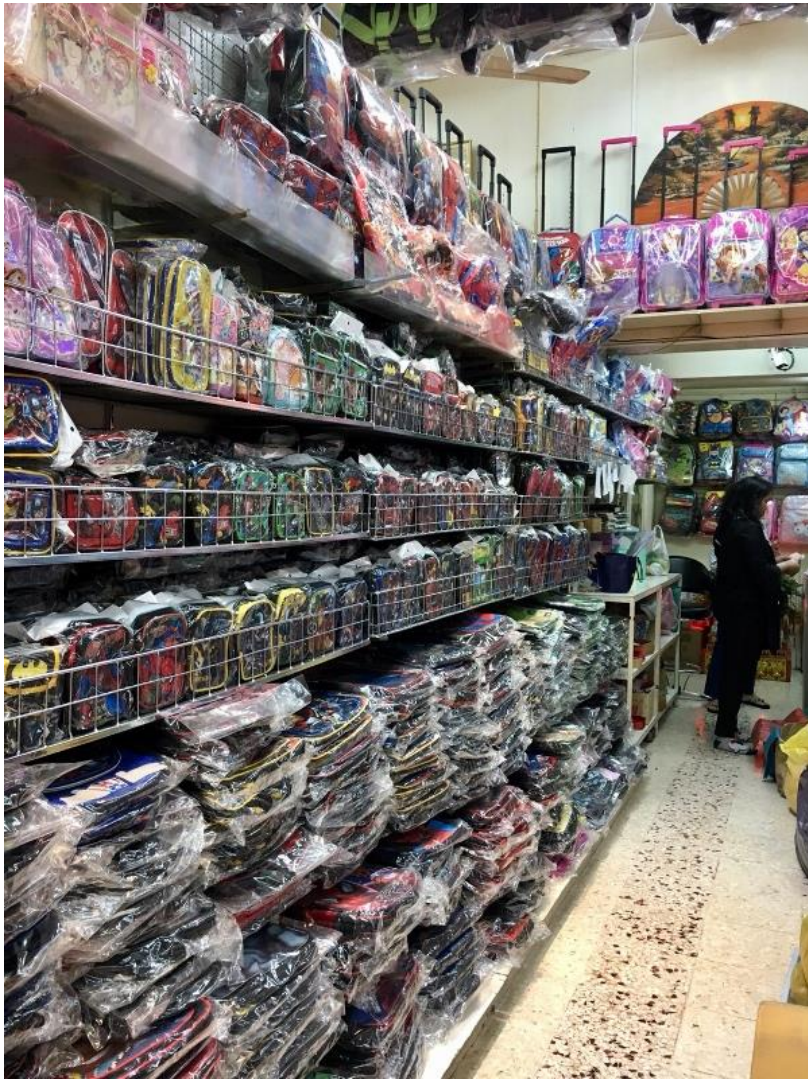


出典: <https://g.page/sampengmarket?share>

市場で模倣品の疑いのあるシャツやバッグは、卸売業者でよく見られる。¹⁰⁶



¹⁰⁶ 同上

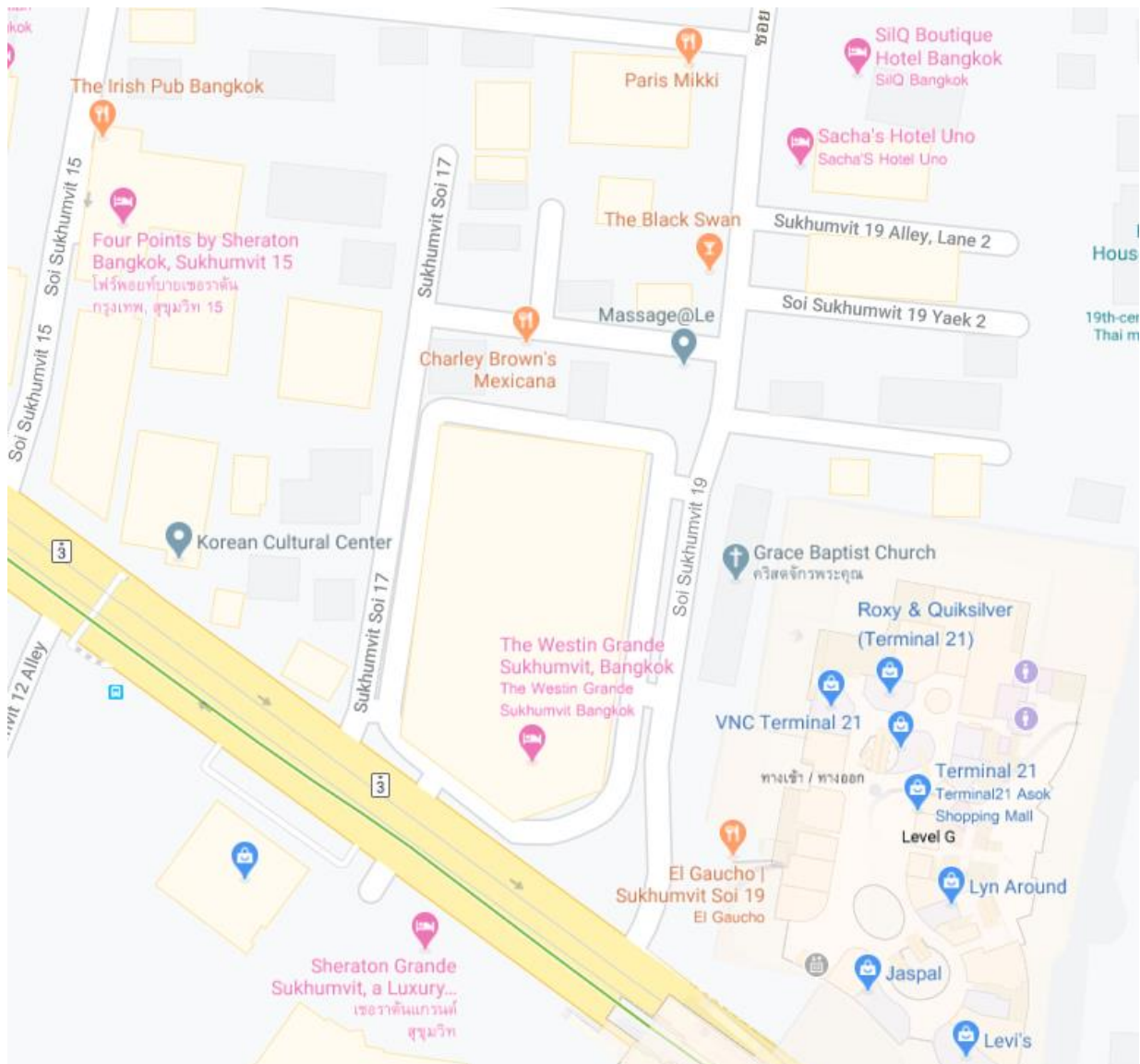


バンコクの路上行商人

バンコクには、路上行商人が公然と模倣品を販売しているトップ 3 のエリアは、Sukhumvit 通、Silom 通、Khao San 通である。これらのエリアは、観光客が訪れるエリアとして知られる、ホテル、ゲストハウス、レストラン、バー等が多い場所である。購入者のほとんどは、模倣品で安い、T シャツ、サングラス、腕時計、ハンドバッグ、DVD、CD を求める観光客である。このエリアの行商人の中には、模倣品の販売に障害者を利用し、買い物客だけでなく警察官等からも同情を引こうとする者もいる。

Sukhumvit 通の路上行商人

住所: Between Soi Sukhumvit 17 and Soi Sukhumvit 19, Sukhumvit Road, Khlongtoey Sub-District, Khlongtoey District, Bangkok



出典: <https://goo.gl/maps/rSz2FrXF3mmrcy4E9>

有名な商標が付された模倣品の疑いのあるスポーツウェアは、観光客及び地元の購入者の両方に人気がある。¹⁰⁷

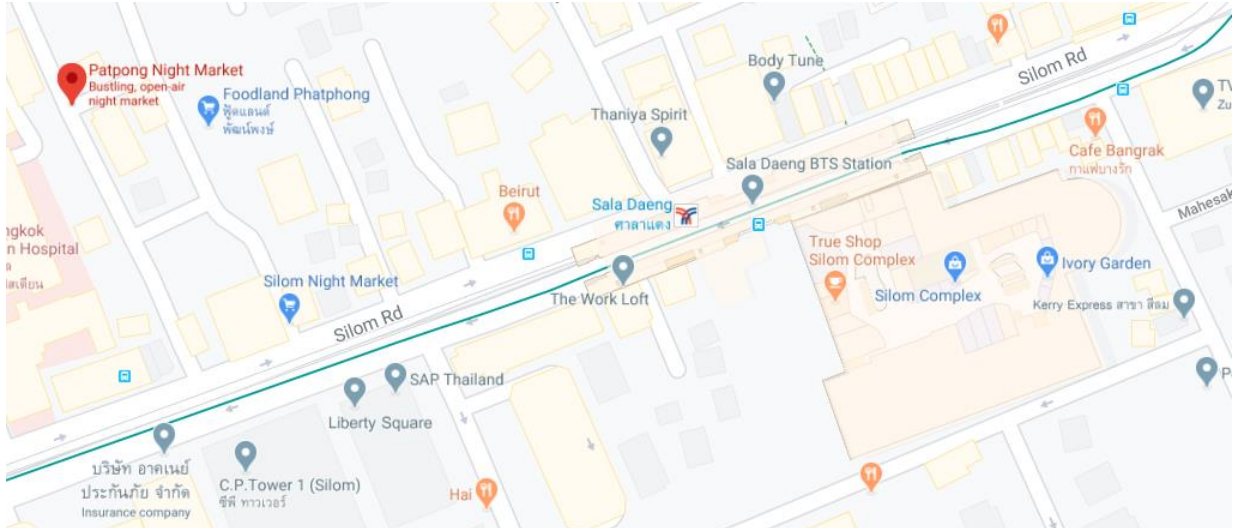


¹⁰⁷ 同上

Patpong 通の路上行商人

住所: Between Soi Silom 2 and Soi Silom 8, Silom Road, Silom Sub-District, Bangrak District, Bangkok

Patpong 通の地図



出典: <https://g.page/patpong-night-market?share>

Patpong 通で夜間販売されている模倣品の疑いのある商品



出典: <http://www.painaidii.com/business/133974/silom-night-market-10100/lang/th/>



出典:

<https://soclaimon.wordpress.com/2014/01/22/%E0%B9%84%E0%B8%99%E0%B8%97%E0%B9%8C%E0%B9%84%E0%B8%A5%E0%B8%9F%E0%B9%8C%E0%B8%AA%E0%B8%B5%E0%B8%A5%E0%B8%A1%E0%B9%83%E0%B8%99%E0%B8%A7%E0%B8%B1%E0%B8%99%E0%B8%9B%E0%B8%B4%E0%B8%94%E0%B8%81%E0%B8%A3/>

Khao San 通の路上行商人

住所: Khao San Road, Talad Yod Sub-District, Phranakorn District, Bangkok

Khao San 通はバンコクで夜の街として有名な場所である。通りの両側には多くのクラブやバーがある。しかしながら、各バーの入口正面は模倣品である衣服やバッグを販売しているショップである。

Khao San 通の地図



出典: http://it.wikipedia.org/wiki/Phra_Nakhon



夕方の Khao San 通りでTシャツの模倣品を販売している露店¹⁰⁸



上記のバンコクの市場とエリアに加えて、国内の他のエリアには模倣品を販売する市場またはエリアがある。これらの市場やエリアは通常、タイの近隣諸国との国境近く、または観光客が集まるエリアにある。これらの市場およびエリアの中で最も重要なものについて、以下でさらに詳しく説明する。

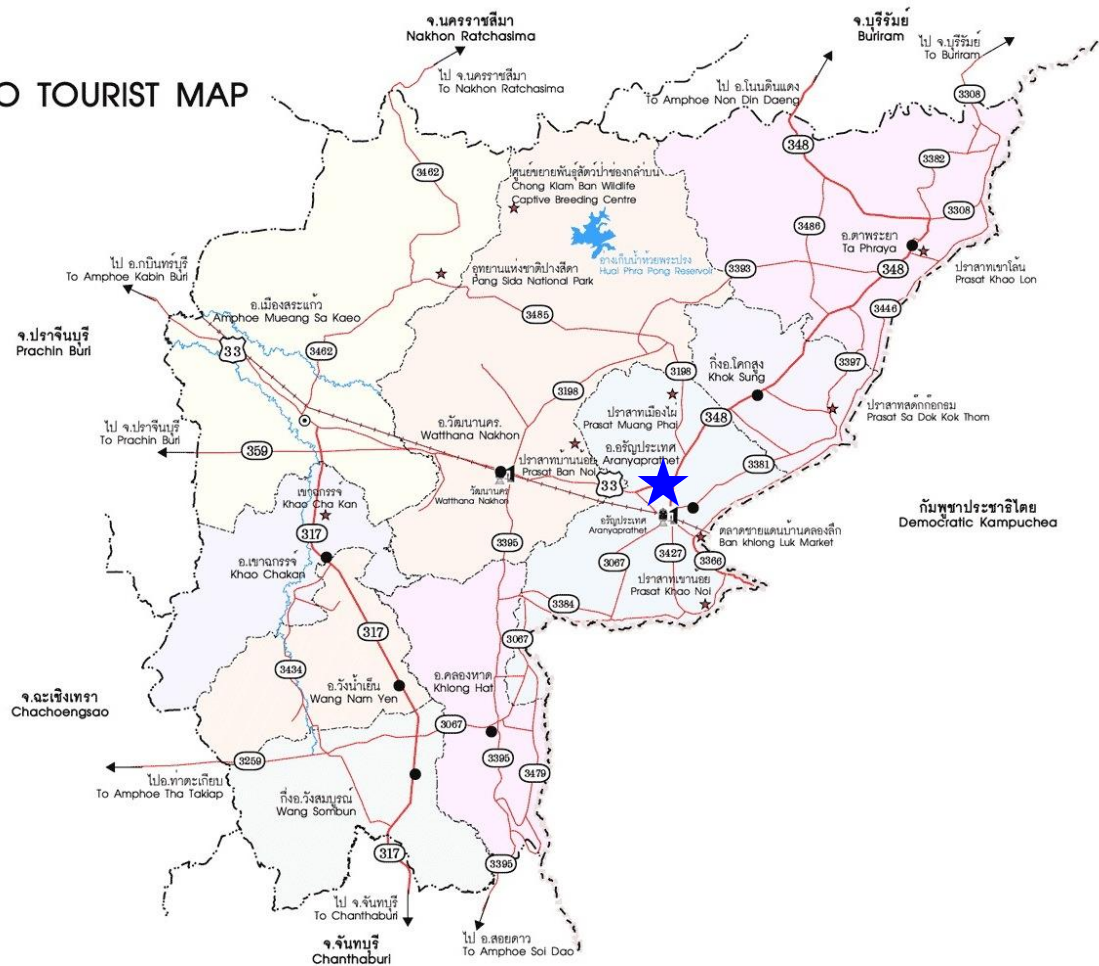
¹⁰⁸ 同上

Rong Kluea 市場(Rong Kluea Market)

住所: Ban Khlong Luek, Pa Rai Sub-District, Aranyaprathet District, Srakaew Province

Rong Kluea 市場は、タイとカンボジアの国境に近い Srakaew 県のアランヤプラテット(Aranyaprathet)にある。国内最大の屋外市場であり、古着や有名ブランドの衣服の模倣品の販売で有名である。Rong Kluea 市場で、顧客は、靴、財布、セーター、ジャケット、化粧品、電子機器等の製品を購入する。

SA KAE0 TOURIST MAP



出典: <http://www.sakaeo.go.th/websakaeo/location.php>

Rong Kluea 市場では、古着や偽造品を販売している。



出典:

<http://www.thetrippacker.com/th/review/%E0%B8%95%E0%B8%A5%E0%B8%B2%E0%B8%94%E0%B9%82%E0%B8%A3%E0%B8%87%E0%B9%80%E0%B8%81%E0%B8%A5%E0%B8%B7%E0%B8%AD/6522>

Rong Kluea 市場で模倣品のハンドバッグと革製品を公然と販売する店

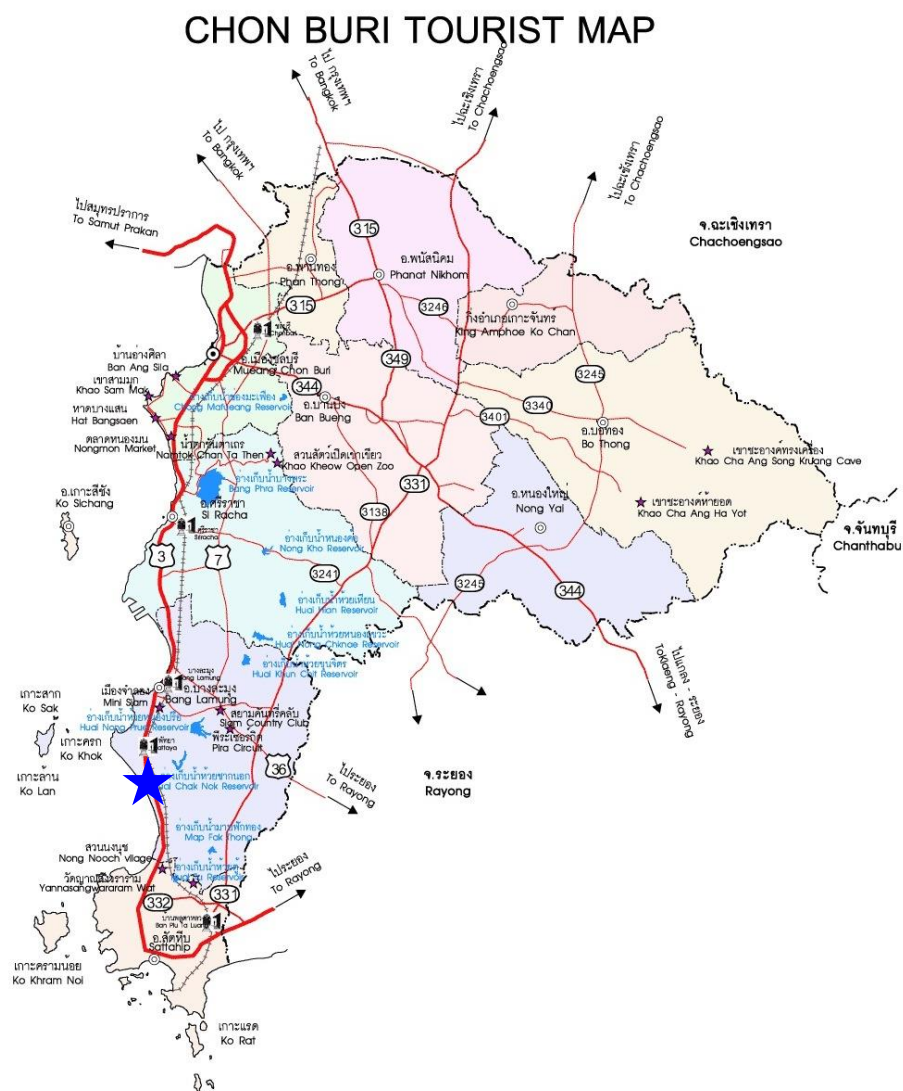


出典: http://journey-trip-review.blogspot.com/2012/06/blog-post_30.html

Pattaya Beach 通の市場 (Pattaya Beach Road Markets)

住所: Central to South Pattaya Beach Road, Pattaya City, Banglamung District, Chonburi Province

パタヤは、買い物客にとってバンコクに次ぐ重要な市場である。Pattaya Beach 通の市場は、バンコクの Silom 通や Sukhumvit 通の市場と非常に似通っている。このエリアの露店では、地元民および観光客向けに、伝統的工芸品およびお土産から、海賊版 CD、DVD まで販売している。また、偽物であるファッションジュエリー、安価な「中国製」衣料品やハンドバッグのコピー品、その他模倣品もある。定期的に知的財産についてエンフォースメントが実施されてはいるものの、こうした違法製品は後を絶たない。



出典: <http://www.dooasia.com/thailand-map/chonburi1.shtml>

パタヤビーチロードに沿って模倣品を販売する何千人もの行商人がいる。



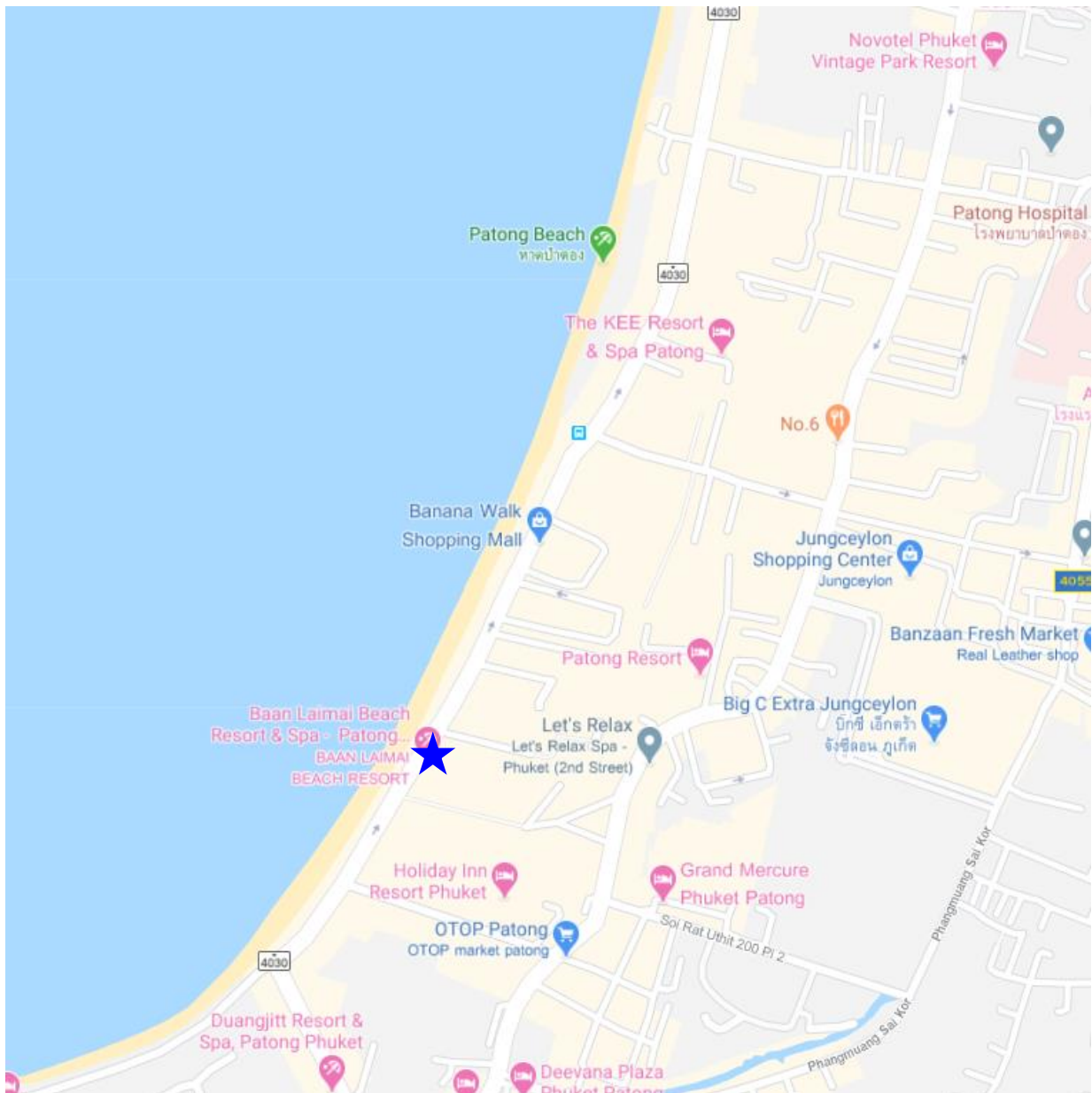
出典:

<http://www.chonhub.com/community/threads/%E0%B9%80%E0%B8%84%E0%B8%A2%E0%B9%84%E0%B8%9B%E0%B9%80%E0%B8%94%E0%B8%B4%E0%B8%99%E0%B8%95%E0%B8%A5%E0%B8%B2%E0%B8%94%E0%B8%99%E0%B8%B1%E0%B8%94%E0%B8%88%E0%B8%95%E0%B8%B8%E0%B8%88%E0%B8%B1%E0%B8%81%E0%B8%A3%E0%B8%9E%E0%B8%B1%E0%B8%97%E0%B8%A2%E0%B8%B2-%E0%B8%81%E0%B8%B1%E0%B8%99%E0%B8%AB%E0%B8%A3%E0%B8%B7%E0%B8%AD%E0%B9%80%E0%B8%9B%E0%B8%A5%E0%B9%88%E0%B8%B2.35/>

Patong Beach 市場(Patong Beach Markets)

住所: Patong Beach Road, Krathu District, Phuket Province

Patong Beach 通の歩道は毎晩、大規模なナイトマーケットになり、大通りは、お土産および工芸品から模倣衣料品、ビーチウェア、皮革製品、カバン、CD、コンピュータゲーム、電子機器、おもちゃまでを販売する屋台で埋めつくされる。ほとんどのショップは観光客向けで地元市場より価格は高めだが、安価品を見つけることができる。



出典: <https://goo.gl/maps/MhiY4HVmridsCprR6>

Patong Beach 市場で模倣品である Tシャツ、キャップ、ベルト、ハンドバッグを販売する屋台

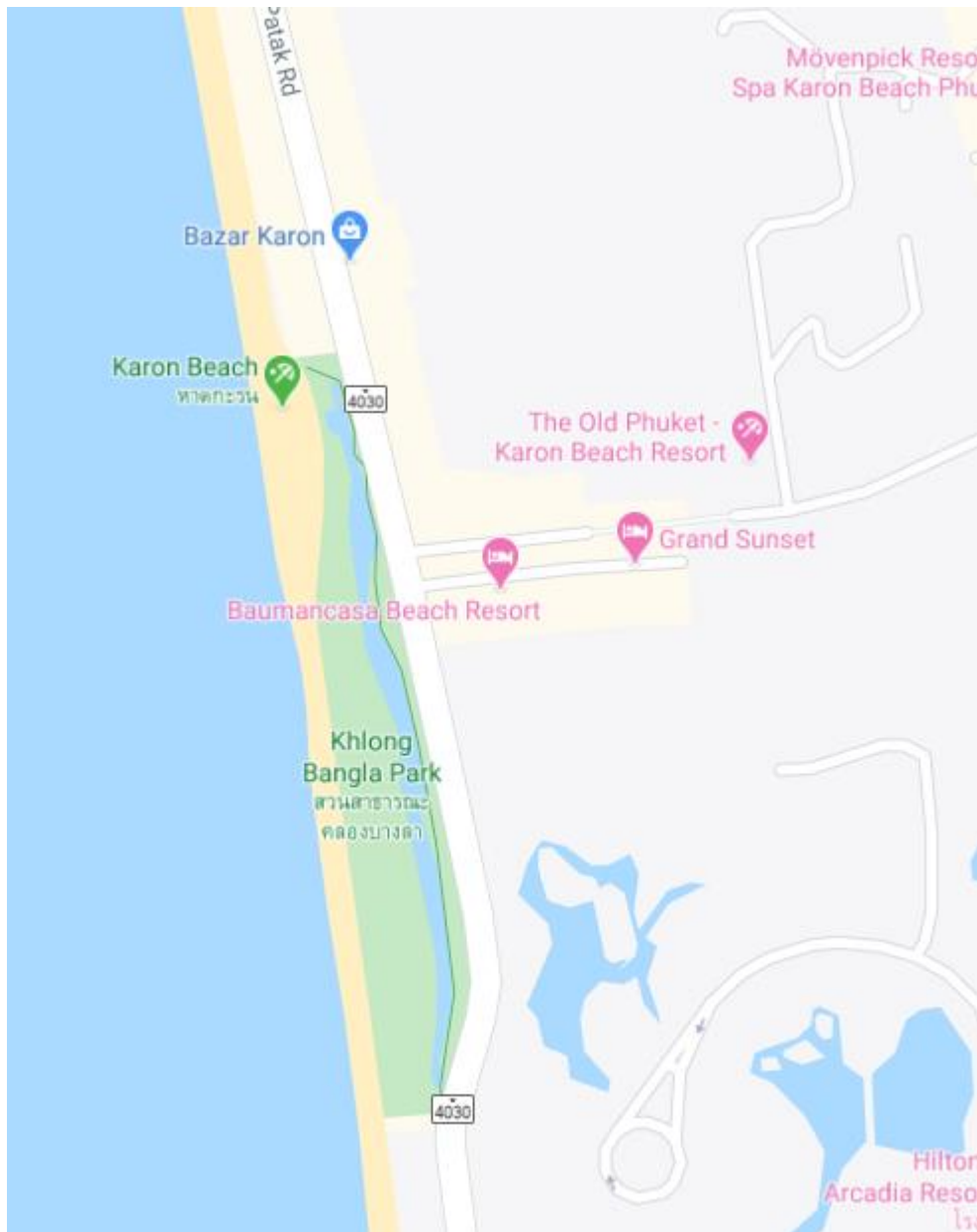


出典: <https://bit.ly/2IkOSKQ>

Karon Beach 市場(Karon Beach Market)

住所: Karon, Mueang Phuket District, Phuket Province

Karon Beach でのショッピングは、パトンビーチよりも楽である。多くの同じアイテムを見つけることができる。Karon Beach 市場には、お土産やファッション等の多くの面白いショップがある。また、観光客が必要なものを見つけることができるコンビニエンスストアもある。Karon Bazaar (Shopping Sale Karon Plaza)は、プーケットの西海岸にある Karon Beach 通の中心部にある、屋根付きの大きなショッピングセンターである。Karon Bazaar では、より多くのギフトやビーチウェアが販売されている。¹⁰⁹



出典: <https://goo.gl/maps/vMezq4PtY7DLc8YQ8>

¹⁰⁹ <http://www.phuket.com/shopping/karon-shopping.htm?cid=ch:OTH:001>

模倣品である T シャツ、ショートパンツ、キャップ、ベルト、ハンドバッグを販売する Karon Bazaar 内のショップ



出典: <http://www.phuket.com/top10/top10-karon-shopping.htm>

Karon Bazaar では、最も代表的なアイテムは、例えば、Roxy、Guess 等の服とファッションに関連し、有名ブランド品すべてが入手可能である。

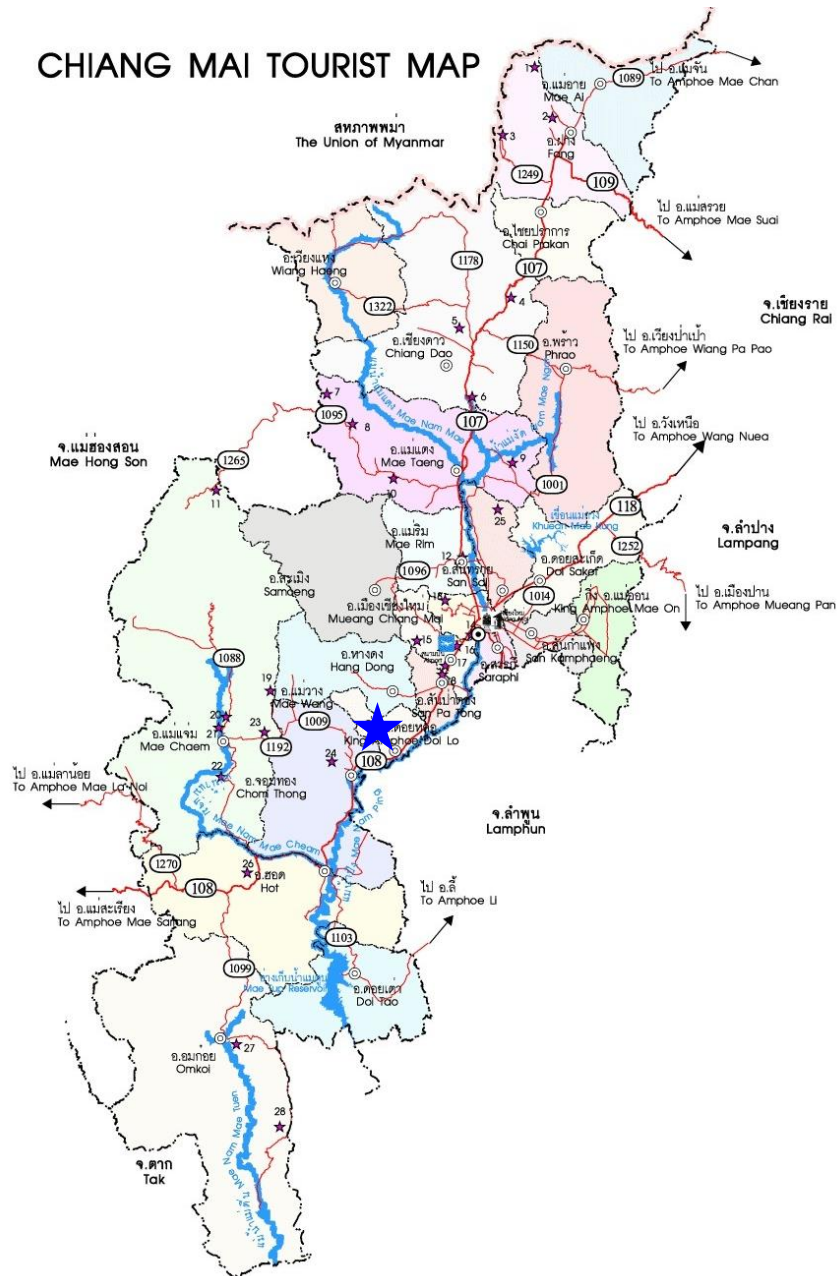


出典: <http://www.phuket.com/top10/top10-karon-shopping.htm>[2019年10月確認]

Chiang Mai ナイトバザール(Chiang Mai Night Bazaar)

住所: Chang Klan Road, Muang District, Chiang Mai Province

Chiang Mai ナイトバザールは、Chang Klan 通と小さな脇道に沿って露店が約 1 キロメートルほどあるナイトマーケットである。毎日 18:00 または 19:00 から深夜まで営業している。ナイトマーケットを訪れることなく Chiang Mai を訪れる人はほとんどいない。実際、Chang Klan 通の路上に設けられら露店は、Chiang Mai の最大アトラクションの 1 つである。Chiang Mai ナイトバザールでは、アンティークから偽物の時計、海賊版 DVD まで、あらゆるものを手に入れることができる。



出典: <http://www.chiangmaionly.com/map-of-chiangmai/>

模倣品の疑いのある衣服や宝石は、Chiang Mai ナイトバザールでよく販売されている。



出典: <https://www.reviewchiangmai.com/3585-p/>

4.3 模倣品の流通実態

4.3.1 模倣品の製造及び組立て

タイの様々なブランド所有者との取引経験から言っても、オリジナルと見分けがつかないぐらいの優れた模倣品のいくつかは、タイで製造され組立てられている。過去には、タイ人は、職人技術によって木材や宝石を傑作に仕上げてきた。今日、そのような技術は、模倣品の分野において消費者を引きつける有名ラグジュアリーブランドそっくりの製品を作る技術に成り変わっている。タイで製造される模倣品の数は年々減少する傾向にあるが、タイに拠点を置くいくつかの工場や製造ラインを未だに発見することがある。

しかしながら、模倣品の製造企業の所在を特定するのは困難である。これまでの経験と過去 10 年間の工場摘発から得た情報に基づくと、模倣品の製造者は、タイの国内中に不均等に散らばっている。中には模倣品の製造業者が合法的な工場のある工業団地内にある場合もあるが、模倣品の製造業者が住宅街に隠れている場合が多く、捜査令状なしに捜査員や警察官が敷地に入ることが難しい。

バンコクにおける模倣品製造者

これまでの摘発結果から、製造業者はほとんどバンコクにはいないことが分かった。例えば、2018 年 6 月 12 日、特別調査局 (DSI) の警察官は、Sampeng 市場と Sampeng Square Building で販売されて

いるタンブラーの模倣品を保管する複数のショップや倉庫に対して大規模な摘発を実施した。押収された模倣品の総数は60,000品目を超えた。特別調査局（DSI）の警察官から、バンコクのBangkorleam地区にある企業の1つが異なるブランドのタンブラーの模倣品を製造していることを知らされた。タンブラーは中国から輸入され、Starbucks, TOYOTA, DORAEMON, YETI, HARLEY DAVIDSON など、他の有名ブランドの商標をタンブラーに付していた。



タイの他の県には、地方の工場がタイ国内で見られる様々な種類の模倣品を製造している。以下は、タイの他の県における模倣品の製造施設の写真である。

次の写真は、2019年2月1日にSamut Sakorn 県の電気製品の模倣品製造業者に対する経済犯罪抑制部（ECD）の警察官の摘発中に撮影されたものである。10,000個を超えるPanasonic社電気ソケットの模倣品が発見された。



出典: <https://mgronline.com/business/detail/962000011340>

次の写真は、Johnnie Walker の模倣品が発見された Songkhla 県 Hat Yai の違法アルコール製造・ボトルリング施設に対する摘発を示している。経済犯罪抑制部(ECD)が施設に入った2018年11月15日まで、摘発が最近行われていなかった。¹¹⁰

¹¹⁰ Wochenblitz, "STATEMENT REGARDING THE RAID ON AN ILLEGAL ALCOHOL PRODUCTION AND BOTTLING FACILITY IN HAT YAI, SONGKHLA" 2019年5月11日、Bangkok Samstag で発行



出典: <https://www.thairath.co.th/news/local/south/1421771>



出典: <https://www.hatyaifocus.com/>

これらの写真は、2019年に Samut Sakorn 県で潤滑油の模倣品製造業者に対する警察の摘発中に撮影されたものである。



Pathum Thani 県 Lam Luk Ka 地区にあるタイの工場が警察に摘発され、エンジンオイル、プラスチックエンジンオイル容器、段ボール箱、ラベルの模倣品、さらにはエンジンオイルコンテナの上部を覆うシール箔を含む数千の自動車関連製品が押収された。押収されたすべての品目には、HONDA の商標と他の主要企業の商標が付されていた。

この摘発の結果、警察は HONDA 商標が付された 17,863 個の模倣品と、他の有名ブランドが付された 50,000 個以上の模倣品を押収した。この摘発により従業員 3 人が逮捕され、工場の所有者と会社の取締役に対するさらなる取調べ行われた。



模倣品の製造または組立の規模に関して、タイの模倣品製造業者は中小企業である傾向があることがわかった。自動車部品などの重機やハイテク機器を必要とする模倣品の場合、製造業者は中規模企業である傾向がある。複雑な製造プロセスを必要としない衣料品やファッションアクセサリなどの模倣品の場合、製造業者は小規模企業であることが多い。ただし、タイの模倣品製造業者は、多くの場合、受け取った注文に応じて模倣品を生産するため、模倣品製造業者の製造能力を特定することは困難である。したがって、製造される模倣品の数量はさまざまであり、一貫性がない。現在、一部の模倣品（医薬品、化粧品、腕時計、電子機器など）がタイで製造されるだけでなく、一般的に中国からタイ国内に輸入されるため、模倣品の製造業者は過去と比較すると徐々に減少してきている。

税関/関税港及びタイ国境



本報告書で上述したように、タイで入手可能な模倣品はタイで製造されたものと、他の国、特に中国から輸入されたものである。米国商工会議所によると、中国は模倣品の世界3大市場、すなわち欧州連合、日本、米国で流通している模倣品の約72%が中国からのものであったと推測している。¹¹¹

中国の工場で製造された模倣品の大部分は、タイで最大かつ最も取扱数量が多い港である、首都に近いバンコク港（Klongtoey 港としても知られる）や Chonburi 県の Leamchabang 港を含む主要な港を通じて、船舶輸送でタイに不法に輸出される。これら2つの税関港は、世界中からタイへの輸入製品の主要エントリーポイントである。

¹¹¹ 米国商工会議所 “Measuring the Magnitude of Global Counterfeiting: Creation of a Contemporary Global Measure of Physical Counterfeiting”, 米国商工会議所 世界知的財産権センター, Washington, D.C., 2016 年。

知的財産権侵害の調査および抑制に関してタイの税関局が実施した厳格な措置により、模倣業者は模倣品を国内に持ち込む他の方法を見つけることが余儀なくされた。商品がタイに持ち込まれる最も一般的な方法の1つは、例えば、ミャンマー、ベトナム、ラオスなどで、消費するために、さらにタイを通過するために、それぞれの国境を越える陸路を経由するものである。一定量の商品は合法的に国境を通過するが、商品の一部は通常、少量、川を渡り手で運び、トラックで運ばれるが、国境での検査を潜り抜けるために、大きな貨物を小さな荷物に分割することもある。¹¹²

中国を起源とする模倣品は、タイの Chiang Rai、Nongkai、Nakhonphanom、Mukdahan のタイーラオス国境を経由してタイに輸送される。中国で製造された模倣品は主に、中国から密輸された模倣品の最大流通センターとして知られる Rong Kluea 市場があるタイの Srakaew 県のタイーカンボジア国境を経由して密輸される。ミャンマーを経由して輸送される中国からの模倣品は、タイの Chiang Rai および Tak 県のタイーミャンマー国境を経由して違法にタイに持ち込まれる。国境を通過するたびに模倣品を持ち込むことができる数量は（輸送用コンテナで持ち込むことができる数量と比較して）わずかであるが、模倣品を頻繁に持ち込める利点がある。

さらに、電子商取引ウェブサイト、ソーシャルメディア、郵便・速達サービスを介した宅配便の成長により、模倣品の販売をより容易にさせた。¹¹³ 中国で製造された模倣品は、飛行機でタイに輸入される。小さな小包は税関職員によって見落とされやすいため、模倣品がタイに流通しやすくなった。

模倣業者は、国境での検査を回避するために商品を誤って申告し、または、模倣品と合法的な積荷とを組み合わせたりする場合がある。あるいは、当局による疑いを避けるため、有名ブランドの模倣品のロゴを有名でないロゴで偽装することもある。また、自由貿易地域は、模倣業者が元の製造場所を偽装するために積荷書類に対して「書換」を行う機会を提供する。また、自由貿易エリアでのエンフォースメントの欠如は、目的の市場に輸出される前に、ブランドの付されていない商品を偽造商標で再パッケージ化することを可能にする。結果として、国境市場は、模倣品ビジネスを行う魅力的な場所になる。

毎年クライアントに代わって調査と摘発を行った経験と、関係税関職員とのインタビューとから、模倣品の販売業者はバンコクのチャイナタウンにある Pratunum 市場や Sempeng 市場などの卸売市場または流通ポイント内または近くにある輸送会社が提供する輸出入サービスを頻繁に使用することが分かった。

現地で製造された模倣品の場合、タイでの模倣品の流通ルートは非常に単純で、合法的な商品の流通ルートと同じである。さまざまな模倣業者によって輸送および配達される模倣品の動きを追跡する調査員は、模倣品が製造されるとすぐに梱包され、トラックで卸売業者に送られる、と報告している。卸売業者が模倣品を受け取った後、卸売業者は、模倣品を事前に注文した小売業者に通知し、模倣品を受け取らせる。そして、卸売業者は模倣品を少量保持し、将来の潜在的な顧客へのサンプルとして使用される。

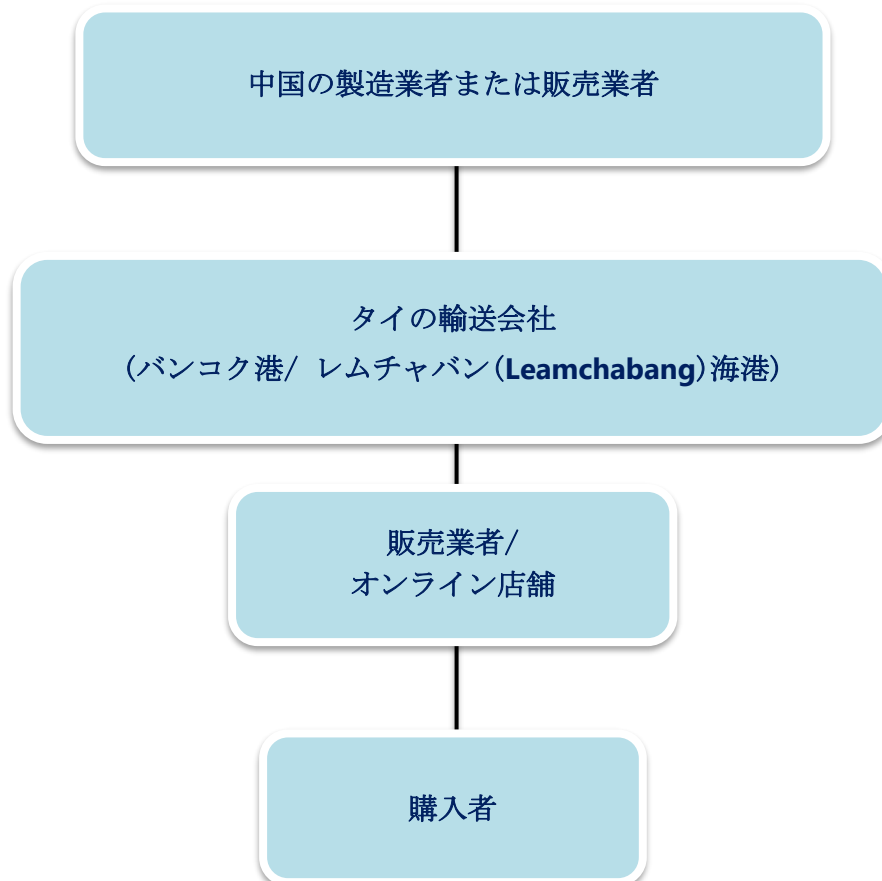
¹¹² 国連薬物犯罪事務所 調査報告書, “Transnational Crime in South East Asia: Evaluation, Growth and Impact”, 国連薬物犯罪事務所, 2019 年. P.144

¹¹³ Khaosod English. “Fake Goods, Health Products From Thailand Now a Click Away,” [http://www.khaosodenglish.com/news/crimecourtscalamity/2019/07/24/fake-goods-health-products-from-thailand-now-a-click-away/], 2019 年

さらに、欧州委員会のデータによると、タイで製造された衣服や布地の模倣品は、インターネット商取引を通じてヨーロッパやその他の世界市場に直接輸出されている。¹¹⁴ これら模倣品は完成品である場合も、欧州市場に出荷されて組み立てられるものである場合もある。

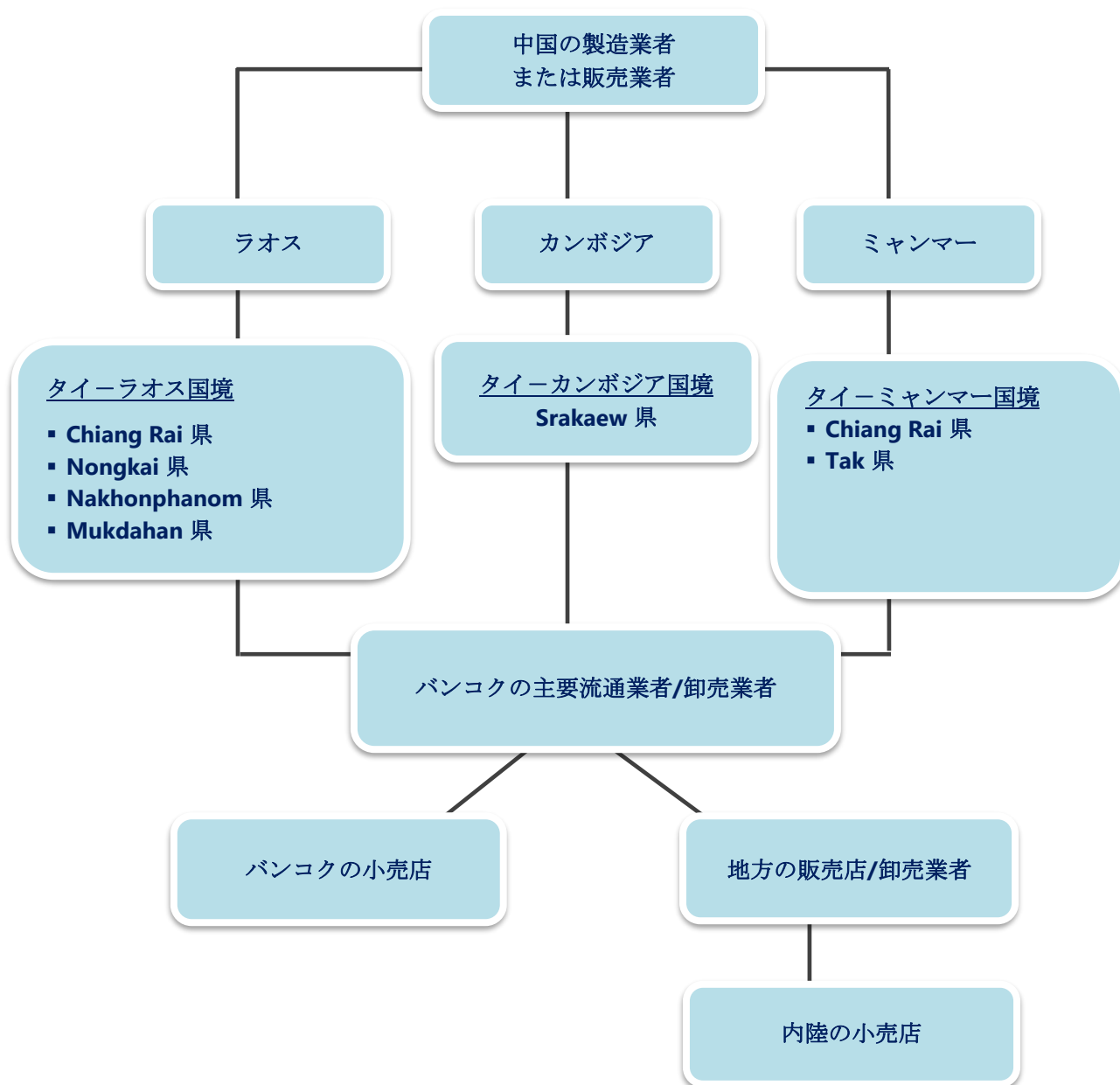
タイにおける模倣品流通経路 フローチャート

中国から輸入される模倣品の流通網(船舶輸送)

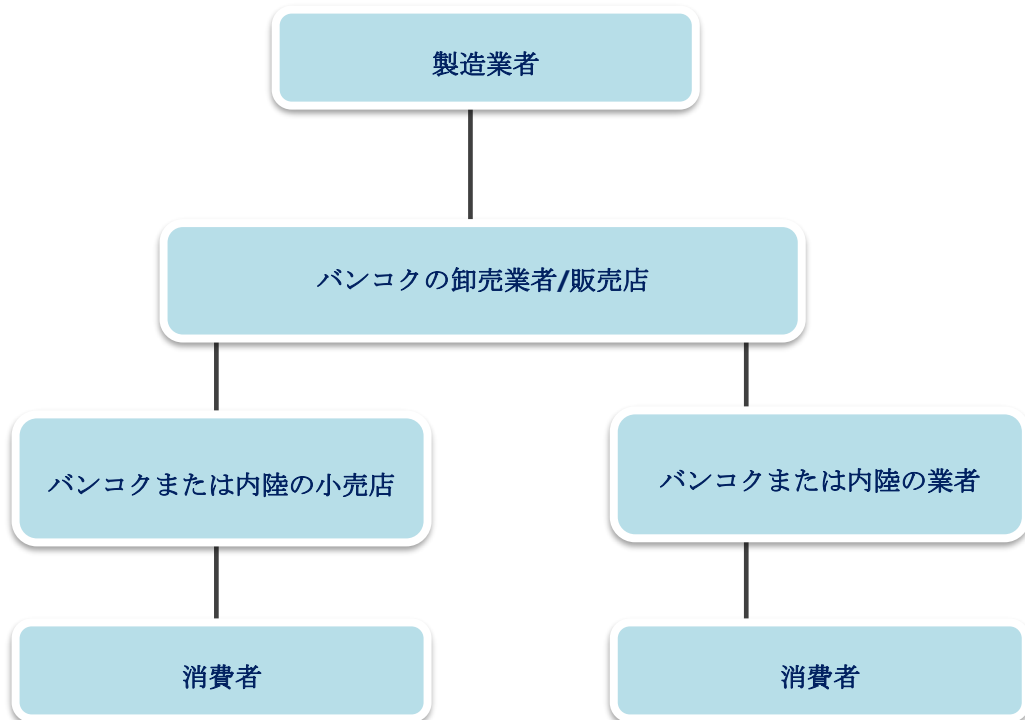


¹¹⁴ 経済協力開発機構および欧州連合知的財産庁, "Mapping the Real Routes of Trade in Fake Goods", 経済協力開発機構および欧州連合知的財産庁, OECD Publishing, Paris, 2017 年.

中国から輸入される模倣品の流通網(陸路輸送)



タイで製造された模倣品の流通網



4.3.3 模倣品の消費

模倣品を販売する市場の一般的情報¹¹⁵

模倣品は、タイ国内の多くの場所で販売されており、真正品と共に模倣品が販売されている場所もあれば、模倣品しか販売しない場所もある。サイアムパラゴン(Siam Paragon)、セントラルワールド(Central World)等の高級ブランドデパート等では本物しか販売していない。このようなデパートはその高い評判を維持するため、模倣品を販売することはほとんどない。

模倣品は、タイ全国で拡散しており、模倣品が販売される場所は a)バンコクの商業市場、b)バンコク以外の商業市場、c)オンライン市場の三種類に分類できる。

a) バンコクの商業市場

バンコクはタイの首都である。タイの貿易関連取引のほとんどがバンコクで行われている。バンコクには、次のように、消費者が模倣品を含む多種多様な製品を購入するために足を運ぶ約 15 の大きな市場がある。¹¹⁶

¹¹⁵ Tilleke & Gibbins 調査チーム作成の市場調査報告書. Bangkok, Thailand. 2019 年 7 月

¹¹⁶ 同上

Pantip Plaza

住所: 604/3 New Petchaburi Road, Ratchathewi Sub-District, Patumwan District, Bangkok
(Platinum Complex 及び Pratunam 地区の近隣)

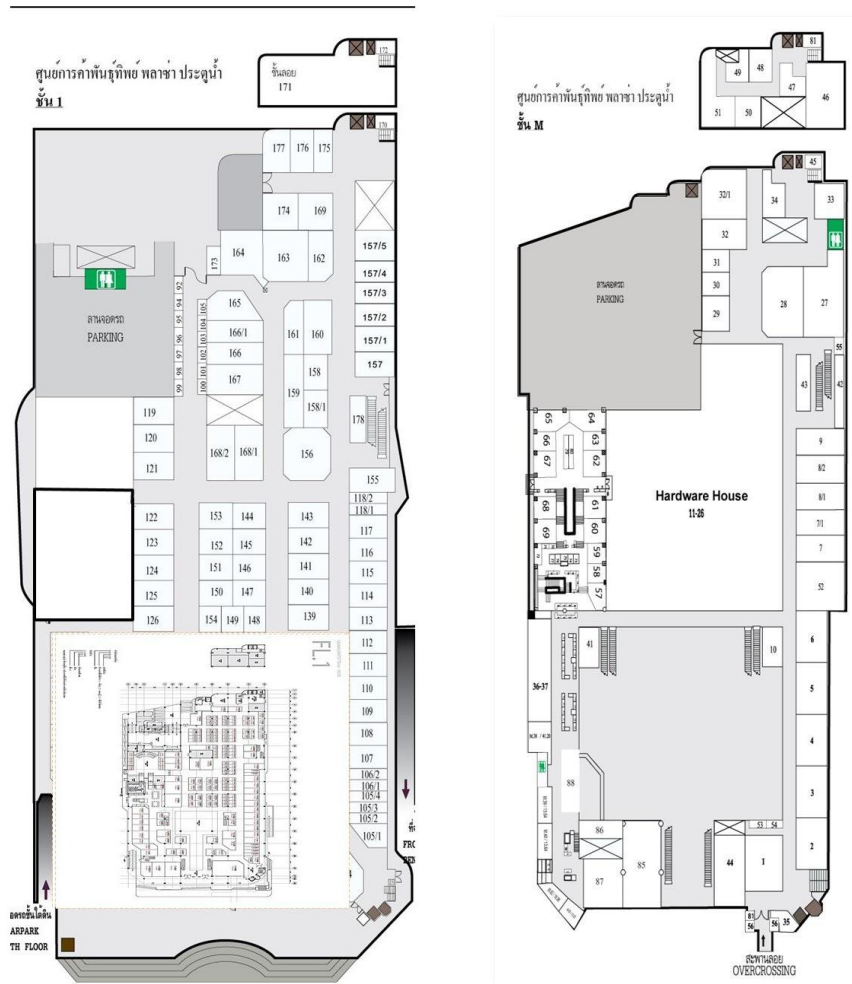
市場の種類: 小売

販売製品: このモールで販売される主な模倣品は以下の通り。

電気製品—このモールで発見された電子製品および関連品の模倣品のほとんどは、携帯電話のアクセサリ、ヘッドフォン、スピーカーである。JBL や BOSE などの有名ブランドの商標を付したヘッドフォンやスピーカーの模倣品の多くがモールで販売されている。これらの製品はモールの1階と2階で販売されている。

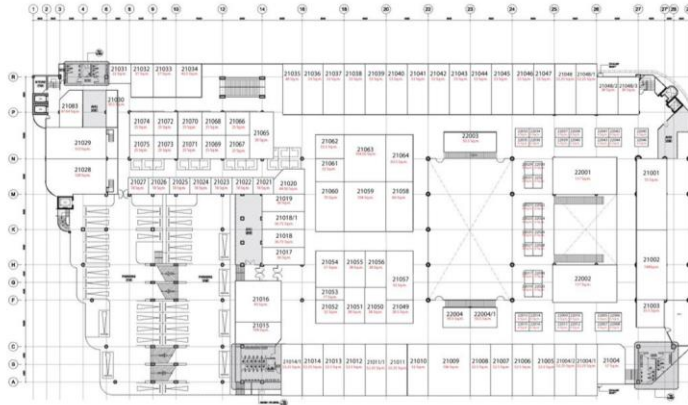
顧客: 主な顧客層はタイ人。

Pantip Plaza の地図



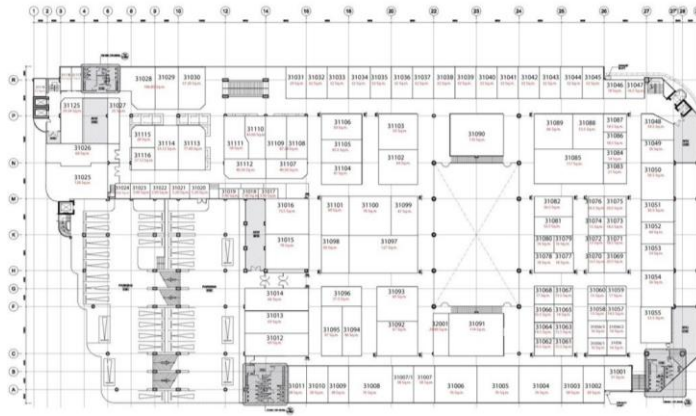
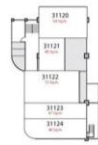
Update140857

FL.2



Update190857

FL.3

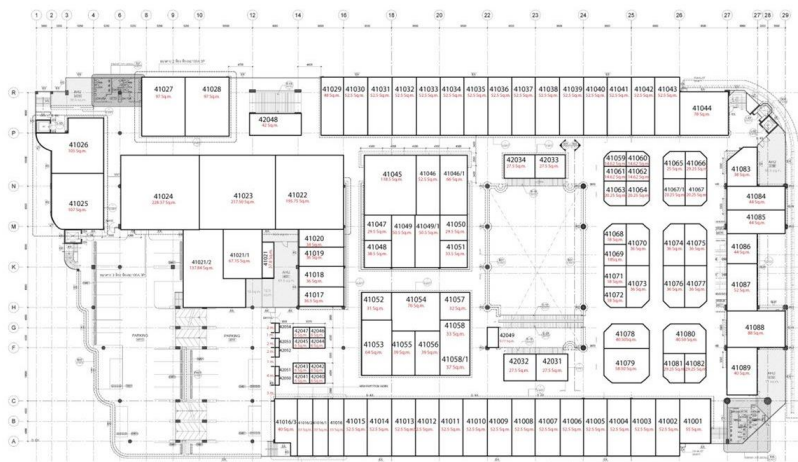


ส่วนอาคาร

Update16/09/57

FL.4

ส่วนอาคาร



出典: <http://www.pantiplaza.com/index.php?controller=floor>

Pantip Plaza Ngamwongwan (Patumwan 地区の Pantip Plaza の関連会社)

住所: 69/21 Ngamwongwan Road, Bangkhen Sub-District, Muang Nonthaburi District, Nonthaburi

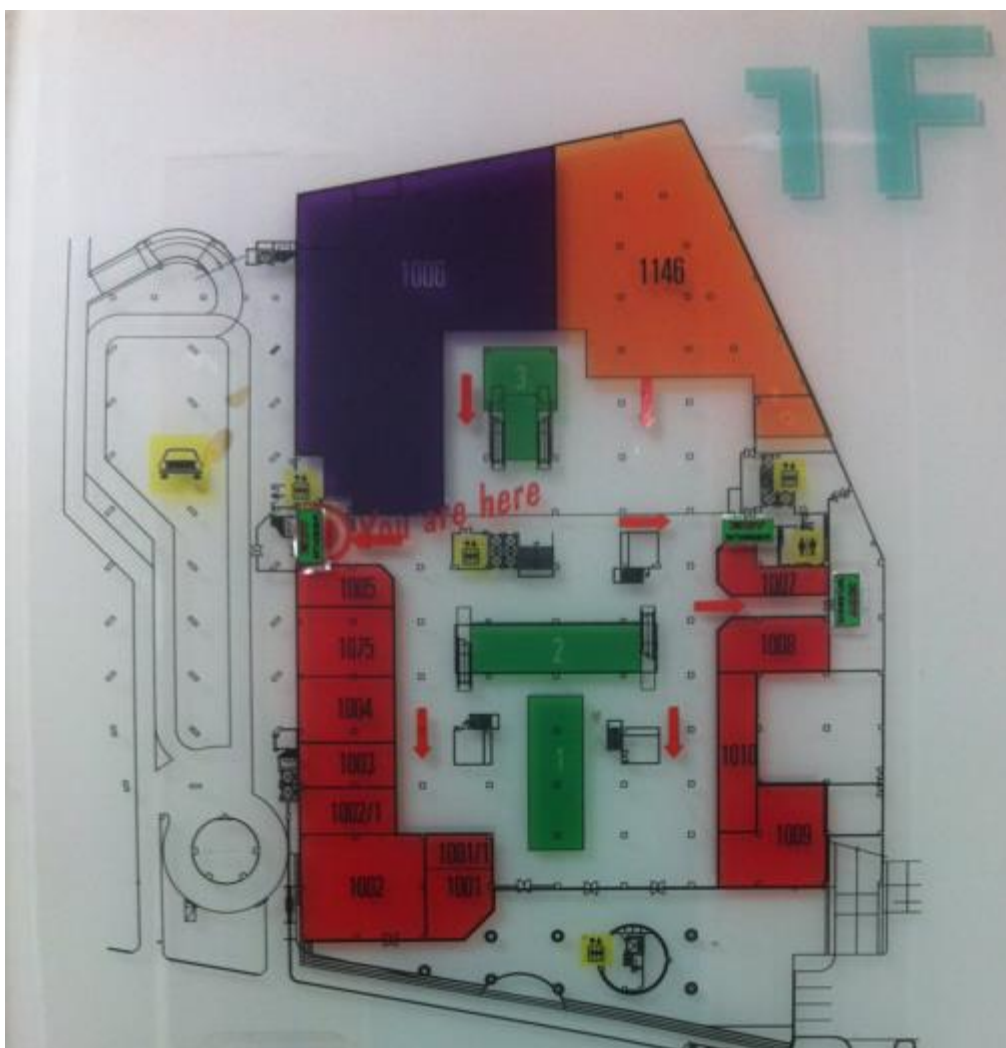
市場の種類: 小売

販売製品: 販売されている主な模倣品は以下の通り。

電気製品—EATS、APPLE、SAMSUNG ヘッドフォン模倣品等の電気製品の模倣品

顧客: 主な顧客層はタイ人

Pantip Plaza Ngamwongwan の地図



出典: Pantip Plaza Ngamwongwan In-Store Directory

Zeer Rangsit Shopping Mall

Location: 99 Moo 8, Phaholyothin Road, Khukhot Sub-district, Lumlukka District, Phatumthani Province

市場の種類: 小売

販売製品: 販売されている主な模倣品は以下の通り。

電気製品－BEATS ヘッドフォンやその他の家電製品の模倣品など、多くのヘッドフォンの模倣品がこのモールで販売されている。

顧客: 主な顧客層はタイ人

Zeer Rangsit Shopping Mall の地図



出典: Zeer Rangsit Shopping Mall In-Store Directory

Sueapa Plaza

住所: Sueapa Road, Pomprab Sub-District, Pomprabsatrupai District, Bangkok

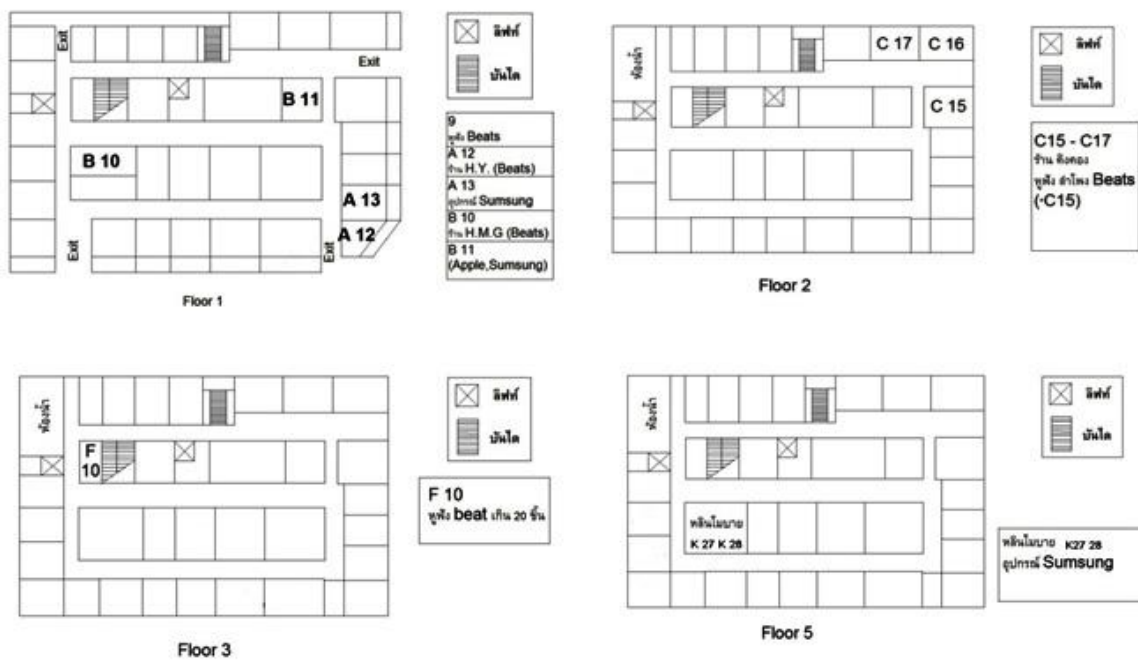
市場の種類: 卸売業者と一部の小売業者

販売製品: 販売されている主な模倣品は以下の通り。

電気製品 — 各階で、携帯電話ケース、イヤフォン、Airpods、Airpods ケース等の模倣品

Customers: 主な顧客層はタイ人

Sueapa Plaza の地図



MBK Shopping Center

住所: 444 Phayathai Road, Patumwan District, Bangkok

市場の種類: 小売

販売製品: 多様な製品を販売しているが、以下の模倣品も販売されている。

- 電気製品 - 模倣電気製品及び関連商品はヘッドフォン、スマートフォンケース、模倣携帯電話等で4階で販売されている。
- 化粧品及び医薬品 - この模倣製品は2階と3階の中間部分で販売されている。
- 衣料品及び靴製品 - 模倣品のほとんどはポロシャツ、シャツ、セーター、ジーンズ、ハンドバッグ、ベルトである。例えば、CONVERSE、GUCCI、TORY BURCH 等の有名ブランドの模倣品・偽物が3階から6階で販売されている。

顧客: 主な顧客層は、西欧及びアジア人観光客である。

MBK Shopping Center の地図

Floor G



Floor 2



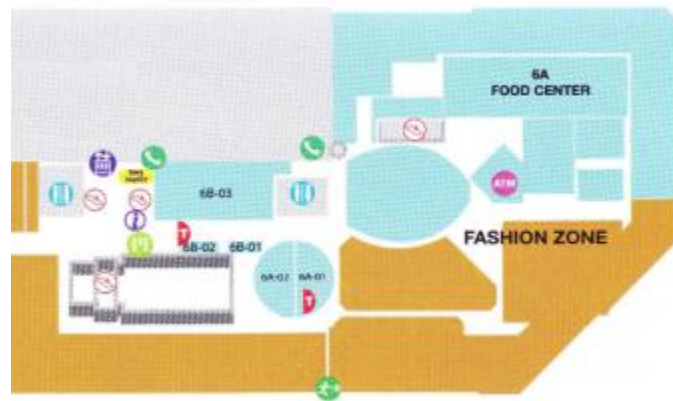
Floor 3



Floor 4



Floor 6



出典: MBK Shopping Center brochure

Klong Thom Market

住所: Worachak Road, Pomprab Sub-District, Pomprabsatrupai District, Bangkok (Worachak 通と Chao Kamrop 通の角)

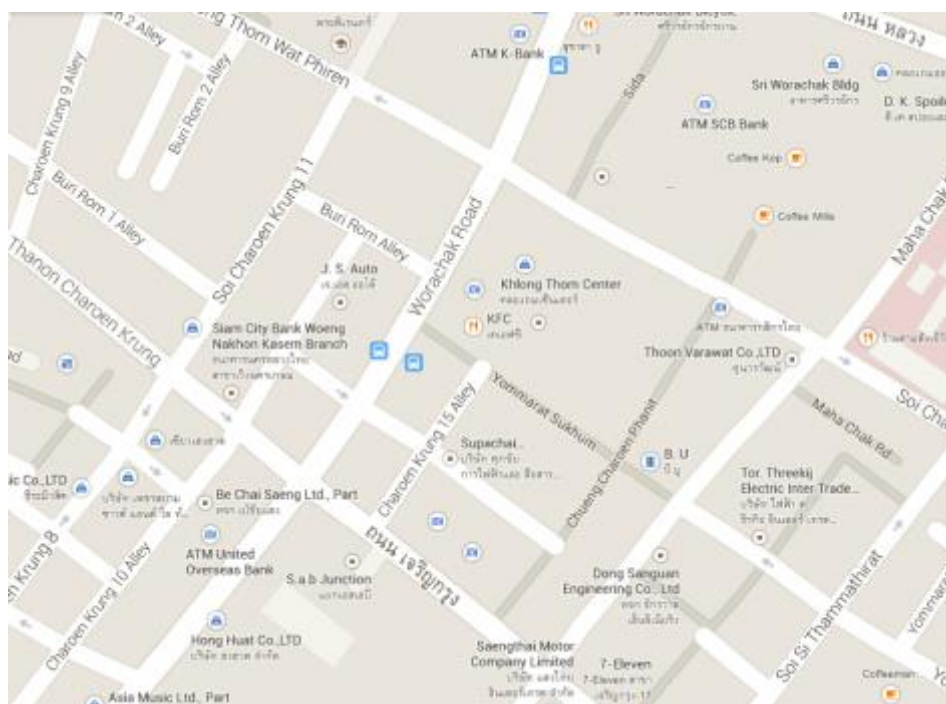
市場の種類: 小売

販売製品: 販売されている主な模倣品は以下の通り。

- 電気製品 – ヘッドフォン、ステレオ、スピーカー、セキュリティカメラ、車載カメラ、ストレーナー、充電器、電池、海賊版映画の DVD 等多くの模倣品がこのモールで販売されている。
- アクセサリー製品 – このモールでは、CASIO や G-SHOCK などの時計の模倣品やサングラスの模倣品が多数販売されている。
- 自動車部品及びアクセサリー – ステアリングホイール、カーワックス、レンチ、その他の自動車関連製品がこのモールで販売されている。

顧客: 主な顧客層はタイ人

Khlong Thom Market の地図



Penang Market

住所: Rama 3 Road, Klong Toey, Klong Toey, Bangkok

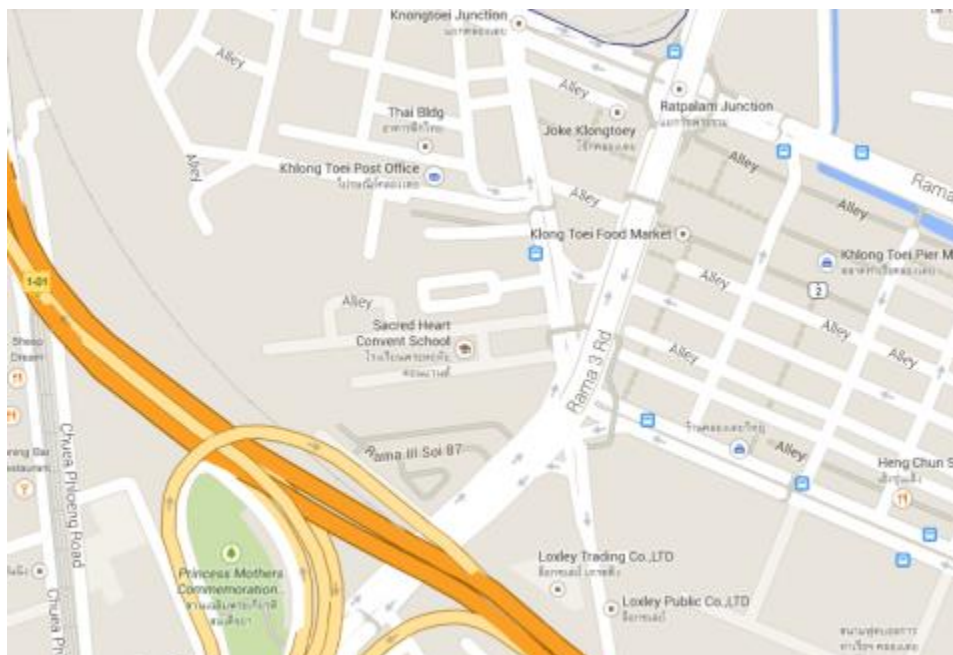
市場の種類: 小売

販売製品: 販売されている主な模倣品は以下の通り。

- 食品及び食料品－ 数種類のスナック、材料、調味料（ソースなど）の模倣品がこの市場で販売されている。

顧客: この市場に頻繁に訪れる顧客は主にタイ人。この市場で買い物をする中国人もいる。

Penang Market の地図



Pratunam Market

住所: Ratchaprop 通と Petchburi 通の交差点(Amari Watergate Hotel の隣)にあり、店舗、小さな屋台が歩道に溢れ Ratchaprarop Soi 3 の Baiyoke Towers I 及び II まで延びている市場

市場の種類: 卸売及び一部は小売

販売製品: 販売される主な模倣品は以下の通り。

- 衣料品及び靴製品 – 販売製品の大半は模倣衣料品、靴、バッグ、ベルト及び宝飾品

顧客: 主な顧客層はタイ人

Pratunam Market の地図



Chatuchak Weekend Market

住所: Kamphaengphet 2 Road, Jatujak District, Bangkok (Central Ladprao 近く)

市場の種類: 卸売り及び小売

販売製品: 販売される主な模倣品は以下の通り。

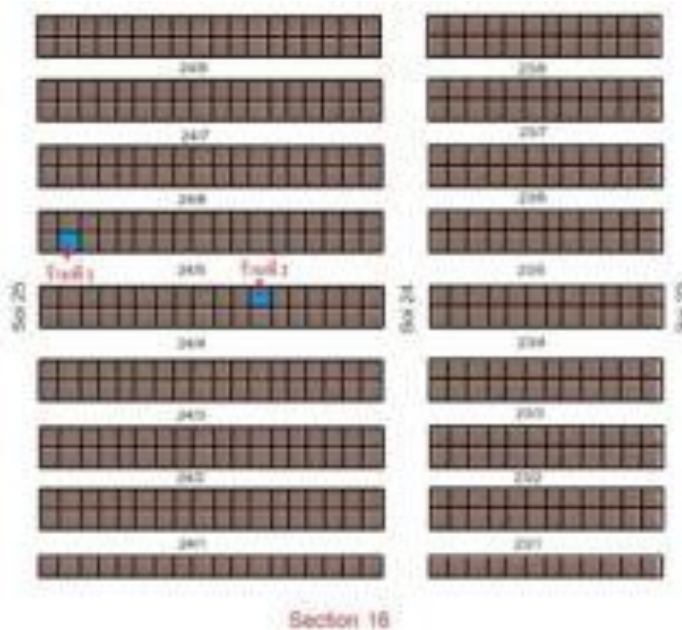
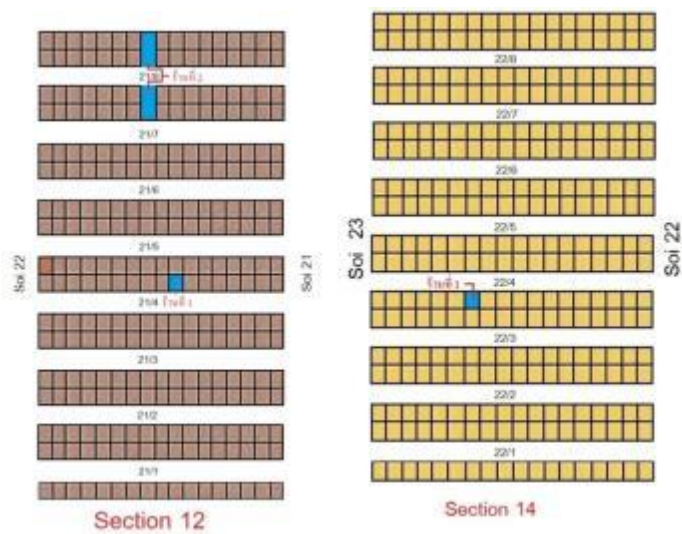
- 衣料品及び靴製品 – Nudies Jeans、VANS、GUCCI、BOTTEGA VENETA、ISSEY MIYAKE、HAVIANAS 等有名ブランドの衣料品及び靴製品の模倣品
- 電気製品 – BEATS ヘッドフォン等の電気製品の模倣品。

顧客: 主な顧客層は観光客とタイ人

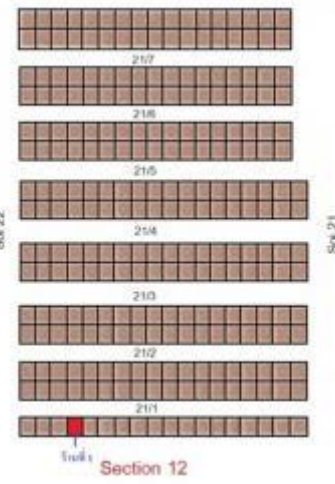
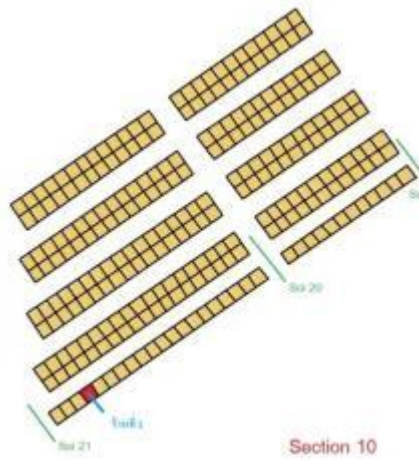
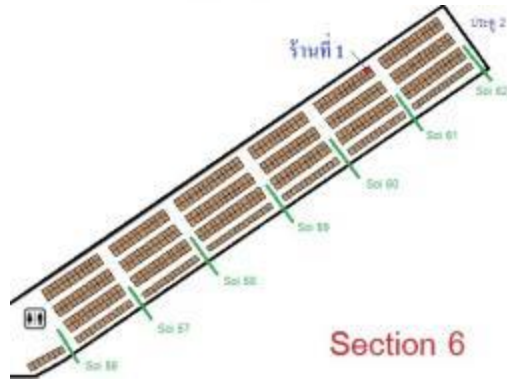
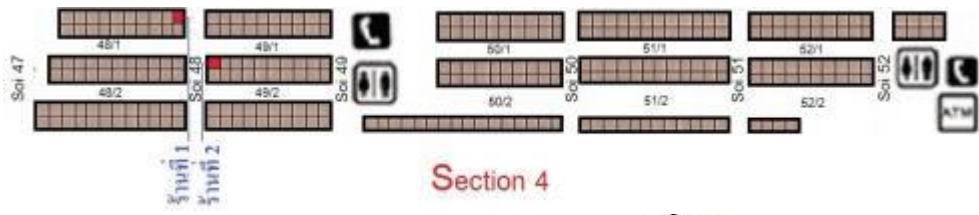
Chatuchak Weekend Market の地図



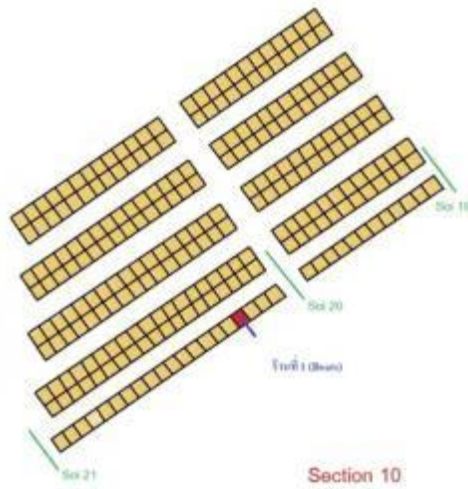
衣料品及び靴製品



ハンドバッグ



電気製品



出典: Chatuchak Weekend Market brochure

Bo Bae Market

住所: Damrongrak Road, Patumwan District, Bangkok. (Hua Chiew 病院近く)

市場の種類: 卸売り及び一部は小売

販売製品: 販売される主な模倣品は以下の通り。

- 衣料品及び靴製品 – この市場では、多数の偽造シャツとジーンズが販売されている。

顧客: 主な顧客層はタイ人

Bo Bae Market の地図



出典: <https://goo.gl/maps/5PpEoxFoLJK9sA879>

Sampeng Market

住所: Soi Wanit 1, Yaowarat Road, Chakkrawat Sub-District, Samphanthawong District, Bangkok

市場の種類: 卸売及び小売

販売製品: 販売されている主な模倣品は以下の通り。

- 衣料品及び靴製品 — 衣類や靴の模倣品がこの市場で販売されている。ただし、模倣品の量は多くない。

顧客: 主な顧客層はタイ人

Sampeng Market の地図



出典: <http://www.thaibis.com/bangkok/shopping/sampeng-lane-markets>

Sukhumvit Road between Soi 1 – 21, Sukhumvit Road- Asoke Intersection

住所: この市場は、Sukhumvit 通 Soi 1~21、Asoke 交差点近くにある。

市場の種類: 小売

販売製品: 販売されている主な模倣品は以下の通り。

- 衣料品及び靴製品 – NIKE、DIDAS の商標を付した多くの模倣品が、Soi 7~11 の間で見られる。
- 電気製品 – この市場では、ヘッドフォンなどの電気製品の模倣品が販売されている。

顧客: 主な顧客層は観光客

Sukhumvit 通の地図



出典: <http://www.checkraka.com/uploaded/knowledge/article/31715-Sukhumvit-Residences-Map.jpg>

Khao San Road

住所: Khao San 通は、バンコク都 Phranakorn 地区 Talad Yod の Khao San 通—Jakkaphong 通 (Chanasongkram 寺院前)と Tanawasee 通の間にあり、Khok Wua 交差点に近い場所にある。

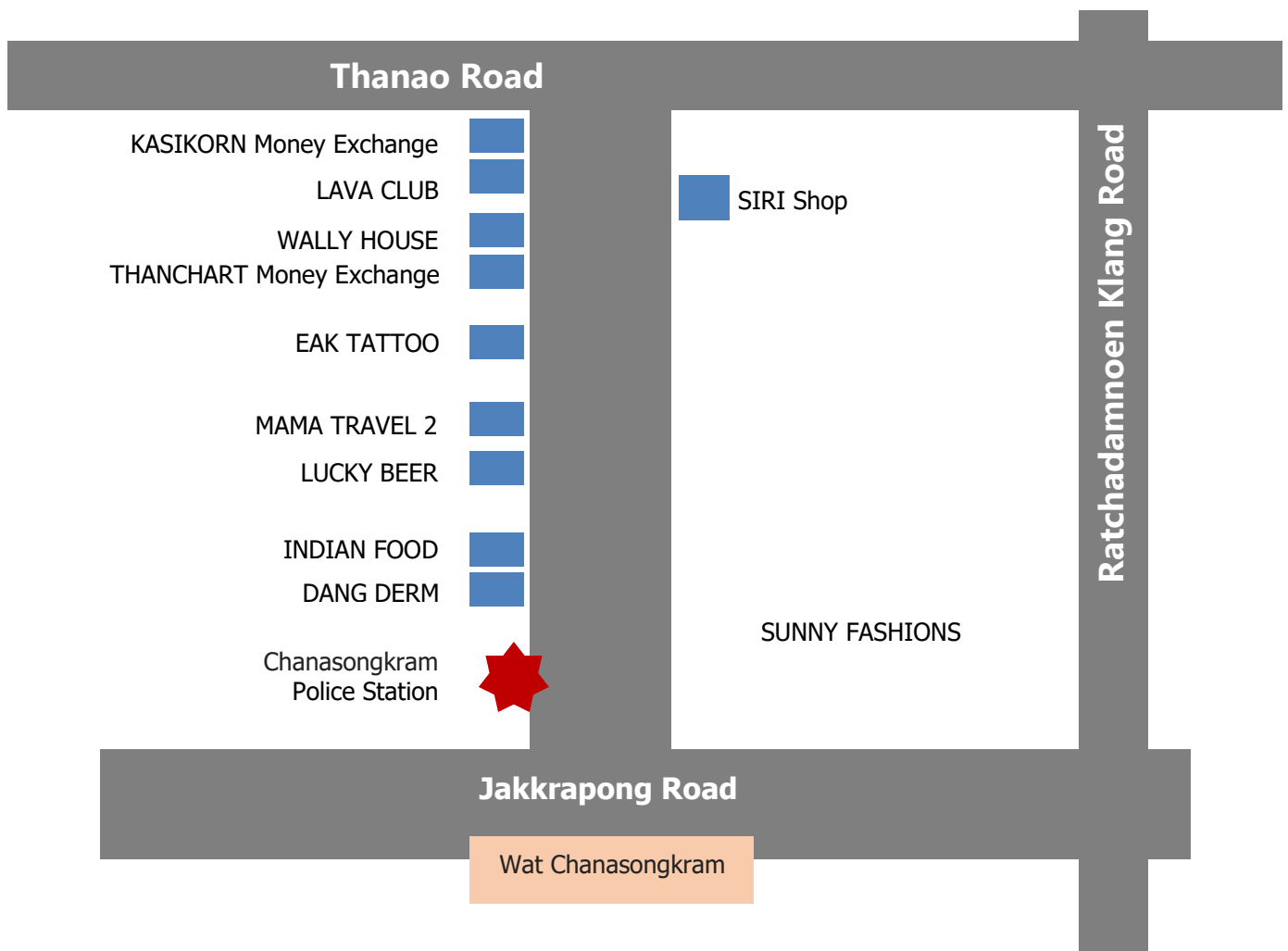
市場の種類: 小売

販売製品: 販売されている主な模倣品は以下の通り。

- 衣料品及び靴製品 — 衣類や靴の模倣品がこのエリアで発見できる。例えば、この市場には Adidas の T シャツの模倣品を販売するショップが 3 店ある。また、このエリアにはショップごとに約 100 の靴が売られている。

顧客: 主な顧客層は外国人観光客で、タイ人は少ない。

Khao San Road Market の地図



Patumwan Market

住所: Ratchaprarop Road, Ratchathewi District, Bangkok (Chulalongkorn University 近く)

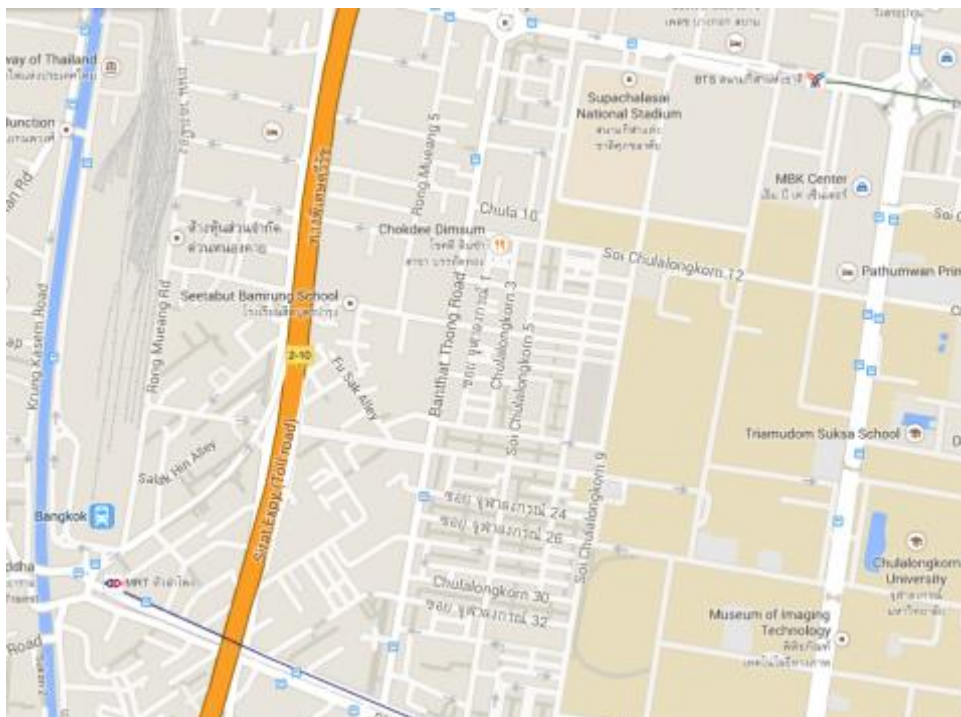
市場の種類: 小売

販売製品: 販売される主な模倣品は以下の通り。:

- 自動車部品の模倣品 — この市場で見られる商品のほとんどは、自動車用スペアパーツの模倣品であり、新品と中古品の両方である。この市場で見られるブランドには、HONDA、TOYOTA、NISSAN 等がある。

顧客: 主な顧客層はタイ人

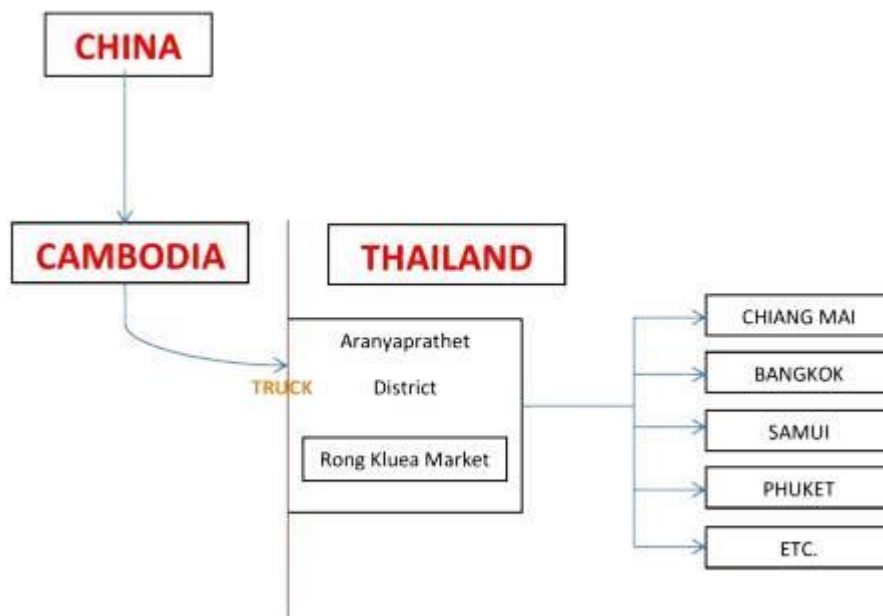
Patumwan Market の地図



b) バンコク以外の商業市場

模倣品は、タイ東部のアランヤプラテート(Aranyaprathet)およびチョンブリ(Chonburi) (パタヤ)、タイ南部のプーケットおよびスラタニ(Surattani) (サムイ島とパンガン島)、タイ北部のチェンマイなどの観光名所であるタイの大きな街でも見られる。このような街で模倣品を販売する市場には、アランヤプラテートのロンクレア(Rong Kluea)市場、パタヤのラタナコーン(Rattanakorn)市場、プーケットのパトン(Patong)市場、クラビのウォーキングストリート(Walking Street)、サムイのチャウエン(Chaweng)市場、チェンマイのナイトバザールなどがある。

タイにおける最大規模市場は Aranyaprathet 県の Rongkluea 市場である。この市場はタイとカンボジア国境沿いに位置し、模倣品は通常中国からトラックで輸送され、カンボジアを経由して Aranyaprathet からタイに密輸される。国境には「Rongkluea 市場」と呼ばれる大規模な市場があり、大量の模倣品が販売されている。多くのタイ人、カンボジア人、外国人観光客が Aranyaprathet を経由してタイとカンボジアを行き来している。Rongkluea 市場では卸売と小売の両方が提供され、バンコクの小売店を含む小さな小売店の多くがこの市場に卸売商品の買い出しに来て、全国にある各自の店舗で販売している。



c) オンライン・マーケット

現在、人々の多くは、スマートフォン、携帯電話、メモパッド、ラップトップなどの携帯型電子通信機器を利用している。この発展に伴い、ショッピングの傾向は、デパートや店舗での商品の購入からオンラインでの商品の購入に変化した。ブランド所有者の販売戦略は、より多くのオンライン販売を採用し、模倣業者の販売戦略も同じ傾向をなっている。その結果、多くの偽物・模倣品がオンラインで見つかるようになった。

Lazada は、タイで最も人気のあるオンライン e 電子取引プラットフォームの 1 つであり、欧州のスポーツ用品、自動車産業、そして、ファッションブランドによって、模倣品と疑われる商品が大量販売されている旨が報告された。¹¹⁷ 現在、自動車用部品の模倣品から、グルタミン酸ナトリウムなどの小さくて非常に安価な模倣品まで、あらゆる種類の模倣品がオンライン・マーケットで販売されている。

¹¹⁷ European Commission Staff Working Document, Counterfeit and Piracy Watch List, P.24, 2018 年 12 月

タイにおける模倣品販売の主要市場の状況

1. 電気製品

ソフトウェア、映画、音楽の模倣品を販売するショップまたは売店は通常販売可能な模倣品のカバーだけしか陳列しない。このようなショップ等は、逮捕されないように、CD、DVDまたはMP3として映画または音楽の模倣品を、別の場所または店舗の裏に保管している。これにより、販売業者は警察の強制捜査時に、店舗の外に模倣品を手早く移動したり、証拠を破棄することができる。

携帯電話の模倣品の販売業者は、顧客に見せるために、ショップに1、2台の携帯電話のみまたはそのモデルしか陳列しないことも多い。販売業者は通常、模倣品を隠しておき、買い物客が本当に興味を持つ場合にのみ見せるためである。

しかしながら、ヘッドフォン、携帯電話ケース、充電器、電池等の模倣品はショップに陳列することが通常で、在庫もショップ近くに保管している場合がある。市場調査¹¹⁸から、次の場所で電子製品の模倣品が販売されていることが分かった。

▶ MBK Shopping Center の4階



¹¹⁸ Tilleke & Gibbins 調査チーム作成の市場調査報告書 Bangkok, Thailand. 2019年7月

▶ Pantip Plaza



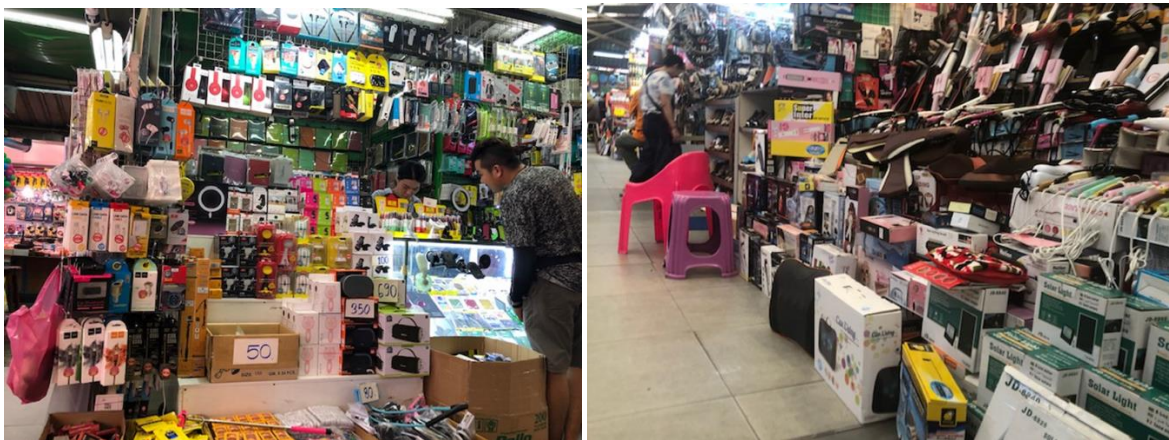
▶ Zeer Rangsit Shopping Mall



▶ Sueapa Plaza



▶ Klong Thom Market



2. 化粧品及び医薬品

化粧品の模倣品販売業者による顧客への典型的な説明は、（模倣品であるにもかかわらず）商品は輸入税を支払わずに輸入されているため、デパート等で販売される「同一」商品より低価格であるというものである。化粧品の模倣品を販売する市場は、MBK Shopping Center、Sampeng 市場そして The One Park である。

医薬品に関して、WHO は「偽造医薬品(counterfeit drug)」という用語を、その供給源と成分に関して意図的かつ不正に誤って表示されている医薬品と定義した。商標登録されていないものを付した製品は偽造医薬品でもある。タイはまた、さまざまな健康製品、栄養補助食品、動物用医薬品、Kamagra

などの勃起不全治療錠剤の供給源でもある。¹¹⁹薬は通常インターネットを介して配布される。偽造医薬品は通常、タイの合法的な薬局では見られない。

以下は、模倣品の疑いのある化粧品を見かける市場の写真である。¹²⁰

▶ MBK Shopping Center



▶ Sampeng



¹¹⁹ 国連薬物犯罪事務所調査書, "Transnational Crime in South East Asia: Evaluation, Growth and Impact", P.146 国連薬物犯罪事務所, 2019 年

¹²⁰ Tilleke & Gibbins 調査チーム作成の市場調査報告書 Bangkok, Thailand. 2019 年 7 月

▶ The One Park



3. 自動車及び自動車部品

通常、タイ人は、模倣品よりも、壊れた自動車部品を交換するために OEM 製品を使用することを好む。しかしながら、タイ人は、修理のために正規ディーラーに車を持ち込まない。その代わりに、自動車修理店で車を修理するコストが認可された自動車販売店でのコストよりも低いため、自動車を自動車修理店に持ち込む。タイの自動車修理店では、自動車部品を模倣品に交換することがあるが、部品は純正品であり、純正品の価格よりも少し安いと主張する。正規ディーラーの代わりに自動車修理店を使用する顧客は、自動車所有者が自動車の修理時にこれらの部品が真正品または模倣品であるかを確認できないため、自動車部品が低品質の模倣品と交換されるリスクがある。

以下は、模倣品の疑いのある自動車部品が見つかった市場の写真である。¹²¹

▶ Klong Thom Market



¹²¹ Tilleke & Gibbins 調査チーム作成の市場調査報告書 Bangkok, Thailand. 2019 年 7 月

▶ Poonsup Market



4. 食品及び食料品

タイで入手可能な食品および食料品の模倣品の多くは、低所得者向けのものである。しかしながら、タイ人は自分の健康に害を及ぼす食品及び食料品の危険性を認識している。食品及び食料品の模倣品を購入する人は、自分が購入した商品が模倣品であることさえ知らない。

以下は、模倣品の疑いのある食品および食料品を販売する市場の名前と、食品および食料品の模倣品の例を示す写真である。¹²²

▶ Klong Toey, Penang Market



¹²² 同上

5. 衣料品及び靴製品

衣料品および靴製品の模倣品は、バンコクおよびその他観光客の多い都市で見られる。衣料品および靴製品の模倣品の価格は真正品に比べ非常に安い。衣料品および靴製品の模倣品は通常、店舗に陳列され、販売業者は店舗裏またはその近くに倉庫を有することが多い。販売業者は通常、これら模倣品をタイまたは中国の製造業者に発注している。

以下は、模倣品の疑いのある衣服や靴を販売している場所である。¹²³

▶ Khao San Road



▶ MBK Shopping Center



¹²³ 同上

▶ Bo Bae Market



▶ Chatuchak Weekend Market



▶ Pratunam Market



▶ Sampeng Market



▶ Asoke 交差点近くの Sukhumvit 通 Soi 21



真正品に対する模倣品の割合

タイで見つかる模倣品の多くは、海外で製造されており、大半は中国からもたらされる。米国商工会議所が発表した報告書によると、EU、日本および米国で流通している模倣品の約 72% は中国からもたらされる。¹²⁴ 中国は、世界的な模倣品の大供給源であり、世界市場で見られる模倣品の大部分は中国で製造または中国から出荷されている。

下表に、2008 年から 2018 年におけるタイの輸入総額¹²⁵とタイ税関局が差止めた模倣品の総額¹²⁶を示す。

¹²⁴ 米国商工会議所, “Measuring the Magnitude of Global Counterfeiting: Creation of a Contemporary Global Measure of Physical Counterfeiting”, 米国商工会議所世界知的財産センター, Washington, D.C., 2016 年

¹²⁵ 商務省通信技術情報センター “Statistics of Import and Export of Thailand,” [<http://www2.ops3.moc.go.th/>], 2019 年 7 月 31 日

¹²⁶ 税関局とのインタビュー Thailand, 2019 年 7 月 12 日

タイへの輸入額

| 年 | 輸入総額 (100万パーツ) | 押収模倣品総額 (パーツ) | 真正品に対する模倣品 の割合 (%) | 模倣品に対する真正品 の割合 (倍) |
|------|-------------------|------------------|-----------------------|-----------------------|
| 2018 | 8,064,038.9 | 177,783,288 | 0.0022% | 45358.81 times |
| 2017 | 7,587,118.4 | 40,229,007 | 0.0005% | 189677.96 times |
| 2016 | 6,888,186.7 | 117,624,493 | 0.0017% | 58560.81 times |
| 2015 | 6,906,078.4 | 170,722,499 | 0.0024% | 40452.06 times |
| 2014 | 7,403,904.8 | 74,706,589 | 0.0010% | 99106.44 times |
| 2013 | 7,657,345.0 | 116,552,746 | 0.0015% | 65700.08 times |
| 2012 | 7,813,060.4 | 148,105,535 | 0.0019% | 52755.30 times |
| 2011 | 6,982,728.1 | 132,502,410 | 0.0018% | 52699.83 times |
| 2010 | 5,856,591.3 | 120,453,899 | 0.0020% | 48625.66 times |
| 2009 | 4,601,981.8 | 289,448,817 | 0.0062% | 15899.60 times |
| 2008 | 5,962,482.5 | 382,678,786 | 0.0064% | 15581.26 times |

表が示すように、2008年から2018年において税関職員により発見された模倣品の総額の割合は、同時期の輸入総額の**0.0005%から0.0064%**である。

ただし、上記調査は、エネルギー製品、農産物、化学物質を含む、あらゆる種類の製品のタイへの輸入品の合計値に基づいている。これらの製品の多くは通常、知的財産権の問題はない。

模倣品の消費量

タイにおける模倣品の消費量を検討するために、タイの税関と警察当局によって差止押収された模倣品の数量に注目した。

2008年から2018年における税関差止品に基づく模倣品消費量（金額ベース）¹²⁷

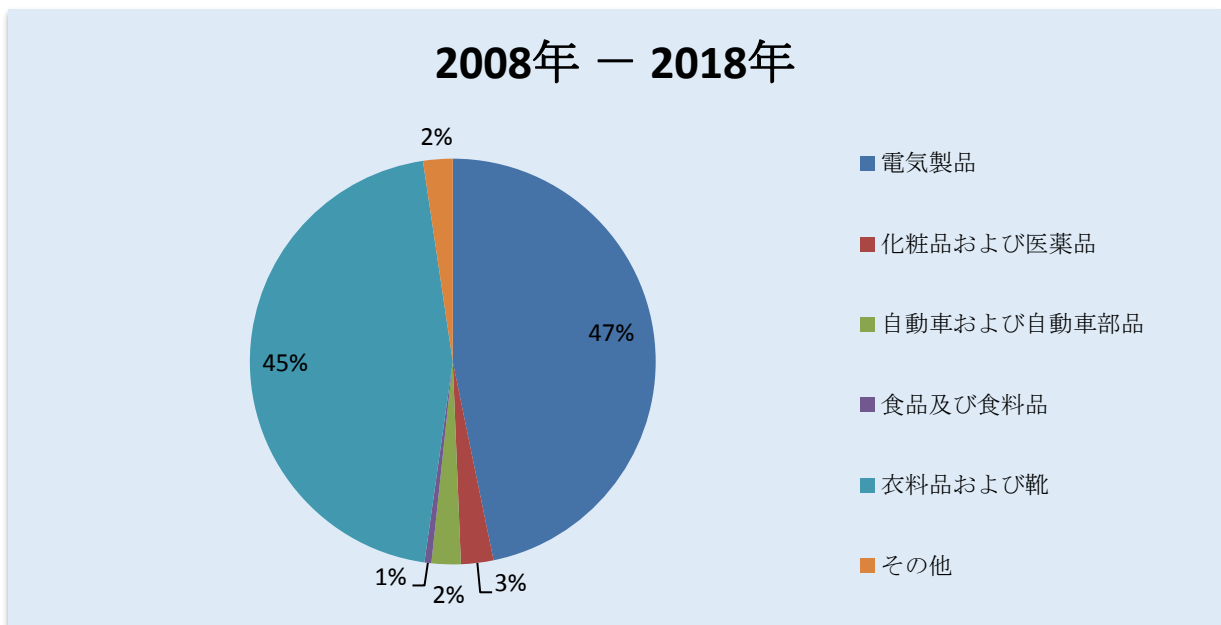
差止められた模倣品を以下の6つに分類した。

- ▶ 電気製品—電化製品、機械、タブレット、携帯電話、スマートフォン、コンピュータ及びこれらの部品を含む
- ▶ 化粧品および医薬品—香水を含む
- ▶ 自動車および自動車部品

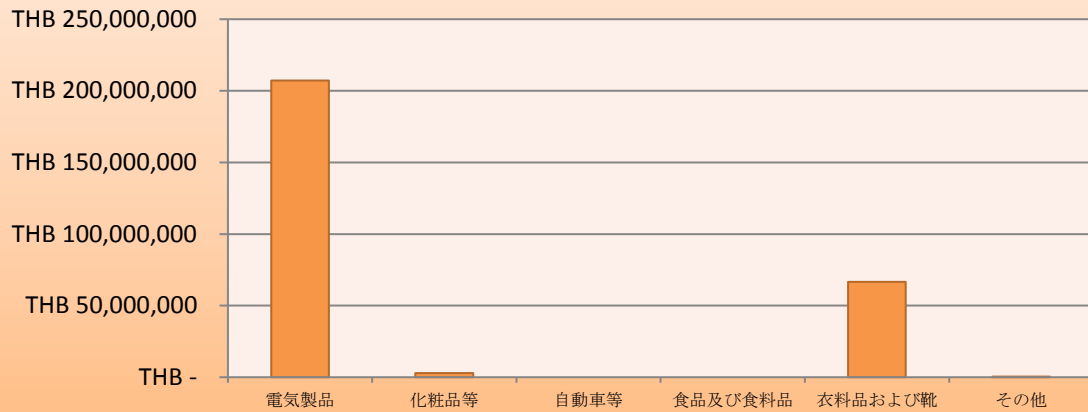
¹²⁷ 同上

- ▶ 食品および食料品－酒類を含む
- ▶ 衣料品および靴－靴、ベルト、メガネ、時計、手袋、靴下、帽子を含む
- ▶ その他－プラスチックカード、文房具、ブランケット、寝具、計算機等を含む

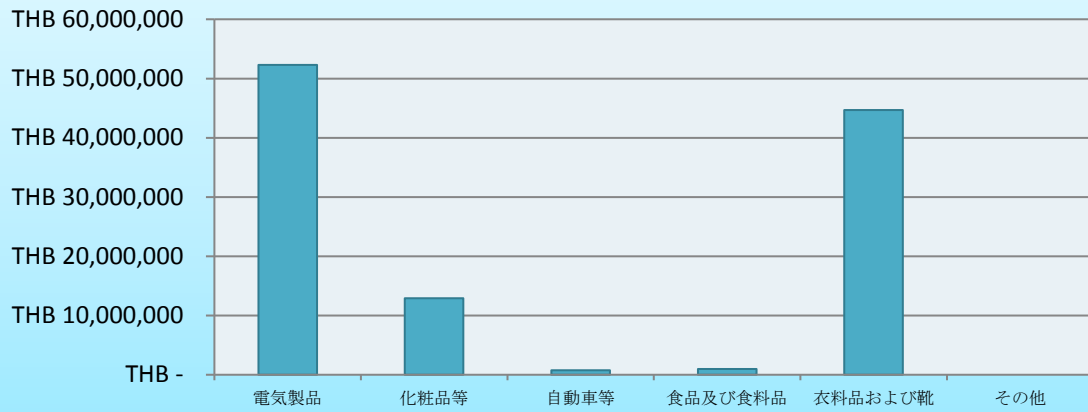
次の円グラフとグラフは、2008年から2018年までの各カテゴリーにおける差止品の価値について調査に基づいている。製品価格に基づく模倣品の最高消費率のカテゴリーは電気製品であり、続いて衣料品等であった。過去10年間で、ごく少数の自動車・その部品の模倣品、または、食品・食料品の模倣品が差止または消費された。



2009年



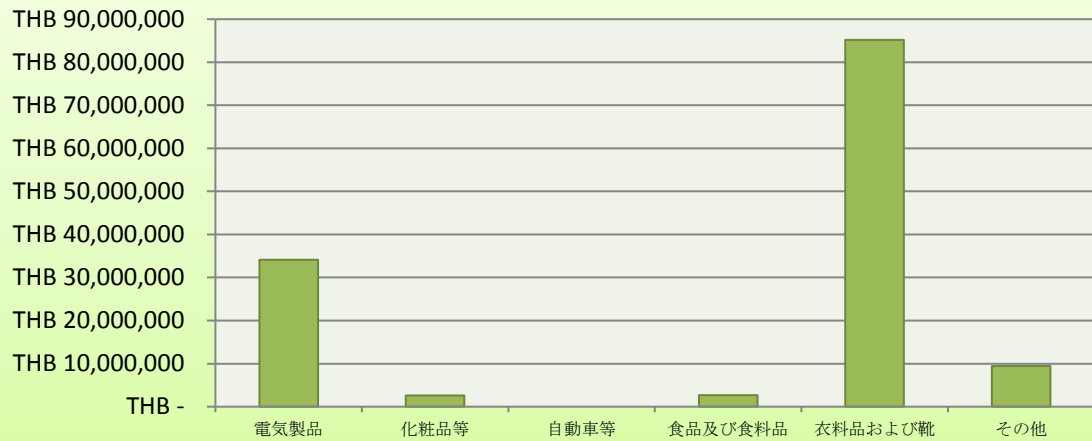
2010年



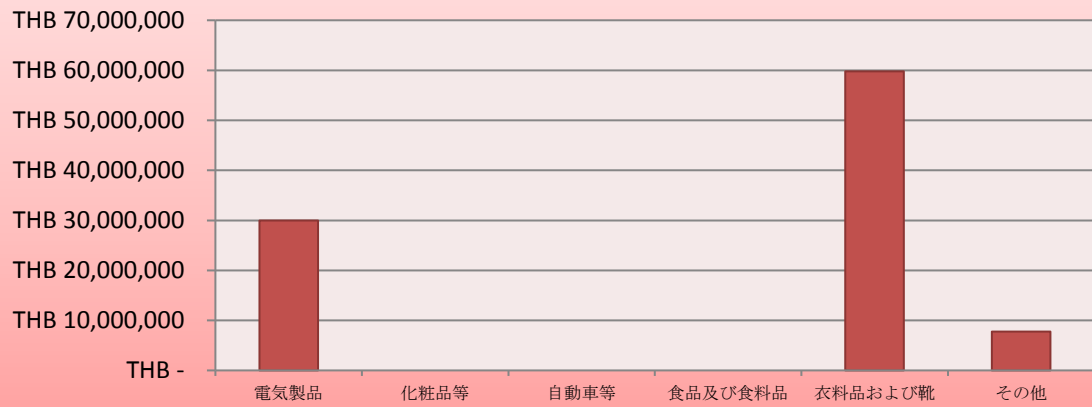
2011年



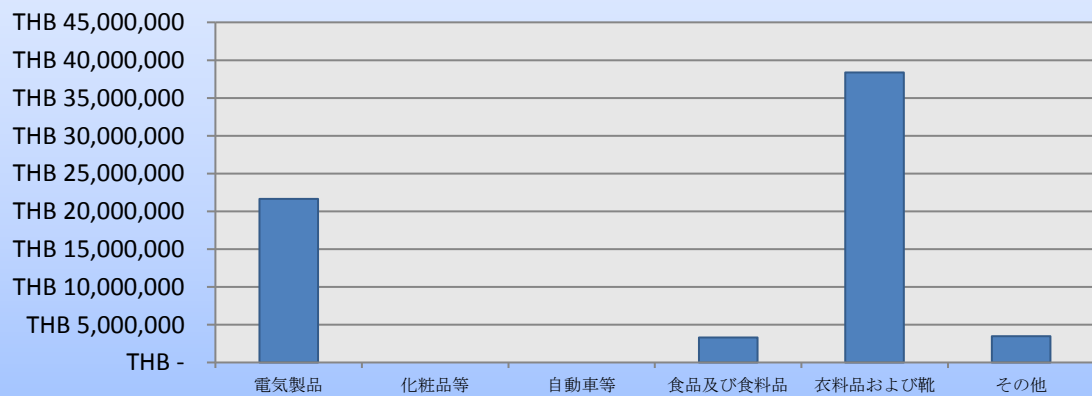
2012年



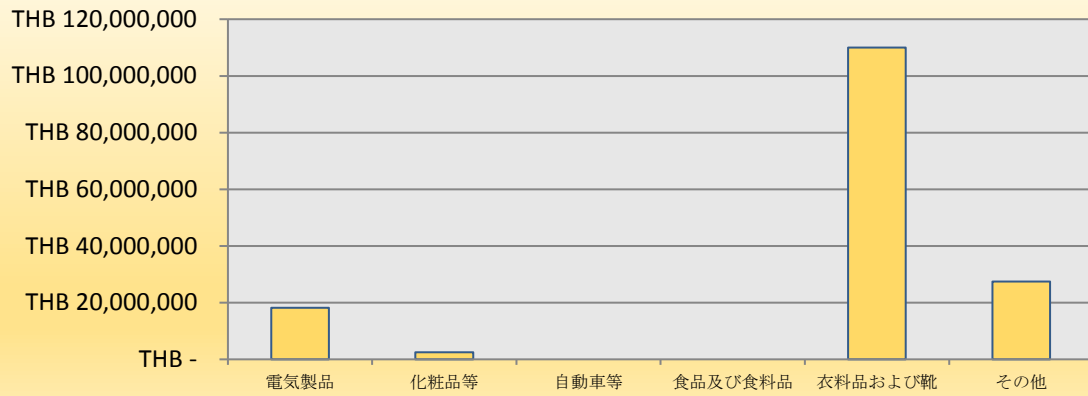
2013年



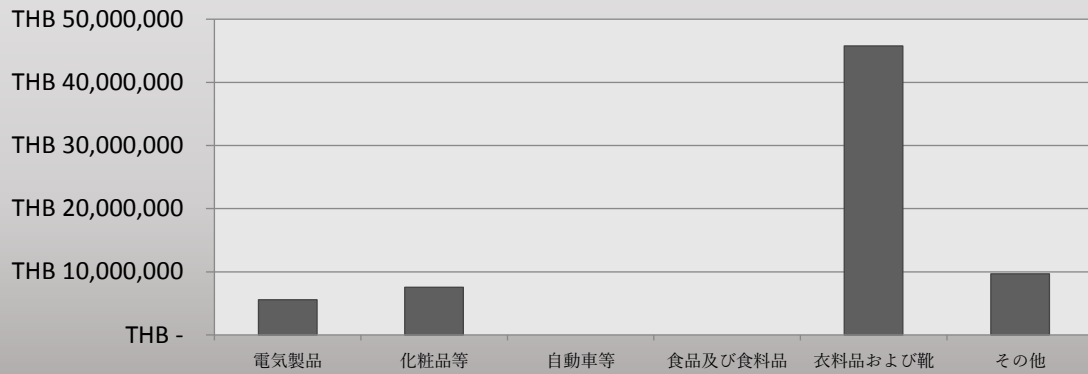
2014年



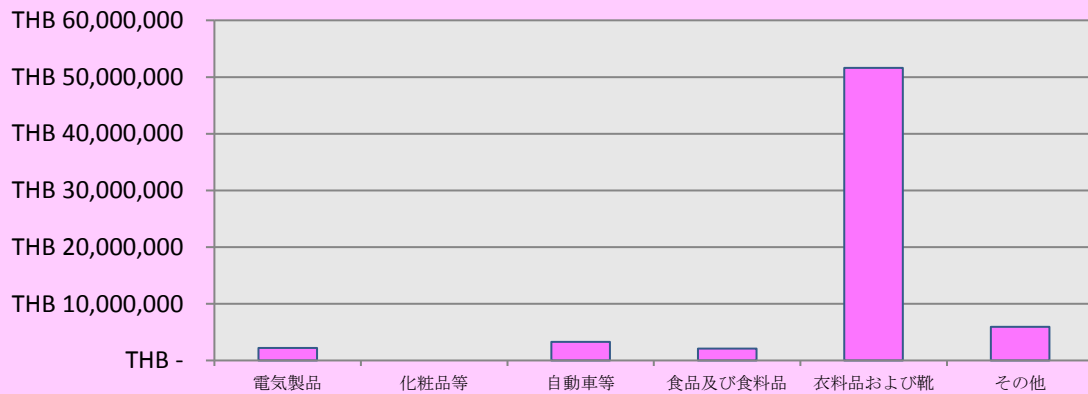
2015年

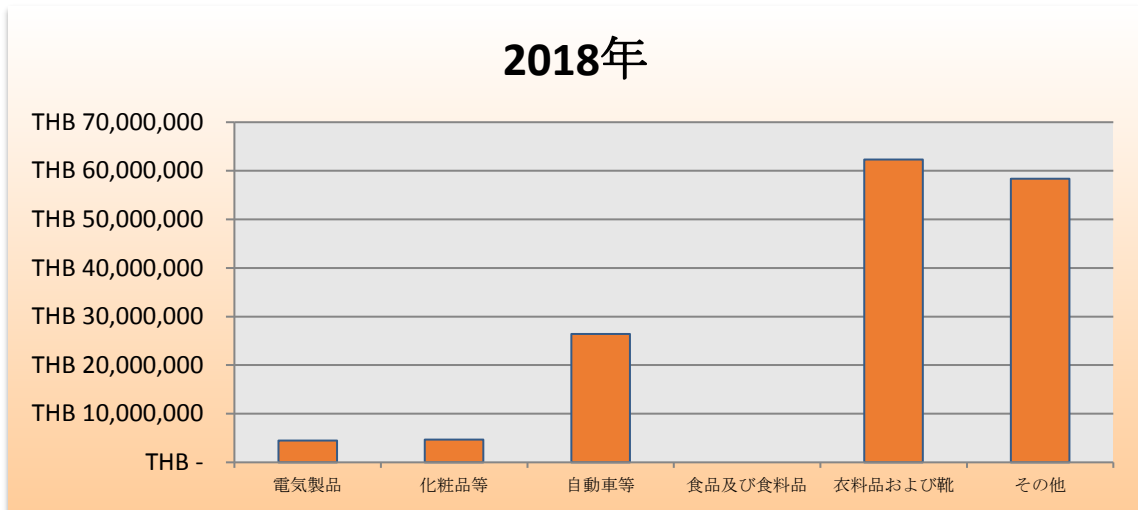


2016年



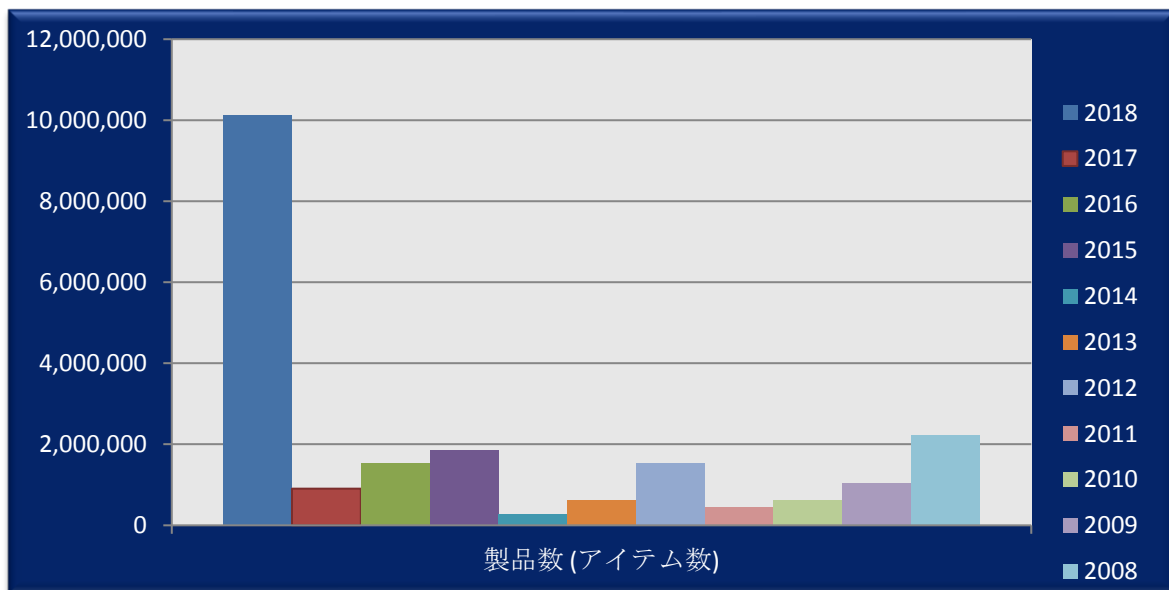
2017年





2008年から2018年における税関差止品に基づく模倣品消費量（数量ベース）¹²⁸

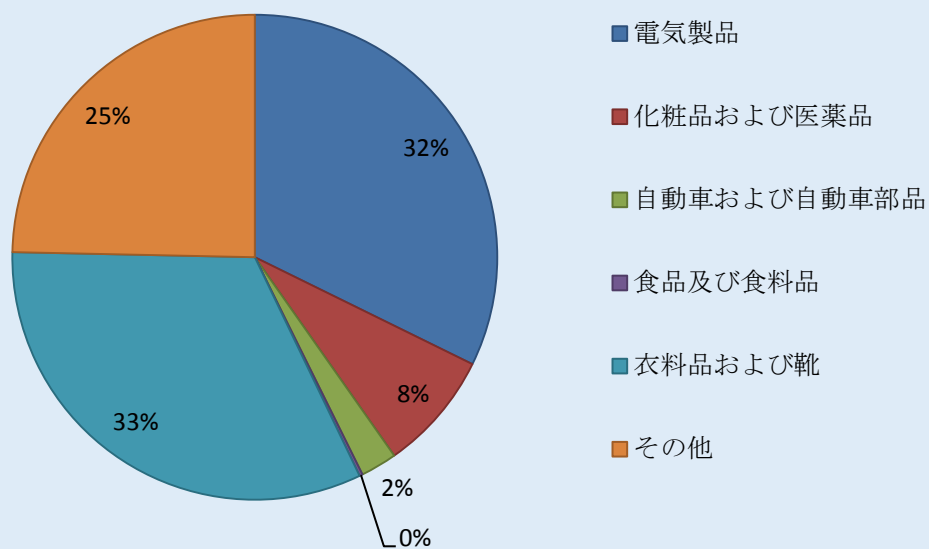
下のグラフは、2008年から2018年の間に差止められた模倣品の総数を示している。最も多くの模倣品が差止められた年は2018年で、10,000,000アイテムを超える模倣品が差止められた。差止められた模倣品の数が最も少ない年は2014年であり、差止められた模倣品は300,000アイテム未満であった。



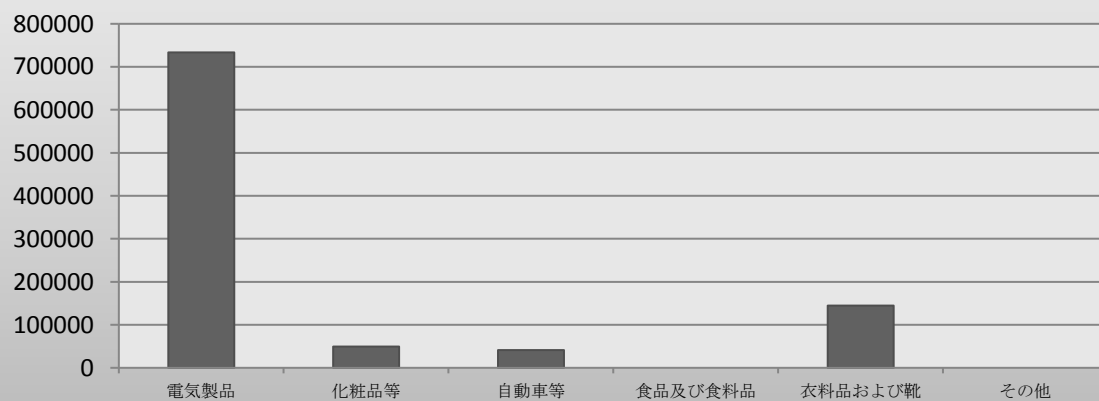
また、タイで差止められた模倣品のカテゴリー別に分類された円グラフとグラフを作成した。以下の円グラフとグラフは、2008年から2018年までの各カテゴリーで差止められた模倣品のアイテム数に基づいている。差止められた模倣品の数量に基づく最高消費率のカテゴリーは衣料品・靴であり、特に2018年で顕著であった。過去10年間に、ごく少数の自動車・その部品の模倣品と食品・食料品の模倣品が差止または消費された。

¹²⁸ 同上

2008年 - 2018年



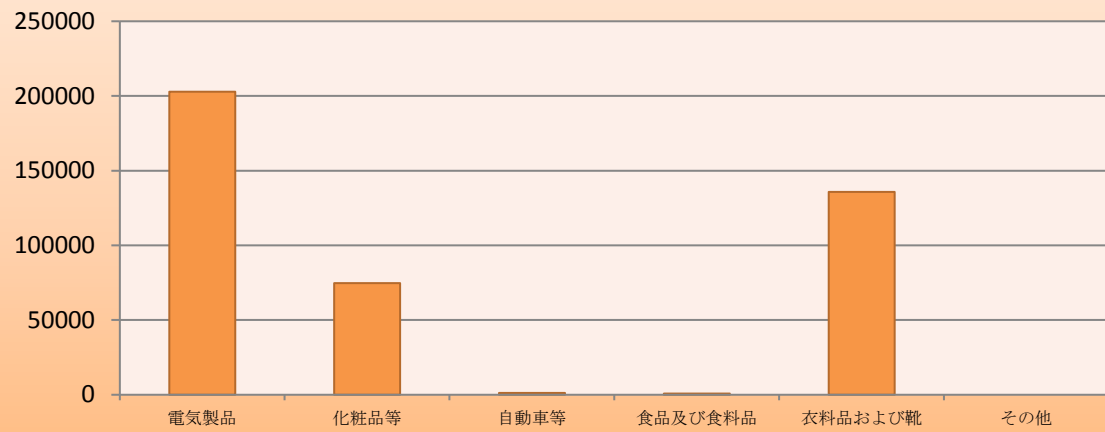
2008年



2009年



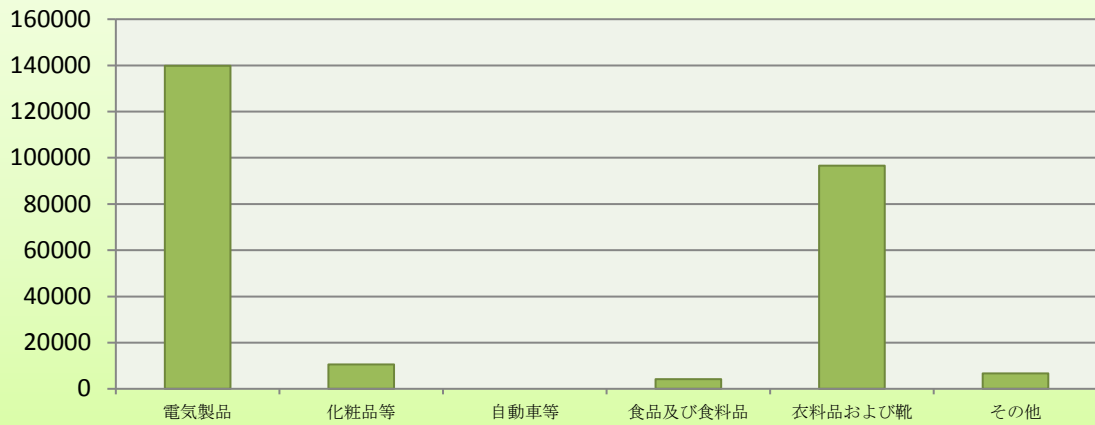
2010年



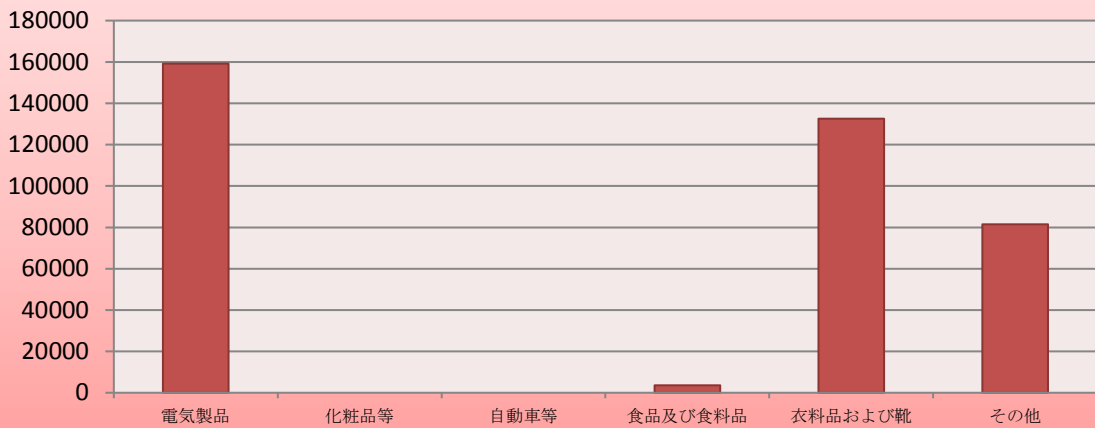
2011年



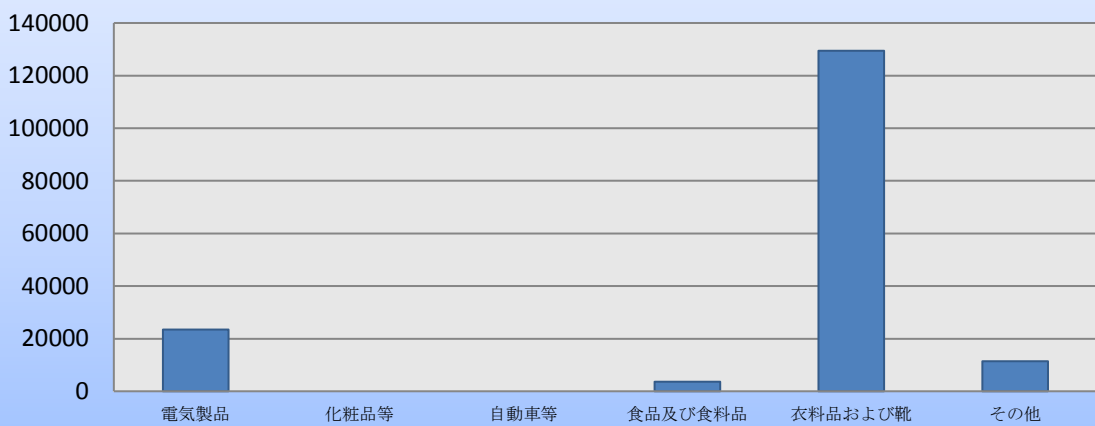
2012年



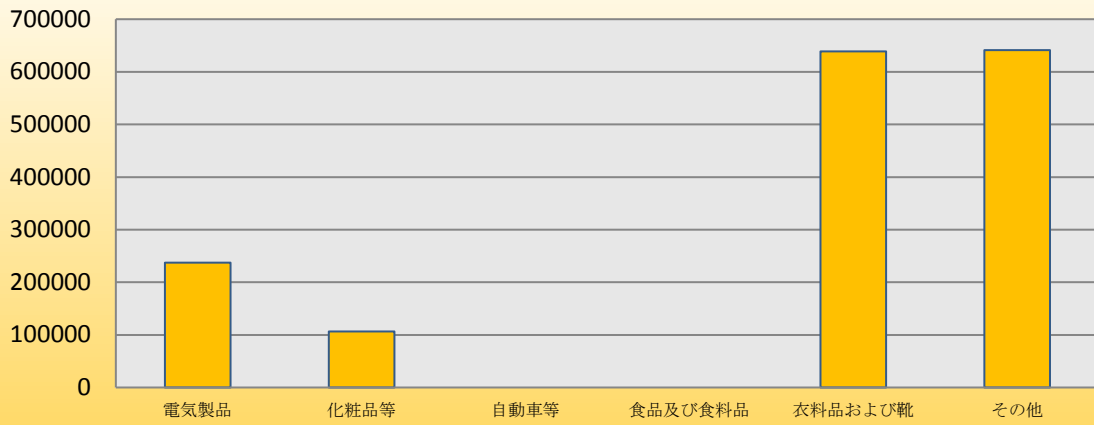
2013年



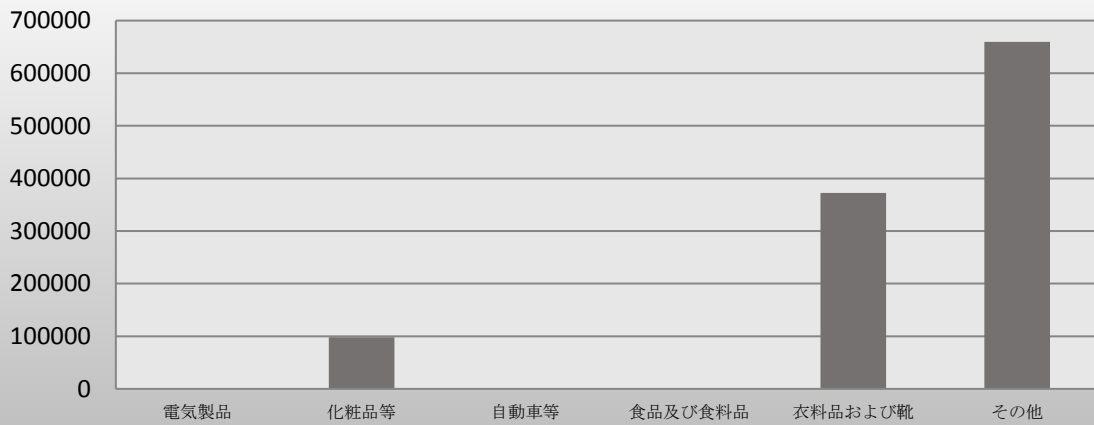
2014年



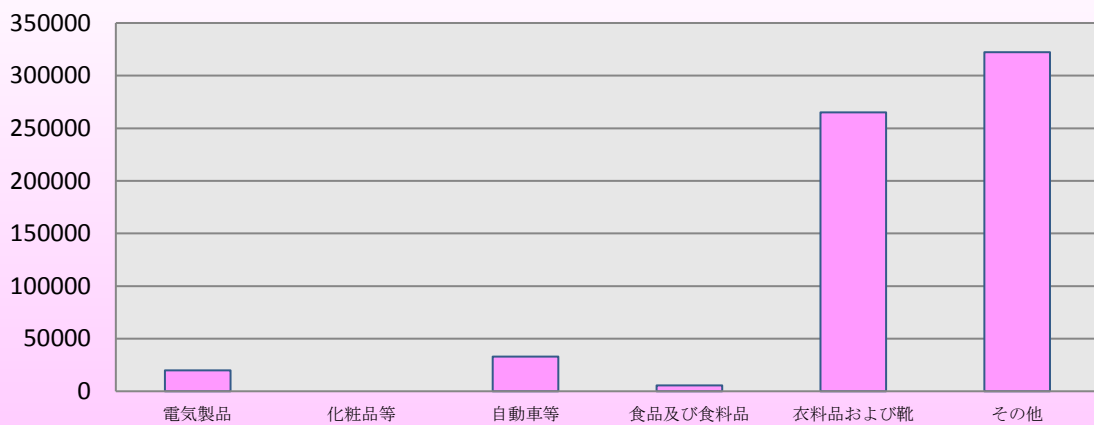
2015年

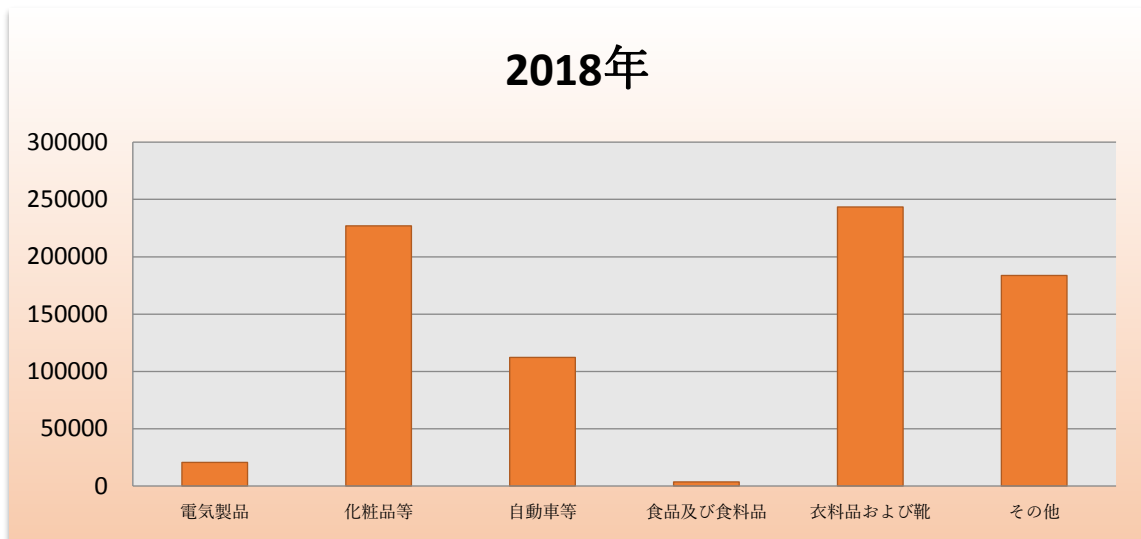


2016年



2017年



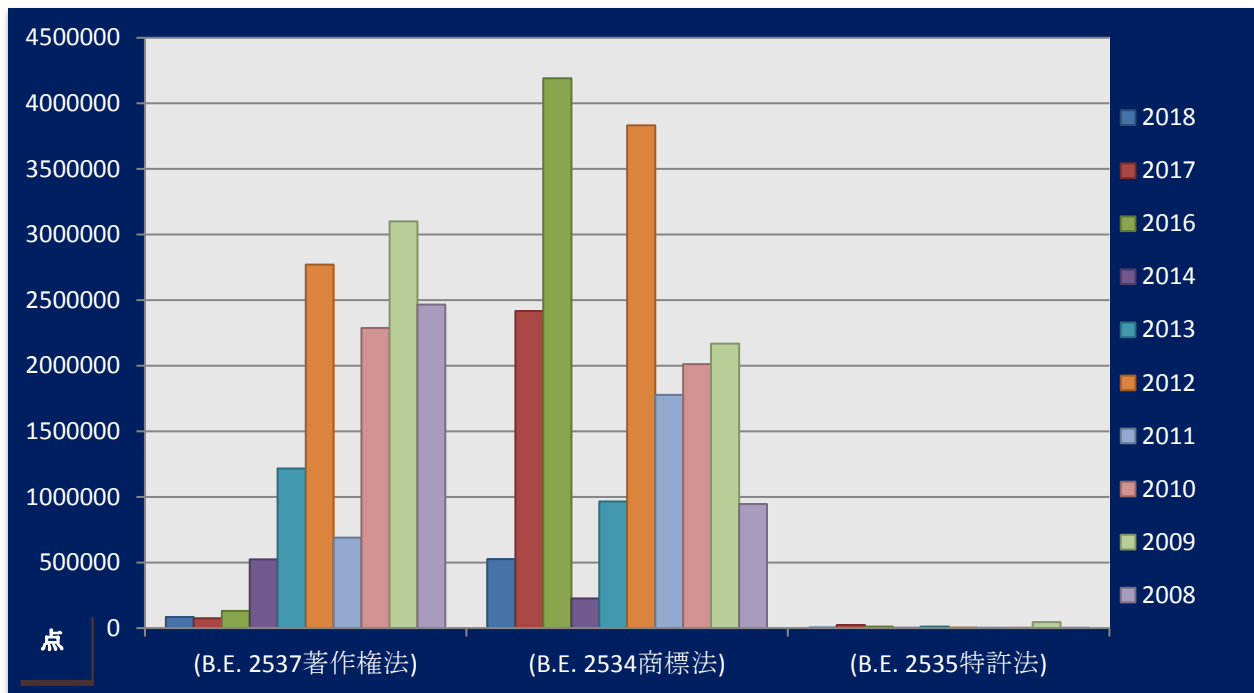


2008年から2018年における警察押収品に基づく模倣品消費量¹²⁹

知的財産局から取得した統計は、侵害の種類（著作権侵害、商標権侵害、特許権侵害）で分類され、2008年から2018年の間に警察官によって押収された模倣品の数を示しているが、これらの統計は各カテゴリの押収品の種類を示していない。

著作権侵害により押収された模倣品のほとんどは、音楽、映画、コンピュータ・ソフトウェアのCDまたはDVDであった。商標法に基づいて押収された商品には、衣類、履物、電気製品、皮革製品、化粧品が含まれていた。この期間に、特許法に基づいて押収された製品はほとんどなかった。

¹²⁹ 知的財産局とのインタビュー, 2019年6月25日



模倣品の主な購入者¹³⁰

消費者行動は、文化的、社会的、個人的、心理的要因に影響される。文化的要因には、国民性、サブカルチャー、社会階級が、社会的要因には、準拠集団（レファレンスグループ）、家柄、社会的役割や地位が、個人的役割には、年齢、職業、収入、ライフスタイル等の人口動態変数が、心理的要因には、動機、認識等が含まれる。模倣品の消費者の消費も、このような様々な要因によって影響されると考えられる。¹³¹

模倣品を購入する消費者は以下の3つに分類される。

1. タイ人

携帯電話、ヘッドフォン、バッテリーなどの電気製品に関しては、タイ人は通常、これらの模倣品を MBK Shopping Center, Zeer Rangsit Shopping Mall, Khlong Thom Market, Sueapa Plaza, 及び Grand Sueapa Plaza で購入する。

化粧品に関しては、タイ人は通常、この種の模倣品を MBK Shopping Center で購入する。

医薬品に関しては、タイ人は通常、インターネットまたはヤワラート(Yaowarat)市場の店舗で、バイアグラやシアリスなどの偽造医薬品を購入する。

¹³⁰ Tilleke & Gibbins 調査チーム作成の市場調査報告書. Bangkok, Thailand. 2018年12月10日

¹³¹ 欧州委員会貿易総局. "Intellectual Property Rights, Deficient Protection and Enforcement," [http://madb.europa.eu/madb/barriers_details.htm?barrier_id=095301& version=4], 2015年[2019年10月確認]

自動車およびその部品に関しては、タイ人は通常、これらの製品を Khlong Thom 市場、Poonsup 市場および Sriworachak Building で購入する。

食べ物やスナックに関しては、タイ人は通常、Penang 市場で購入するが、この市場で販売されている食品の模倣品はごく少数である。

衣料品および靴に関しては、タイ人は通常、衣料品の模倣品を Bo Bae 市場（卸売市場）、Pratunam 市場（卸売市場）、Pratunam 市場で購入する。

2. タイ人以外のアジア人（アジア各国からの観光客）

携帯電話、ヘッドフォン、バッテリーなどの電気製品に関しては、アジア各国の観光客は通常、MBK Shopping Center、Silom 市場および Sukhumvit 通で模倣品を購入する。

食品に関しては、通常中国人がこれらの食品の模倣品を Sampeng 市場で購入するが、この市場で販売されている食品の模倣品はごく少数である。

衣服および靴に関しては、アジア人は通常、MBK Center、Chatuchak Weekend Market、Patpong 市場 (Silom) および Sukhumvit Road で模倣品を購入する。

革製品に関しては、アジア人は通常、MBK Shopping Center、Patpong 市場 (Silom) および Sukhumvit 通で模倣品を購入する。

2. 欧米人

携帯電話、ヘッドフォン、バッテリーなどの電気製品に関しては、欧米人は通常、MBK Shopping Center、Silom 市場および Sukhumvit 通で模倣品を購入する。

洋服および靴に関しては、欧米人は通常、MBK Shopping Center、Chatuchak Weekend Market、Patpong 市場 (Silom) および Sukhumvit 通で模倣品を購入する。

革製品に関しては、欧米人は通常、MBK Shopping Center、Patpong 市場 (Silom) および Sukhumvit 通で模倣品を購入する。

アジアや欧米諸国からの観光客は、プーケットの Patong 市場、クラビの Walking Street、サムイの Chaweng 市場、チェンマイの Night Bazaar、アランヤプラテートの Rong Kluea 市場、パタヤの Rattanakorn 市場等、バンコク以外の観光地でも模倣品を購入している。

3. オンライン・マーケットからの購入

インターネットを使用できる環境であれば、世界中どこにいてもオンラインで模倣品を購入することができるが、タイ語サイトの利用者はほとんどがタイ人である。

4. 自動車修理店

自動車修理店は、タイにおける偽造自動車部品の最大の消費者のひとつである。タイの人々は通常、自動車が故障すると、修理店に持ち込む。修理店は通常、顧客には壊れた自動車部品を純正部品と交

換したと伝えるが、必ずしも純正部品を使用しているとは限らない。修理店の販売業者は、壊れた自動車部品を OEM 品または最悪模倣品と交換する場合がある。

模倣品と真正品の価格比較

1. 電気製品¹³²

| 製品 | 真正品価格 (パーツ) | 模倣品価格 (パーツ) ¹³³ |
|--------------------------|---------------|----------------------------|
| スマートフォン | | |
| • IPHONE | 12,000-60,000 | 2,000-7,000 |
| • SAMSUNG (Galaxy model) | 4,000-55,900 | 2,000-7,000 |
| • HTC | 4,000-30,000 | 1,000-3,000 |
| • LG | 3,500-25,000 | 1,000-3,000 |
| 模倣品の価格は真正品の価格の約 12.59% | | |
| タブレット | | |
| • APPLE | 11,000-67,000 | 2,000-4,000 |
| • SAMSUNG | 4,500-25,000 | 2,000-4,000 |
| 模倣品の価格は真正品の価格の約 8.39 % | | |
| ヘッドフォン | | |
| • BEATS | 4,000-15,000 | 80-1000 |
| 模倣品の価格は真正品の価格の約 5.68% | | |

2. 化粧品及び医薬品

| 製品 | 真正品価格 (パーツ) | 模倣品価格 (パーツ) |
|------------------------------|-------------|-------------|
| 化粧品 (主に、香水) | | |
| • CHANEL | 2,500-7,000 | 200-1000 |
| • CHRISTIAN DIOR | 2,000-8,000 | 200-1000 |
| • ESTEE LAUDER | 2,500-5,000 | 200-1000 |
| • GUCCI | 4,000-6,500 | 200-1000 |
| • SHISEIDO | 2,000-4,000 | 200-300 |
| • MAC | 2,000-2,500 | 200-300 |
| 模倣品の価格 (主に香水) は真正品の価格の約 12 % | | |
| 医薬品 | | |
| • BETADINE | 30-200 | 25 |
| • VIAGRA | 900 | 100 |
| 模倣品の価格は真正品の価格の約 13.44% | | |

¹³²Powerbuy. "Electrical products,"[http://www.powerbuy.co.th/th/], 2019年8月1日

¹³³Tilleke & Gibbins 調査チーム作成の市場調査報告書. Bangkok, Thailand. 2019年7月

3. 自動車・自動車部品¹³⁴

| 製品 | 真正品価格 (パーツ) | 模倣品価格 (パーツ) |
|------------------------|-----------------|---------------|
| ホイール | | |
| • MERCEDES-BENZ | 60,000-100,000 | 15,000-20,000 |
| • BMW | 60,000-100,000 | 15,000-20,000 |
| • MINI COOPER | 60,000-100,000 | 15,000-20,000 |
| • PORSCHE | 80,000-100,000 | 15,000-20,000 |
| • FERRARI | 200,000-300,000 | 15,000-20,000 |
| • HONDA | 35,000-40,000 | 15,000-20,000 |
| • TOYOTA | 35,000-40,000 | 15,000-20,000 |
| • MAZDA | 35,000-40,000 | 15,000-20,000 |
| • FORD | 35,000-40,000 | 15,000-20,000 |
| • SUZUKI | 35,000-40,000 | 15,000-20,000 |
| 模倣品の価格は真正品の価格の約 10.44% | | |
| ブレーキ | | |
| • BREMBO | 15,000-20,000 | 200-1,000 |
| 模倣品の価格は真正品の価格の約 3.42% | | |
| オートバイ | | |
| • HONDA | 60,000-100,000 | 35,000-50,000 |
| • YAMAHA | 60,000-100,000 | 35,000-50,000 |
| 模倣品の価格は真正品の価格の約 53.12% | | |

4. 食品及び食料品 (侵害品の多くは模倣品)

| 製品 (ブランド) | 真正品価格 (パーツ) | 模倣品 (パーツ) |
|------------------------|-------------|-----------|
| POCKY | 15-55 | 10 |
| DUMEX | 150-1,000 | 100 |
| OVALTINE | 20-260 | 80 |
| LIGO | 80 | 60 |
| 模倣品の価格は真正品の価格の約 10.78% | | |

¹³⁴ Tilleke & Gibbins 調査チーム作成の市場調査報告書. Bangkok, Thailand.

5. 衣料品及び靴

| 製品 | 真正品価格 (パーツ) | 模倣品価格 (パーツ) |
|------------------------|----------------|-------------|
| シャツ | | |
| • LOUIS VUITTON | 10,000-15,000 | 500-2,000 |
| • GUCCI | 30,000-50,000 | 500-3,000 |
| • HERMES | 10,000-15,000 | 500-2,000 |
| • PRADA | 30,000-50,000 | 500-1,000 |
| • CHANEL | 10,000-15,000 | 500-1,000 |
| • BOTTEGA VENETA | 10,000-15,000 | 500-1,000 |
| • FERRAGAMO | 10,000-15,000 | 500-1,000 |
| • EMPORIO ARMANI | 5,000-10,000 | 500-1,000 |
| • BURBERRY | 20,000-30,000 | 500-1,000 |
| • MULBERRY | 10,000-15,000 | 500-1,000 |
| • PAUL SMITH | 5,000-15,000 | 500-1,000 |
| • VALENTINO | 10,000-15,000 | 500-1,000 |
| • VERSACE | 10,000-15,000 | 500-1,000 |
| • ISSEY MIYAKE | 10,000-15,000 | 500-1,000 |
| • DIOR | 10,000-15,000 | 500-1,000 |
| • COMME DES GARCONS | 10,000-15,000 | 500-1,000 |
| • YVES SAINT LAURENT | 10,000-15,000 | 500-1,000 |
| 模倣品の価格は真正品の価格の約 6.36 % | | |
| シューズ | | |
| • LOUIS VUITTON | 20,000-130,000 | 500-1,000 |
| • GUCCI | 15,000-55,000 | 500-1,000 |
| • HERMES | 30,000-50,000 | 500-1,000 |
| • PRADA | 10,000-35,000 | 500-1,000 |
| • CHANEL | 30,000-50,000 | 500-1,000 |
| • BOTTEGA VENETA | 10,000-15,000 | 500-1,000 |
| • FERRAGAMO | 10,000-15,000 | 500-1,000 |
| • EMPORIO ARMANI | 5,000-8,000 | 500-1,000 |
| • BURBERRY | 20,000-30,000 | 500-1,000 |
| • MULBERRY | 10,000-15,000 | 500-1,000 |
| • PAUL SMITH | 10,000-15,000 | 500-1,000 |
| • VALENTINO | 10,000-15,000 | 500-1,000 |
| • VERSACE | 10,000-15,000 | 500-1,000 |
| • ISSEY MIYAKE | 15,000-35,000 | 500-1,000 |
| • DIOR | 10,000-15,000 | 500-1,000 |
| • COMME DES GARCONS | 10,000-15,000 | 500-1,000 |
| • YVES SAINT LAURENT | 30,000-75,000 | 500-1,000 |
| 模倣品の価格は真正品の価格の約 2.5 % | | |

| 製品 | 真正品価格 (パーツ) | 模倣品価格 (パーツ) |
|------------------------|-------------------|-------------|
| ベルト | | |
| • LOUIS VUITTON | 15,000-30,000 | 500-2,000 |
| • GUCCI | 15,000-30,000 | 500-2,000 |
| • HERMES | 30,000-50,000 | 500-2,000 |
| • PRADA | 15,000-30,000 | 500-2,000 |
| • CHANEL | 30,000-50,000 | 500-2,000 |
| • BOTTEGA VENETA | 15,000-30,000 | 500-2,000 |
| • FERRAGAMO | 15,000-30,000 | 500-2,000 |
| • EMPORIO ARMANI | 15,000-20,000 | 500-2,000 |
| • BURBERRY | 15,000-25,000 | 500-2,000 |
| • MULBERRY | 15,000-25,000 | 500-2,000 |
| • PAUL SMITH | 15,000-20,000 | 500-2,000 |
| 模倣品の価格は真正品の価格の約 3.84 % | | |
| 眼鏡 | | |
| • LOUIS VUITTON | 13,000-16,000 | 199-299 |
| • GUCCI | 13,000-16,000 | 199-299 |
| • HERMES | 15,000-18,000 | 199-299 |
| • PRADA | 13,000-16,000 | 199-299 |
| • CHANEL | 13,000-16,000 | 199-299 |
| • PAUL SMITH | 13,000-16,000 | 199-299 |
| • DIOR | 13,000-16,000 | 199-299 |
| • RAY-BAN | 7,000-15,000 | 199-299 |
| 模倣品の価格は真正品の価格の約 1.99% | | |
| 腕時計 | | |
| • LOUIS VUITTON | 60,000-500,000 | 500-3,000 |
| • GUCCI | 40,000-300,000 | 500-3,000 |
| • HERMES | 150,000-500,000 | 500-6,000 |
| • ROLEX | 250,000-2,00,000 | 1,000-6,000 |
| • FRANK MULLER | 150,000-500,000 | 500-1,000 |
| • PATEK PHILLIPE | 500,000-2,000,000 | 1,000-5,000 |
| • ISSEY MIYAKE | 10,000-30,000 | 200-1,000 |
| • SEIKO | 5,000-20,000 | 200-1,000 |
| • CITIZEN | 5,000-20,000 | 200-500 |
| 模倣品の価格は真正品の価格の約 0.3% | | |

| 製品 | 真正品価格（パーツ） | 模倣品価格（パーツ） |
|----------------------|------------------|--------------|
| バッグ | | |
| • LOUIS VUITTON | 20,000-1,000,000 | 200-8,000 |
| • GUCCI | 20,000-1,000,000 | 200-8,000 |
| • HERMES | 16,000-1,200,000 | 1,000-10,000 |
| • PRADA | 20,000-200,000 | 200-8,000 |
| • CHANEL | 100,000-300,000 | 200-10,000 |
| • BOTTEGA VENETA | 30,000-800,000 | 1,000-8,000 |
| • EMPORIO ARMANI | 10,000-100,000 | 200-3,000 |
| • BURBERRY | 10,000-100,000 | 200-5,000 |
| • MULBERRY | 20,000-75,000 | 1,000-5,000 |
| • PAUL SMITH | 6,000-75,000 | 200-3,000 |
| • VALENTINO | 30,000-120,000 | 1,000-3,000 |
| • VERSACE | 10,000-120,000 | 200-2,000 |
| • ISSEY MIYAKE | 4,500-60,000 | 200-3,000 |
| • YVES SAINT LAURENT | 30,000-150,000 | 200-3,000 |

模倣品の価格は真正品の価格の約 1.01 %

4.4 タイにおける日本製品の模倣品の流通

タイでは、ほぼすべての種類の日本製品が模倣されている。しかしながら、タイにおける日本ブランドの模倣品は欧米ブランドに比べて少ないと考えられる。著作物に関しては、タイで拡散された日本の漫画キャラクターの違法コピーが見られた。意匠権や商標権を侵害するものに関しては、タイにおいて日本の自動車部品に関連する多くの意匠権や商標権の侵害があった。

税関局から情報を収集した結果、いくつかの日本のブランド、Sanrio および Doraemon が、2018 年で最も多く差止められた模倣品トップ 10 にリストされたことが分かった。2018 年では、66,503 個の HELLO KITTY の模倣品(総額 14,501,303 タイバーツ)と、22,747 個の DORAEMON の模倣品(総額 5,534,752 タイバーツ)が差止められた。

以下は、タイでコピーされた日本製品の例と、模倣品と真正品の価格の比較を示したものである。

| 製品 | 真正品価格 (バーツ) | 模倣品価格 (バーツ) |
|-------------------------------------|----------------|---------------|
| 電気製品¹³⁵ | | |
| • SONY スマートフォン | 10,000-35,000 | 1,000-3,000 |
| • SONY タブレット | 10,000-25,000 | 1,000-3,000 |
| • SONY ヘッドフォン ¹³⁶ | 1,500-69,990 | 500-3,000 |
| 化粧品¹³⁷ | | |
| • SHISEIDO | 1,000-12,000 | 200-500 |
| • DHC | 150-1,200 | 150-600 |
| • SANA | 300-900 | 250-300 |
| • INDIA ESTHE | 800 | 700 |
| • KARMART | 90-300 | 50-200 |
| • KISS ME | 200-400 | 200-300 |
| 車両部品¹³⁸ | | |
| • HONDA (オートバイ) | 50,000-100,000 | 35,000-50,000 |
| • YAMAHA (オートバイ) | 60,000-100,000 | 35,000-50,000 |
| • TOYOTA (自動車部品) | 60,000-100,000 | 30,000-50,000 |
| • SSR (ホイール) ¹³⁹ | 60,000-80,000 | 10,000-15,000 |
| 食品及び食料雑貨¹⁴⁰ | | |
| • KIKKOMAN | 100-200 | 80-150 |
| • MONOSODIUM GLUTAMATE | 10-100 | 20-80 |

¹³⁵ Sony Mobile Communications Inc., [https://www.sonymobile.com/th], 2019 年 8 月 1 日

¹³⁶ Sony Thai Co., Ltd., [https://www.sony.co.th/th/electronics/headphones/t/headband-headphones], 2019 年 8 月 1 日

¹³⁷ IPriceThailand, "Cosmetics", [https://ipricethailand.com/] 2019 年 8 月 1 日.

¹³⁸ PHL Autoparts. "Car parts," [http://www.phlautoparts.com/?ContentID=ContentID-090514004618874#], 2019 年 8 月 1 日

¹³⁹ SSR-wheels. "SSR (wheels)," [http://www.ssr-wheels.com/about/], 2019 年

¹⁴⁰ Big C Supercenter Public Company Limited. "food and groceries", [https://www.bigc.co.th] 2019 年 8 月

| 製品 | 真正品価格 (パーツ) | 模倣品価格 (パーツ) |
|---------------------|--------------|-------------|
| 衣料品 ¹⁴¹ | | |
| • COMME DES GARCONS | 3,900-14,500 | 200-500 |
| • ONITSUKA TIGER | 2,700-5,000 | 500-1,000 |
| • EVISU | 7,000-10,000 | 400-1,000 |
| • THE FLAT HEAD | 7,000-10,000 | 300-700 |
| 靴 ¹⁴² | | |
| • COMME DES GARCONS | 6,900-10,000 | 500-1,000 |
| • ONITSUKA TIGER | 3,000-9,500 | 500-1,000 |
| 腕時計 ¹⁴³ | | |
| • ISSEY MIYAKE | 5,000-10,000 | 200-500 |
| • SEIKO | 5,000-10,000 | 200-500 |
| • CITIZEN | 2,000-6,000 | 200-500 |
| • CASIO | 2,000-8,000 | 800-1,000 |
| バッグ | | |
| • ISSEY MIYAKE | 4,500-60,000 | 500-2,000 |

5. 模倣品の流通に影響を与える要因

5.1 タイの消費者の購買力および消費傾向

模倣品の消費に関して、引用文献は、模倣品消費に対する消費者の道徳的姿勢が、真正品購入と模倣品購入における消費の重要な予測因子であることを特定した。¹⁴⁴

模倣品産業の成長と発展は、ブランド所有者、製造業者、政府、社会全体などの利害関係者に大きなマイナスの影響をもたらした。消費者は模倣品の主要な需要者側を代表するため、模倣品に関する消費者行動を理解することが重要である。タイの個人だけでなく、事業組織をも含めて、違法な商品を購入するという意思決定において、タイの消費者に影響を与える動機付けの主要因を以下に詳述する。

タイは東南アジアでインドネシアに次ぐ、2番目に大きな経済国である。さらに、EcommerceIQ の調査によると、タイは東南アジアで2番目に大きな企業-消費者間(BtoC: Business-to-Consumer)電子商取引市場である。重要なこととして、タイの電子商取引はオンライン市場で最も収益性の高い市場の1つであり、現在の価値で35億米ドルで急速に成長している。Google-Temasek の調査によると、タイの電子商取引市場の価値は、タイ製品に対する世界的な旺盛な需要を背景に、2025年までに130億米

¹⁴¹ PlayCommedes. "Clothing Price," [https://www.commedesgarconslovers.com/comme-des-garcons-thailand/], 2019年8月

¹⁴² ASICS Corporation. "Shoes", [https://www.onitsukatiger.com/th/th-th] 2019年8月

¹⁴³ Chrono24. "Citizen watches," [http://www.chrono24.com/en/citizen/index.htm?query=citizen&dosearch=true], 2019年

¹⁴⁴ Cordell, V., Kieschnick Jr., R.L. & Wongtada, N. (1996). Counterfeit purchase intentions: Role of lawfulness attitudes and product traits as determinants. Journal of Business Research, 35, 41-53

ドルに急増すると予想されている。¹⁴⁵タイの上位 3 つの電子商取引プラットフォームは、Lazada、Shopee、および JD Central である。これらは、タイの消費者にとって最もユーザーフレンドリーで最も魅力的なプラットフォームである。3つのプラットフォームには、大企業からの強力な財政支援がある。Lazada は中国の電子商取引大手 Alibaba の支援を受け、Shopee は中国の別の大企業である Tencent の支援を受けている。JD Central は、中国の JD.com とタイの Central Group の合弁会社である。

さらに重要なことは、モバイルコマース(mobile commerce)の成長が明らかに顕在化している。洗練された若い世代のインターネット・ユーザーは、このトレンドの急増に大きな役割を果たしている。統計によると、オンライン取引の 52%¹⁴⁶ (韓国のみが 58%でより活発) がモバイルデバイス経由で行われるため、タイはモバイルコマースの東南アジアでのリーダーである。タイ市場調査協会によると、タイのスマートフォンユーザーの 71%は、平均で月に 2 回オンラインショッピングを行っており、将来 90%はのユーザーがオンラインショッピングを行うとされている。

現在、利便性とアクセスのしやすさから、購入方法をオフライン市場からオンライン電子商取引プラットフォームに移行する消費者が増えている。適法なサイバーベンダーやオリジナル製品のフォーラムであることに加えて、多くの悪意のあるオンラインビジネス起業家も、模倣品を扱うための選択肢としてインターネットプラットフォームを使用し、問題となっている。電子商取引ウェブサイト、ソーシャルメディア、郵便および速達サービスによる宅配の成長により、模倣品の販売ははるかに便利になった。¹⁴⁷ 最近報告された調査によると、著名なファッションブランドに関連して、人気のソーシャルメディアプラットフォームである Instagram だけで 750,000 件の投稿の 20%が、販売のための模倣品の提供に関与しており、多くのベンダーがとりわけ中国、マレーシア、インドネシアに本拠地を置くことが特定されている。¹⁴⁸ 消費者の観点からは、製品の供給源と品質を直接検査することはできないため、製品をオンラインで購入することは困難である。したがって、消費者は、製品に関する情報が限られているため、偽物に気付かない可能性がある。オンライン電子商取引のウェブサイトは、人気のあるソーシャルメディアプラットフォームを使用するだけでなく、模倣業者が潜在的な顧客に接触するための簡単かつ匿名の選択肢となる場合がある。結果として、これらのすべての要因は、オンラインでの違法商品の拡散と流通につながっている。

欧米の製品に対する需要と限られた予算の両方に直面しているとき、タイ人はしばしば真正品を所有することに対する魅力的な代替手段として模倣品の購入を採用する。

タイにおけるほとんどの模倣品は他国から輸入されているので、税関で差止めされた商品を通じて消費者の行動を把握することができる。特定の種類の商品に対する需要が高いほど、これらの商品がより多く輸入されるからである。タイの税関が差止めた商品の統計によると、2018 年に最も多く差止められた模倣品は、タバコ、化粧品、寝具、衣料品および自動車のスペアパーツであった。¹⁴⁹

¹⁴⁵ Thai Business News. "Thailand Ecommerce Market: Shooting For Success" [<https://www.thailand-business-news.com/tech/ecommerce/75276-thailand-ecommerce-market-shooting-for-success.html>], 2019 年 8 月 5 日

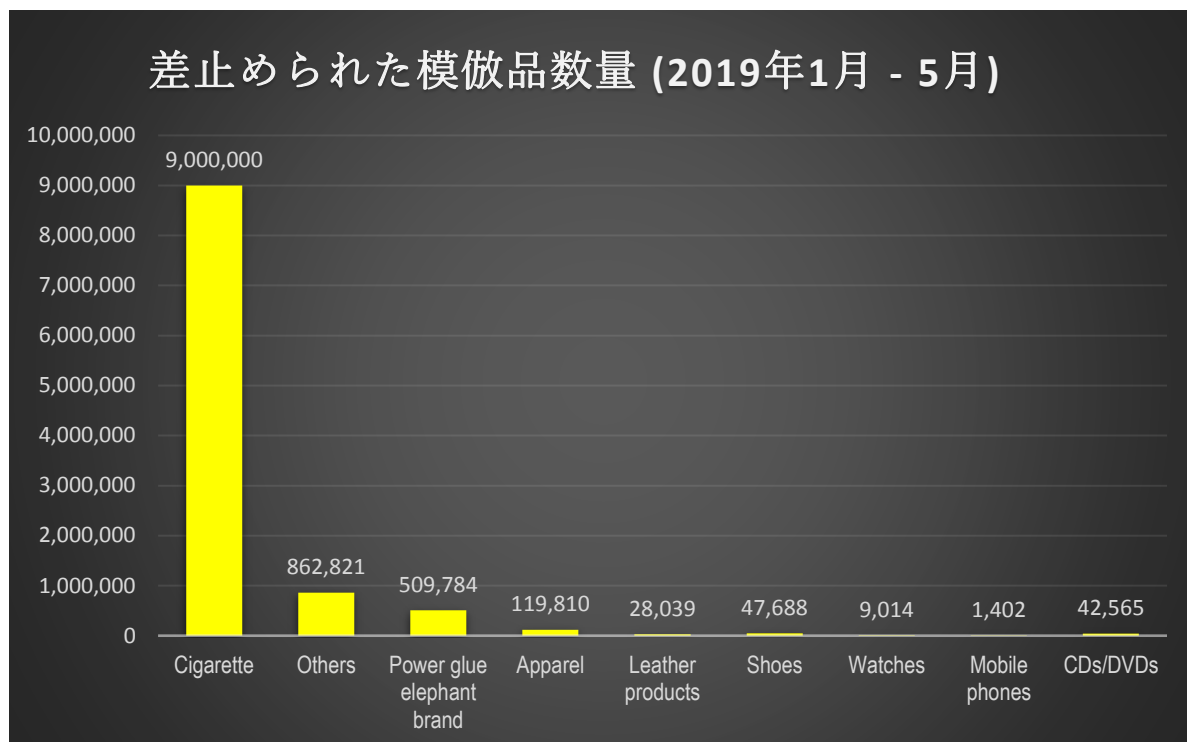
¹⁴⁶ 同上

¹⁴⁷ Pravit Rojanaphruk. "Fake Goods, Health Products from Thailand Now A Click Away". [<http://www.khaosodenglish.com/news/crimecourtscalamity/2019/07/24/fake-goods-health-products-from-thailand-now-a-click-away/>], 2019 年 7 月 24 日

¹⁴⁸ Roxanne Elings. "New trends in online counterfeiting require updated enforcement policies" [<https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=ca51a00c-f28f-4944-a655-6ce7e72c6f37>], 2019 年 10 月

¹⁴⁹ News Customs Analysis Center. "Statistics of seized counterfeit goods classified by type of goods". 2018 年

知的財産局（DIP）によって提供された 2019 年 1 月から 5 月に収集された最新の統計データによると、差止められた模倣品の合計額は、約 1 千万個で、55 千万タイパーツに相当した。¹⁵⁰差止められた違法商品の種類の内訳を以下に示す。



上記の統計に基づいて、多くのタイ人がタバコを常用しているため、タバコの模倣品の需要が高いことがわかる。一方、CD と DVD の消費は、最低レベルの需要にある。CD および DVD の模倣品の需要は過去にははるかに高かったが、技術変化により、人々はオンラインプラットフォームを通じて海賊版コンテンツにアクセスする傾向にある。衣服、靴、時計などの他の種類の製品の場合、これらは通常、差止められた模倣品のトップ 10 に常に含まれている。上記情報は、タイにおける模倣品の現在の最新の消費動向を示している。

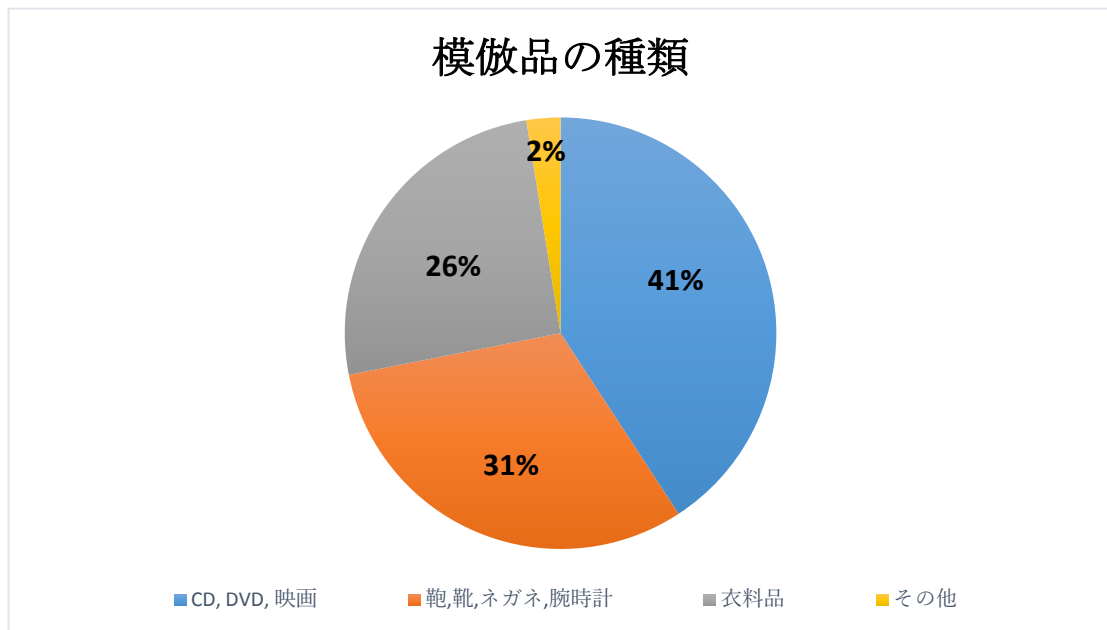
模倣品に対する消費者の意識

実際、知的財産関連の犯罪の増加は、タイの消費者が知的財産権を十分に理解していないことが原因であることが示唆されている。¹⁵¹したがって、模倣品の流通を軽減する方法は、消費者の態度を変えさせ、これらの違法製品の需要を減らすことである。

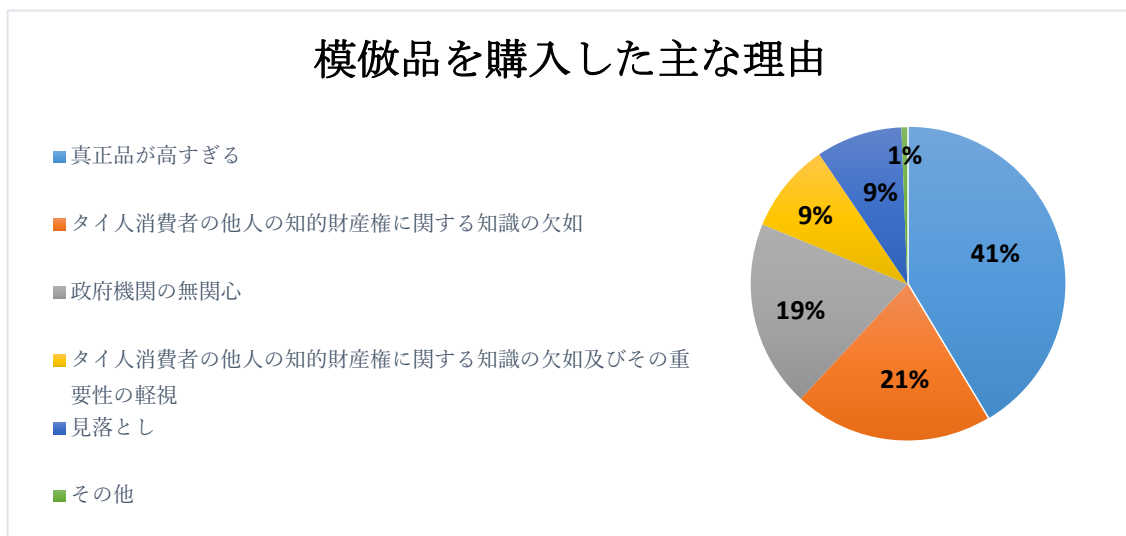
¹⁵⁰ Thai PBS News. "Counterfeit goods destruction ceremony" [<https://news.thaipbs.or.th/content/284128>], 2019 年 9 月 12 日

¹⁵¹ Kasit Phoyomrattanaphajit. "Consumer Attitudes toward Counterfeit Luxury Products in Thailand," [<https://www.scribd.com/document/94873240/Assignment-3-Kasit>], 2015 年

Bangkok Poll (April, 2016 年 4 月)¹⁵²によると、バンコクに住んでいるタイ人の 78.4%が模倣品を購入している。購入した模倣品の種類の内訳を以下に示す。



回答者は、タイが依然として模倣品である侵害品に関する問題を抱えているいくつかの理由を表明した。その理由を以下の表に示す。



したがって、消費者の意思決定に影響を与える模倣品および海賊行為の脅威に対する適切な認識を高めることは、消費者の購買行動を育成し、この問題に向き合い、模倣品購入に対する消費者の態度を変化させるために、必要不可欠な最初のステップである。消費者の態度の変化は、タイに蔓延する模倣品の問題との闘いにおいて極めて重要な役割を果たす。

¹⁵² Bangkok University Research Center. "Opinions on copyright and trademark infringements in Bangkok," [http://bangkokpoll.bu.ac.th/poll/result/poll778.php?pollID=658&Topic=%A1%D2%C3%C5%D0%E0%C1%D4%B4%C5%D4%A2%CA%D4%B7%B8%D4%EC%E1%C5%D0%B7%C3%D1%BE%C2%EC%CA%D4%B9%B7%D2%A7%BB%D1%AD%AD%D2%E3%B9%CA%D2%C2%B5%D2%BB%C3%D0%AA%D2%AA%B9&fileDoc=poll778.pdf], 2016 年 4 月 26 日

5.2 消費者の消費の決定に影響を与える要因

低価格

多くのタイ人の一般消費者が模倣品を購入するという購入意思決定を決定する主な理由は、模倣品の価格が真正品の価格に比較して安いためである。

驚くことではないが、価格は、すべての製品カテゴリで模倣品を購入する理由として最もよく引用される。さらに、模倣品の購入者と非購入者の両方を含む回答者の約 70%は、真正品の価格が高いと考えていた。¹⁵³真正品よりも低い価格は、購入者が高級ブランド製品の模倣品を購入する要因の大きな動機であると考えられる。したがって、模倣品は低品質であっても、お金に見合う価値がある。そして、より少ない予算で自分の社会的イメージを向上させることができる場合、消費者は自分達がより多くを払うべきであると考えることがある。タイの調査研究の 1 つは、Y 世代(1980 年代序盤から 1990 年代中盤までに生まれた世代)のタイの消費者がより高価な真正品の高級製品の代替品として模倣品を購入する意思があるという結果を明らかにしている。¹⁵⁴タイの消費者と観光客の両方の需要が存在する限り、模倣品を完全には抑制できない。さらに、侵害者は最近、特にパッケージングを模倣して、見た目が正真正銘、真正品になるように多大な努力を払っている。したがって、人々は、真正品の価格のわずかな価格で高級品の偽物に簡単にアプローチして、他人をだますことができる。

社会的なモチベーション

「社会的モチベーション」という用語は、人々が消費者行動に及ぼす影響を意味する。¹⁵⁵社会的モチベーションはタイにおける消費者の購買意思決定に影響を与える重要な要因の 1 つである。他の要因は、消費者行動、個人的価値、ライフスタイルに与える影響である。したがって、この影響は、模倣品を購入するという消費者の意思決定に影響を与える可能性がある要因を作成する。

模倣品の購入に関して、集団の影響を所属集団と願望集団の 2 つに分けることができる。“所属集団 (membership group)”とは一般に消費者個人が属している集団、すなわち友人をいい、ある模倣品を所有していることで集団への帰属意識を強くする。一方、“願望集団 (aspirational group)”とは映画スターや歌手といったセレブリティをいい、彼らが使っているブランド品への憧れが模倣品購入の動機となる場合がある。

社会集団が従う規範と、その集団をまねる本能から生じる力は、高級ブランドの真正品または模倣品を使用するという消費者の決意思定に影響を与える。消費者は、仲間・同業者等の影響で模倣品を購入する可能性が高い。¹⁵⁶

¹⁵³ Jason Rutter & Jo Bryce. "The_Consumption_of_Counterfeit_Goods_'Here_Be_Pirates"

[https://www.researchgate.net/publication/200795934_The_Consumption_of_Counterfeit_Goods_'Here_Be_Pirates', 2008 年 12 月

¹⁵⁴ Preeyapha Wachwithan. A Study Of Factors Affecting Attitude Of Thai Gen Y Consumers Towards Counterfeited Luxury Products. Thammasat University. 2015 年

¹⁵⁵ Mathumita Mukherjee Basu, Sumit Basu & Jung Kook Lee. Factors Influencing Consumer's Intention to Buy Counterfeit Products. Indiana University. 2015 年

¹⁵⁶ Bearden, William O., Netemeyer, R.G. and Jessie E. Teel. (1989) Measurement of Consumer Susceptibility to Interpersonal Influence. Journal of Consumer Research 5: 473-481.

消費者は、製品が自己表現の媒体になり得ると感じた場合、自己提示を支援するために模倣品を消費するように動機付けが生じる。¹⁵⁷ 実際の製品の価値ではなく、贅沢品の顕著な消費から示される豊かさに対する他人の反応は、製品自体の価値からではなく、表示された富に対する他人の反応から消費者に満足を与える。¹⁵⁸ 参照グループの承認は、模倣品の購入に対する消費者の態度に影響を与える重要な役割も果たす。¹⁵⁹ 友人や親戚が抑制者または貢献者として行動し、自分の行動を承認した場合、消費者は模倣品を購入する。ステータスに動機付けられた消費者は、ブランドに敏感である。

社会的影響は、（個人が指示対象グループの期待に従う場合）規範ベースまたは（個人が指示対象グループからの情報を現実の証拠として受け入れる場合）情報ベースのいずれかである。賞賛を得るために高級ブランド製品を所有したいという願望は、個人がオリジナル製品の模倣品を購入する動機である。したがって、ブランド品に関する顧客の社会的側面は、模倣品ブランドに対する態度に影響を及ぼす。

価値意識

価値意識は、製品の低価格を支払うことに対する懸念として定義されるが、品質の制約を受ける。¹⁶⁰ 消費者は、模倣品が真正品と同じ価値であると感じた場合、容易に模倣品に移行する。¹⁶¹ 価値意識として考えている消費者は、高級品を模倣することについて前向きな姿勢を持っている傾向がある。価値志向の消費者は、価格と製品の品質のバランスを取る傾向がある。したがって、価格圧力の場合、消費者はおそらく違法な製品に関心を示す。¹⁶² さらにまた、調査により、模倣品が真正品よりも明確な価格優位性を持っている場合、消費者はも模倣品を選択することが示された。¹⁶³ それにもかかわらず、多くの場合、消費者は購入した模倣品が真正品と比較して品質が低いことにすでに気付いている。模倣品は高価格の真正品と比較して費用を節約できるため、彼らは欠点に目をつぶる。したがって、価値意識レベルは、消費者が持っているより高い価値意識レベルに関して、消費者の模倣品の購入に対する態度に影響を与える影響要因であり、消費者は正当な真正品の代わりに模倣品を購入する傾向が強い。

個人的なイメージ

誇示的消費は、タイで違法な偽製品を購入する購入意思決定に影響を与える要因の 1 つである。¹⁶⁴ 誇示的消費とは、「自らが高価な高級品を購入できる資力を持っていると印象付けたいという欲望から

¹⁵⁷ Snyder, M. and DeBono, K. G. (1985). Appeals to Global Journal of Management and Business Research Volume XV Issue VI Version I Image and Claims about Quality: Understanding the © 2015 Global 1 Journals Inc. (US) (B) 64 Year 2015 Psychology of Advertising. Journal of Personality and Social Psychology 49: 586-597.

¹⁵⁸ Mason, R.S. (2001) Conspicuous Consumption: A Literature Review. European Journal of Marketing 18 (3): 26-39.

¹⁵⁹ Lee, Seung-Hee and Yoo, Boonghee. (2009) A Review of the Determinants of Counterfeiting and Piracy and the Proposition for Future Research. The Korean Journal of Policy Studies 24(1): 1-38.

¹⁶⁰ Lichtenstein, D.R., Netemeyer, R.G. and Burton, S., 1990. Distinguishing coupon proneness from value consciousness: an acquisition-transaction utility theory perspective. Journal of Marketing 54, 54-67.

¹⁶¹ Wilcox, K., Kim, H. M., & Sen, S. (April 2009). Why Do Consumers Buy Counterfeit Luxury Brands? Journal of Marketing Research, pp. 247-259.

¹⁶² Sumalee Lekprayura. "Factors Influencing Attitudes and Intention to Purchase Counterfeit Products: Literature Review", p.4

¹⁶³ Bloch, P.H., Bush, R.F. and Campbell, L., 1993. Consumer "Accomplices" in Product Counterfeiting: A Demand-Side Investigation. Journal of Consumer Marketing 10 (4), 27-36.

¹⁶⁴ Supanat Chuchinprakarn. Consumption of Counterfeit Goods in Thailand: Who Are the Patrons? Bangkok University, 2003., p. 1.

くる消費、すなわち自らが金持ちであることを見せびらかすための消費」と定義される。¹⁶⁵ 裕福になりたい、または自分のイメージを高めようとする消費者は、法外な価格で本物の商品を購入する代わりに模倣品を購入する場合がある。タイでは、ほとんどの模倣品は、本物のブランドが表現する名声を所有したい消費者によって購入されている。

消費者にとって、贅沢は誰もが目を見張るものである。顧客は、自分の社会的地位を達成または向上させるために、自分の自尊心のために、または他人にも見せるために、高価なアイテムまたは模倣アイテムを取得する。¹⁶⁶ 個人的なイメージは、消費者が自分の社会的地位が身に着けているアクセサリや衣服のブランドに依存していると消費者に信じさせる傾向がある洗練された広告によって刺激される場合もある。¹⁶⁷

個人の満足度

個人的な満足度は、達成感、感謝、人生のより良いものを楽しみたいという欲求に関連している。これは、消費者の購入意思決定の根底にある主要な要因の1つと見なされる。

模倣品を購入しない消費者は、より自信があり、成功し、認知度が高いことが観察されている。これらの特性は、多くの場合、達成を求める個人、およびより高い生活水準に関連している。「ステータス(status)」という用語は、個人が保持する相対的なランクおよびライフスタイル、並びに階層内のライフスタイルとして定義される。この階層は、他者からの名誉、尊敬、名声、羨望に基づき、文化の目標を表している。「ステータス消費」という用語は、自己満足を追求し、具体的な証拠を通じて他の人に自分の名声とステータスを同時に示す誇張的な個人を参照する。¹⁶⁸ 製品が提供する社会的利益は、世界中のすべての社会でかなりのレベルのステータス消費があるため、製品の有用性に影響を与える。したがって、個人的な満足度とステータスの追求は、模倣品の購入に対する態度と意図に悪影響を及ぼす。

個人的考え方

模倣品の購入決定に影響するもうひとつの重要な要因として、模倣品に対するタイ消費者の考え方が挙げられる。タイには、偽物を購入することが違法であり、倫理に反すると感じていない消費者がいるのも事実である。現在の消費市場を否定的に捉えることで、模倣品の購入を正当化しているのである。例えば、模倣品の流通は、商標権所有者が法外な価格で商品売り、消費者から搾取している結果であると考えられる消費者もいる。¹⁶⁹ 従って、ブランドメーカーの価格戦略の観点から見ると、消費者が模倣品自体の購入を必ずしも倫理に反する行為でないと捉える場合もある。

¹⁶⁵ Kasit Phoyomrattanaphajit. "Consumer Attitudes toward Counterfeit Luxury Products in Thailand," [https://www.scribd.com/document/94873240/Assignment-3-Kasit], 2015年 [2019年10月確認]

¹⁶⁶ Mavlanova T, Benbunan-Fich R. Counterfeit products on the internet: The role of seller-level and product-level information. *International Journal of Electronic Commerce*. 2011年

¹⁶⁷ Edward J. Kelly. "Blood Money: The Terrible Human Cost of the Counterfeit Culture." [http://siampremier.com/blood-money-the-terrible-human-cost-of-the-counterfeit-culture/], 2014年 [2019年10月確認]

¹⁶⁸ Eastman, Jacqueline K. and Eastman, Kevin L. (2011) Perceptions of Status Consumption and The Factors Influencing Consumer's Intention to Buy Counterfeit Products *Economy. Journal of Business and Economics Research* 9(7): p.18.

¹⁶⁹ Kasit Phoyorattanaphajit, "Consumer Attitudes toward Counterfeit Luxury Products in Thailand," [https://www.scribd.com/document/94873240/Assignment-3-Kasit], 2015年 [2019年10月確認]

さらに、模倣自体に対する消費者の意識も影響する。前述のように、知的財産権に対する消費者の理解不足は、タイで知的財産関連犯罪が蔓延していることのひとつの理由である。あるいは、価格を理由に模倣品の購入という不法行為を容認する考え方もある。模倣品の安さを重視し、それを購入することの罪悪感を失わせているのである。

物質主義(Materialism)

タイの大学生を対象としたある調査では、模倣品の購入決定に影響する要因として、物質主義、すなわち金銭や財貨の所有といった即物的なものごとを優先させる消費者の態度を挙げている。¹⁷⁰ 模倣品の購入によって物質的欲求が満たされるため、物質主義がタイにおける模倣品の流通を助長させているとしている。調査結果から、物質主義は模倣品の購入に直接影響するだけでなく、社会的影響や裕福度といった模倣品の購入判断に影響する他の要因にも大きな影響を与えていた。¹⁷¹ 物質主義の傾向が強い人は、自らの消費行動において他者より強い影響を受けるため、模倣品を購入する傾向がある。この調査結果から、物質主義もタイにおける模倣品の購入の重要な要素であると考えられる。

これは、「標識消費(The Consumption of Sign)」と呼ばれるタイの消費文化と関係する。この消費プロセスは、識別作成プロセス(distinction creation process)と模倣プロセス(imitation process)という2つの重要プロセスに分けることができる¹⁷²。今日の識別作成プロセスの典型例は、衣服の消費である。高級社会(タイ語で「ハイソ」とも呼ばれる)の高価な服を着るという態度は、そのような服は一般市場の一般的なブランドと比較すると価値が低いにもかかわらず、ブランドの服は、彼らの社会階級に関する隠された標識やメッセージを伝える。逆に、低所得層の消費者の観点から見ると、模倣品の服を購入することは、表面的ではあるにせよ、社会の通常の階層的な位置から抜け出すための重要なステップとなる。現実には、このような消費者は依然として貧しい稼ぎ手に分類されるが、たとえ彼ら自身の空想であったとしても、彼らは裕福であると見なされることを好む。このような消費行動は「標識」消費とも見なされるが、識別作成プロセスではなく「模倣プロセス」と呼ばれる。このような消費行動によって引き起こされる効果は、社会的目標を作成することである。たとえば、同等レベルの者の間での受け入れや、ステータスの違いを示す必要がある。標識消費は、タイの消費者が高級製品を購入する傾向がある理由の答えにつながる。これは、当該購入が高価な製品を購入する個人の潜在的な力を示し、その購入者を一般消費者から際立たせることができるからである。

過去の経験

過去の行動は、行動管理の認識および意図の他の効果と比較して、将来の行動の前兆と考えられる。繰り返された行動は習慣になる。将来の行動は、過去の経験や精神的な行動に影響される。そのため、過去の模倣品購入の肯定的な経験は、将来の模倣品の購入につながると予想される。

¹⁷⁰ Supanat Chuchinprakarn. Consumption of Counterfeit Goods in Thailand; Who Are the Patrons? (E-European Advances in Consumer Research Volume 6, Bangkok University, 2003), p.2.

¹⁷¹ 同上 p.3.

¹⁷² Kanchana Kaewthep, "Media Analysis: concept and technique", Bangkok, 1998 年, p.131-145.

5.3 模倣品使用に伴う損失及びリスク

消費者に対するリスク

模倣品は、医薬品、車両用スペアパーツ、電子機器など、すべての製品カテゴリに及ぶ。これらの製品はすべて、厳格な要素規制や安全基準を必要とするが、無視すると、爆発、火災、感電、ネットワーク故障、さらには怪我や死亡に至る可能性もある。これは、正当なオリジナル製品の製造業者とは異なり、模倣業者は通常、製品の品質が安全衛生規制に準拠していることを保証しないからである。したがって、模倣品は消費者の健康と安全にとって危険な場合がある。さらに、消費者、購入者、輸入業者は、製品が特定の安全規制を満たしているかどうかを知る方法がない。

欠陥のある模倣品が消費者に与える安全性へのリスク

多くの製品にとって、承認されていない物質を含む製品にはリスクがある。このような製品には、低品質の染料を含む衣服やおもちゃ、または不適格な化学物質を含む衛生製品が含まれる。これらの製品との物理的接触は、アレルギー反応を引き起こす場合もある。

タイの警察は、2016年、摘発を行い、模倣品が消費者の生命と健康をいかに危険にさらすかを示した。タイのサラブuri(Saraburi)県の個人宅を摘発した際、廃棄されたシャンプーボトルに石鹼を補充し、ボトルを再度密封するシャンプー工場としてこの個人宅が使用されていた。密封されたボトルはその後、県内のショップやバンコクでも販売されていた。¹⁷³ ボトルには、タイで人気のヘアシャンプーブランドである Dove、Head and Shoulders、Pantene、Sunsilk そして L'Oréal が付されていた。このような模倣品は、本物の包装に詰められており、消費者の髪が抜けたり、硬い髪になるなど、深刻な副作用を引き起こす可能性がある。

電気製品アダプターの模倣品は、ソーシャルメディアでも有名な事例である。多くのユーザは、購入したアダプターの模倣品が使用中に燃えたと訴えている。¹⁷⁴ 携帯電話の充電器の模倣品もユーザに損害を与えている。具体的には、iPhone 充電器の模倣品が外出中にユーザの家で火事を起こした。¹⁷⁵ したがって、模倣品は真正品よりも低い価格で購入できるが、最終的に価格差は消費者に生じた損害によって支払われる。

有害である可能性のある模倣品の他の事例は、偽造医薬品である。さまざまな種類の偽造医薬品が長年市場に出回っており、損害は致命的である。偽造医薬品がユーザにアレルギー反応を引き起こした。ユーザの皮膚は剥がれ、急性心筋梗塞(心臓発作)の危険にさらされた。¹⁷⁶ 似たような別の事例が最近報告された。その事例では、悲しいことに高校生が偽造補助食品の消費により死亡した。¹⁷⁷

¹⁷³ Thairath. "Scary! "Homemade shampoo is spread-out over social media. Police seized more than 100 liters." [https://www.thairath.co.th/content/616909], 2019年9月17日

¹⁷⁴ Dailynews. "Beware fake adapter," [http://www.dailynews.co.th/Content/regional/290407], 2014年1月9日 [2019年10月確認]

¹⁷⁵ MThai. "Example from fake iPhone charger," [http://news.mthai.com/general-news/385912.html], 2014年1月9日

¹⁷⁶ ASTV Manager Online. "Fake medicine has caused a woman near death," [http://www.manager.co.th/QOL/ViewNews.aspx?NewsID=9570000035133], 9 January 2014.

¹⁷⁷ Workpoint News. "Lampang Provincial Health Office declared the test result that they are counterfeit, after the death of a sixteen-year-old girl." [https://workpointnews.com/2019/09/07/supplementary-food-lampang/], 2019年9月17日.

タイの警察は、2018年4月に、60のテレビおよびメディアの人気者に対して、食品医薬品局の偽のライセンスを使用し、標準以下の製品が一般に販売されているさまざまなヘルスケア製品を宣伝していないか調査した。「マジックスキン(Magic Skin)」シリーズは、スイス製の血清を含むが、タイ産の大豆加工品であることが判明し、Magic milk が減量されたベビーパウダーであることが判明した。警察は、使用後に発疹やにきびを発症したユーザを含むフェイスクア製品に関するユーザからの苦情を受けたと述べた。¹⁷⁸

ライセンスを受けていないソフトウェアを使用するリスク

リスクの別の事例は、消費者が海賊版ソフトウェアを（法的ライセンスなしで）購入した場合の著作権侵害に関するものであり、消費者または企業組織に重大なリスクをもたらすことがよくある（サイバー/ランサムウェア攻撃など）。たとえば、「Wannacry」と呼ばれる悪名高いマルウェア身代金攻撃は、疑いを持たないユーザーに対する世界的なサイバー攻撃を通じて Windows の脆弱性を悪用した。このような攻撃は、特に重要なデータや機密データの損失に関して、企業に脅威をもたらした。そのため、企業がライセンスソフトウェアを使用することを決定する際、自社の内部コンピュータシステムおよびより広範なネットワークのサイバーセキュリティ標準を推進している。

ビジネスソフトウェア連盟(BSA: Business Software Association)の統計情報¹⁷⁹によると 2017年にライセンスのないソフトウェアを使用したタイ人の数は66%であったが、7億1,400万米ドルの損害が依然として発生した。これらの統計を、海賊版ソフトウェアを使用したソフトウェアユーザの69%がいた2015年と比較できる。これは、海賊版ソフトウェアをダウンロードするリスクについての国民の意識が着実に高まっていることを示している。ただし、このようなタイの割合は、アジア太平洋地域の平均である約57%よりも高いことに注意されたい。

経済的損失

模倣品を使用すると、経済的損失を引き起こし、企業に損害を与える。長年の間、これらの模倣品の消費者は真正品の消費者である可能性が低いため、売上損失は大きな問題とは見なされていなかった。それにもかかわらず、現在、タイの市場には高品質の模倣品があり、実際に真正品の市場を脅かす可能性がある。実際、これらの高品質の偽物は、オリジナル製品を購入したい人々を引き付け、そして他人をだますのに十分であるため、偽物を購入することを選択する。

海賊版製品による経済的損失のもう1つの例は、タイの映画産業である。業界関係者は、タイの映画会社だけで損失規模は10億タイバーツまたは33,000,000米ドルになると推定している。これは、小さいながらも急成長しているタイの映画産業の総市場の25%を占めている。タイの多くの映画業界関係者

¹⁷⁸ Thai Examiner.com. "Fake goods and Counterfeit Brands in Thailand not yet a Thing of the Past but Maybe Soon", [<https://www.thaia Examiner.com/thai-news-foreigners/2018/05/13/fake-goods-on-public-sale-are-not-a-thing-of-the-past-in-thailand-yet-but-they-could-be-soon/>], 13 May 2018年.

¹⁷⁹ Money&Banking Online. "BSA reveals survey of rate of software piracy in Thailand posed at 66%" [<https://www.moneyandbanking.co.th/new/19741/27/%E0%B8%9A%E0%B8%B5%E0%B9%80%E0%B8%AD%E0%B8%AA%E0%B9%80%E0%B8%AD%E0%B9%80%E0%B8%9C%E0%B8%A2%E0%B8%9C%E0%B8%A5%E0%B8%AA%E0%B8%B3%E0%B8%A3%E0%B8%A7%E0%B8%88%E0%B8%AD%E0%B8%B1%E0%B8%95%E0%B8%A3%E0%B8%B2%E0%B8%81%E0%B8%B2%E0%B8%A3%E0%B8%A5%E0%B8%B0%E0%B9%80%E0%B8%A1%E0%B8%B4%E0%B8%94%E0%B8%A5%E0%B8%B4%E0%B8%82%E0%B8%AA%E0%B8%B4%E0%B8%97%E0%B8%98%E0%B8%B4%E0%B9%8C%E0%B8%8B%E0%B8%AD%E0%B8%9F%E0%B8%95%E0%B9%8C%E0%B9%81%E0%B8%A7%E0%B8%A3%E0%B9%8C%E0%B9%83>], 2018年6月7日

は、著作権侵害と模倣によって引き起こされた損失が、新しいプロジェクトの資金を見出す業界の能力を損なっていると感じている。¹⁸⁰

バンコクのスエパ(Suepa)通とペッチャカセム(Phetchakasem)地域での 2019 年の摘発時に、知的財産局副局長の Mr. Direk Boonthae と知的財産局職員は、タイ国家警察庁とともに、18 百万点を超える APPLE、SAMSUNG、OPPO 商標を付した偽の携帯電話を押収した。推定損害額は約 5 百万タイバーツであった。Mr. Direk Boonthae は、知的財産権侵害の問題がタイの経済および外国投資に劇的な影響を与えていることを強調した。¹⁸¹

さらに、模倣品は地元産業にも損害を与えている。ネガティブなイメージを与えることで、タイのファッション産業を発展させることを妨げ、購入者を真正品から遠ざける。最後に、模倣品の販売は政府に支払われる税収の損失となるため、模倣品の流通も国の繁栄に対する脅威となる。

間接的な損害

模倣・偽造は単なる経済犯罪ではなく、社会的な問題も提示している。「間接的な損害」という用語は、組織犯罪、児童労働、および/または奴隷労働、さらにはテロリズムなどの模倣品の購入によって引き起こされる付随的損害を指す。

実際、模倣品の製造は、テロリズム、武器取引、売春、麻薬取引に直接リンクしている犯罪組織によって主導されることがよくある。したがって、模倣は被害者なしの犯罪ではない。上記に加えて、タイでの模倣品に関連する別の問題は労働力の搾取である。教育を受けていない若者や子供は、建設業や乳母やメイドとして働くことを約束した後、闇市場の製造業者に搾取される。したがって、上記で示したように、模倣品の影響は広範かつ深刻である。

ブランドの浸食

模倣品は企業に深刻な影響を及ぼす。ブランドの長期的な品質と安全性に対する評判を傷つけ、不適切に働くと、顧客を傷つけ、製品のサプライチェーンで見つかった際はビジネスを混乱させる可能性がある。これは、顧客間の信頼を築いている会社と、より高い価格を支払っている消費者の両方にとって損失である。オンラインでの模倣品の急増は、消費者の購買行動に大きな影響を与えている。¹⁸²

模倣業者はまた、消費者が本来のブランドを購入した模倣品のブランドと同一視するため、模倣業者が模倣したブランドの価値を損なわせる。¹⁸³ さらに、多くの顧客は、手に持っている製品が模倣品であることを知らず、模倣品が正常に機能しない場合、すぐにバラバラになる場合、または期待を満たしていない場合、顧客は真正品に由来すると考える。さらに、低品質で安価な模倣品が市場にあふれ、

¹⁸⁰ Thai Examiner.com. "Fake goods and Counterfeit Brands in Thailand not yet a Thing of the Past but Maybe Soon", [<https://www.thaia Examiner.com/thai-news-foreigners/2018/05/13/fake-goods-on-public-sale-are-not-a-thing-of-the-past-in-thailand-yet-but-they-could-be-soon/>], 2018 年 5 月 13 日

¹⁸¹ MGR Online. "DIP stressed on the importance of IP infringement suppression and warned consumer of bad effect of poor-quality product" [<https://mgronline.com/uptodate/detail/9620000052918>], 2019 年 6 月 3 日

¹⁸² INCOPRO. "How counterfeit goods are destroying brand reputation." [<https://www.incoproip.com/blog/how-counterfeit-goods-destroy-brand-reputation>], 2018 年 11 月 13 日

¹⁸³ Red Points. "What are the biggest impacts of counterfeits on brands?" [<https://blog.redpoints.com/en/what-are-the-biggest-impacts-of-counterfeits-on-brands>], 27 April 2018.

模倣品にだまされる顧客が増えるにつれて、市場の需要、そして特定のブランドの市場価格が大幅に低下する。

ブランドの信頼性の損失は、模倣された模倣品による収益の損失よりもはるかに深刻である。信頼性を失うと、ブランドは数百件の商品の販売機会を失うだけでなく、市場全体を失うことになる。状況が深刻になると、ブランドは、そもそも作成さえしなかった欠陥のある商品のために、ブランドが有する資産を再構築しなければならない場合もある。消費者が模倣品にだまされると、ブランドエクイティ(**brand equity**)の損失というより大きな影響が生じる。ブランドイメージと認識が損なわれ、消費者は特定ブランドにあまり価値を見出さなくなる。

6. タイにおける模倣品対策

6.1 政府の政策、2008年以降の法改正、誓約、行動計画及び実績

従来、海外事業者にとって、タイにおける商業・知的財産の利用を通じたタイ市場へのアクセスは困難であった。現在の国家政策に鑑みれば、国家経済のイノベーションに向けた取り組みはなお道半ばである。知的財産政策の新たな効率的基礎を築くための、知的財産権の幅広い利用を促す試みは、近年、大いに発展を遂げてきた。公的および私的機関は、知的財産をタイにおける商業的・経済的資産として利用することによって、積極的に能力育成に取り組んでいる。

公表済みの国家戦略は、国家の持続的発展を目標としており、将来設計のベースとなるものである。第12次国家経済社会開発計画（2017年度から2021年度）のパート4においては、国家開発戦略が定められており、知的財産制度の発展について言及されている。¹⁸⁴知的財産政策や商務省知的財産局が説明する模倣品対策の主な概要は、以下の通りである。

政策レベルの発展

知的財産政策の国家委員会は、「Thailand 4.0」によりタイが発展する戦略として、国家全体の知的財産制度を改革する今後20年間の知的財産に関するロードマップを策定した。これは主に経済発展のためのイノベーション・知識に焦点を当てている。加えて、政府のThailand 4.0政策は、イノベーションの発展した経済の促進のために押し進められているが、これは、以下の3点の重要な観点の変化に言及している。

1. 消費財製造から革新的製造への転換
2. 基幹産業経済から、技術、創造力およびイノベーションを牽引する経済への転換
3. 製造中心からサービス中心へと転換

このロードマップは、今後20年間にタイで実施されるべき国家の知的財産発展の方向性を示すことを目的としている。この知的財産ロードマップは、次の6つの領域に焦点を当てた開発戦略を定めている。

1. 知的財産の創造: 市場ニーズに応えるため、タイでの研究開発を促進させること
2. 知的財産の保護: 国際標準に準拠した、より迅速な知的財産登録手続を実現するため、知的財産登録制度の改善に焦点を当てること
3. 知的財産の商業化: 研究結果の商業化、ビジネスマッチングイベントの開催、および知的財産評価や証券化のサポートをおこなうこと;
4. 知的財産権のエンフォースメント: 実際の市場およびオンライン・マーケットにおける知的財産権侵害の抑止
5. 地理的表示 (GI): タイが潜在的な競争力を有する地理的表示の利点と重要性について理解を深めること
6. 遺伝資源 (GR); 伝統的知識 (TK); 伝統的文化的表現 (TCE): タイはこれらについて潜在的な競争力を有すること

¹⁸⁴ タイ法執行職員に対する真贋判定セミナーでの知的財産局副局長のスピーチ, Khon Kaen, Thailand, 2018年5月6日

知的財産の創造、知的財産の保護、知的財産の商業化、および知的財産権のエンフォースメントは知的財産のバリューチェーン（価値連鎖）につながる一方、その他の領域は国家・地方の有する知的財産権を伴うものである。

このロードマップは、グローバル市場で競争するためにタイマーケットを強化することを目的としている。さらに、地方の資源にアクセスできるようになることによって、地方生産者をグローバル市場や国内市場に結び付ける機会が増える。現在の国家政策に鑑みれば、このロードマップは、グローバルビジネスに好影響を及ぼし、タイにおける知的財産意識を高め、人材開発とインフラ発展の機会を拡大することが期待されている。

模倣品対策の取組み

模倣品は長年にわたって経済に大きな悪影響を与えてきたため、タイにおける非効率な取締りは、タイに投資する知的財産保有者にとって最大の問題の一つである。タイは、1974年の米国通商法 301 条の優先監視国から除外されたものの、模倣品の問題は未だ残っている。

政府は、商業と投資の分野で能率性を向上させることに重点を置いている。従って、知的財産局(DIP)、タイ国家警察庁、タイ税関局、特別捜査局(DSI)などの全ての関連政府機関は、侵害事件や模倣品への対処に、より積極的になっている。これらは、タイの知的財産保護対策とその取締りを国際化し、著作者・発明者からの信頼を強化するために実施されている。

知的財産政策に関する国家委員会は、知的財産権侵害のエンフォースメントに関する小委員会を設置した。小委員会は、副首相が議長を務め、11 のエンフォースメントに関する機関の長により構成されている。小委員会は、戦略的政策、方向性、および措置を決定し、タイの全ての取締活動を監督する上で、重要な役割を果たしている。

知的財産侵害抑制小委員会は、国内治安維持司令部（ISOC: Internal Security Operations Command）に、知的財産侵害の防止と抑止のための行動計画の策定を命じた。IOCS は、エンフォースメントに関する各機関の計画の協同・統合および実施を行う中心機関である。

2018年4月5日、知的財産侵害抑制小委員会は、3つのワーキンググループを指名する3つの命令を発した。

1. 知的財産権侵害の抑止に関するワーキンググループ
2. インターネット上の知的財産権侵害の抑止に関するワーキンググループ
3. 知的財産権侵害品の破壊に関するワーキンググループ¹⁸⁵

政府は、国際標準を満たすようにタイの知的財産権制度を改善することを目指している。政府およびその関連機関は、タイが知的財産保護に真剣に取り組んでいることや、貿易競争力を高め商品・サービスに価値を付加するツールとして知的財産を利用していることを、諸外国に理解させようとしている。¹⁸⁶

¹⁸⁵ 知的財産局. “Fact Sheet on IP Protection and Enforcement in Thailand”, 2019年4月25日

¹⁸⁶ タイ法執行職員に対する真贋判定セミナーでの知的財産局副局長のスピーチ, Khon Kaen, Thailand, 2018年5月16日

取締結果¹⁸⁷

物理的（オフライン）市場での取締り

1. 2018年、タイ国家警察庁、特別調査局(DSI)、および税関局が合計 6670 件の摘発を行い、約 1,080 万点の侵害品を押収した。
2. MBK モール（バンコク）、ロンクルアマーケット（サケオ県）、パンティッププラザ（バンコク）、クロントム（バンコク）、バーンモ（バンコク）、チャトゥチャックマーケット（バンコク）、パッポンマーケット（バンコク）、スクンビットロード（ソイ 3-19）（バンコク）、IT シティ（パタヤ、チョンブリ県）、パトンビーチ（プーケット県）、カロンビーチ（プーケット県）など、2017年に米国通商代表により高度な知的財産権侵害が存在するとして以前に特定されたすべてのショッピングエリアについて、2018年1月11日以降、米国通商代表のリストから除外されている。
3. 知的財産局（DIP）は、タイ国家警察庁および国内治安維持司令部（ISOC）と協力して、MBK モール、ロンクルア市場、チャトゥチャック市場、パトンビーチ、およびカロンビーチ（プーケット）の5つのエリアで知的財産取締センター（IPEC: IP Enforcement Center）を、苦情の受付や侵害の疑いがある場合の調査を行うためのセンターとして、運営している。

オンライン市場での取締り

1. 2018年、政府のエンフォースメント機関は、オンライン・マーケットの侵害者に対して 268 回の摘発を行い、60,441 点の物品を押収した。
2. 2017年5月24日に改正されたコンピュータ犯罪法が施行されて以来、知的財産権利保有者は、オンライン上の知的財産権侵害に対抗するため、同法に基づくオンラインブロックの措置をとった。翌年には、裁判所は 20 件の命令を発し、合計 978 件の URL の著作権侵害コンテンツへのアクセスをブロック又は無効化した。

国境取締り

1. B.E. 2549 年関税法および B.E. 2522 年輸出入法では、税関職員は、輸入又は輸出を目的とする海賊版や偽造商標商品および通過中のそれらの商品を検査する職権上の権限を有している。
2. 国境での知的財産権侵害の取締りの行為を高めるために、税関局は、ウェブサイト上のデータベースを開発し、そのデータベースを活用することで、商標権者又はその代理人が、模倣品を識別するために、ブランド、製品の種類、および主要な技術に関する情報を提供できるようにした。
3. 2017 年に関税法が改正された。B.E. 2560 年改正関税法は、模倣品の輸入、輸送、積み替えに対して、最高 10 年の禁固刑および/または最大 50 万タイバーツの罰金を科す。このような罰則は、前述の行為を企てた者にも適用される。

知的財産権侵害品の破壊

1. 知的財産権侵害品が確実に商流から排除されるように、全ての海賊版または模倣品は破壊の対象となる。知的財産局（DIP）は、タイ王立陸軍、国内治安維持司令部（ISOC）、タイ国家警察庁、税関局、特別調査局(DSI)、および権利保有者と協力して、毎年、知的財産権侵害品を破壊する式典を開催する。

¹⁸⁷ 知的財産局. “Fact Sheet on IP Protection and Enforcement in Thailand”, 2019年4月25日

2. 2018年9月3日、全ての関連政府機関および権利保有者は、1,374百万タイバーツ相当の、210万点を超える知的財産権侵害品を破壊する式典を開催した。
3. 上記式典とは別に、税関局もまた、知的財産権侵害品を定期的に破壊する。

実績：知的財産権法制の発展

商標法

タイの商標法は2016年7月に改正された。この法律は、主に、マドリッド議定書の加盟国になるための確固たる法的基盤を整えるために改正された。この改正によって、サウンドマークの登録の承認も許可された。

マドリッド議定書の実施¹⁸⁸

2017年、タイの商標法が改正され、マドリッド議定書に基づく国際商標の商標登録に関する新しい章が導入された。これにより、タイの商標権所有者は、議定書の他の加盟国を指定した単一の国際出願を出願できるようになった。但し、出願された商標がタイで登録可能かどうかに関する決定は、タイ商標法に基づき判断されることに注意が必要である。

マドリッド議定書へのタイの加盟の主な特徴は、以下のとおりである。

1. 受理官庁及び指定官庁としての知的財産局(DIP)

知的財産局（DIP）で国際出願を行うことを選択したタイの出願人は、タイの基礎出願又は基礎登録を有していることが必要である。国際出願の受理後、知的財産局は、出願情報をWIPOに転送する前に、当該情報を確認する。

国際出願についてはタイ特有の要件がある。第一に、タイ国外への国際出願の商品・役務は、基本出願／基礎登録の指定商品・指定役務と一致させる必要があり、タイ登録官の審査基準の一部である商品・サービスの範囲が狭いことに留意すべきである。第二に、他国からのタイへの出願は、現地慣行を遵守するための商品又はサービスに補正することが要求される現在の審査ガイドラインに従い、タイ語で審査される。

2. タイにおける出願拒絶通知までの期間

タイにおいては18ヶ月の期間が採用された。登録機関は、その18ヶ月の期間中に、国際商標登録の拒絶理由通知を発行する義務がある。但し、異議が第三者によって申し立てられた場合、知的財産局は、18ヶ月の期間制限経過後も、WIPOに拒絶を通知することができる。

3. 登録の費用と有効性

タイのマドリッド議定書への加盟の宣言では、1ヶ国の外国官庁又はその後のもう1ヶ国の指定に要する政府手数料（個人手数料）は、1クラスあたり14,400タイバーツ（約420米ドル）であり、更新に要する政府手数料は、1クラスあたり18,000タイバーツ（約520米ドル）である。国際出願は10年間有効で、更新できる。

¹⁸⁸ Darani Vachanavuttivong and Somboon Earterasaru. Partners. "Thailand: Madrid Protocol to Take Effect on November 7, 2017," (Tilleke & Gibbins International Co., Ltd.). 2017年8月9日

マドリッド議定書は国際登録の方法を提供するものの、知的財産局は、タイの商標法や実務に基づく商品・役務分類や商標の独自性の審査を継続することとなり、タイでの商標出願の審査方法を大幅に変更することはない点に留意することが重要である。

新商標法の発効日以降、マドリッド議定書に基づいて出願された 14 件の内外商標出願と 1,401 件の内外商標出願があった。¹⁸⁹

音の商標の登録(Sound Trademark Registration)¹⁹⁰

B.E. 2560 年大臣規則(第 5 号)は、音の商標の商標登録出願を行えるようにするために、商標法に基づいて発行された。

音の商標の商標登録出願をするために、同規則第 11 項では、商品又はサービスに加えて、次のものを提出することを出願人に求めている。

- ▶ 音が、人間の音、動物の音、音楽/メロディー、又は別の種類の音に分類されるか否かを特定する、音声の詳細な説明
- ▶ USB フラッシュドライブに保存された MP3 などのデジタルファイル形式の、最大 30 秒の商標のオーディオ録音

また、出願人は、選択した場合、出願の一部として楽譜又は音声のスペクトログラム(spectrogram)を提出することもできる。

登録されるには、音の商標は製品の特性を直接表示するものであってはならず、製品によって自然に生成されたものであってはならず、製品の使用若しくは操作によって生成された音であってはならない(例えば、牛の鳴き声は、乳製品の音声商標として登録することはできない。)。これまで、少なくとも 35 件の出願があり、現在審査中である。

特許法

1999 年以降、特許法のさまざまな改正が提案されてきた。現在、タイは B.E. 2522 年特許法の改正を進めており、この計画は 2 つのフェーズに分かれている。

- ▶ フェーズ 1: フェーズ 1 では、TRIPS 協定の改正に準拠した特許付与手続の合理化に焦点を当てている。フェーズ 1 では、遺伝資源および伝統的知識に関連する特許出願にも対応する。2019 年 1 月 29 日、内閣は、特許法改正の最初の草案を承認した。改正案は現在、Council of State の審査中である。
- ▶ フェーズ 2: フェーズ 2 では、意匠登録手続の合理化と、ハーグ協定へのタイの加盟準備に焦点を当てている。フェーズ 2 は、意匠の国際登録(ハーグ協定)にも関係している。フェーズ 2 の改正法草案は特許法改正小委員会によって既に策定されており、現在、改正法案は、特許法改正委員会において検討中である。

¹⁸⁹ 同上

¹⁹⁰ Darani Vachanavuttivong. "Thailand—Ministerial Regulation under the Trademark Act Allows for Sound Trademark Registration," (Tilleke & Gibbins International Co., Ltd.). 2017 年 9 月 4 日

改正特許法の最新の草案は、2018年1月31日に知的財産局(DIP)のウェブサイトで公開された。さらに変更される可能性があるが、特許法の改正案は、タイの特許に大きな影響を与えるため、特許権者は注目すべきである。

著作権法

知的財産局(DIP)は、現行の著作権法に含まれるいくつかの条項の欠陥に対処するため、同法の改正作業に着手した。詳細は以下の通りである。

ファーストセール・ドクトリン(First Sale Doctrine)に基づく著作権侵害の例外¹⁹¹

著作権法(第2号) B.E. 2558年により改正された B.E. 2537年著作権法第32/1条は、ファーストセール・ドクトリン(First Sale Doctrine)に基づく著作権侵害の例外を明示的に認めている。この新条文では、原著物またはコピーされた著作物(これらが合法的に取得された場合に限り)の頒布は、著作権侵害とはみなされないことを規定している。この例外は、タイ著作権法で認められているすべての著作物に適用される。

コンピュータ・システムでの一時的な複製の例外¹⁹²

コンピュータ・システムを機能させるために著作物を複製する必要がある場合があることを踏まえ、多くの国の著作権法においても認められている例外と同様、タイの改正著作権法はこの必要性を反映した例外規定を設けている。B.E. 2558年著作権法(第2号)により改正された B.E. 2537年著作権法第32条/2条は、コンピュータ・システムが正常に機能するために必要な著作物の複製は、著作権侵害行為とは見なされないことを規定している。

コンピュータ・システムの著作権侵害に対する予備的差止による救済¹⁹³

B.E. 2558年著作権法(第2号)により改正された B.E. 2537年著作権法第32/3条は、著作権者がインターネットサービスプロバイダーのコンピュータ・システム上で著作権を侵害するコンテンツの頒布を防ぐために利用できる新しい差止命令を導入している。当該条項によって、著作権者がその著作物がコンピュータ・システム上において侵害されていると信じる合理的根拠がある場合、侵害を止めるために、サービスプロバイダーに対し、裁判所による命令を発令するよう管轄裁判所に申し立てを行うことができる。法律上定義されている「サービスプロバイダ」には、インターネットへのアクセスを提供する者、コンピュータ・システムを介して相互に通信できるサービスを提供する者、コンピュータ情報ストレージサービスを提供する者が含まれる。

このような命令を認める場合、裁判所は、サービスプロバイダが裁判所の命令を遵守しなければならない期間を指定する。差止命令が認められた後、著作権者は、サービスプロバイダが侵害コンテンツを削除するよう裁判所が命じた期間内に、侵害者に対して訴訟を提起する義務を負う。サービスプロバイダが、コンピュータシステム上における侵害行為を、管理、開始、または命令する者でない場合、裁判所命令を遵守することによって、著作権侵害の責任が免除され、命令に基づいて実行された行為によって生じた損害について責任をサービスプロバイダは負わない。

¹⁹¹ Nandana Indananda and Suebsiri Taweepon, Partners. "Thai Copyright Act Amendments: Updating the Law for the Digital Age," Informed Counsel Vol. 6 No. 1, (Tilleke & Gibbins International Co., Ltd.). 2015年2月

¹⁹² 同上

¹⁹³ 同上

実演家人格権の保護¹⁹⁴

B.E. 2558 年著作権法(第 2 号)により改正された B.E. 2537 年著作権法は、同法第 18 条における著作物の著作者人格権と同様に、実演家人格権を保護している。改正法第 51/1 条において、実演家は、実演において実演家として自らを識別する権利を有し、また、実演に関して評判や実演家の尊厳を損なう限りにおいて、実演家の権利の譲受人を含むすべての者が、演技に関して歪曲、短縮、翻案またはその他の行為に及ぶことを禁止することによって、その実演家の評判を保護する。

権利管理情報の保護¹⁹⁵

B.E. 2558 年著作権法(第 2 号)により改正された B.E. 2537 年著作権第 53/1 条および第 53/2 条は、権利管理情報(RMI: Rights Management Information)を削除または修正することによって実演家の権利侵害を誘引・起因・促進し又は実演家の権利侵害を隠蔽することを認識しつつこれを削除・修正した者や、著作物の権利管理情報 (RMI) が削除または修正されたことを知ってこれを頒布するために公衆に伝達し、またはタイに輸入した者の、民事責任について規定する。

権利管理情報(RMI)侵害の責任に関しては、例外が規定されている。第 53/3 条は、例外として以下のケースを規定している。

1. 削除または修正が、法律の施行または国家安全保障上の要請によって、権限を有する職員によって行われたケース
2. 削除または修正が、非営利目的で、教育機関、図書館、または公共放送機関によって行われたケース
3. 著作物の権利管理情報(RMI)が削除または修正された場合において、同著作物の公衆への伝達が、非営利目的で、教育機関、図書館、または公共放送機関によって行われたケース

技術的保護手段の保護¹⁹⁶

技術的保護手段(TPM: Technological Protection Measures)の回避行為は、B.E. 2558 年著作権法(第 2 号)により改正された B.E. 2537 年著作権第 53/4 条で禁止されている。これにより、技術的保護手段(TPM)を回避するか、または回避するためのサービスを提供する者は、そのような回避行為が著作物または実演者の権利の侵害を誘発しまたは引き起こすという認識の下で回避行為がなされた場合には、侵害の責めを負う。権利管理情報(RMI)の侵害と同様、技術的保護手段(TPM)を回避した者は、第 70 条第 1 項で指定された罰則に従い、罰金を科され、または禁錮刑に処される可能性がある。

第 53 条第 5 項は、技術的保護手段(TPM)の回避行為から生じる責任の例外規定を定めている。技術的保護手段(TPM)を回避した者の行為であっても、以下に該当する場合には、第 53/4 条に基づく侵害行為とはみなされない。

1. 法令上の著作権侵害の例外に該当する限りにおいて、回避行為が必要な場合
2. あるコンピュータプログラムを別のプログラムと連携させるために必要な構成要素を分析するために行われる場合
3. 暗号化技術の欠陥を調査、分析または特定するために行われる場合

¹⁹⁴ 同上

¹⁹⁵ 同上

¹⁹⁶ 同上

4. コンピューター、コンピュータシステムまたはコンピュータネットワークのセキュリティシステムを、テスト、検査または修復するために行われる場合
5. 個人のオンライン行動を示すデータの収集および配布に関連する技術的保護手段(TPM)の機能を停止するために行われる場合
6. 法律の施行または国家の安全を守るために行われる場合（但し、これは権限を与えられた職員によって行われなければならない場合

懲罰的損害賠償¹⁹⁷

B.E. 2558 年著作権法(第 2 号)により改正された B.E. 2537 年著作権法は、懲罰的損害賠償制度の適用により、著作権侵害に対して利用可能な民事上の救済範囲を拡大している。現行規定である同法第 64 条は、公衆に著作物を広く利用可能にさせる意図で、著作権または実演家の権利が侵害されたことを示す明確な証拠が存在するケースにおいて、管轄裁判所が、同条第 1 段落に規定された基準に基づいて決定された損害賠償額の 2 倍の損害額を認めることを可能とする、同条第 2 段落を挿入するよう修正された。

模倣品の差止と破壊¹⁹⁸

著作権法に基づく模倣品の差止と破壊に関する規定は、大幅に修正された。新規定である第 75 条においては、著作権者は、他者の権利を侵害する著作物の権利を失う。さらに、第 75 条は、他者の権利を侵害する著作物の差止または破壊を命令する権限を管轄裁判所に付与し、侵害者は、破壊の費用を負担する。

映画館での不正な盗撮行為を根絶するため、B.E. 2558 年著作権法(第 2 号)により改正された B.E. 2537 年著作権法の新規定は、映画館で許可なく著作権で保護された映画の音声、画像、または音声と画像の両方を記録することを禁止しており、これに違反した場合、同法第 28/1 条に基づく著作権侵害とみなされる。

マラケシュ条約(Marrakesh Treaty)への加盟

B.E. 2561 年著作権法(第 4 号)に基づく B.E. 2537 年著作権法の改正は、タイのマラケシュ条約への加盟に関連するものである。2018 年 11 月 11 日に官報で公布され、2019 年 3 月 11 日に施行された。

上記改正をさらに明確にするため、商務省は、2019 年 2 月 28 日、障害者の著作権使用の例外に関する通知を発行し、同例外の範囲を明確にした。視覚、聴覚、身体、知的障害または学習障害のある者の利益のために設立・運営されている認可された組織が、非営利目的でビジネスを行う場合に、新法に基づく著作権侵害の免除規定が適用される。この法律は、免除を主張する段階で、著作権者の著作物の通常の活用を妨げてはならず、かかる場合には著作権者の正当な権利を不当に侵害する可能性があることを定めている。認可された組織は、法の下で「障害者」の定義に該当しない者が著作物にアクセスすることが厳に不可能であることを十分に保証するために、特定の措置を講じる必要があることに注意が必要である。¹⁹⁹ さらに、タイは、2019 年 1 月 28 日にマラケシュ条約への加盟書類を WIPO に提出し、マラケシュ条約の 49 ヶ国目の加盟国となった。

¹⁹⁷ 同上

¹⁹⁸ 同上

¹⁹⁹ Thanyalak Inthachard and Peeyakorn Suparugbundit, Attorneys. "Marrakesh Treaty and Exemptions to Copyright Infringement for Disabled Persons in Thailand," Informed Counsel, (Tilleke & Gibbins International Co., Ltd.). 2019 年 8 月

さらなる改正

さらに、タイは、現在、B.E. 2537 年著作権法のさらなる改正手続を進めており、これは二つのフェーズに分かれている。

- ▶ フェーズ 1: フェーズ 1 は、デジタル環境での著作権保護のメカニズムを強化し、WIPO 著作権条約(WCT: WIPO Copyright Treaty)へのタイの加盟に備えることを目的としている。2018 年 10 月 16 日、内閣は、著作権法の最初の改正草案を承認し、現在、国務院 (the Council of State) における審査中である。
- ▶ フェーズ 2: フェーズ 2 は、WIPO 実演・レコード条約(WPPT: WIPO Performances and Phonograms Treaty)へのタイの加盟に向けた準備を対象としている。DIP は現在、タイの WPPT への加盟を実現するために著作権法の改正草案を策定している。

コンピュータ犯罪法

B.E. 2560 年コンピュータ犯罪法(第 2 号)は、2017 年 5 月 24 日に施行された。改正法では、知的財産権侵害は、第 20 条の下で犯罪行為として列挙されている。したがって、裁判所命令を得たデジタル経済社会省(MDES)職員は、知的財産権侵害コンテンツへのアクセスをブロックし、またはオンラインコンピュータシステムから侵害コンテンツを削除する権限が与えられている。²⁰⁰

実績:タイにおける模倣品に関する統計

タイでは、模倣品対策を実施する権限を持つエンフォースメント機関 (すなわち、タイ国家警察庁、特別調査局 (DSI)、税関局) は、タイ全体において、市場の模倣品を押収・差止するために、製造業者、流通業者、輸入業者、輸出業者、卸売業者、小売業者、さらには行商人に対して、対策を繰り返し講じ、また、模倣品の生産と取引に関与する個人または事業体を訴追してきた。知的財産局 (DIP) は、政策レベルと実践レベルの両方で知的財産を扱う主要な政府機関であり、また、模倣品対策を実施し、これらの政府機関における取締活動を組織化する、リーダーおよびコーディネーターとしても機能している。特に、この研究プロジェクトのために知的財産局(DIP)と税関から取得した知的財産権のエンフォースメント事例と押収・差止の統計数値は、過去 10 年間のタイの模倣品に関する全体像と状況を理解するのに有用である。

²⁰⁰ 知的財産局. "Fact Sheet on IP Situation in Thailand", 2017 年 7 月.

知的財産局による統計²⁰¹

| 犯罪根拠法 | 2018 | | 2017 | | 2016 | | 2015 | |
|-------------------|-------------|----------------|--------------|------------------|--------------|------------------|--------------|------------------|
| | 検挙 | 押収数量 | 検挙 | 押収数量 | 検挙 | 押収数量 | 検挙 | 押収数量 |
| (B.E. 2537 年著作権法) | 1,930 | 85,403 | 1,844 | 73,521 | 1,504 | 130,492 | | |
| (B.E. 2534 年商標法) | 3,961 | 525,643 | 4,908 | 2,417,157 | 5,035 | 4,191,313 | 7,887 | 1,665,390 |
| (B.E. 2535 年特許法) | 18 | 4,281 | 33 | 23,883 | 158 | 10,882 | | |
| 計 | 5909 | 615,327 | 6,785 | 2,514,561 | 6,697 | 4,332,687 | 7,887 | 1,665,390 |

| 犯罪根拠法 | 2014 | | 2013 | | 2012 | | 2011 | |
|-------------------|--------------|----------------|--------------|------------------|--------------|------------------|--------------|------------------|
| | 検挙 | 押収数量 | 検挙 | 押収数量 | 検挙 | 押収数量 | 検挙 | 押収数量 |
| (B.E. 2537 年著作権法) | 4,562 | 524,671 | 5,121 | 1,216,567 | 4,789 | 2,770,675 | 3,150 | 690,346 |
| (B.E. 2534 年商標法) | 2,473 | 227,202 | 4,377 | 964,627 | 4,914 | 3,833,509 | 2,234 | 1,777,833 |
| (B.E. 2535 年特許法) | 13 | 1,137 | 29 | 10,863 | 24 | 4,859 | 6 | 151 |
| 計 | 7,048 | 753,010 | 9,527 | 2,192,057 | 9,727 | 6,609,043 | 5,390 | 2,468,330 |

| 犯罪根拠法 | 2010 | | 2009 | | 2008 | | 2007 | |
|-------------------|--------------|------------------|--------------|------------------|--------------|------------------|--------------|------------------|
| | 検挙 | 押収数量 | 検挙 | 押収数量 | 検挙 | 押収数量 | 検挙 | 押収数量 |
| (B.E. 2537 年著作権法) | 2,867 | 2,288,702 | 3,781 | 3,099,592 | 3,215 | 2,465,679 | 4,614 | 2,228,348 |
| (B.E. 2534 年商標法) | 2,679 | 2,011,295 | 3,826 | 2,168,887 | 2,697 | 946,262 | 2,465 | 1,472,813 |
| (B.E. 2535 年特許法) | 2 | 213 | 5 | 46,461 | 1 | 1 | 4 | 10,045 |
| 計 | 5,548 | 4,300,210 | 7,612 | 5,314,940 | 5,913 | 3,411,942 | 7,083 | 3,711,206 |

²⁰¹ 知的財産局へのインタビュー, 2019年6月25日

税関差止が行われた模倣品事件数(2008年-2018年)

| 税関により差止られた商品の知的財産権侵害事件の概要 | |
|---------------------------|-----|
| 年度 | 件数 |
| 2008 | 651 |
| 2009 | 684 |
| 2010 | 759 |
| 2011 | 628 |
| 2012 | 754 |
| 2013 | 774 |
| 2014 | 770 |
| 2015 | 847 |
| 2016 | 900 |
| 2017 | 770 |
| 2018 | 890 |

2008年から2018年に税関が実施した知的財産権のエンフォースメントに関する統計によると、2008年以降、タイにおける模倣品の税関差止の件数が増加していることがわかる。2011年から2016年の間、税関の差止件数は毎年約50件増加している。2017年にはその数は減少し、翌年にまた増加した。タイの税関は、商標と著作権を侵害する商品を押収する権限のみ有することに留意することが重要である。

税関により差止められた模倣品の数量(2008-2018)

| 税関により差止られた商品の知的財産権侵害事件の概要 | |
|---------------------------|------------|
| 年度 | 数量(品数) |
| 2008 | 2,222,254 |
| 2009 | 1,051,474 |
| 2010 | 628,803 |
| 2011 | 451,772 |
| 2012 | 1,531,440 |
| 2013 | 631,121 |
| 2014 | 263,760 |
| 2015 | 1,859,126 |
| 2016 | 1,532,924 |
| 2017 | 903,742 |
| 2018 | 10,130,934 |

²⁰² 知的財産局へのインタビュー, 2019年7月

上記の表に示されているように、税関のエンフォースメント件数は、特定の年に税関によって差止められた模倣品の量と必ずしも一致しない。税関によって差止められた模倣品の量は、2008年から2018年まで変動してきた。2008年から2011年、2013年から2014年、2016年から2017年は減少したが、2012年、2015年、2018年には、それぞれ増加に転じた。2018年に増加に転じたものの、2019年の差止められる模倣品の量は予測不可能である。

税関により差止められた模倣品の総価額(2008年-2018年)
税関により差止められた商品の知的財産権侵害事件の概要

| 年度 | 総価額 (バーツ) |
|------|-------------|
| 2008 | 382,678,786 |
| 2009 | 289,448,817 |
| 2010 | 120,453,899 |
| 2011 | 132,502,410 |
| 2012 | 148,105,535 |
| 2013 | 116,552,746 |
| 2014 | 74,706,589 |
| 2015 | 170,722,499 |
| 2016 | 117,624,493 |
| 2017 | 40,229,007 |
| 2018 | 164,440,071 |

2008年は、税関によって差止められた模倣品の総価額が過去最高で、模倣品数も最高となった。2015年の模倣品数は2番目に多かった一方、模倣品の総価額が過去2番目に高かったのは2009年で約3億バーツであり、また、2011年の模倣品数は最低で40万点であったものの、同年の模倣品の総価額は、2010、2013、2014、2016、2017年と比較して高額であった。

上記の表は、2018年に模倣品の税関差止め件数が大幅に増加したことを示している。これは2017年からの急激な変化である。最近件数が増加したことは、タイ税関が、輸入された模倣品や海賊版の監視や押収にとっても積極的であることや、これらの監視・差止めが、商標権および著作権者が知的財産権を保護するための効果的な手段となったことを示している。2018年に差止められた商品数は、これまで最大であった。また、商品を輸入する配送ビジネスは、傾向として、大きなコンテナによる配送から、商品数が少ない小包での配送にシフトしていることに注意する必要がある。過去には、税関職員は、主に大きな商品のコンテナに照準を合わせていた。しかし、近年では、小包による配達が増加している。税関職員は、過去の慣行を改め、現在は、小さな貨物にも一層の注意を払っている。

知的財産の啓蒙・教育活動²⁰³

2008年から2019年の間、知的財産局は、これまで、人々の知的財産への理解を促し、また、様々な啓蒙活動を行ってきた。

- ▶ 知的財産局 (DIP) は、様々な知的財産の啓蒙・教育活動を実施してきた。また、知的財産局は、セミナーやワークショップを開催することによって、様々な知的財産トピックについて一般人を教育している。知的財産局は、知的財産の知識を伝えるための、拠点、ブログ、バナー、プ

²⁰³ 知的財産局. "Fact Sheet on IP Protection and Enforcement in Thailand", 2019年4月25日

レスリリースなど、多くの広報（PR）アイテムも作成している。対象となる人々に伝達されるように、無料テレビ番組、ラジオ、Twitter や Facebook 等のソーシャルメディアなど、様々なツールやコミュニケーションチャネルが活用されている。

- ▶ 2018 年 8 月、知的財産局は、「DIP ミニマラソン 2018 : ストップ海賊行為—知的財産権の尊重」と呼ばれる革新的な知的財産認識活動を組織した。このチャリティウォーク・ランイベントには、2500 人以上が参加し、大成功を収めた。
- ▶ 知的財産局は、毎年、世界知的財産 DAY を祝うための主要な活動を開催している。2018 年、知的財産局は、タイスポーツ協会、タイバドミントン協会、SCG Muangthong United、True Vision、JETRO、USPTO、EUIPO と協力して、「Reach for Gold: IP and Sports」（場所：バンコクのスタジアムワン）のイベントを開催し、世界知的財産 DAY を祝った。この活動は、特にスポーツに関連する知的財産に対する認識を高め、スポーツ産業における革新と技術を展示することを目的としている。

能力開発(Capacity Building)

知的財産局（DIP）は、権利者と緊密に協力して、関連するエンフォースメント機関の能力開発活動を組織している。

- ▶ タイ政府は、知的財産権者の透明性と関与を非常に重視している。
- ▶ 知的財産局（DIP）は、知的財産権者との協議会を毎年開催し、タイの知的財産権の状況に関する最新情報を提供している。この会議では、関連する政府機関と知的財産権者が、全ての知的財産関連の問題について議論し、知的財産関連業界によって表明された意見や懸念を検討することに役立てられている。
- ▶ 公衆衛生の政策と措置に関して、公衆衛生省（MOPH）は、製薬業界を含む様々な利害関係者と定期的に対話している。それゆえ、利害関係者によって表明された意見と懸念は、公衆衛生の政策・対策の策定と実施のために、常に検討されている。

実績：エンフォースメント

民事手続

裁判所で民事訴訟を提起する際、知的財産権者は、多くの場合、知的財産権の侵害により被った回復不能な損害に対する補償として、損害賠償を請求する。多くの知的財産権者は、通常、逸失した収益と売上を十分に補償する額の損害賠償を求めることで、知的財産権者は、侵害が発生しなかった場合と同じ状態に回復することとなる。但し、損害の評価および算定方法に関し、法律は、確定した基準を定めているわけではないことに留意が必要である。それゆえ、損害の評価は、通常、裁判所の裁量に委ねられる。

多くの場合、知的財産国際貿易裁判所（IP&IT 裁判所）が認める損害賠償額は、知的財産権者が被った実際の被害または損失より、大幅に低い額となる。1997 年に IP&IT 裁判所が設立されて以来、損害賠償額が限定的にしか認められないことは、訴訟を検討している知的財産権者にとって、障害となり、訴訟提起を強く妨げていることが示されている。しかし、最近のいくつかの決定によって、原告に多額の損害賠償が認められたことは、知的財産権者にとって、楽観できる新たな根拠となる。²⁰⁴ これらの IP&IT 裁判所の決定の影響は、被害を受けた知的財産権者への画期的な損害賠償の裁定とともに、

²⁰⁴ Suebsiri Taweepon, Partner “Damages Awards Increasing in Thai IP Cases” Informed Counsel, 2011 年 8 月 31 日 (Tilleke & Gibbins International Co., Ltd.).

拡大し続けている。最新のランドマーク的判決は、水産養殖業の世界的先駆者であり、革新的な養殖と水産物生産のための高品質の生餌源の生産プロセスに焦点を当てた、INVE Technologies N.V.に授与された。2018年11月、INVEは、知財侵害者を相手に、非常に有利な決定を獲得した。IP&IT裁判所は、差止命令と、知的財産事件における損害額としてタイ史上最高額の賠償額（および申立日以降のこれに対する利息相当額）を認めた。²⁰⁵

知的財産権者は、第一に、侵害者が権利侵害を直ちに停止するよう要求することにより、侵害行為に対する差止命令を申し立てることができる。予備的差止命令の申し立ては、裁判手続前または裁判手続中に行うことができる。予備的差止命令は、タイの主要な知的財産法、すなわち著作権法、特許法、商標法、および営業秘密法に基づき利用することができる。さらに、Anton Piller Orderの利用も可能である。この命令は、訴訟提起前の証拠の搜索と差押えを行う一方的な命令である。これによって、知的財産権者は、侵害者からの知的財産侵害の証拠を、即時に差し押さえることができる。Anton Piller Orderにおいては、侵害者とされる者は、知的財産権者とその弁護士に対し、侵害者の施設において侵害者の所有する証拠を調査することを許可する必要がある。²⁰⁶これらの法的措置は、知的財産権者が侵害行為に関する証拠を収集するのにとても有用であり、これによって、より一層、裁判所に対して侵害の甚大さを示すことができる。

刑事手続

刑事手続を通じた侵害者に対する抑止効果に関しては、罰則として最大40万タイバーツ（約12,903米ドル）の罰金と最大4年間の禁固刑（商標権侵害）が課される可能性があるものの、タイの裁判官は、侵害者、特に初犯者や小売業者に厳しい罰則を課すことに消極的である。²⁰⁷

しかし、裁判所が、高額の罰金の支払いを命じたケースも存在する。具体例として、以下のケースである。

- ▶ 2019年6月10日、被告に対し、2年の禁固刑を命じる判決が下され、1年の禁固刑に減刑されたが、執行猶予は付かなかった。模倣品に係る申立てについて40万タイバーツの罰金および販売目的の模倣品所持に係る申立てについて40万タイバーツの罰金が命じられた。
- ▶ しかし、被告は控訴した。控訴裁判所は、一つ目の申立てに対して20万タイバーツの罰金へと減刑し、また、二つ目の申立てに対しても20万タイバーツの罰金へと減刑し、執行猶予も認めた。
- ▶ 2018年1月12日、被告に対し、1年の禁固刑を命じ、40万タイバーツの罰金を科す判決を下した。
- ▶ しかし、被告は控訴した。控訴裁判所は、刑罰を増額し、被告に対し、2年の禁固刑および81万2000タイバーツの罰金を科す判決を下した。その後、被告が有罪を認めたため、刑罰は1年の禁固刑（執行猶予付き）および40万6000タイバーツの罰金刑に、減額された。被告は執行猶予中であり、年3回、裁判所に出頭しなければならない。

これらは、裁判所が、商標権侵害のほぼ最大の罰金刑を下した事例である。

²⁰⁵ Nandana Indananda and Suebsiri Taweepon, Partners. "IP&IT Court Awards Historic Patent Damages as Thailand Strengthens IP Protection," *Informed Counsel* Vol. 10, No.3, (Tilleke & Gibbins International Co., Ltd.). 2019年9月3日

²⁰⁶ 同上

²⁰⁷ Angus Mitchell, Kunal Sachdev and Thunyaporn Chartisathian, "All bark and no bite? – IP law enforcement: Part IV," [<http://www.bangkokpost.com/print/425955/>], 2015年

6.2 模倣品に対する企業の対策事例

知的財産に関する出願の客観的統計

タイでは、様々な法律に基づき知的財産の保護がなされている。知的財産の種類によって、登録が必要なものと不要なものがある。各知的財産の出願・登録の情報と統計の概要は、以下の通りである。

特許及び小特許

国別に分類された特許（小特許含む）出願の統計²⁰⁸

| | 2018 | 2017 | 2016 | 2015 | 2014 | 2013 |
|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 総数 | 13,618 | 12,987 | 12,743 | 12,628 | 12,007 | 11,209 |
| タイ | 4,948 | 4,677 | 4,664 | 4,191 | 3,789 | 3,456 |
| 日本 | 3,501 | 3,918 | 3,631 | 3,748 | 3,801 | 3,386 |
| 他国 | 5,169 | 4,392 | 4,448 | 4,689 | 4,417 | 4,367 |

| | 2012 | 2011 | 2010 | 2009 | 2008 |
|-----------|---------------|--------------|--------------|--------------|---------------|
| 総数 | 10,227 | 7,695 | 5,602 | 9,755 | 10,578 |
| タイ | 3,360 | 3,406 | 3,570 | 4,233 | 3,686 |
| 日本 | 3,028 | 1,996 | 904 | 2,057 | 2,461 |
| 他国 | 3,839 | 2,293 | 2,936 | 3,465 | 4,431 |

上記統計によれば、特許出願数は毎年徐々に増加していることがわかる。出願人の国籍に関しては、タイが依然として最大の特許出願件数であるが、日本の特許出願件数は2番目に多い。

商標

国別に分類された商標出願の統計²⁰⁹

| | 2018 | 2017 | 2016 | 2015 | 2014 | 2013 |
|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 総数 | 47,246 | 42,711 | 51,613 | 52,344 | 45,661 | 46,097 |
| タイ | 28,138 | 26,514 | 33,241 | 33,347 | 27,517 | 27,881 |
| 日本 | 2,837 | 2,912 | 2,942 | 3,419 | 3,553 | 3,782 |
| 他国 | 16,271 | 13,285 | 15,430 | 15,578 | 14,591 | 14,434 |

| | 2012 | 2011 | 2010 | 2009 | 2008 |
|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 総数 | 44,963 | 38,950 | 37,656 | 36,087 | 35,422 |
| タイ | 27,508 | 23,457 | 24,781 | 24,734 | 21,950 |
| 日本 | 3,395 | 2,749 | 2,217 | 1,938 | 2,126 |
| 他国 | 14,060 | 12,744 | 10,658 | 9,415 | 11,346 |

²⁰⁸ 知的財産局. “Statistics of Patent and Petty Patent,” [https://www.ipthailand.go.th/th/patent-012.html] 2019年

²⁰⁹ 知的財産局. “Statistics of Trademark,” [https://www.ipthailand.go.th/th/trademark-010.html], 2019年

上記統計によれば、毎年、タイは、他国よりも多くの商標出願を行っていることがわかる。但し、2017年以降、マドリッド議定書への加盟により、商標出願数は大幅に減少している。出願人の国籍に関しては、統計によれば、商標出願人は様々な国に由来しており、タイ人が最も多い。

著作権

国別に分類された著作権登録の統計²¹⁰

| | 2015 | 2014 | 2013 | 2012 | 2011 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総数 | 16,141 | 16,053 | 14,868 | 18,034 | 20,080 |
| タイ | 16,040 | 15,999 | 14,703 | 17,995 | 20,056 |
| 他国 | 101 | 54 | 165 | 39 | 24 |

上記統計によれば、著作権登録数が減少していることがわかる。これは、知的財産局自身は、提供された情報の正確性を検査・保証しないことから、使用者や一般人にとって、このデータベースは有用とは言えないことが理由であると思われる。

国籍に関しては、驚くべきことに、著作物の登録を選択する著作権者のほとんどはタイ国民である。これは、多くの他国の著作権者が、知的財産での著作物の登録を利用していないことを示している。

企業が模倣品を発見した場合の措置

企業が模倣品を発見した場合、法的措置に着手する前に、調査を行うことが一般的に推奨される。調査で得られた貴重な情報によって、知的財産権者やその代理人は、タイ市場での模倣品の出所を追跡できることから、調査は、効果的な措置の中心的役割を担う。したがって、調査は、会社の手元の情報や目的に沿って、具体的に実施される。

オフライン市場調査

街中で実施される市場調査は、タイ市場内のブランドに影響を与える模倣品活動の現在の規模を評価する上で、効果的な手段となる。市場調査を実施する際、調査員は、指定場所を訪問し、関連情報を明らかにする。調査レポートには、模倣品を販売する店舗数、入手可能な模倣品のおおよその量、模倣品を販売する店舗の写真、およびその他の有用な情報が記載されることになる。それゆえ、調査チームは、対象商品に最も関連性の高いストリートマーケットやモールに対して広範な調査を実施し、模倣品の存在とその入手可能性について、包括的な見通しを獲得する。

オフラインでの知財侵害には、四種類の関係者が関与している。

- ▶ 小売店
- ▶ 卸売業者
- ▶ 製造業者
- ▶ 輸入業者

消費者向け模倣品の販売拠点として有名な、バンコクでの市場調査が強く推奨されるショッピングセンターの例は、MBK モール、パンティッププラザ、チャトゥチャックウィークエンドマーケット、シーロムロード、プラチナショッピングモールなどである。

²¹⁰ 知的財産局. "Statistics of Trademark," [https://www.ipthailand.go.th/th/trademark-010.html], 2019年

さらに、調査チームは、バンコク内だけでなく、プーケット県のパトンビーチやパタヤのウォーキングストリートなど、タイの他の人気のある観光省でもこれらの調査を実施することができる

オンライン市場調査

現在、知的財産権侵害品は、路上の実店舗だけではなく、オンラインプラットフォームを通じて販売されるおそれが高くなっている。調査チームは、3種類のオンラインプラットフォームの広範な調査を実施して、侵害品の存否を判断することができる。オンライン侵害には、次のようないくつかのカテゴリがある。

- ▶ ドメイン名の一部として商標を使用しているウェブサイト
- ▶ 模倣品を販売するウェブサイト
- ▶ 模倣品を販売するショッピングプラットフォームなど、タイのオンラインマーケット
- ▶ Facebook や Instagram などのオンラインソーシャルメディアプラットフォームにおいて、タイから国外へまたはタイを経由して模倣品を販売するケース
- ▶ eBay や Alibaba などのオンライン国際マーケットにおいて、タイから国外へまたはタイを経由して模倣品を販売するケース

オンライン市場調査は、特定のオンラインプラットフォームを対象とするよう指定することができ、対象を絞った効率的な調査結果の取得が可能である。

- ▶ オンラインマーケットプレイス: オンラインマーケットプレイスにおいては、ユーザーは、商品を相互に直接売買できる。一部のマーケットプレイスは配送サービスを提供する一方、他のマーケットプレイスは単に商品販売と売主への支払処理の手段を提供するだけである。売主のアカウントから入手できる情報量は、プラットフォームによって異なる。
- ▶ ソーシャルメディアプラットフォーム: ソーシャルメディアプラットフォームは、侵害品を宣伝し、買主と売主がプラットフォーム内ツールを使用してやりとりすることを可能とする手段として、タイでよく利用される。
- ▶ 個人ウェブサイト: これには、タイで侵害品を販売していることが判明したタイの個人ウェブサイトが含まれる。これらのタイのウェブサイトは、ドメイン名 .com または .co.th で登録することが可能であり、同一のオンライン販売者は、これらを上記2つのプラットフォームに接続することができる。

予備調査と詳細調査

これらは、実名や住所について信頼できる情報を提示しない侵害者に対して、法的措置を講じるために利用される。たとえば、オンライン侵害者が、アカウント名のみを提示し、その他の情報を提示しない場合がある。そのため、実際の実名等の身元情報と物理的住所を取得するために、相手方に対する予備調査が必要となることがよくある。

予備調査中に実行される措置例:

- ▶ 侵害停止要求状(CD letter)を送付する前に、侵害者の実際の身元と住所を特定するために、侵害者の活動について初期調査を実施する。
- ▶ 氏名、住所、銀行口座番号などの個人情報を取得するために、侵害者から侵害品をテスト購入する。

侵害者の実際の身元と住所を特定することに加えて、詳細調査の目的は、在庫品と侵害品の出所を追跡することである。詳細調査中に実行される措置例は以下の通りである。

- ▶ 侵害の性質と程度を判断するために、侵害者の活動を徹底的に調査する。
- ▶ 権利侵害が疑われる製品をテスト購入し、その真正性を判断し、物理的な住所や銀行口座番号など、侵害者組織のメンバーの名前やその他の詳細情報を獲得する。
- ▶ 侵害者が利用する倉庫またはその存否を明らかにするために、侵害者の活動と活動場所を監視する。これらは、法律上の執行手続として実施される摘発の対象となる場合がある。
- ▶ 裁判上で請求可能な損害賠償額に対する一般的な見通しを形成するため、侵害者が所有する製品在庫量を評価および推定する。

調査や市場調査の結果を受領した後については、第3章に示すように、侵害者に対し、様々な強制措置が存在する。模倣品に関連する対策例（企業が模倣品の根絶に成功する方法を含む）は以下のとおりである。

日系クライアント企業の例

知的財産国際貿易裁判所における民事訴訟（意匠権侵害事件）

ある日本企業は、タイを含むいくつかの国でオートバイのデザインの権利を有していた。これには、5つの独立の意匠権が含まれていた。この知的財産権者である日本企業は、マーケットにおいて優位な立場にいたため、同社は、積極的に製品の模倣品市場を監視し、中国の大手企業（侵害者）がタイで2つの侵害モデルを製造し自らのブランドとして販売していることを発見した。この日本企業は、専門家と特許の専門家による様々な分析を行った後、これら2つのモデルが、5つの意匠権すべてを侵害しているという結論に達した。

同日本企業は、友好的な交渉により紛争を解決しようとしたが失敗したため、意匠権侵害を理由に、侵害者に対して民事訴訟を提起した。

裁判所は、設計の細部は異なる可能性があるとしても、侵害とみなされるためには、設計全体または設計の大部分が同一または類似している必要があると判示した。そして、両当事者の意匠を比較した上で、裁判所は、侵害者が知的財産権者たる日本企業の意匠権を侵害したとの判決を下した。

最終的に、裁判所は、弁護士費用、執行費用、および利息を含む、1,600万タイバーツ（約500,000米ドル）を超える日本企業の損害賠償請求を認めた。

これは、タイの民事訴訟において、犯罪行為に時効期間を適用した最初の意匠権侵害訴訟である。この勝利は、多額の損害賠償を認められた日本の知的財産権者の成功を示すだけでなく、意匠権侵害訴訟における将来の訴訟の追行手段や、先例としてこれまで法廷で定められてきたいくつかの注目すべき法原則にも影響を及ぼすものである。²¹¹

オンライン調査/オンライン侵害/刑事捜査（商標侵害事件）

日本の知的財産権者は、タイで活動している中国の侵害者の身元を明らかにし、侵害者の物理的拠点を摘発し、30,000点以上の模倣品を押収した。この摘発は、マーケットに大きな影響を与え、これらの模倣品の流通経路を混乱させ、オンライン市場から模倣品を取り除き、危険な模倣品からタイ国民を保護した。

²¹¹ Sukontip Jitmongkolthong and Nandana Indananda, Partners. "Honda Wins Landmark Patent Design Infringement Case in Thailand" Informed Counsel, (Tilleke & Gibbins International Co., Ltd.). 2018年2月28日

このケースでは、タイで最も人気のあるオンラインマーケットプレイスの一つにおいて、3つのオンラインストアページが模倣品を販売していることが判明した。オンラインマーケットプレイスのオペレーターに連絡して広告の削除をリクエストした後、2つのオンラインストアページは閉鎖されたものの、1店舗は引き続き有効なままとなっていた。

残りのオンラインショップを詳細に調査したところ、3ページ全て、同人物（バンコクに2軒の家を持つ中国人）がオーナーであり、様々な種類の模倣品を大量かつ積極的に販売していたことが判明した。

通常、警告状を送ることは、小規模のオンライン侵害者に対する好ましい措置である。しかし、この事件では、侵害者は大量の在庫を保有している外国人であることが明らかであって、マーケットプレイスプラットフォームを使用して自らの身元を隠し、店舗ページで名前を公表せず、模倣品販売活動に非常に慎重であった。したがって、警告書を送付することはリスクが高いと判断され、模倣品を押収するための侵害者に対する摘発がより良い対策であると考えられた。それゆえ、対象の住居において摘発が開始された。

調査報告、証明力の高い証拠、および警察の捜査チームとの連携に基づき、裁判所は、容疑者の居所への入室を許可する捜査令状を発した。1番目の家では、模倣品は見つからなかったものの、他のブランド製品や様々な非ブランド製品が存在した。一方、2番目の家では、多数の模倣品が発見された。この調査によって、この住居が、商業用倉庫として使用されていることが確認された。製品は、リビングルーム、キッチン、ベッドルーム、さらにはバスルームを含む、すべての部屋において保管されていた。警察は、著作権侵害品に販売前に添付されることが明白なステッカーラベルを含む、30,000点を超える模倣品を押収した。

この強制調査は、タイの消費者を危険な模倣品から守るために必要な措置水準の代表例である。このような措置は、一度きりというわけではなく、通常、より広範な模倣品抑止キャンペーンの一部を形成することとなる。それゆえ、強制捜査は、また、タイで流通している模倣品の出所を特定し、最終的に模倣品を完全に排除する上で有用である。²¹²

交渉による友好的解決

法的措置をとると相手に迫ることが、侵害者に侵害行為を継続させない唯一の方法であるとする者もいる。しかし、多くの紛争は、実際には交渉によって友好的に解決することができ、このような友好的解決は、権利関係者に多くの利益をもたらす。

2018年3月、世界的に著名な日本の電機会社は、侵害品の複数の輸入業者および販売業者に対し、権利行使をした。侵害停止要求状(CD letter)を送付した後、主張の法的根拠と手紙を送付した目的を説明する必要がある。他の多くの類似ケースと同様、侵害者は、同日本企業の知的財産が保護されていることを知らなかったのであって、知的財産権者の権利を侵害するつもりはなかったと主張した。交渉を通じて、侵害者は、同日本企業のすべての要求を遵守し、同社の権利を認める書面に署名し、将来的にも侵害行為を行わないことに同意した。侵害者はまた、販売業者から全ての侵害品を回収し、200点近くの模倣品を破壊するために戻させた。

²¹² Sukontip Jitmongkolthong and Ploynapa Julagasigorn, Partner and Attorney. "Successful Online-to-Offline Enforcement Action Leads to Huge Seizure of Counterfeits," Informed Counsel, 2018年12月6日。(Tilleke & Gibbins International Co., Ltd.).

交渉することにより、日本の知的財産権者は、法廷で費用と時間のかかるおそれのある訴訟を提起するのではなく、侵害行為を直ちに停止させ、侵害製品を破壊し、契約書を通じて将来の法令遵守の保証を獲得することが可能となった。交渉を通じ、模倣品の供給元の開示を取得して、製造業者に対してさらに法的措置を講じたり、損害賠償を求めることも可能となる。²¹³

他国クライアント企業の例

知的財産国際貿易裁判所における民事訴訟（発明特許侵害事件）

ベルギーの特許権者は、タイを含むいくつかの国で、多くの競合他社が、アルテミアノープリウス幼生(*Artemia nauplii*)の孵化率を高めることで特許権を取得した特許権を侵害し、不公正に競争していることを発見した。従って、同特許権者は、同案件について、知的財産国際貿易裁判所に申立てを行った。2018年11月、ベルギーの特許権者は、侵害者に対し、非常に有利な裁判結果を獲得した。知的財産国際貿易裁判所は、差止命令および知的財産侵害事件の損害（及び申立て以降の利息）としてタイ最高の賠償額を認めた。²¹⁴

知的財産国際貿易裁判所における民事訴訟（企業秘密侵害事件）

2015年、磁性粉の米国の大手メーカーは、2,000万タイバーツ（約67万米ドル）を超える損害賠償金を獲得した。また、これは、営業秘密保有者が、タイにおける営業秘密の不正流用に対する権利行使に成功した、最初の事例であった。²¹⁵

タイクライアント企業の例

知的財産国際貿易裁判所の民事訴訟（トレードドレス侵害訴訟）

2018年に、日本企業の子会社であるタイ企業は、競合他社に対して同様のパッケージデザインを使用するため、民事訴訟を提起した。知的財産国際貿易裁判所は、（1）パッケージの中央にあるグラフィックライン、（2）形状、色と組み合わせた文字、（3）パッケージの背面にある写真の配置について、タイ企業の著作権を認めた。そして、これらの3つの要素は、競合他社のパッケージにコピーされているため、裁判所は、競合他社がタイ企業の著作権を侵害していると認定した。

さらに、知的財産国際貿易裁判所は、競合他社が、同様のパッケージを、同じ種類の製品について、同じ顧客グループを対象にして、使用していたことに着目した。そのため、知的財産国際貿易裁判所は、これらの行為が、「トレードドレス侵害」であって、タイ企業の製品を偽装したものと判示した。

したがって、知的財産国際貿易裁判所は、タイ企業に2,000万タイバーツ以上の損害賠償額を認定した。

タイにはトレードドレス保護に関する明確な法的規定がないため、この判断は画期的な勝訴判決である。それにもかかわらず、我々は、クライアントのパッケージはタイ著作権法の下で著作権により保

²¹³ Ploynapa Julagasigorn, Sukontip Jitmongkolthong and Wiramrudee (Pink) Mokkhaveva, Attorney and Partners. "Case Studies of Successful IP Enforcement in Thailand in 2018," Informed Counsel, 2018年5月24日。(Tilleke & Gibbins International Co., Ltd.).

²¹⁴ Nandana Indananda, Partner and Suebsiri Taweepon, Partner. "IP&IT Court Awards Historic Damages as Thailand's Strengthens IP Protection," Informed Counsel Vol. 10, No.3, 2019年9月3日 (Tilleke & Gibbins International Co., Ltd.).

²¹⁵ 同上

護された著作物として、保護可能であり、また、偽装の主張に基づく相手方への主張も可能であると、裁判所に納得させることができた。

刑事摘発（偽造食品）

タイの有名な食品製造業者と流通業者は、安全でない可能性のある偽造食品が、タイの多くの県で販売されていることを発見した。

2018年4月、タイの食品製造業者は、いくつかの調査を実施し、経済犯罪抑制部(ECD)の警察と調整して、偽造食品を販売している卸売店および小売店に対する摘発を実施した。

わずか数か月で、タイの食品製造業者は、侵害者から1,400点以上の偽造食品を押収することに成功したことで、市場にある他の類似の偽造製品に対する強力な抑止力を生み出し、また、知的財産権者として、タイの食品製造業者は、リスクある偽造食品からタイ国民を保護するために、侵害者のビジネス規模に関係なく、侵害者に対する強力な法的措置を講じることを厭わないとの強いメッセージを発した²¹⁶

刑事摘発（偽造ベアリング）

- ▶ スウェーデンの大手ベアリングおよびシール製造業者は、タイ企業が模倣品を販売していることを発見した。同スウェーデン企業は、綿密な調査を実施し、調査結果を使用し、タイ経済犯罪抑制部(ECD)の協力を仰いだ。その後、ECDは、侵害者の施設に対して摘発を実施し、合計510万タイバーツ(約16万7000米ドル)に相当する7321点の模倣品を押収した。その後、警察の捜査官は、侵害者を告訴し、刑事事件として訴追するために検察官に移送した。
- ▶ これらの成功した執行措置は、7,000点を超える模倣品の販売を停止しただけでなく、調査によってシンガポール企業が偽造ベアリングを供給していたことが明らかになったことを受け、同クライアント企業の商標を侵害する商品の国際的なサプライチェーンを遮断するに至った。

6.3 模倣品対策に影響を与える要因

6.3.1 法律

タイの知的財産の法的枠組みは、国内の知的財産保護を強化し、グローバルな知的財産の重要な変化を説明するために、絶えず進化している。過去数年間、制度上の変更はないが、タイの知的財産関連法にいくつかの変更があった。模倣品対策に影響を与える重要な進展の一部を以下に要約する。

1. 商標法

過去には、多くの法律実務家や学者が、商標の模倣を主張するには、模倣品またはパッケージの模倣商標が実際に製造されることが必要であると提唱してきた。この考え方の下では、正当な商標権者のマークが付いた本物の包装または容器を使用するようなケースでは、同商標権者の許可がなくても、商標の偽造とはみなされない。世論の影響もあり、エンフォースメント当局は、模倣品が包装または容器に詰め替えられたケースで、商標法に基づき刑事手続を迫りすべく商標権者を支援することを、ためらっている。

²¹⁶ Ploynapa Julagasigorn, Sukontip Jitmongkolthong and Wiramrudee (Pink) Mokkhavesa, Attorney and Partners. "Case Studies of Successful IP Enforcement in Thailand in 2018," Informed Counsel, 2018年5月24日。(Tilleke & Gibbins International Co., Ltd.).

その結果、商標模倣に対する刑事訴訟を提起する代わりに、商標権者は、多くの場合、刑法第 272 条 (1)に基づき、模倣品の詰め替えについて、自らの取引に他者の名称・マーク・言葉を用いる侵害者に対抗する。

刑法による刑事執行は可能であるものの、罰則は比較的軽く、最高 1 年の禁固刑および/または最大 2,000 タイバツの罰金刑が侵害者に科せられることとなる。結果として、侵害者は、詰め替えの罪を犯すことを恐れない。侵害者が有罪を認めた場合、裁判所は減刑する。ほとんどの場合、執行猶予が付く。

2016 年 7 月 28 日に改正商標法が施行されることによって、この問題の解決策が提供される。改正商標法第 109/1 条は、商品は商標権者が製造したものと公衆を誤認させるために、他の登録商標が付いたパッケージまたは容器を再利用した者は、最大 4 年の禁固刑および/または 40 万タイバツ以下の罰金が課される。

興味深いことに、この違反に対する罰則は、商標法第 108 条に基づく商標模倣に対する罰則と同一となっている。この改正は、真正品の包装または容器を、模倣品で補充または再利用することが、タイの商標法の下で商標権侵害を構成することを、確認するものである。

本条の責任が認められるためには、侵害者は、詰め替えられた包装に商標権者の真正品が含まれていると公衆を誤認させる意図を有している必要がある。申し立てられた侵害者が、包装に別製品を詰め替えまたは再利用した場合、侵害とは見なされないケースがある。したがって、侵害を証明するための重要な要素は、侵害者が、その製品を他の製品であると偽装することを意図している旨を示すことである。²¹⁷

いずれにせよ、本条項は、真正なマークが付いた真正品の容器または包装に、他者製品を詰め替えて第三者に再利用されるケースについて、対応に苦慮している知的財産権者にとって、有用である。

2. 特許法

1999 年以降、特許法は様々な改正が提案されてきた。現在、タイでは、B.E. 2522 年特許法の改正作業が進められている。特許法改正案の最新草案は、2018 年 1 月 31 日に DIP Web サイトで公開された。²¹⁸

最新の公開草案に基づいて、知的財産権侵害に関連する興味深い改正案が存在する。第 77 条を修正すること、すなわち、製法特許の特許権が訴えることのできる「侵害者」を、「製造業者」に変更することによって、製法特許侵害のケースにおける立証責任が製造業者にあることを明確にするというものである。

3. 著作権法

²¹⁷ Suebsiri Taweepon. "Thailand: Trademark Act Reacts to Refilling and Reuse of Packaging and Containers," World Trademark Review, 2016 年 7 月 7 日

²¹⁸ Darani Vachanavuttivong. "Updates on Proposed Amendments to the Thai Patent Act," Informed Counsel Vol. 9 No. 2, 2018 年 5 月 (Tilleke & Gibbins International Co., Ltd.)

2015年8月4日に施行された改正タイ著作権法（第2号）は、著作権者に対し、オンライン侵害に取り組むためのツールを提供している。同法第32/3条は、インターネットから著作権を侵害する作品を削除する予備的差止命令を許可すると同時に、インターネットサービスプロバイダ（ISP: internet service provider）の免責についても規定している。

同条により、著作権者は、侵害品に対する差止命令を要求する裁判所に対し、申立てをする必要がある。申立てには、ISPの情報、侵害の申立て、および侵害の発見につながる調査プロセスの詳細と、潜在的損害やその他の関連要因を含む証拠を明記する必要がある。

必要な情報が全て提供され、裁判所がその必要性を認めた場合、裁判所はISPに著作権を侵害するコンテンツの削除を命じることができる。その後、著作権者は、指定された期間内に、実際の侵害者に対して法的措置を開始する必要がある。但し、著作権者は、本条に基づく差止命令を取得する際に様々な問題を抱えている。差止命令の獲得に失敗した事件の多くでは、裁判所は、著作権者が、調査プロセスの詳細や証拠などの十分な情報を提供できなかったと認定し、差止による救済を拒絶した。

裁判所が差止命令を認めたとしても、執行プロセスには依然としてハードルがある。第32/3条では、ウェブサイトブロックを明記していないため、タイ以外にホストがあるサーバーを使用する外国のISPを対象とした削除命令は、多くの場合、強制力がない。その結果、一部の著作権者は、他のエンフォースメントオプションに狙いを定めている。²¹⁹

そのため、現在、知手財産局は著作権法の新たな改正案を策定しており、同改正によって、米国デジタルミレニアム著作権法(DMCA)から採用したノーティスアンドテイクダウンシステム(Notice-and-Takedown system)に手順を変更する。同改正草案は、関連部門によるレビュー及び改訂作業中である。

4. コンピュータ犯罪法(CCA: Computer Crime Act)

最近、コンピュータ犯罪法が改正され、オンライン知的財産権侵害に対処するための新しいエンフォースメント措置の追加など、いくつかの問題が解決されました。

2017年5月24日に施行されたB.E. 2560年コンピュータ犯罪法(第2号)は、知的財産権を侵害するオンラインコンテンツを含むウェブサイトをブロックしたり、そのようなデータを削除したりするための差止命令を認めている。

第20条(3)は、知的財産に対する犯罪を構成するコンピュータデータが拡散された場合、デジタル経済社会省の承認を得て、職員はコンピューターシステムからのそのようなコンピュータデータの拡散または削除の停止を求めて、証拠を付して申立てを行うことができると定めている。

コンピュータ犯罪法の下では、デジタル経済社会省とその職員は、これらの条項に関連する主要な権限を持っている。

実際上、ウェブサイト上の侵害の疑いを発見するのは、通常、知的財産権者である。知的財産権者は、ウェブサイトのURLを、大臣によるさらなる検討のために、証拠を調査および収集する役割を担うデジタル経済社会省の職員に提供することができる。

²¹⁹ Ploynapa Julagasigorn and Suebsiri Taweepon, Attorney and Partner. "Thailand's New Law for Combating Online IP Infringement," World Intellectual Property Report, Bloomberg BNA, 2017年4月11日。

一旦デジタル経済社会省が承認すると、職員はウェブサイトのブロックまたはそのコンテンツの削除を求める申立てを裁判所に提出する。但し、緊急の場合、職員は、デジタル経済社会省から承認を得る前に、裁判所に申立てを行うことができる。この場合、職員は、申立てが提出された後、できるだけ早く問題をデジタル経済社会省に報告しなければならない。

最後に、裁判所が申立てを認めた場合、職員は、ウェブサイトをブロックするか、インターネットサービスプロバイダにこれを命令することができる。裁判命令を実施するための規則、スケジュール、および方法は、告示によって規制される。

コンピュータ犯罪法の新たな改正条項を使用することで、知的財産権者は、インターネット上での知的財産権侵害データの拡散をブロックする権利が与えられる。

著作権法第 32 条第 3 項とは異なり、コンピュータ犯罪法第 20 条 (3) はすべての種類の知的財産権に適用される。著作権侵害の場合、権利者は、コンテンツの削除またはウェブサイトのブロックを希望するかどうかにかかわらず、より望ましい結果か否かに基づきこれら 2 つのアプローチから選択できる。

著作権法第 32/3 条とコンピュータ犯罪法第 20 条 (3) を比較すると、侵害の範囲、命令の種類、利用可能な対応策、担当責任者に関して、いくつかの違いがある。

| | 著作権法第 32/3 条 | コンピュータ犯罪法第 20(3)条 |
|-------|--------------|-------------------|
| 侵害の範囲 | 著作権侵害 | 知的財産権侵害 |
| 命令の種類 | 予備的差止命令 | 差止命令 |
| 対応策 | 削除/他の方法 | 削除/拡散ブロック |
| 担当責任者 | 著作権者 | 政府職員 |

著作権法第 32/3 条に基づき、証拠を調査および収集する著作権者の負担は、コンピュータ犯罪法に基づく負担よりも重い。これは、コンピュータ犯罪法の下では、政府職員またはデジタル経済社会省職員が責任を負うことを理由とする。

さらに、著作権法は、予備的差止命令による救済を規定しており、著作権者は、資料の削除後に法的措置を開始する必要があるが、コンピュータ犯罪法はさらなる法的措置を必要としない差止命令による救済を提供する。知的財産権者は、オンライン侵害に対する適切なアプローチを決定する際に、これらの様々な要因に留意する必要がある。²²⁰

著作権法の最新の改正に加え、改正コンピュータ犯罪法は、知的財産権者に、ウェブサイト上の知的財産権侵害に対抗するための新しいアプローチを提供する、非常に効果的なツールとなる。

他の新たな法律条項と同様に、これらの改正条項が、知的財産権侵害に対抗して権利を行使しようとする知的財産権者のために効果的かつ公正に適用されると考えている。

²²⁰ 同上

6.3.2 関連機関の実施能力

タイには、模倣品問題を取り扱う複数の機関が存在する。以下は、タイの模倣品を抑制する上で最も重要な役割を果たす 3 つの主要当局、すなわち、タイ国家警察庁、税関局、特別調査局(DSI)の、公平性、スキル、能力、および運用状況の概要である。

1. タイ国家警察庁

タイ国家警察庁は、知的財産犯罪を含む所管分野での全ての犯罪に対して、権限・責任を有している。知的財産に係る取締りは、警察によって精力的に遂行されている。タイ国家警察庁には、経済犯罪制圧部 (ECD)、警視庁、地域警察署などが含まれる。

タイ国家警察庁は、市民のために効果的かつ公正に正義を実現する。警察は、市民が苦情を申し立てる最初の機関としての役割を担う。刑事事件の場合、警察は、証拠収集のため調査を実施し、検察官に事件を移送する。苦情の申立人が訴訟手続に関与する必要はない。さらに、警察は、常に知的財産権者とその代表者と協力している。我々の経験上、警察は、捜査の進捗を喜んで提供し、質問にも答える。

2015 年から 2018 年までの統計によると、タイ国家警察庁は、知的財産侵害事件を 6,000 件から 8,000 件取り扱っており、毎年 50 万点から 300 万点の模倣品を押収している。²²¹

▶ 経済犯罪制圧課(Economic Crime Division: ECD)

知的財産権侵害の抑制は、刑事犯罪を適用する権限を有する ECD の主な義務の 1 つである。2014 年に Mutita Klurvudtikul と Nopabhadol Sunthornnon によって行われた調査によると、ECD には、少数の専門スタッフしかおらず、予算が不十分であり、仕事を支援するための補助資料が不足していた。²²² 2017 年に、Supareuk Kehanum が行った調査では、警察官には侵害者に対する徹底的な調査を行うために不可欠な最新装備が欠けていると結論付けられているため、この状況はほとんど変わっていない。²²³ 特に、デジタル時代に調査を行うに当たっては、インターネット上に表示される情報は、利用不可能であるか、信頼できない場合もある。したがって、匿名のユーザ名のもと、実際の侵害者がインターネット上で侵害行為に及んでいることを発見することは、困難である。警察官には、様々な団体に情報を提出させる権限があるが、そのような情報を追跡するためには、ECD には、デジタルテクノロジーに関する知識が必要である。適切な機器と知識の欠如は、依然として、効率的な刑事訴訟の障害となっている。

▶ 首都圏警察(Metropolitan Police Bureau)

首都圏警察の監督下、バンコク地域をカバーする 77 の警察署が存在し、各警察署は、知的財産関連犯罪を含む、監督区域で行われたすべての犯罪に対して責任を負う。それゆえ、警察当局は多くの法律を取り扱う責務を負うこととなるため、結果として、各警察署の警察当局は特定の知的財産法に関する専門知識を欠いている可能性がある。これは、Sathon Suksong (2002)

²²¹ 知的財産局職員へのインタビュー, 2019 年 7 月

²²² Mutita Klurvudtikul and Nopabhadol Sunthornnon. *Performance Evaluation on Intellectual Property Infringement of the Economic Crime Suppression Division (ECD Police)*, [thaiejournal.com/journal/2557volumes3/7.pdf], 2019 年

²²³ Supareuk Kehanum. *Problem and Obstacles of Music and Movies CD Piracy: A Case Study of Department of Operating Police Officers Sub-Division 4, Economic Crime Suppression Division*, [https://journal.oas.psu.ac.th/index.php/asj/article/viewFile], 2019 年

によって行われた研究に基づくものであるが、知的財産関連の取締りを担う職員は、問題を理解し、職務を効率的に実行できるように、知的財産分野で一定期間経験を積む必要があると結論付けた。²²⁴ 専門知識の欠如は、調査とその後の訴追の大幅な遅延をもたらす。我々の経験上、ECD と首都圏警察が、それぞれ事件を終結させる速さを比較した場合、ECD が調査を完了し検察官に事件を移送する方が、首都圏警察が行うよりも、より迅速に短期間に実行されるのが通常である。

▶ 地方警察(Regional Police)

バンコク以外のタイの他の全地域をカバーする 9 つの地方警察がある。²²⁵ これらの警察の義務は、バンコク地域の警察当局（首都圏警察）の義務と同様である。したがって、バンコク以外の地方警察も、バンコクの警察当局と同様、模倣品を抑制する能力に係る同じ問題に直面している。

2. 税関局(Customs Department)

税関局の重要な任務の 1 つは、税関関連法およびその他の関連法（模倣品および海賊版の抑制を含む）に基づき、税関犯罪を抑制することである。タイ国家警察庁とは異なり、税関局の任務は、模倣品のタイでの輸出入を阻止することである。そのような商品が市場に出回った場合、その商品はタイ周辺に流通する可能性が高いため、それらを排除することは困難となる。

我々の経験上、税関局は、公正に運営されており、ブランドに関係なく、全ての知的財産権者とその代理人が模倣品の輸出入を禁止できるよう、常に支援している。税関職員は以前、我々から尋ねられた際、差止品のより詳細な情報を提供し、差止品をより簡単に確認できるように、差止品のより鮮明な写真を撮影するなど、常に協力的であった。

2015 年から 2018 年までの統計によれば、税関局は、毎年 6000 件以上の知的財産権侵害事件を処理した。この期間で押収された品数は、300 万点から 1000 万点に及んでおり²²⁶、他の知的財産執行機関と比較して、最大の取扱量である。

毎年税関局によって差止められた品数と他の知的財産権執行機関によって押収された品数を比較すると、税関局による模倣品抑止の有効性は明白である。現在、税関局は、知的財産権侵害に対する積極的な姿勢を示し続けている。

しかし、タイには 48 の税関港があるため、特にタイと他国との国境では、侵害された模倣品が検出されずにタイに輸入されている可能性が非常に高くなっている。また、特定の場所での業務を継続し模

²²⁴ Sathon Suksong. Attitude of police officer in Economic Crime Investigation Division over the crime prevention and suppression: a case study of copyright. (Independent study of Justice Administration Department, Kasetsart University, 2012 年), pp. 66

²²⁵ Wikipedia, "List of regional police

departments,"[<http://th.wikipedia.org/wiki/%E0%B8%A3%E0%B8%B2%E0%B8%A2%E0%B8%8A%E0%B8%B7%E0%B9%88%E0%B8%AD%E0%B8%AB%E0%B8%99%E0%B9%88%E0%B8%A7%E0%B8%A2%E0%B8%87%E0%B8%B2%E0%B8%99%E0%B8%AA%E0%B8%B1%E0%B8%87%E0%B8%81%E0%B8%B1%E0%B8%94%E0%B8%AA%E0%B8%B3%E0%B8%99%E0%B8%B1%E0%B8%81%E0%B8%87%E0%B8%B2%E0%B8%99%E0%B8%95%E0%B8%B3%E0%B8%A3%E0%B8%A7%E0%B8%88%E0%B9%81%E0%B8%AB%E0%B9%88%E0%B8%87%E0%B8%8A%E0%B8%B2%E0%B8%95%E0%B8%B4#.E0.B8.95.E0.B8.B3.E0.B8.A3.E0.B8.A7.E0.B8.88.E0.B8.A0.E0.B8.B9.E0.B8.98.E0.B8.A3.E0.B8.88.E0.B8.B1.E0.B8.87.E0.B8.AB.E0.B8.A7.E0.B8.B1.E0.B8.94>], 2019 年

²²⁶ 税関局へのインタビュー, Thailand, 2019 年 7 月

倣品を検査する専門家となった各税関職員の有効性は低下するおそれがあるため、税関職員のローテーションは重要な問題となる可能性がある。職員が他の地域に移動し、疑わしい貨物の検査に関与しなくなった場合、彼の従前の知見は活用されないことになってしまう。税関においては、このような問題も検討され得る。同時に、知的財産権者は、特定のブランドに関する問い合わせや倣品の疑いがある場合に、連絡を受ける窓口となる適切な人物に関する情報を税関職員に提供する必要があり、これによって倣品を効果的に抑制することとなる。現在、税関は知的財産権者および/または代理人に連絡して、税関での不審な商品を検査する。したがって、前述したように、知的財産局との税関記録は、税関がより効果的に機能するための重要な方法の1つである。

3. 法務省特別捜査局 (DSI: Department of Special Investigation)

DSI は、専門家を必要とする特別なケースを処理するために組織された執行機関である。知的財産権侵害は、DSI の権限範囲内の特別な案件の1つである。

DSI は、公正に業務を遂行する当局の1つでもある。DSI に持ち込まれたケースが、規定の基準を満たしている場合、それらは受理され、効率的に処理される。一部の知的財産権者の代表者は、DSI には、特別組織、すなわち知的財産犯罪局 (The Bureau of Intellectual Property Crime) が存在するので、DSI には、侵害品をより進んで調査する能力があり、その能力を活用して大規模な侵害者に対してより多くの摘発を行うことができると考えている。

2015 年から 2018 年の統計では、この期間に DSI が処理した知的財産侵害事件数は、40 件以下であった。²²⁷ 他の知的財産取締機関が処理してきた知的財産侵害事件数と比較すると、この数字はかなり低かった。但し、DSI のターゲットは高額な損害が発生したケースであるため、案件ごとの DSI による押収品の量は多かった。2015 年から 2018 年までの DSI による押収品数は、8 万点から 150 万点に及んでおり²²⁸、これは、タイ国家警察庁による押収品数とほぼ同数である。

DSI は高度な案件を取り扱う能力を有しているにもかかわらず、DSI の権限下で「特別なケース」に分類される基準が最近変更されたことを受けて、知的財産権者が DSI の関与前に法的措置を講じることは、難しくなった。特別なケースに係る新たな告示 (The new Notification of the Board of Special Cases (No. 7) B.E. 2562) は、被疑者が、製造施設、購入施設、流通施設、倉庫または輸入事業であって、侵害者による使用・侵害者からの購入・侵害者により倣された著作物または製品の市場価値の合計が 1,000 万タイバーツを超える事業を、運営し、若しくは運営していると合理的に信じることができなければならないとの条件を定めた。この新基準は、小規模な知的財産侵害事件を DSI の処理対象から除外し、大規模で被害額の大きい知的財産侵害事件のみに集中させるために、設定されている。案件が 1,000 万タイバーツの基準を満たしている旨の証拠を提出できない知的財産権者は、代わりに、タイ国家警察庁を通じて刑事手続を進める必要がある。

6.3.3 関連機関間での協力

関連機関間での協力は、知的財産権者を保護する知的財産関連機関の取組みの効率を改善する一つの方法である。タイ政府当局は、このことを理解し、知的財産権者のために適切な状況下で互いに協力している。

²²⁷ 知的財産局職員へのインタビュー, 2019 年 7 月。

²²⁸ 同上

新たに設立された、知的財産権侵害及びインターネット犯罪抑制に対するタイ警察センター(COPTICS: Center of Operational Policing for Thailand against Intellectual Property Violations and Crimes on the Internet Suppression)は、知的財産権者のために協力するタイの知的財産権執行機関の取組みを示す一例である。

COPTICS は、知的財産を侵害する Web サイトをブロックする手続きを推し進めるために、国家放送通信委員会(NBTC: National Broadcasting Telecommunications Commission)、タイ情報技術犯罪抑制作業部会(TACTICS: Thailand's Action Taskforce for Information Technology Crime Suppression)、タイ国家警察庁、および知的財産局の協力の下、組織された。COPTICS は、2018 年 12 月 18 日にオープンした。COPTICS は、知的財産権者が、侵害 Web サイトのブロックを求める上で新たな選択肢を提供するものである。

COPTICS が組織される以前は、知的財産権者は、侵害 Web サイトがブロックされるまで 6~8 ヶ月も待たなければならなかった。これが、COPTICS が組織されたことによって、侵害 Web サイトを 3 日以内にブロックすることが可能となった。2019 年 1 月 17 日の時点で、COPTICS は 1,080 件の侵害 URL をブロックする要請を受理しており、そのうち 89 件が既にブロックされている。²²⁹

知的財産権執行機関間での協力のもう 1 つの好例は、知的財産執行センター (IPEC: IP Enforcement Center) に関する、知的財産局、タイ国家警察庁、および国内治安作戦司令部(ISOC: Internal Security Operations Command)間の協力である。知的財産侵害活動を監視するために監督機関が存在する場所は、MBK モール、Rong Kluea マーケット、チャットウチャックマーケット、パトンビーチ、カロンビーチ(プーケット)の 5 か所である。これらの場所は、タイの模倣品市場として悪名高い。IPEC の監督機関は、報告された侵害に対して直ちに措置を講じることができるよう、苦情を受理し、これらの場所における疑わしい侵害行為を検査している。この協力によって、タイにおける知的財産の取締りが全体として改善されると期待される。

上記統計から、監督機関間の協力によって、オンラインとオフラインの両方の侵害への取組効率が、明らかに向上していることがわかる。タイ政府監督機関間では、他にも多くの協力活動があり、引き続きこのような協力関係を構築・改善していくと期待される。

6.3.4 関連機関と権利者との間の協力

関連機関間での協力、例えば、タイ国家警察庁、タイ税関局、DSI と知的財産権者間の協力は、とても重要である。なぜなら、タイ市場で販売され、国境で輸入される模倣品は、多くの異なるブランド、異なるデザイン、または異なる多数の権利者が保有する異なる種類の知的財産と関連するからである。この状況が困難をもたらすのは、全ての関連機関が、製品を検証する方法と、権利者に押収品の検証を希望する場合の適切な連絡窓口となる人物に関する情報を、保有しなければならないからである。

例えば、税関は、商品が模倣品であるかどうかを確認するために、知的財産権者やその代理人から、急いで情報を受け取る必要がある。2013 年覚書によると、差止められた商品は、最大 10 日間留置することができる。したがって、権利者は、税関から情報を受け取ってから 24 時間以内に、差止品を確認する必要がある。さもなければ、権利者の要求による留置中に商品に損傷が発生した場合、権利者が責任を負うことになる。

²²⁹ 知的財産局. "Fact Sheet on IP Protection and Enforcement in Thailand", 2019 年 4 月 25 日

したがって、権利者は、知的財産局に税関登録を提出し、偽造マークが付いた製品の輸入/輸出を禁止するとの商標権者の要求を商標登録官に通知することによって、押収された商品の検証にあたり税関と協力することが重要である。商標の詳細が税関の内部 Web サイトに記録されると、タイ全土の税関職員がこの情報にアクセスできるようになる。これによって、税関は、疑わしい模倣品の差止後直ちに、権利者/その代表者に連絡することができる。

さらに、これらの関連機関との間で、模倣品判別に関する研修イベントを、少なくとも年1度開催することは、関連機関と権利者との協力を確立するのに効果的である。研修や意識向上キャンペーンを開催することによる、権利者にとっての利点は、次のとおりである。

- ▶ 模倣品の売買を行わないように、各地域の人々の意識を高める。
- ▶ 政府職員の意識を高め、模倣品に対して積極的な行動を取る方法について教育する。
- ▶ 知的財産の取締りの最前線にある税関、警察、DSI との関係構築し、強化する。
- ▶ 各政府当局者との協力に感謝の意を表し、近年成功した押収や改善された手続を称える。
- ▶ 特定のブランドに関する問い合わせ、または模倣品の疑いがある場合に、相談窓口となる担当者を教育する。

関連機関が研修に参加する利点は次のとおりである。

- ▶ 真正品と模倣品の違いに関する知識を獲得する。
- ▶ 模倣品を見つけたときに、誰と連絡を取ることができるかを理解する。
- ▶ 関連機関と知的財産権者および/またはその代表者との間で、模倣品の供給源(存在する場合)に関する情報を交換する。

6.4 並行輸入の可否

一般に、タイは、ファーストセール・ドクトリン(First Sale Doctrine)に基づく国際消尽 (International Exhaustion) の概念を認めている。「国際消尽 (international exhaustion)」の概念は、知的財産権者が、どの国であっても製品を国外市場に供した後は、真正品の輸入を管理する権利は「消尽」してしまうことを意味する。そのため、タイ法は、並行輸入またはグレーマーケット商品(gray market goods)を禁止していない。知的財産権に関連する問題は、商標権や著作権にとどまらず、特許にも及ぶものである。各問題に関する様々な法的アプローチの詳細は、以下のとおりである。

商標権

商標法上、並行輸入を認める規定は存在しない。しかし、裁判所が商標の並行輸入は合法であると判決した多くの先例が存在する。並行輸入に関する主要な先例である最高裁判所判決第 2817/2543 の内容は、以下のとおりである。

WAHL vs. P.C.L. Co., Ltd. Sup Case (DIKA) No. 2817/2543 において、権利消尽の原則は、知的財産国際貿易裁判所と最高裁判所の双方で支持された。知的財産国際貿易裁判所は、被告による並行輸入がタイ商標法に基づく原告の商標権に違反していたかどうかについて判断した際、「ファーストセール・ドクトリン」を適用した。裁判所は、商標権者がタイで製品を一旦市場に投入・販売した場合には、商標権が消尽することによって、その権利者は、もはや、第三者が商品を並行輸入することに対して法的措置を講じる権利がないと判断した。その後、最高裁判所は、知的財産国際貿易裁判所の判決を支持した。

この先例は、タイにおいて知的財産権について国際消尽の原則を受け入れる礎となった。最高裁判決は、あくまで指針であって、大陸法上、法的拘束力はないが、その後の事件の多くはこの先例に従う傾向にある。

著作権

B.E. 2537 年著作権法は 2015 年に改正され、ファーストセール・ドクトリンに基づく著作権侵害の例外を認める新規定を取り入れた。改正著作権法第 32/1 条では、原著作物またはコピーされた著作物（その権利が合法的に取得されたもの）のいかなる配布も著作権侵害にはならないと規定している。同規定は、タイの著作物へのファーストセール・ドクトリンの適用を公に認めるものである。したがって、著作物の並行輸入は、認められている。

特許権

B.E. 2535 年特許法(第 2 号)および B.E. 2542 年特許法(第 3 号)によって改正された、B.E. 2522 年特許法第 36 条 (7) は、「特許権者の権利は、特許権者の許可または同意を得て製造または販売された場合、特許製品の使用、販売、所有、販売、または輸入には適用されない。」と定めている。本条は、タイがファーストセール・ドクトリンの国際消尽の概念を採用したことを示している。特許権者は、最初の販売がどこでなされたかにかかわらず、特許権者の許可または同意を得て製造または販売された後は、特許製品をコントロールする権限がないこととなる。

上記規定は、特許法における発明特許に関する条文に記載されている。法律は、この原則を意匠に対して明確に拡大適用しておらず、意匠権に関連する先例は存在しない。しかし、タイの知的財産法の他の法律に準拠させるため、他の裁判所は、意匠権にもファーストセール・ドクトリンの国際消尽の概念を適用する可能性が非常に高い。

密輸品

並行輸入に加えて、知的財産権者は製品の密輸の問題にも直面している。密輸された製品が模倣品または海賊版である場合、模倣若しくは偽造商標、または著作権を侵害する商品を含む商品の輸入または輸出はタイで禁止されているため、エンフォースメントの開始は容易である。そのため、税関職員は、国境で模倣品または海賊版を差止める権限を有している。一方、製品が本物である場合にも、知的財産権者の事業に影響することから、知的財産権者が真正品のタイへの密輸をどのように禁止できるかが問題になる。

一般に、タイは、B.E. 2558 年輸出入法（以下「輸出入法」）および B.E. 2560 年関税法（以下「関税法」）によって改正された、輸出入法で、輸出入の基礎となる法律と規制を定めている。関税法第 244 条によると、タイへの輸出入品は、通関手続に合格する必要があると規定されている。²³⁰ したがって、商品がタイに密輸された場合、輸出入法および関税法に違反する。

²³⁰ B.E. 2560 年関税法第 244 条, “通関手続が行われ又は行われているに関わらず、タイに貨物を輸入し、タイから外国に貨物を輸出し、あるいは、国境を越え又は詰め替えのためにタイに貨物を持ち込み、そして、当該貨物に関する制限事項又は禁止事項に従わない者は、10 年未満の懲役あるいは 500,000 バーツ未満の罰金が科せられ、または併科される。

この場合、裁判所はまた、当該行為を行った者に刑罰を科す判決が言い渡されたかに関わらず、当該貨物を没収することを命じる。

第 1 段落に基づく当該行為を行おうとする者は、同じ刑罰が科せられる。”

さらに、様々な種類の製品を管理する特別規制も存在する。例えば、化粧品、薬物、および食品には独自の特定の法律、例として、B.E. 2558 年(2015 年)化粧品法（以下「化粧品法」）、B.E. 2562 年薬事法（以下「薬事法」）、および B.E. 2522 年食品法（「食品法」）が存在する。これらは、制限の下で輸出入が可能とされている商品であるが、そのような商品の輸入者・輸出者は、関連法で指定された要件を満たさなければならない。タイでは、化粧品、医薬品、食品は、食品医薬品局(FDA: Food and Drug Administration)の管理下であり、そのような製品の輸入も、FDA の規制に準拠する必要がある。

化粧品をタイに輸入する前に、FDA に通知を提出する必要がある。さらに、化粧品は、通関手続を通過することに加えて、FDA の検査を通過する必要がある。化粧品がタイに密輸された場合、輸出入法および関税法に違反するだけでなく、製品が FDA の検査を通過しない場合には化粧品法に違反する。

食品に関し、食品法は、輸入者が食品輸入許可を FDA に提出しなければならないと規定している。化粧品と同様に、食品も、FDA の検査に合格する必要がある。製品がタイに密輸された場合、食品法にも違反する。

これらは、製品の密輸行為に対抗する際に、知的財産権者にとって有用な、製品の輸入・販売を規制する特定の製品を管理する、タイの法規制の一例にすぎない。これらの法規制は、輸出入法と関税法以外にも、製品の輸出入に関して知的財産権者と消費者を保護することを目的とするタイの法律で規定された他の規制が存在することを示している。

7. 模倣品が流通している企業に対するアドバイス

7.1 企業は何をすればよいか？

第3章で詳しく説明したように、知的財産権者がタイの侵害者に対して訴訟提起する際に、検討され得るいくつかの利用可能な手段が存在する。各手段には、長所と短所が存在する。知的財産権者は、各手段を理解し、それらを戦略的武器として使用し、ビジネスの保護と成長を支援する必要がある。通常、知的財産の利用戦略は、攻撃的戦略または防御的戦略に分類することができる。

防御的戦略

企業が防御執行戦略を採用している場合、その知的財産政策は、競合他社などの第三者による侵害の申立てからビジネスを保護するために知的財産権が使用されるように設計されている。そのような場合、企業は、保全策として、知的財産権を取得・保管することができ、侵害の告発に直面した場合に、そのような権利に依存することとなる。この戦略は、受動的と見なされるかもしれないが、これは、侵害請求のリスクを回避するために企業が採用すべき、最初にすべき戦略である。

通常、訴訟は費用がかかり、不確実で危険な事態に陥る可能性があり、侵害を避けることが最善の戦略である。主な特定活動は、次のように、企業が他者の知的財産権を侵害するリスクを軽減するのに役立つものである。

意識を高めること—知的財産権の重要性に対する意識を高めることは、プロセスの基本であるが、重要なステップである。会社は、全てのスタッフが知的財産保護に関する十分な知識を有し、知的財産権侵害のリスクを認識していることを確認するために、知的財産に関する訓練を用意することができる。組織に関与する全ての人々は、少なくとも知的財産の基本レベルの知識を持っている必要がある。知的財産権についてスタッフを教育する必要があるだけでなく、企業は、侵害が組織全体および各個人に与える負の影響についても、理解させる必要があった。

知的財産監査—会社は、知的財産監査を毎年実施することによって、知的財産権が完全かつ有効に保護されていることを確認する必要がある。さらに、保護の範囲、知的財産保護の強度、および侵害リスクについても、同時に確認する必要がある。また、既存の知的財産権および知的財産活動を評価するために、会社のパートナーまたは合弁会社も監査する必要がある。

内部監視と情報収集—会社のスタッフによる内部監視とは別に、販売業者や消費者からフィードバックを受け取ることは、侵害の可能性がある情報を収集するもう1つの重要な方法である。さらに、法務チームは、十分に情報を記録することによって、侵害の有無をより一層判断できるように、情報提供者に質問できるよう手当てが必要である。

知的財産ランドスケープ—会社が新領域で事業を開始する前に、特許や商標の検索など知的財産ランドスケープ検索を行うことは、そのような領域で会社の知的財産の保護の可能性を評価するための重要なツールである。さらに、新製品を領域に導入する前に、侵害の可能性を回避するために、そのような領域で他の製品が、同一または類似の製品若しくはプロセスの特許をすでに取得しているかどうかを確認するために、実施可否(FTO: freedom-to-operate)分析を実施する必要がある。

攻撃的戦略

多くの知的財産権者は、知的財産の保護に集中しており、知的財産の出願・登録に異議が申し立てられるか侵害行為が発生するまで、知的財産のエンフォースメントにあまり注意を払わない。適切なエンフォースメント戦略がなければ、知的財産には価値がないこととなる。侵害者に対する措置を取るとは、現在の侵害を防ぐだけでなく、さらなる侵害を防ぎ、実際の侵害から生じた損失を回復することを可能とする。この攻撃的戦略は、製品と方法が適切に保護されることを保証するための企業の意識的な努力に加えて、ビジネス価値を高めるために知的財産権を最大化するための企業努力も含まれるものである。特に模倣品を取り扱う場合は、攻撃的戦略がより効果的である。

模倣品関連の問題に対処するため、会社はエンフォースメント措置を活用するための様々な方法によって警戒を怠らない必要がある。前述のように、会社は、よりよいオプションを選択する前に、特定の事件における最も実用的なオプションが何かを評価するため、各オプションの長所と短所を知っておく必要がある。

侵害停止要求状(Cease-and-Desist Letter)の送付

侵害停止要求状を送付するメリットおよびデメリットは次の通りである。

| メリット | デメリット |
|---|--|
| 効果 侵害者が小売業者または小規模流通業者である場合、侵害停止要求状を送付することは非常に有効である。 | 効果 侵害者が権利者の要求に応じることを拒むことが可能であり、知的財産権者はより強力な法的措置を取る必要が生じる場合がある。 |
| 費用 摘発を行うに際して負担する費用は高額ではない。訴訟手続と比較しても高くない。 | |
| 証拠 侵害停止要求状は侵害者が知的財産権者の権利について通知された証拠として用いられ、侵害者が侵害に関する知識を有していない旨を反論することが困難になる。さらに、侵害停止要求状は、権利者が誠実に訴訟を裁判所に起こす前に侵害者と交渉しようとしたことを裁判所に証明する有効な証拠をなり得る。 | |

知的財産局による調停(Mediation)

知的財産局による調停のメリットおよびデメリットは次の通りである。

| メリット | デメリット |
|--|--|
| 成功率 知的財産権事件に関する紛争を解決するために知的財産局での調停を利用した場合、成功率は約60%である。 | 効果 知的財産局の調停職員は、事件に関する拘束力のある判断を行う権限を有さないもので、当事者が同意に至らないことがあり、ときとして有効ではない。 |
| 費用 知的財産権の紛争を調停することを担当する政府機関である知的財産局の法務部に費用を支払うことができない。従って、費用は訴訟費用と比較するとかなり低額にすることができる。 | |

民事訴訟

裁判所で民事訴訟を起こすことのメリットおよびデメリットは次の通りである。

| メリット | デメリット |
|---|--|
| 立証責任 民事訴訟における立証基準は、刑事訴訟における立証基準よりも低い。すなわち、主張が真実であるという51%の心証があれば、基準を満たす。 | タイムフレーム 一般的に、知的財産国際貿易裁判所で、12月～18月かかる。両当事者が上訴裁判所に、その後、最高裁判所に上訴することができる。従って、事件が終決するまで数年がかかる。 |
| 損害 認められる損害額は、権利行使費用を相殺することができる。 | 損害 裁判所は通常、実際の損害のみを認める。いくつかの事件では、裁判所に実際の損害を立証することは困難である。 |
| 差止請求 知的財産権者は訴訟で勝訴すると、侵害者が今後(侵害製品を製造および／または販売する等の)侵害行為に従事することを防止できる。 | |

| メリット | デメリット |
|--|--|
| 手続の進行 知的財産権者はある程度手続の進行を調整できるが、刑事訴訟は調整できない。 | |
| 終了 いつでも民事訴訟を終わらせることができる。 | |
| 仮差止(Preliminary Injunction) 知的財産権者は仮差止命令を得た場合、侵害者は直ちに侵害製品を製造および／または販売する等の侵害行為に従事することができなくなる。 | 仮差止(Preliminary Injunction) 仮差止命令を得ることは困難である。仮差止命令を得る成功確率は通常、約 20～30% である。 |

刑事訴訟

刑事訴訟(Public Criminal case)を行うことのメリットおよびデメリットは次の通りである。

| メリット | デメリット |
|---|---|
| 侵害品 侵害品は摘発の間差止められ、最終判決が言い渡された後、差止められた製品は廃棄されるので、マーケットから排除される。 | 立証責任 刑事訴訟における立証基準は、民事訴訟における立証基準よりも高い。合理的な疑いを超える犯罪であることを証明するために、侵害に関する強力な証拠が要求される。 |
| 侵害者への効果 摘発を行うことは、効果的に強力なメッセージをマーケットの他の侵害者に送ることになり、権利者が侵害者に対して強力な法的措置を取るという警鐘を鳴らすことになるので、繰り返された侵害に対する罰則を恐れる。 | 刑事事件(Public Criminal Case) 警察は知的財産権事件の経験があまりないので、警察捜査手続は長い時間がかかる。 |
| 罰則 刑罰は強い抑止力を提供する。 | |

裁判所に公的刑事訴訟(Privateic Criminal case)を起こすことのメリットおよびデメリットは次の通りである。

| メリット | デメリット |
|--|--|
| <p>罰則</p> <p>刑罰は強い抑止力を提供する。</p> | <p>立証責任</p> <p>刑事訴訟における立証基準は、民事訴訟における立証基準よりも高い。合理的な疑いを超える犯罪であることを証明するために、侵害に関する強力な証拠が要求される。</p> |
| <p>手続の進行</p> <p>知的財産権者は、刑事訴訟(Privateic Criminal case)と比較すると、刑事訴訟(Public Criminal case)手続を調整できる。</p> | <p>刑事事件(Private Criminal Case)</p> <p>一応の証拠のある事件(prima facie case)であることを裁判所に証明しなければならない。そうでなければ、裁判所は事件を受理しない。</p> |
| <p>終了</p> <p>知的財産国際貿易裁判所の判決が言い渡される前であれば、知的財産権者は事件を取下げの申請を行うことができる。しかしながら、裁判所は当該申請を認容または棄却できる。</p> | |

広報—上記の企業が実施してきた全ての取り組みに加え、企業の行動を大衆に伝える必要がある。摘発の成功に関するニュースを公開したり、模倣品と戦う企業の試みを一般に知らせることで、企業の名声を積極的に高めることができる。

政府関係—タイの文化を考慮すれば、政府との強固な関係を維持することが重要である。知的財産の政策と執行の分野においては、関連する政府機関として、タイ国家警察庁、特別調査局、税関局、知的財産国際貿易裁判所、および知的財産局が存在する。知的財産法および法的手続に関する研修に加えて、企業情報、企業製品に関する模倣品の現況、および取締りに成功したケースに関する情報を共有するために、表敬訪問または役人との会合を設定する。

真贋判定研修—知的財産権者は、税関職員およびその他の関連する知的財産執行職員に対して、製品の真贋判定研修を実施することを検討することが可能である。これらの教育セッションは、真正品と模倣品を識別する方法に関する重要な情報を当局に伝えるものである。これによって、疑わしい商品が模倣品であるか否かを容易かつ直ちに識別することができる。さらに、これらの研修は、強力な関係を確立し、責任ある政府当局が市場または港で不審な商品に遭遇した際に誰に連絡すればよいかを確認することに役立つ。最終的に、このような取り組みは、権利者に確実に侵害行為の可能性を迅速に通知するために機能する。

7.2 関連機関による協力及び支援

タイ知的財産協会(IPAT: The Intellectual Property Association of Thailand)

この協会は、1972年11月8日、タイの商標・特許・著作権協会の名の下で設立された。但し、1995年8月31日に、その名称は現在のものに変更された。

IPATは、セミナーやトレーニングセッションを開催することで得られる会費・収入を資金源とした、独立系の協会である。IPATは、タイの知的財産問題に関する最前線の組織である。IPATのメンバーには、知的財産権者と、世界の知的財産権者のタイ法定代理人である大手法律事務所が含まれる。IPATは、責任ある政府機関に対し、知的財産法の実務に関する相談と示唆に富んだ情報を提供する。その結果、IPATは、知的財産に関する政府機関と知的財産権者の間のギャップを埋めることにより、知的財産権者をサポートする。

知的財産権侵害抑制小委員会(Suppression of Intellectual Property Infringement Subcommittee)

本組織は、知的財産侵害の防止と抑止、知的財産権者の抱える問題の減少、国際基準に準拠した知的財産保護の推進、知的財産保護に友好的な国としてのタイのイメージの再構築に係る問題を解決することを目的として、国家知的財産政策の責任者である Prawit Wongsuwon 副首相によって設立された。

Prawit Wongsuwon 副首相が率いる新しい小委員会は、次の16の政府機関及び個人間の協力を促進することを任務としている。

- ▶ 副首相
- ▶ 商務大臣または担当副商務大臣
- ▶ 商務省事務次官
- ▶ 情報技術通信省長官
- ▶ タイ陸軍司令官
- ▶ 国内治安維持部長官
- ▶ 食品医薬品委員会長官
- ▶ 検察庁知的財産権・国際貿易訴訟局の局長
- ▶ 税関局長
- ▶ 特別調査局長
- ▶ マネーロンダリング予防抑制委員会長官
- ▶ 国家放送テレビ通信委員会長官
- ▶ タイ国家警察庁長官
- ▶ タイ国家警察庁担当副長官
- ▶ 知的財産局局長
- ▶ 警察戦略課副長官

上記小委員会メンバーのリストに加えて、上述の小委員会には含まれていなかった食品医薬品局（FDA）などの機関が含まれる。

さらに、小委員会は、国家知的財産権侵害抑制行動計画の枠組みとスケジュールを策定し、計画を確実に遂行する責任がある。小委員会の任務には、次のものが含まれる。(a)政府の行動機関、および知的財産権侵害抑制に関与する他の組織の直接、管理、加速化、調査、フォローアップ、評価、(b)ワーキンググループを任命して、特定の事項に責任を負い、政府部門、従業員、または職員を任命し、指示に従って進めさせ、(c)専門家、政府職員、従業員、または関係者を招待して、情報、事実、意見、文書または証拠を宣言または提供し、(d)ニュースを配信し、知的財産権侵害抑制行動を促進し；実施結果を小委員会の委員長と内閣に定期的に報告し、(e)そして、国家知的財産戦略委員会(National IP Policy Committee)の指示に従って課題に取り組む。

政府の積極的かつ効果的な行動により、2018年の米国通商法 301 条報告書では、タイが優先監視国から監視国にアップグレードされた。また、報告書に「悪名高い市場」としてリストされているタイのデパートはなくなった。その有効性を高めるために、小委員会は次の3つの新しいワーキンググループを設立した。

1. 知的財産権侵害の抑止に関するワーキンググループ
2. インターネット上の知的財産権侵害の抑止に関するワーキンググループ
3. 知的財産権侵害品の破壊に関するワーキンググループ²³¹

これらの3つの新しいワーキンググループは、タイでの知的財産権のエンフォースメントを今後さらに強化するために協力する。

知的財産侵害及びインターネット犯罪抑制に対するタイ警察センター(COPTICS: Center of Operational Policing for Thailand against Intellectual Property Violations and Crimes on the Internet Suppression)

第2章で述べたように、タイ政府当局、つまり国家放送通信委員会(NBTC)、タイ情報技術犯罪抑制作業部会(TACTICS)、およびタイ国家警察庁は、知的財産侵害 Web サイトをブロックするプロセスを推し進めるために、協力して、知的財産侵害及びインターネット犯罪抑制に対するタイ警察センター(COPTICS: Center of Operational Policing for Thailand against Intellectual Property Violations and Crimes on the Internet Suppression)を創設した。

インターネット上で行われた侵害行為を発見した知的財産権者にとって、COPTICS からの支援を要請することは、もう1つの魅力的なオプションである。COPTICS は、知的財産権者からのオンライン知的財産侵害に関して提出された証拠に沿って、告訴状を検討し、要求に応じて侵害 Web サイトをブロックする責任がある。

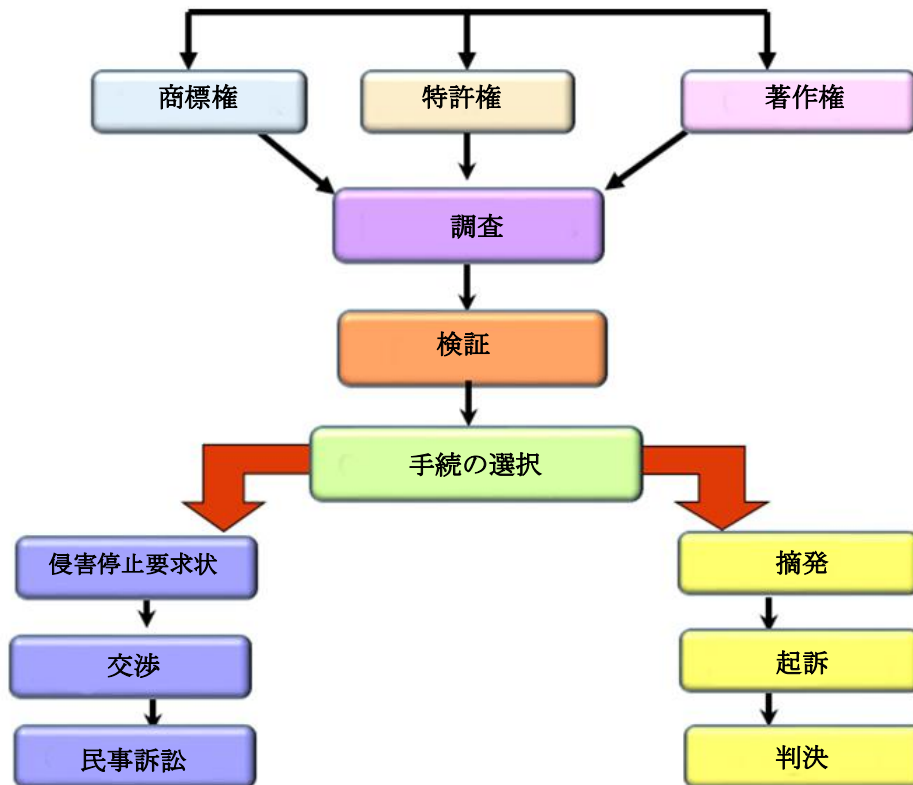
従前のプロセスでは、知的財産権者は、まず、地元警察または COPTICS において、警察官に告訴状を提出しなければならなかった。そのため、知的財産権者は COPTICS で警察官に告訴状を提出した。警察は、所有者の知的財産権と提出された証拠を確認し、その後、知的財産権者は、COPTICS の警察官の面前で、侵害の疑いのある Web サイトのブロックを求める書面を提出していた。その後、警察調査官は、事件を国家放送通信委員会 (NBTC) に送り、URL がブロックされた。この手続により、Web サイトは2~3日以内にブロックされると報告されている。

²³¹ Prachachat. "Big Pom – Meeting with Suppression of Intellectual Property Infringement Subcommittee". [https://www.prachachat.net/economy/news-140855], 2019年10月7日

ただし、現在、この手順は変更されている。権利侵害の疑いのある Web サイトのブロックをリクエストするには、知的財産権者はまず、警察署または COPTIC において、警察官に苦情を申し立てる必要がある。知的財産権者は、COPTICS の警察に苦情を提出し、警察は、知的財産権と提出された証拠を確認する。その後、知的財産権者は、COPTICS の警察調査官の面前で、侵害の疑いのある Web サイトのブロックを求める書面を提出する必要がある。その後、警察調査官は、どの URL を一時的にブロックするかを決定し、これらの URL を MDES（デジタル経済社会省）に移送するが、MDES の下で手続を進めるためには大臣の承認が必要となる。大臣が承認すると、MDES は、ウェブサイトのブロックまたは削除を求める申立てを裁判所に提出する。裁判所がウェブサイトのブロックまたは削除の命令を発行した後、COPTICS は、裁判所の命令を NBTC に転送する。次に、NBTC は、選択した URL をすぐにブロックするようにインターネットサービスプロバイダに通知する。そのため、COPTICS を介したこの手順が、Web サイトをブロックするのに要する時間や、現在の手順よりも短くなるかどうかは、不明である。

7.3 弁護士の役割、弁護士が信頼できるか否かの基準

模倣品に対する法的エンフォースメントの手続全体における弁護士の役割



上記のフローチャートは、侵害の疑いが見つかった場合に知的財産権者がとるべき手順を示している。弁護士は、プロセスのほぼ全てのステップに関与している。

まず、弁護士は、知的財産権者に、侵害疑義品がどの分野の知的財産権に該当するかを検証し分析することを確認する。さらなる証拠を収集すべく調査を行う場合、弁護士は、調査者と密接に協力し、裁判所において、収集された証拠が認容されることを確認する必要がある。証拠が収集されると、弁護士は、証拠能力、事実関係、および関連する知的財産権を評価し、知的財産権者に助言することで、訴訟追行上の最善の戦略を決定できるようにする。知的財産権者が、民事訴訟または交渉を進める旨を決定した場合、弁護士は、侵害停止要求状(CD letter)の送付、侵害者との交渉（侵害者がこれに協力する場合）、および知的財産国際貿易裁判所に提出するための訴状・証拠リスト・その他必要書類の準備を行う。

知的財産権者が刑事訴訟を進めることを選択した場合、弁護士は、警察またはDSI職員に告訴状を提出することによって、手続を開始する。その後、弁護士は、摘発に参加して、摘発場所において警察またはDSIと協力できるようにする。弁護士の摘発への直接関与により、検察官は、弁護士に裁判所で証言するよう求めることができる。さらに、弁護士は、訴訟中、検察官と調整して、証拠と情報を提供する手助けをすることができる。必要に応じて、知的財産権者は、共同原告として、検察官と刑事訴訟に参加するよう裁判所に求めることができる。

弁護士の選択

通常、弁護士業界では、各人が、自分の専門知識を持っていることが知られている。知的財産分野では、特に複雑な特許問題に関しては、技術分野の専門知識と経験が必要である。さらに、知的財産権のエンフォースメントにおいても、当局と共同してきた経験が必要である。専門性の高く評判の良い弁護士はより費用がかかる可能性があるが、長い目で見れば、経験豊富な弁護士の方が、一般的弁護士よりも事件の調査に費やす時間が少ないため、むしろ、おそらく費用を抑えられるであろう。さらに、訴訟には、通常、裁判手続と、裁判所に提出するための大量の資料の準備作業が必要となる。そのため、社内の弁護士ではこれらの膨大な作業を実行できない場合がある。

前述のように、弁護士はこれらのほぼ全てのステップに関与することから、知的財産権者は、知的財産を専門とする経験豊富で熟練した弁護士のみを選択する必要がある。信頼できる弁護士を見つけるため、知的財産権者は、インターネット上でそのような弁護士を探したり、評判の良い法律事務所を探すこともあろう。これは、評判の良い法律事務所が、その法律事務所の弁護士の質を保証しているためである。タイには、知的財産関連の問題を実践している、様々な法律事務所がある。ただし、知的財産分野の法律事務所は、Legal 500、Asialaw、Chambers Asia-Pacific、Managing Intellectual Propertyなどの評価媒体で認められているべきであろう。

7.4 警告書、行政処分、民事訴訟に関する留意点

警告書の送付

通常、多くの知的財産権者にとって、警告書の送付は、行政手続の要請や民事訴訟提起よりも費用がかからないことから、推奨される。但し、警告書の送付は、相手方が協力に同意した場合にのみ効果があったとみなされるべきことに注意する必要がある。多くの場合、小規模なオンライン侵害者または小売業者は、製品が模倣品であるとの事前認識がないため、警告書を受け取ると協力的である。侵害者が協力的である場合、警告書の送付は、他の法的措置よりも時間と費用効率が高くなる。

但し、在庫数が多い侵害者は、在庫を空にすべく販売を継続することを好むため、このアプローチを受け入れにくい場合がある。さらに、タイで活動している外国企業と交渉しようとする試みは、通常、タイで恒久的に設立されているわけではないため、しばしば裏目に出る。このような侵害者は、警告書を受け取った場合、侵害品を別の場所に移してしまうことが一般的である。²³² さらに、侵害者が模倣品を製造している場合、模倣品を製造するために既に設備投資しているため、侵害者はより強硬となる。そのため、単に警告書を送るだけでは上手くいかないであろう。知的財産局を介した調停、摘発の実施、または民事訴訟提起は、望ましい戦略である。それでもなお、警告書を送付することは、裁判所が損害を判断する際の基準として役立つため、有用なツールとなる。侵害者が通知書を受け取った日付は、損害を計算するための起算日として使用できる。さらに、権利者が、侵害者に警告書を送ったことを証明できる場合、これは、裁判所が侵害の性質と深刻さ、および損害額を決定する際の参考となる。

それにも関わらず、知的財産権利者は、警告書を送付する前に、侵害の重要証拠、特に破壊、隠蔽または侵害者によって変更される可能性のある証拠が、初期段階で保全されていることを確認する必要がある。これは、書面送付は侵害者を警戒させ、侵害者は証拠を破壊するための対策を講じる動機と

²³² Sukontip Jitmongkolthong and Ploynapa Julagasigorn, Partner and Attorney. "Successful Online-to-Offline Enforcement Action Leads to Huge Seizure of Counterfeits," Informed Counsel, 2018年12月6日。(Tilleke & Gibbins International Co., Ltd.).

なる可能性があるからである。これは、権利者が請求理由を証明するのが困難にする。警告書が送付されると、侵害者は、その活動が注目され標的にされたことを知り、保全命令によって証拠を入手する可能性が、大幅に減少する。侵害者は、場合によっては、一時的に侵害行為を停止するか、事業体・事業形態を変更する。これにより、権利者は、必要な調査を実施するためにより多くの労力と資金を費やすことになってしまう。したがって、警告書を送るか、侵害者に対して法的措置を講じる前に、調査を行うことを勧める。

知的財産局による調停(Mediation)

知的財産権者が友好的な和解を目指している場合、調停手続の調停者として行動するために知的財産局職員からの支援を求めることができます。このプロセスは、当事者が迅速に和解するのに役立つだけでなく、機密性も保持される。知的財産局職員は、問題を友好的に解決するよう両当事者を説得できる。

ただし、知的財産局職員は、事件の本案について意見・裁定を提示しないことに注意が必要である。そのため、当事者同士が合意に達することができないケースがあるため、効果的な手段とはならない場合がある。

摘発(Raid Action)

侵害者が明らかに大量の在庫を抱えている場合、または外国人である場合、警告書の送付は高いリスクをもたらす可能性がある。従って、模倣品を押収するための対象者に対する強力な摘発は、より良い解決策と見なされる。摘発は、模倣品のさらなる流通を止めるだけでなく、侵害者を罰し、知的財産権者が消費者を保護するために侵害者を相手に徹底した法的措置を取るというメッセージを周知することができる。

通常、商標の模倣品などの明らかな侵害が存在する場合、知的財産権者は、摘発を行うことを望み、警告によって証拠となる侵害品を隠されるおそれのある警告書の送付は勧められない。これは、警告書送付の結果、摘発によっても侵害品を押収できず、摘発は効果的ではなくなってしまうからである。

一方、知的財産権侵害が不明確な場合、例えば、類似商標や一定の特許侵害事件においては、特に、摘発を検討しているのであれば、さらなる法的措置を講じる前にまずは警告書を送付することが高く推奨される。過去、知的財産権者が対象会社を摘発した意匠権侵害事件があった。最高裁判所は、商品デザインが似ていたとしても、被告が知的財産権や権利者を認識しておらず、侵害を意図していなかったことを理由に、被告の責任を否定した。その結果、最高裁は、請求を棄却した。このような望ましくない事態を回避するには、摘発を実行する前に、警告書を送付することをお勧めする。警告書を送付することが、摘発において障害となることがあるものの、警告書の送付はそれでもなお推奨される。なぜなら、摘発が事前予告なしに実施された場合と比べ、警告書を送付することで摘発を行う確固たる根拠を得ることとなり、裁判所によって最終的に請求が棄却されるリスクを下げるからである。

民事訴訟

友好的な和解を達成するために知的財産権者が努力したにもかかわらず侵害者からの協力を得ることができなかった場合、知的財産権者は、知的財産と市場を守るために、訴訟提起というより強力な法的措置を講じる必要がある。

知的財産侵害の有無が明確でないケース、すなわち類似商標や一定の特許侵害事件においては、民事訴訟提起が好ましい。民事訴訟における立証負担は、刑事訴訟におけるよりも軽くなるためである。また、利用できる救済措置には、差止命令だけでなく、損害賠償が含まれている。知的財産国際貿易裁判所における訴訟開始前に、知的財産権者は、直ちに侵害活動を停止させるために、暫定的な救済措置を検討することがある。これは、裁判所に対して、予備的差止及び侵害証拠の搜索差押のための **Anton Piller Order** を発令することを要求することも含んでいる。裁判所が、**Anton Piller Order** を発令した場合、効果は、警察や DSI による差押えと同等である。

更に、警察や DSI とは異なり、裁判所は侵害者に対して直ちに侵害行為をやめるよう命じることができることから、裁判所が予備的差止命令を認めた場合、その効果は、単なる摘発よりも大きい。民事訴訟で勝訴した場合、知財財産権者は、その後、相手方が侵害行為（侵害製品の製造および/または販売など）に従事することを防止する、差止命令を取得することができる。また、知的財産権者は、侵害の結果、発生した損失（逸失利益やリーガルコスト等を含む）について、損害賠償を求めることができる。

経済産業省受託事業

タイにおける模倣品流通実態調査

発行

日本貿易振興機構バンコク事務所 知的財産部

協力

Tilleke & Gibbins International Ltd.

2020年3月発行 禁無断転載

本冊子は、2019年度に日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部が調査委託を行ったTilleke & Gibbins International Ltd.が作成した調査報告等に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。

Copyright(C) 2020 JPO/JETRO. All right reserved.